江戸懷古錄

熊田葦城纂述

★

奠都記念會發行

永祿年間の江戸及び其附近

江戸城の新舊

江戸城の遠景

西丸大手（舊二重橋）

序

熊田葦城君は篤學達筆の士なり。好んで舊蹟遺事の闡明に努め、探究倦まず、稿積んで山を成すと聞く。曾て日本史蹟を著はして令名あり。今亦江戸懷古錄を編述し、江戸の舊事より其歷史文藝に及び趣味津々として盡きさるものあり。舊江戸は本府に於ける重要なる史蹟なり、聽て一種の鄕土史と觀るを得ん。今や印刷成り將に世に公にせんとす、序文の

囑あり、予常に此種の完書乏しきを憂ふ、乃ち一言を卷首に叙すること爾。

大正七年四月

東京府知事　井上友一

江戸懐古錄序

今の東京は、元の江戸なり、元の江戸は、即ち古の武藏野なり。武藏野一轉して、江戸となり、江戸再轉して、又東京となる。東京の現狀を知るもの、誰か江戸の光景を思はん、江戸の光景を知るもの、又誰か武藏野の荒凉を思はん。

太田道灌一たび城市を設けて、忽ち武藏野の一變化を來し、徳川家康二たび覇府を開きて、更に江戸の一轉進を促す、畏くも明治天皇の三たび帝都を奠めさせ給ふに及びて、愈ゝ東京の大發展を推進し來る。

今の東京は、居然たる東洋第一の大都府なり、六十萬の戸數と、二百五十萬の人口とを包容して、尚足らず、四里四方の舊都は、延びて十里となり、二十里となり、八百八街の舊區は、進んで二千とな

り、五千となり、莽蒼たる古の武藏野を闢き盡して、彪然たる大東京を現出せずんば、止まざらんとす。
顧ふに武藏野の一變化を來せるものは、道灌の卓功なり、江戸の一轉進を促せるものは、家康の偉勳なり、然り而して東京の大發展を致せるもの、一に明治天皇の盛德丕績に由らずんばあらず。
二物ありて、此に大小を知り、兩個ありて、此に長短を分つ。
余の奠都五十年に際して、特に武藏野の往事を叙し、及び江戸の舊事を錄するもの、何ぞ道灌の功を頌し、家康の德を謳はんが爲めならんや、畢竟彼れを想ひ、此れを見て、明治天皇の聖恩を謝し奉るの資と爲さんと欲するの微意に外ならず。
雲雨を畵けば、龍を畵かずして、龍自から其中に在り、能く見るもの、之れを知らん。

大正七年四月

熊田宗謙識

凡例

一、明治維新以來、纔に半百年、事物の進歩、市街の變化、殆と意想の外に出づるものあり、是れ皆東都定鼎の結果ならずんばあらず、凡そ古きを温ねずんば、新しきを知ること能はず、乃ち奠都五十年に際し、往時の事蹟を記して、現時の進歩を知るの資料となさんと欲し、維新以前に於ける江戸の雜事を蒐錄し、題して江戸懷古錄と曰ふ。

一、本書は諸家の著書、隨筆中より、江戸に關する事蹟を抄錄せしものなりと雖も、其文章は盡く改作して、殆と原文の儘に採錄せしものなし、是れ唯全篇の文體を統一せんと欲するの意に外ならず、他に深き理由あるにあらず。

一、本書は本と余の報知新聞紙上に掲載せる所を加除訂正せるものにして、其排列の順序は、粗ゝ年代に由れりと雖も、市井の雜事に至りては、往々其間々に混入せるものあり、是れ其先後を分ちがたきに由る。

一、本書に今を距ること幾年とあるものは、皆大正六年より遡りて計算せるものと

知るべし。

一、報知新聞紙上に掲載せるものゝ中に、和宮の御事蹟あり、其記事數十回の長きに亘るのみならず、本書中に列載するは、其體を失するを以て、幕末秘史と題して、別に刊行することゝなせり、看者請ふ諒せられよ。

大正七年四月

著者識

江戸懷古錄目次

目次

江戸懷古錄目次終

江戸懐古録

熊田葦城纂述

一　武蔵野の今昔

古の武蔵野は草の海なり。西は秩父に起りて、東は海灣に劃られ、北は利根川に枕みて、南は相模野に隣す、天濶く、地坦かにして、山々唯遠く低く縁どる。莽々蒼々たる大草原、遠く長空に接して、涯際を見ず、月は草より出でゝ草に入り、虹は原より起りて原に跨がる、歸雲空しく野に迷ふ、倦鳥何くに翼をや休む。南薰草葉を渡りて、碧波ゆら〳〵と搖らめき、金風蘆花を掠めて、白浪はら〳〵と碎けて散る。一望蒼茫の間、林樹こんもりとして茂れる小丘、二つ、三つ、四つ、彼處此處に散在せるもの、正しく是れ陸上の孤島。林外鯨鐘の吼ゆるは、古寺の在るところ、梢上華表の聳ゆるは荒廟の坐ますところ、夜陰冥色を破りて、燈火の風の瞬くさま、自ら漁

火の幽趣を帶ぶ。
枯草人よりも高く、白日夜よりも寂たり、邑遠くして、馬牛影稀れに、家疎にして鷄犬聲閑けし、野徑縱横に通じて、旅客東西に迷ふ、僅かに芙岳を望んで、馬首を進むるもの、亦た舟人の北斗を睨んで楫路を定むるにも似たらん。若し夫の草色水の如く、雲影波の如きところ、布帆風を孕んで江流を下るの活光景を見ては、誰か復た草の海にあらずと言ふものぞ。奇なる哉、信州には雲の海あり、備後には霧の海あり、我が武州亦た此茫々たる草の海あること。然れども雲霧は朝暮に變ず、滄海尙ほ桑田に變ずるを思はゞ、草の海亦た何ぞ變じて、花の都となるの時なかるべき。

日徂き、月往き、星移り、物換はりて、世も變じ、時も遷る、太田道灌一たび此に城を築きてより、前に狐兎の巣窟たりし草原、後ち一變して覇主の柳營となり、又再變して聖皇の楓宸となる。看よや四里四方、市鄽軒を接して、炊煙雲に連なり、八百八街、樓臺空に聳えて、燈光星に接す、晝は彩旗風に飜へり、夜は電花天に映ず、眞個是れ花の都にあらずして何ぞや。

古は草より出でゝ草に入れる大月、今は甍より出でゝ甍に入り、古は原より起りて

原に跨れる長虹、今は軒より起りて、軒に跨がる。此の如きの變化、天上の月も驚き、虹も驚き、雲も、鳥も亦た皆驚かん、何ぞ啻地下の人のみならんや。若し道灌を九原より呼び起して見せしめなば、其惘然として自失し、呆乎として瞠若たるや必せり。今や奠都五十年の期に際して、少く往時の狀況を回思せんかな。

二　武藏の守護

武藏の國府は、多摩郡に置かる、今の北多摩郡府中驛是れなり。今より一千二百十五年前、即ち大寶三年、引田朝臣祖父の武藏守に任ぜられてより、世々の守護、皆此地に居る、彼の興世王の如き、藤原秀鄕の如き、亦た然り。源頼朝の覇府を鎌倉に開くに及び、平賀左兵衛尉義信の平治の亂に勳舊あるを思ひ、朝廷に奏し請うて、武藏守となす。義信國政を執ること、公平にして私なく、國民皆悅服す、建久六年、頼朝書を與へて、之れを賞し、且つ

『後來當國に守たるものは、義信の行を以て、法則と爲すべし。』

との書を、府廳の壁に掲示せしむ、其後、足利左馬頭義氏北條氏の外孫を以て、此國の

守護となり、尋で北條式部丞泰時之れに代る。左れども泰時は執權として鎌倉に在るを以て、復た此國に來り莅まず、府廳自から廢止せらる。爾來執權若くは北條氏の一門、武藏及び相模、陸奥の守護に任ぜらるゝの例となる。

建武中興に及び、足利左兵衛尉尊氏此國の守護に任ぜらる、尊氏の叛するに及び、其子義詮鎌倉に在りて、此國を管す。正平四年、義詮の弟左馬頭基氏、關東の管領となりて、此國を管し、傳へて持氏に至る。永享十一年二月、持氏の亡ぶるに及び、上杉安房守憲實此國を領し、持氏の子成氏、再び管領となるに及んで、復た其領有に歸す。既にして上杉兵部大輔房顯、上杉修理大夫持朝等皆叛きて、成氏古河に奔り、關東大に亂る。

長祿の初、澁川左衛門佐義鏡關東探題の任を受けて、蕨城に鎭す。左れども八州の將士、命に服せず、房顯は深谷に據り、持朝は川越に居りて、此國を分掠す。

太田道灌の江戸城を築くに及んで、此國概ね扇谷上杉氏の有に歸し、持朝の子定正に至りて、全く一州を略す。尋で北條氏の有となり、更に徳川氏の有となるに及んで、府を江戸に置く、是に於てか江戸大發展の機運を開き來る。

三 隅田川の都鳥

遠きむかし武藏に遊べるものゝ中には、在五中將業平の如き、其著き一人なりかし。

業平の此處を過ぎれるは、天安二年の頭、即ち今より一千五十九年の前に在り。

業平は平城天皇の御孫にして、阿保親王の第四子なり、其容姿の人に優ぐるゝ如くに、其和歌も亦た世に双ぶもの少なし。

二條の后高子の尚ほ凡人にて在はせし頃、忍び〳〵に契りて、倶に春日野のあたりに隱れ住む。

高子の二兄國經、基經、其隱家を捜し索めて、高子を取り戻し、憤怒の餘りに、業平の髻を剪る、二人の縁も、倶にふつりと切れぬ、業平頭を撫しつゝ、

「斯くては是非もあらじ、髮の伸びん間、歌枕見て來ん。」

と思ひ定め、二三の人を從へて、東路へさ向ふ。

去るにても業平何とて斯かる振舞をなしけん、今の我が髻ならねど、いふにいはれぬ譯こそあらめ、強がち尋常落子の所爲にはあらじ。

業平京師を發し行き〳〵て、相州に達し、藤澤のあたりより折れて左に入り、相摸の原を過ぎて、武藏の野に懸かる、後鳥羽院の

逢ふ人に問へど變らぬ同じ名の幾日になりぬ武藏野の原

と詠み給ひける如く、今日も明日もと同じ名の武藏野を辿り〳〵て、武總の間を流るゝ隅田川の畔に着く。顧みて後方を見れば、茫々たる草原の端に、富士が根高く秀でゝ、我れを見送る氣に見ゆ、

『最と遙かにも遠くまで來にけり。』

と思へば、流石に躊躇して、舟にも上らず、渡守の

『日も暮れなんに、疾く〳〵。』

と促がすまゝ、漸う舟に乘り移る、心自から物哀しきに、白き鳥の嘴と足との赤きが、河つらに彳む、業平見て

『何の鳥ぞ。』

と問へば、渡守唯

『都鳥となん。』

と答ふ、業平聞きて鄕思油然として起り、

名にしおはゞいざ言問はん都鳥我思ふ人はありやなしやと

その一首を詠ず、千古の絶調、誰れか之れに賡ぐべきものぞ。今の言問の森、言問の渡、言問團子の名、皆此歌に基づく、春天此處に遊ぶもの幾萬人、復た斯人を思ふもの〻有りや無しや。

（附言）業平の東國へ下りける時、武藏國入間郡三芳野の里に來つて、たのむの雁の歌の應酬あり、乃ち川越の方より來れるを知るべし。

四　隅田川の謠曲

墨江の哀史を梅若の事蹟とす。

梅若は京師北白川に住める吉田少將維貞の子なり、五歳にして、父を喪ひ、七歳にして、叡山に登り、月林寺に入りて、業を受く。

東明院に兒僮あり、松若と曰ふ、常に才學を爭へども、百事梅若に及ばず、東明院の僧、之れを遺憾とし、爲めに月林寺の僧と衝突すること屢次。梅若事の己れより起るを憂ひ、密に山を脱して、家に歸らんとし、路、大津を過ぐ、信夫藤太と言へるものあり、陸奥の產なり、梅若の美容を見て悅び、之れを勾引して東下し、武藏に入りて、隅田

川を過ぐ。

梅若道途の艱に惱み、終に病んで死す、時に三月十五日なり、終に臨んで、

尋ね來て問はゞ答へよ都鳥隅田河原の露ときえぬと

との和歌を詠ず、其調悽惋にして、人の腸を斷つ。

僧志圓なるもの之れを憫み、土人と謀りて、其屍を埋め、柳樹を植ゑて、後の標章となす、今の木母寺の在るところ是れなり。事は寛和年間にして、今を距ること九百三十餘年前に在り。

古來謠曲多しと雖も、武藏に關するもの甚だ少なし、德川家康入國の後、隅田川の曲を作らしめて、口に上ぼす。隅田川の曲は、乃ち梅若の母、狂人となりて、我子の踪跡を尋ね來り恰も翌年の命日、其法會を催せる際に遭逢せる所の光景を叙せるもの、句々自から悲愴の韻あり。

（附言） 幕府作事方の町棟梁溝口九兵衛筑後と稱す、天性彫刻に妙を得、十三歳の時、牛若の像を刻す、木母寺の僧、筑後の父と親み善し、これを見て、頻に懇望し、恰も家綱將軍其堂宇を建立せし際なるを以て、携へ歸りて、梅若の像となす、牛變じて梅となる 亦一奇、此寺元と梅若寺と曰ふ、近衛關白信尹梅字を分ちて木母寺と名づく。

五　江戸の古刹

今や都下の寺院は、一千百七十の多きに達せりと雖も、其一千年以上の古刹は、纔かに淺草の淺草寺及び千駄ヶ谷の聖輪寺の二寺あるのみ。

聖輪寺は眞言宗にして、行基菩薩の開基に係る、行基は聖武天皇の天平二年二月二日、八十二歳にして終ると言へば、今より一千百八十八年以前の人なり、然らば則ち少なくも一千二百年前後の創建に係るや疑ふべからず。

淺草寺は天台宗に屬し、其創始は更に之れよりも古きが如し、推古天皇の三十六年三月十八日、檜熊濱成、竹成と呼べる兄弟の漁夫、宮戸川に出でゝ、網を下し、黃金の觀音像を獲て、大に悅び、宅を捨てゝ寺と成す。孝德天皇の朝、勝海上人此寺に練行を積みて、堂宇を修造し、朱雀天皇の朝、平安房守公雅此佛に祈願を籠めて、寺觀堂塔を建造し、是れより頓に其面目を改めしと傳ふ。推古天皇の三十六年は、今より一千二百八十九年前なり、孝德天皇の朝は、千二百五十九年前なり、朱雀天皇の朝は、九百六十八年前なり、三者孰れにするも、其最古の寺院たるを失はじ。

今は千駄ヶ谷の如きも、戶口年々繁殖す、況して淺草に至りては、市鄽櫛比し、居民密集して、東都第一の繁華となり、賽者蝟の如くに集まり、行人螻の如くに續きて、肩は肩と摩し、人は人に醉はんとす。

誰れか知らん此處にも安達ヶ原の孤家に劣らぬ怪事のあらんとは。往時、觀音の附近に一つの民家あり、夫婦と少女との三人、此處に住む、其家の傍に一つの石あり、これを枕石と稱ふ。父母其少女の容貌醜からぬを幸ひ、遊女に仕立てゝ、道行く人を誘はしめ、彼の枕石のほとりにて、語らふ所を、不意に出でゝ撲殺し、其衣服及び所持の品を併せて、之を奪ふ。少女父母の惡業を見て、淺間しさ言はん方なし。

『憂たてやな、幾何もなき世に、斯かる罪劫を積みて、父母諸共に永く惡趣に墜ちんこと、悔ゆるとも及ぶべからず、所詮父母を出し拔きて見ん。』

と思ひ極め、父母に向ひて、

『道行く人あり、連れて參らんに、忍び玉へ。』

と欺き、男の如くに裝ひて、彼の石のほとりに臥す。父母時分を計りて忍び寄り、唯一擊の下に擊ち殺して、其顏を見遣り、

『ヤヽ、娘なりしか、仕なしたり。』

犇と死骸に縋りて、泣けど、叫べど、甲斐とてもなし。母は悲嘆に心亂れ、傍の池に身を投じて死しければ、父も一念發起して、妻と娘との菩提を弔へりとなん。文明十八年の冬、近衛准后道興、關東廻國の時、淺草に詣でゝ、此話を聞き、

　罪とがのつくる世もなき石枕さこそは重き思なるらめ

との和歌を詠ず、母の投じたる池を姥ケ池と稱す、馬道六丁目あたりに在りしも、今は其跡形だになし。今や世進み、地開けて、繁華第一の巷となり、古の一つ家、其影を沒して、千の一つ家、新たに軒を列らぬ、愼むべく、恐るべきは、枕石の畔にこそあれ。

六　江戸の古驛

澁谷は郡部へ〳〵と競り出す今日こそ、戸口も增殖し、地價も昂騰しつれ、近く八九年前までは、眞に蕭條落莫たる郊外の一寒村に過ぎざりしなり、誰れか知らん、遠き一千年の往時に於て、此地實に奥州街道の咽喉なりしならんとは。

奥州街道は澁谷より千駄ケ谷、富塚、瀧野川、西ケ原、平塚、箕輪の各地を過ぎ、隅田川を

越えて、隅田村の方へ至れるものにして、今の東京の市外を、西より北、北より東へと迂回せしなり。憐れむべし、今は東洋第一の大都會と誇負せる東京も、當時は全然奥州街道の圏外に彈き出されしなり。

旅人の行く方々に踏み分けて道あまたある武藏野の原

實にも西より東、北より南、乃至斜より斜に、縱横幾線の小徑こそありたるべけれ、其脊髓を貫通せる幹線は、此一條の奥州街道あるのみ。

澁谷は實に此街道に於ける樞要の一驛なり、日として倥偬たる旅人の影を見ざるはなく、琳玲たる馬鈴の音を聞かざるはなかりしならん、爾かも一歩江戸の方に進めば、野草茫々く晝尚ほ物凄き狐兎の巣窟たりしことなるべし。左れば今より八百六十餘年前、即ち永承六年、鎭守府將軍源賴義の其子八幡太郎義家、加茂次郎義綱等と與に、陸奥に下向せし時の如きも、亦た此本道を取れるなり。

當時、川崎土佐守基家と言へるもの、澁谷に住して、澁谷六郎と稱ふ、實に鎭守府將軍平良文六世の孫なり。

（附言）良文より忠賴、將恒、武基、武綱を經て、基家に至る、江戸砂子に良文の曾孫となせるは誤なり。

賴義父子其館に滯留すること數日、原宿龍岩寺門前に於て、兵士の勢揃を行ふ、故に今も其小坂を勢揃坂と稱す。是れより後十二年、即ち康平六年、基家應神天皇を齋き祀りて、澁谷八幡宮と曰ふ。基家の子を金王丸と呼び、長じて平三重家と稱す、是れより子孫皆其幼字を金王丸と名づく。境内の名木を金王櫻と言ひ、祠名を一に金王八幡と稱するもの、此に因す、實に江戸古祠の一なり。

若し神奈川街道の出來ざる當時、東海道鐵道を敷設したりしとせよ、此澁谷こそ或は新橋の株を奪うて、東京の表玄關となりたることとなるべけれ。人に運不運ある如く、土地にも亦た遇不遇あり、今や山の手線の一驛となりて、纔に奥羽と東海道との聯絡を取れるに止まるもの、亦た時運變遷の及ぼせる結果ならずとせんや。

（附言）舊幕時代に、泉州岸和田藩主岡部家の別邸たりし處、基家の澁谷館址なりと云ふ。

七　氷川神社の由來

武州には氷川神社甚だ多し。

一は北足立郡大宮町に在るもの、古來武州の一の宮にして、今は官幣大社たり、二は

赤坂區氷川町に在るもの、三は麻布區本村町一本松に在るもの、四は小石川區植物園の北に在るもの、五は豐多摩郡澁谷村羽根澤に在るもの、六は同じく澁谷村羽根田に在るもの、七は西多摩郡氷川村に在るもの是れなり、此の如く武州に多くの氷川神社を勸請せられたるは、何故なるか。

氷川は即ち簸川なり、雲州簸の川上は、素盞嗚尊の八岐大蛇を退治して、奇稻田姫を娶らせ給へる處、

八雲立つ出雲八重垣つまごめに八重垣つくるその八重垣を

とは、此時詠じさせ給へるものにして、實は三十一字詩の嚆矢なり。

素盞嗚尊の御子大巳貴命、國土經營の任を全うし、稱して大國主命と曰ふ、後ち天祖の神勅に從ひ、國土を天孫に讓りて、天日隅宮に隱居し、天穗日命之れに事へまつる、世に謂ふ出雲の大社即ち是れなり。穗日命の子を建比良命と曰ふ、其十世の孫兄多毛比命、始めて武藏國造となる、武藏國造と出雲國造とは、實に一系より出でたるもの。兄多毛比命の子孫、是れより武州に繁殖し、土着し、其祖穗日命の事へたる大巳貴命と、其父素盞嗚尊並に奇稻田姫とを祀り、簸川に縁みて、氷川の社と稱せしな

り。武州に氷川神社の多き所以のもの、全く是が爲めのみ。それにて思へば、先年、男爵千家尊福君の出雲國造の家より出でゝ、東京府知事に任ぜられたる時の如き、定めて兄多毛比命の古を偲びて、感慨無量なりしならん。世に緣結の神と言ふは、出雲の大社にはあらずして、八重垣神社なり、八重垣神社は雲州八束郡大庭村大字佐草に在り、素盞嗚尊、奇稻田姬及び其子大巳貴命を祀る、實に我が氷川神社の祭神と同一なり。

近年、日比谷大神宮に於て結婚式を擧ぐること、都人一種の流行となる、神靈若し出雲と武藏とに於て差異あらせ給はずんば、此氷川神社に於て結婚式を擧げんこと、亦相應しからずとせんや。

八　竹芝寺の由來

竹芝寺とは紫生ふ武藏野の古刹、伊皿子のあたりとばかりにて、其跡定かならず、三田聖坂の濟海寺こそ、其遺趾なれとも言ひ傳ふ。

そも此竹芝寺には、如何なる由緒由來かある。今はむかし竹芝の莊の男、火燒屋の火たく衞士となりて、京師に上り、夜な〳〵篝を燒きて、大庭を守る。或時、姬宮の御簾の際近く出で給ひ、柱に凭り掛かりて、此方を御覽ずるとも知らず、彼の男御前の庭を掃きつゝ、

『などや苦しき目を見るらん、我が國に七つ三つ作り据ゑたる酒壺に、さし渡したる直柄の瓢の、南の風吹けば北に靡き、北風吹けば南に靡き、西吹けば東になびき東吹けば西になびくを見て、かくてあるよ。』

と打ち呟く、姬宮不圖聞召されて、

『扨も如何なる瓢の、如何に靡くらん。』

といみじう床しく思しける儘、御手づから御簾押し上げて、

『あの男、こち寄れ。』

と御言葉を掛け給へば、彼の男ハッと答へて、高欄の下近く蹲まる

『酒壺の事、今一かへり、われに言ひ聞かせよ。』

と宣はせば、彼の男又も

『我が國に七つ三つ作り据えたる酒壺の……。』
と謠ふ姫宮如何に感じ給ひけん、
『われ率て往きて見せよ、思す由もあるに。』
と仰せければ、畏こく、恐ろしうこそ覺ゆれ、辭ひまつらんやうもなきに、其儘負ひまつりて、御所より拔け出づ。其夜、瀬田の橋に掛りければ、橋桁一間ばかり毀ちて、追手を防ぎ、七日七夜を經て、武藏の國に達す。御所にては姫宮の見えさせ給はぬに、嚴しく搜し索め給へば、
『武藏の國の衛士の男、最と麗はしき方を負ひて、逃げ失せぬ。』
と言ふものあり、急ぎ彼の男を見せしむれども、在らず、
『左らば元の國にこそ、疾く逐へ。』
とて人を遣はし給ふ、瀬田の橋桁毀たれて、越えがたきに、三月の頃、漸う武藏の國に着く、頓て彼の男を求むるに、姫宮召させて、
『われ然るべき因緣なりけん、此男の家床しくて、伴はれ來つるに、いみじうも住み好くこそ覺ゆれ、此男罪なはれなば、跡の此身を如何にやすべき、是れも跡を垂る

べき宿緣にこそ、早や歸りて、此由朝廷に申せ。』と仰せければ、其儘京師に歸り上りて、此由を申す、主上聞食されて、『是非もなや、其男罪しても、今は此宮京師に還すべきにもあらず、竹芝の男の生けらん限り、武藏の國を預け取らせよ。』と宣はせければ、彼の男の家を內裏の如く構へて、宮を入れまつる、其生み給へる子ども、頓て武藏といふ姓を賜はる。斯くて宮など亡せ給ひて後、其家を寺となして、竹芝寺と號づく。

今より九百八十年前、即ち承平の頃、此國に足立郡司判官代武藏武芝と云ふものあり、是れぞ其子なる人なりかし。酒壺の節謠はん男、今も上流の家に多し、愼むべきは西に東に靡かん直柄の瓢の女心にこそ。

九　芝崎の將門塚

東京の眞中、爾かも丸の內大手町なる大藏省の構內に、一の古塚あり、將門塚と曰ふ、相馬小次郎將門の遺骸を埋むる所なりと言ひ傳ふ。

參謀本部に有栖川宮の御銅像あり、海軍省に西鄉元帥等の銅像あるもの、皆夫々の因緣あり、大藏省に此將門塚あるもの、知らず是れ何の謂はれ因緣ぞや。六郞蓮花に似たるにあらず、蓮花、六郞に似たりとやらん、大藏省の構内に、將門塚あるにあらず、將門塚の構外に、大藏省あるものなるを知らざるべからず、論より證據、其來歷を尋ね見よ。

明治の世となりてこそ、大藏省を置かるれ、幕府の時には、此處は諸侯の邸地たりしなり。

維新の際までは、姬路侯酒井雅樂頭忠顯の本邸たり、而て將門塚は其以前より在り。五代將軍の時には、古河侯堀田筑前守正俊の本邸たり、會津侯松平肥後守正容の本邸たり、而して將門塚は其以前より在り。四代將軍の時には、下馬將軍酒井雅樂頭忠淸の本邸たり、二代將軍の時には、大老の鼻祖土井大炊頭利勝の本邸たり、而して將門塚は尙ほ其以前より在り。利勝の此邸地を賜はるまでは、日輪寺と呼べる古刹あり、芝崎村の一部なりしを以て、一に芝崎道場とも稱せらる。扨は讀めたり、何人か此日輪寺の境內に、將門塚を建てたるならん。否な然らず、否な／＼然らず、日

輪寺は延文年間、遊行上人眞教坊の建立せるところ、而して將門塚は尚ほ其以前より在り。然らば則ち將門塚は何れの代、何れの時より設けられしか、他なし、今より九百七十八年前、即ち天慶三年の頃に在り。此年二月、將門の誅に伏して、首を京師に送らるゝや、其骸逐うて此處に來りて倒る、因りて此地に葬むる、今の將門塚是れなり。

爾來種々の災異あり、人以て將門の祟りとなし、其首を京師より申し下して、此處に合せ埋む、而かも災異尚ほ止まず。後年眞敎坊東巡して、これを聞き、一祠を建てゝ、將門の靈を祀り、稱して神田明神と曰ひ、別に一寺を其祠邊に建てゝ、自から此處に居す、日輪寺即ち是れなり。

將門は元と一門と私鬪せしのみ、朝廷に背反せしにあらず、然るに誤つて逆賊の名を蒙むる、蓋し死すとも瞑する能はざりしならん。今や幸にして百世廟食の神となる、英魂始めて安んずる所ありけん、災異是れより復た起らず、爾年毎年九月十五日を以て、祭祀を執行すること二百三十年、天正十八年八月、德川家康の入國するに及びて、社寺移轉の運命に會し、日輪寺は一たび白銀町に移り、二たび東神田谷原町に移り、三たび淺草に移り、神田明神亦た神田橋外に移り神田臺に移り、湯島臺に移る。

獨り將門塚のみは、依然として此地に在り、其四周は諸侯の邸第となりて主人は幾回か變更せしも、此塚のみは動かず、樓臺は幾回か燒失せしも、此塚のみは滅せず、星移り、物換り、大藏省を置かるゝに至りても、尙ほ渝はる所なきなり。將門塚の由來此の如し、見るべし大藏省の構内に、將門塚のあるにあらずして、全く將門塚の構外に大藏省のあるものなることを。

將門塚の咫尺、今は至尊の宮闕となる、英魂夫れ長へに皇基を護れ、生ける日、叛賊の名を受くるも、死して後、忠義の鬼とならば、亦た其身の幸ならん。

一〇　武藏野の經聲

時は今より七百六十一年前、即ち保元二年中秋の夕。

何事ぞ西行法師、其名に反して、唯東へ〳〵と向ふ、今しもとぼ〳〵と辿り行くは蘆花風に飄へる武藏野の原。

　武藏野は行けども秋の果ぞなき如何なる風か末に吹くらん

と口吟みつゝ、草より出でゝ、草に分け入る、塵外の身にも、尙ほ降り積るは旅路の塵、

折りしも風の齎らす讀經の聲、嫋々として斷ては復た續く。西行ハテナと笠を傾けて、四邊を見廻はし、聲を案内に歩みを運べば、草を拓き、茅を束ねて、小さき庵を結べる老僧あり頭には雪を戴き、眉には霜を置く、形ばかりの机に向ひて、餘念もなく打ち誦ずるは、正しく是れ法華經。思ひきや道としもなき武藏野の中に御法の道あらんとは、西行床しさ言はん方なく、立ち寄りて、表より聲を掛くれば、やをら此方を振り向く老僧、

『これは〳〵旅の僧にて在はしけるか、人なき里は、人こそ戀しけれ、いざ御通り候へ。』

と請ずるまゝ、西行、

『左らば許させ玉へ。』

草鞋の紐も、解きあへず、そこ〳〵に座に着く、一室の中、蕭然として一物もあらず、老僧問はるゝ儘に、

『我れは郁芳門院の武士にて候ひけるが、指を僂ふれば、早や六十とせの昔、女院圖らずも亡せ給ひければ、餘りに浮世の果敢なさに、手づから髻を切り捨てゝ、住み

慣れし花の都を立ち出で、野ともなく、里ともなく、辿り行き候程に、但ある說法の砌に參り合せて、法華經の中にこそ、十方佛土中、唯有一乘法、無二亦無三と宣はせつれ、一乘妙典に過ぎたるいみじき御法なしと說き聞かせられ、左らば後生の爲めに、法華經をこそ誦み奉らんと思ひ立ちて、夫れより後は、行住坐臥唯此御經をのみ誦み奉つるにて候へ、此野中に住みて、旣に多くの年月を送りぬれども、御經の力にや、寒暑にも冒されず、虎狼にも戕はれず、食物などは、時々ゆゝしき天童の來りて、雪の如くに白き物一つ給びぬれば、食はざる先に、早や腹のふくれ候。』と物語る、これぞ天諸童子、以爲給仕の妙文に合へるもの、身は旣に仙中に入りぬるにやあらん。

郁芳門院とは白河天皇の皇女媞子內親王と申して、西行の生まるゝ十八年前、卽ち永長元年八月七日、御年二十一にて、薨れさせ給ふ、金桂の枝、風に折られて、明月の影、雲に掩はる、猛き武夫なりとて、何ぞか腸を斷たざらん。西行も女院の甥に當らせらるゝ鳥羽上皇に仕へ奉つりて、北面の武士たりしもの、弓矢の道を捨てゝ、佛道の門に入りぬることと、彼我相似たり、これを聞きて、感慨の情、自から深く、互に往時の事

を語りて、懷舊の淚に咽び、曉ばかりに名殘惜くも、

いかで吾清く曇らぬ身となりて心の月の影をみがゝん

秋は唯今宵ばかりの名なりけん同じ雲井に月は澄めども

など打ち誦じつゝ、又も飄然去つて東へと向ふ。

月○白○風○清○夕○　西○行○東○下○時○　兩○僧○談○底○事○　唯○有○一○燈○知○

去るにても西行の訪へる老僧の菴は、何れの野、何れの處なりけん、世遠く、時古りて、今は天上の月も知らず、原上の草も亦た知らじ。

二　武藏野の逃水

武藏野の逃水と言ふものあり、筑紫の不知火の如く、越中其他にて見ゆる蜃氣樓の如きものにして、眞の水にもあらず、川にもあらず。春夏の交、天麗かにして、風和らけるの日、遠く彼方の草原を望めば、水影さら〳〵と流れ〳〵て、波光ゆら〳〵と搖らめき渡る、人や、馬や、舟や、皆其中を行くかと思はるるばかり、五彩絢爛として、繪よりも美くし。

人若し進んで其處に到れば、唯草を見て、水を見ず、水は去つて、更に遠き前方に在り。我れ進めば、水も進み、我れ行けば、水も亦行き、逐へども〳〵、終に及ぶべからず、其狀、宛から水の逃ぐるが如し、故に名づけて逃水と曰ふ。これ地氣の蒸昇して、靑草綠葉の上に搖らめくもの、亦た一種の陽炎に外ならじ。

逃水の現はるゝは武藏野の何處の方なるべきか、關八州古戰錄に、其水多摩郡府中の六所明神の邊に在りとあるを見れば、最も多く府中の邊にて見えたるものか。

あづま路にありと云ふなる逃水のにげ隱れても世をすごす哉

とは源俊賴朝臣の詠ずるところ、死屍を躍り越えても勇進する關東男兒、これを見て果して如何の感かある。去るにても俊賴は今より七百五十年以前の人なり、逃水の名、如何に古くより世に高かりしかを知るべし。

今や世變り、時進みて、茫々たる武藏野の廣原、盡く闢かれて、人家となり、田園となり、菜圃となり、果苑となる、當年の逃水、終に逃げ去つて、復た見えずなりぬ。

あづま路にありと云ふなる逃水のにげ隱れても名をのこす哉

（附言）奥羽地方の影波と言ふは、武藏野の逃水と同じく、後醍醐天皇の「沖の國燒火の浦に燒かぬ火の備後の木梨に今

ぞたくらふ」と詠し給ひし備後木梨のたくらふと言ふは不知火と同じものなりと云ふ。

二　武州の平氏

（一）

茫々として際なき武藏野の平原にも寺院あり、民家ありて、全然狐兎の窟宅し、豺狼の横行するに任せしにはあらず。特に今より九百七十餘年前、即ち天慶年間より、一豪族ありて、草萊の間に種を下し、根を生じ、其枝葉年と與に繁茂するに至れり、之れを誰とかする、平氏即ち是れなり。

平氏は桓武天皇より出づ、天皇の曾孫高望王の五子を良文と曰ふ、武藏大椽に任ぜられ、大里郡村岡に居る、因りて村岡小五郎と稱す、天慶二年、陸奧守に任ぜられ、鎭守府將軍に補せられ、三年五月、其姪將門の舊領を賜はりて、下總、上總、常陸介に任ぜられ、下總千葉郡千葉鄉に移る之れを坂東平氏の始祖とす。

良文の子忠頼、次郎と稱し、千葉鄉に居る、其系分れて千葉、土肥、畠山、葛西、豐島、澁谷、河崎、江戸、河越、稻毛、榛谷、小山田、長野、小澤の諸氏となり、兩總、武藏及び相模に居る。

忠頼の弟忠通、村岡小五郎と稱し、後ち相州鎌倉郷に居る、其系分れて三浦、鎌倉、大庭、俣野、梶原、長尾の諸氏となり、率ね皆相州の各地に居る。

忠頼の長子忠常、下總介に任ぜられ、續いて千葉郷に居る、之れを千葉の宗家とす。

忠頼の二子將常、武州秩父郡中村郷に居り、中村太郎と稱す、之れを武藏平氏の始祖とす。

治安三年四月、武藏介藤原眞枝の朝命に背くや、將常征討使の任を蒙り、相摸、上總の兵二千餘騎を率ゐて、眞枝を討じ、武州豐島郡に戰ひて、大に之れを破る　眞枝力盡きて終に自殺す、因りて其族黨三十四人の首と與に之れを梟す。

將常功を以て武藏守に任ぜられ、駿州益頭、武州豐島、上總埴生、下總葛西の諸郡を賜はる。

將常の子武基、秩父別當太郎と稱す、康治二年、謀叛の罪に坐して、佐渡に流さる、武基の子武綱、秩父武者十郎と稱す、鎭守將軍源賴義に屬して、武功第一の稱あり、武綱の子重綱、下野權介に任ぜられ、武藏留守所總檢校となる、重綱の子重弘、秩父太郎と稱す、相繼ぎて秩父の中村に居る。

重弘の子を重能と曰ひ、次郎と稱す、大里郡畠山に住して、畠山庄司と稱す、其子重忠も相次ぎて此處に居り、亦た畠山庄司と稱す。

重忠の弟重淸、北埼玉郡長野に居りて、長野三郎と稱す。

重能の弟有重、都筑郡小山田に居る、因りて小山田別當と號す。

有重の長子重成、橘樹郡稻毛十六郷の主となり、稻毛三郎と稱す、其子重政同じ郡の小澤に居り、稱して小太郎と

言ふ。

重成の弟重朝、同じ郡の榛谷に居り、榛谷四郞と曰ふ。

下野權介重綱の二子重隆、秩父次郞と稱す、其子能隆、入間郡葛貫に居り、葛貫別當と稱す、能隆の子重賴、同じ郡河越に居り、呼んで河越太郞と言ふ。

重綱の四子重繼、江戸の貫主となり、江戸四郞と呼ぶ、其子重長、江戸太郞と稱す。

武藏守將常の二子武常、下總葛西に居り、葛西次郞と稱す、武常の子常家、葛西六郞と稱す、其子康家、豐島郡豐島に居り、豐島太郞と號す、其子淸光、豐島三郞又は權頭と稱す、其子淸重、葛西三郞と稱す。

十郞武綱の二子基家、澁谷に居り、澁谷六郞と稱す、基家の子重家、橘樹郡河崎に居り、河崎平三と稱す。

上記の如く中村より分れて秩父となり、澁谷となり、葛西となり、秩父より分れて畠山となり、小山田となり、江戸なり、葛貫となり、畠山より分れて長野となり、小山田より分れて稻毛となり、榛谷となり、葛西より分れて豐島となり、尙ほ稻毛より小澤、葛貫より河越、澁谷より河崎となる、其葛西以外のものを武藏平氏となす。

其れ原は平なり、野も平なり、平氏の一族、武藏野の平原に盤踞せるもの、何ぞ因緣なしとせんや。

（二）

平氏の一族、一たび根を秩父に下せしより、其種族次第に武藏野に蕃殖し、蔓延し、東西各地に盤踞す、族廣く、衆多くして、其威武自から振ふ。世に相武の二州は、天下に敵すと稱へられたるもの、主として此平氏の一族なり、其如何に勇武絶倫なりしかを知るべし。然れども是等の平氏は、古來唯源氏の爪牙となり、羽翼となりて、其戎事、功業を助けしに過ぎず。

頼義の奧州を征せし時然り、義家の羽州を討ちし時然り、爲義、義朝の京師に戰へる時亦然り、特に頼朝の兵を擧げたる時に於て、最も其然るを見る。頼朝の石橋山に據るや、其股肱たり、腹心たりしものは、僅少なる近江源氏の外、伊豆、相模の平氏なり。頼朝一敗して安房に走り、更に捲土重來するや、先きを爭うて其幕下に馳せ屬せるものは、相州の三浦、總州の千葉以下、皆平氏の一族ならざるはなし。

特に武藏の平氏に至りては、畠山庄司重忠、長野三郎重清、豊島權頭清光、江戸太郎重長、河越太郎重頼、稻毛三郎重成、榛谷四郎重朝等、先に頼朝に抗せしもの、今や皆爭ひ

來りて、犬馬の勞に服せんとす、其旗を六所權現の祠前に樹つるや、遠近より來り集まるもの、實に二十八萬騎。

夷を以て夷を制するは、支那の秘策とする所、賴朝は乃ち平氏を以て平氏を討つ。坂東の平氏、皆源氏に背くを以て、不義とし、耻辱とし、各〻踴躍して進み、鼓譟して戰ひ險を越え、難を冒し、堅を摧き、鋭を拉き、終に京師の同族を殲して、源氏の覇業を開く。六國を亡ぼすものは、六國なり秦にあらず、平氏を滅ぼすものは、亦た平氏なり源氏にはあらず。坂東平氏の能く源氏の爲めに戰へること此の如し、爾かも其狡兎の死するに及んで、其身烹狗たるを免かれしもの、果して幾人ぞや。

三　隅田川の浮橋

武藏野の原に端はあれども、隅田の川にははしとてもあらず、唯纔かに舟筏を浮べて、往來の人を渡す。

治承四年八月、兵衛佐賴朝石橋山に敗れて、安房に遁がれ、檄を發して、上總、下總を徇ふ。九月十七日、上總を發して、下總の國府に向ふ、千葉介常胤、其子太郎胤正、次郎師

常、三郎胤成、四郎胤信、五郎胤道、六郎太夫胤頼、嫡孫小太郎成胤以下來り從ふもの三百餘騎。十九日、武總の境なる隅田川の畔に到る、會〻上總權介廣常二萬餘騎を率ゐて來り屬す。賴朝其遲參を怒りて、輙すく延見せず、土肥次郎實平を以て、『我れ勅諚を奉じて、義兵を擧ぐるに、汝何とて速かに馳せ參ぜざるぞ、後陣に在りて、追つての催促に從ふべし。』

と告ぐ、廣常悄然として退き、左右に向ひて、

『扨も佐殿こそ大事を成すべき御方にましましけれ、我れ此大軍を以て、其小勢を援くるものなるに、悦んで出で迎へ玉はんとこそ存じつれ、爭かで他人を以て遲參を攻め玉はんとは存ずべき、恐ろしく〳〵、誰人にもヨモ荒凉には討たれ玉ふまじ。』

と語り、是れより心を傾けて、賴朝に服す、實にも佐殿の膽亦た大なり、唯其頭の大なるのみにはあらず。

江戸の住人江戸太郎重長、豐島の住人葛西三郎清光の二人、亦た其一族を率ゐて來る、二人は曩に畠山次郎重忠に與みして、三浦大介義明を衣笠城に攻めたるもの、

頼朝又

『彼等曩に衣笠を攻めながら、今に及んで頼朝の陣に來ること不審なれ、大庭、畠山に與みして、後矢射べき謀にこそ。』

と詰る、二人大に恐れ、百方辯疏して、纔かに宥さる。既にして平軍東進の報あり、頼朝諸將を召して、

『今兩三日、此處に逗留し、上野、下野の兵を合せて、進發すべきか如何に。』

と問ふ、廣常

『其事然るべからず、今や平家小松少將維盛を大將とし、齋藤別當實盛を嚮導として、東國に發向せしとこそ承はれ、空しく數日を經る內、武藏、相模の兵士、若し大庭、畠山に從はゞ、由々しき大事に候はん、急ぎ軍を進めて、足柄山を越え、富士川を控へて、陣を取り玉はゞ、武藏、相模の諸人は、盡く御味方に馳せ參じ候べし、此兩國の兵だに隨はゞ、日本國は皆君の御指揮に服し候はん、上野、下野の輩の如きは、招かずして追つ繼ぎ〳〵に馳せ參り候べし。』

と說けば、頼朝之れに從ひ、重長、清光の二人を召して、

『疾く〳〵浮橋架せ。』

と命ず、二人頼朝の意釋けしを悦び、急に民家を毀ちて、浮橋を隅田川に架す。頼朝の全軍、悉く河を濟りて、瀧野川の松橋に陣す。八州の大名、小名、別當、庄司、檢校、允、介、二十騎、三十騎、五十騎、百騎、白旗を建て、白符を附して、來り屬するもの十餘萬騎。頼朝乃ち之れを率ゐて、府中に入り、神馬を獻じ、鏑矢を捧げて、捷を六所明神に祈る。事は今より七百三十八年前に在り。

他日頼朝の大業を成せるもの、實に此隅田河畔に於ける一棋奕の成功に基づく。

（附言） 隅田川の陣營は、隅田村なるべし、松橋は瀧野川村金剛寺の處にして、其境内に松橋辨天あり。

一四　江戸氏の家系

江戸氏は武州平氏の一なり。鎭守府將軍良文六世の孫中村下野守重綱の四子重繼、始めて江戸に住し、江戸四郎と稱し、又江戸貫首と言ふ、之れを江戸氏の祖とす。重繼の子を重長と曰ひ、江戸太郎と稱す、源頼朝に屬して功あり、江戸、木田見、丸子、小日向、柴崎、飯倉、高田の諸邑を食む。

重長七子あり、長を忠重と曰ふ、江戸太郎と稱す、次は氏重、木田見次郎と稱す、三は家重、丸子三郎と稱す、四は冬重、六鄕四郎と稱す、五は重宗、柴崎五郎、六は秀重、飯倉六郎、七は元重、澁谷七郎と稱す。

忠重の子重方、江戸四郎二郎と稱し、其子重持、江戸新次郎と稱し、其子泰重、江戸藤太郎と稱し、其子長門、遠江守と稱す、正平六年十一月晦日、足利將軍尊氏に從ひ、其弟直義と駿州薩埵峠に戰うて功あり。

長門の子高重、江戸藤太郎と曰ひ、遠江守と稱す、正平十三年十月十三日、新田左兵衛佐義興を矢口の渡に誘うて、之れを殺す、功を以て封邑を加へられ、任地に赴く途中、落雷の爲めに震死す、世以て義興の祟となす。

高重の子康重、三郎と曰ふ、右京亮と稱し、後ち駿河守と稱す、永享十二年、結城を攻めて功あり。

康重の弟重廣、家を繼ぎ、右京亮、駿河守と稱す、關東管領足利左馬頭持氏の亡びてより、武藏は轉じて上杉氏の所管に歸す、重廣乃ち去つて新管領足利政知に伊豆の堀越に仕ふ、後ち武州科上士に於て卒す、法名を湖山と號す。

重廣の子定重、孫六と呼び、右京亮と稱す、相州中郡寺棚に住し、上杉治部少輔朝良に屬す、大永四年正月十八日を以て卒す。

定重の子信重、又五郎と稱す、其子廣重、江戶小三郞と曰ひ、駿河守と稱す、北條左京大夫氏綱に屬し、天文二十四年七月二十四日を以て歿す、法名を喜山と號す。

廣重の子門重、江戶孫次郞と呼び、右京亮と稱す、其子常光、相繼ぎて小田原に住す。

常光の子賴忠、刑部少輔と稱し、武州木田見に移る、其子朝忠、攝津守と稱す、又伊豆に移る。

朝忠の子勝忠、始め小田原に仕ふ、後ち家康に仕へ、これより氏を喜多見と改む。

勝重の子を重恒と曰ひ、重恒の子を重政と曰ふ、若狹守と稱す、將軍綱吉に事へて寵あり、二萬石を食む、元祿二年二月二日、一族喜多見茂兵衛重治の事に坐して、封を褫はれ、松平越中守定重に預けらる、是に於て江戶氏の正統終に亡ぶ。

（附言）元祿二年正月、淺岡伊豫守なるもの、喜多見茂兵衛の無禮を怒り、刀を拔きて、之れを斬り、遁ぐるを逐うて、次の室に到る、茂兵衛の家臣、伊豫守を斬つて自殺す、因りて茂兵衛を斬に處し、伊豫守の子忠七郞を追放に處す　重政の封を褫はれしは、是が爲めなり。

江戸太郎高政なるものあり、亦た家康に仕ふ、是れ忠重の二子重行の裔にして、實に江戸氏の庶流なり、

一五　武藏の七黨

古來武藏に七黨あり、勇武を以て著はる、横山、猪俣、野與、村山、西、兒玉、丹、即ち是れなり。

横山黨は參議小野篁より出づ、篁九世の孫義孝、武藏權介に任ぜられ、始めて武州南多摩郡横山に住す、因つて氏とす。

其子孫椚田、海老名、藍原、平子、野村、山崎、鳴瀬、古郡、小倉、菅生、糟屋、由木、室伏、大串、千與字、伊平、樫原、古市、田屋、八國府、山口、愛甲、小子、平山、石川、古澤、小野、古庄、中村、大貫、田名、小澤、小俣の三十餘家となる。

猪俣黨も亦た小野篁より出づ、横山義孝の弟時資の子時範始めて武州兒玉郡猪俣に住し、因りて以て氏とす。

其子孫荏原、河匂、大田、人見、甘糟、藤田、山崎、岡部、内島、蓮沼、男衾、横瀬、野邊、木里、尾園、天動寺、友庄、木部の十餘家となる。

野與黨は平氏なり、鎭守府將軍良文六世の孫基永、武州南埼玉郡野與に住し、野與六

と稱す、因りて野與黨と曰ひ、又私市黨とも曰ふ。

其子孫多名、鬼窪、白岡、澁江、萱間、道智、多賀谷、大藏、西脇、箕勾、大相模、利生、粕崎、須久毛、八條、金重、野島、高柳の十餘家に分る。

村山黨も平氏なり、野與基永の弟頼任武州西多摩郡村山郷に住して、村山貫首と稱す。

其子孫大井、宮寺、金子、山口、須黑、横山、仙波、廣屋、荒波多、難波田の十家に分る。

西黨は日奉宗頼の孫宗忠より出づ、宗忠武州南多摩郡平山に住して、西を氏とす。

其子孫分れて長沼、上田、小川、稻毛、平山、川口、山木、西宮、由井、中野、田村、立河、泊江、信乃、高橋、清恒、平目、田口、二宮の十餘家となる。

兒玉黨は藤原氏より出づ、内大臣伊周の孫經行、武州兒玉郡兒玉に住して、平兒玉を氏とす。

其子孫最も繁殖し、庄、本庄、具下塚、若木、四方田、宮田、蛭河、今居、阿佐美、小中山、鹽屋、兒玉、富田、蘆田、長岫、新生、中條、新里、鳴瀨、黑岩、岡崎、入西、淺羽、堀籠、長岡、大河原、小見野、栗生田、小代、越生、高坂、秩谷、與島、岩田、竹澤、多子、小幡、倉賀野、大澤、稻島、狛瀉、片山、新屋、大淵、島方、眞下、御名、大溪、奥平、白倉、吉島、山名、島名、小河原、木西の五十餘家となる。

丹黨は宣化天皇の後胤丹治比氏より出づ、其族桑名峰時武州兒玉郡丹ノ庄に住して、丹貫主と稱す。

其子孫中村、古郡、大河原、鹽屋、岡田、長田、坂田、大窪、栗毛、彌郡、薄、織原、横瀬、秩父、勅旨河原、新里、安保、瀧瀬、長濱、青木、榛澤、小島、志水、柏原、高麗、加治、桐原、肥塚、判乃、白鳥、岩田、晁山、山田、竹淵、小鹿野、黑谷、堀口、南荒居、由良、藤矢淵、野上、井戸、葉栗の四十餘家に分る。

平治の亂、待賢門の戰に、惡源太義平の十七騎として勇名を顯はせし猪俣小平範綱、岡部六彌太忠澄の二人は猪俣黨、金子十郎家忠は村山黨、平山武者所季重は西黨なり、又畠山次郎重忠を討ちたる愛甲三郎季隆は横山黨にして、重忠の老臣榛澤六郎成淸は丹黨たり。

北條氏の時に至りては、丹、横山、猪俣、野與諸黨の外は、率ね亡滅して振はず。

左れども武州の相模と與に其勇武天下に冠たりと稱せられたるもの、武州平氏の外に、此七黨あるに由るものなることを忘るべからず。

一六　江戸の古城

江戸府内に於ける古城址を、石濱城となす。

石濱とは淺草の内、待乳山より、今戸、橋場に亘れる一帶の地を稱するものにして、石濱城は即ち待乳山に在りしなり。其創立は何れの時代に在りしを知らず、其始めて史上に見えしは、足利尊氏の新田武藏守義宗と武州人見原に於て戰へる時に在り。

時しも正平七年閏二月二十日の辰の刻、兩軍ハタと人見原に行き逢ふ。尊氏兵を五陣に分つて進めば、義宗亦た降を十五隊に刻んで進む。金皷忽ち響きて、干戈既に交はる、一合、二合より三合に至りて、戰ひ彌ゝ酣。兒玉黨團扇の旗章を振り立て／＼、進んで尊氏の花一揆を擊つ、花は風に敵せず、花一揆見る／＼繽紛たる落花微塵となつて飛び散る。それと見たる義宗、馬上に麾を執つて、打ち揮り／＼、全軍を指揮して、ドッと殺到す、宛から疾風野を捲きて來るが如し。尊氏の諸軍、此勢に披靡して、制すれども止まらず、尊氏陣を整へんと欲して、少しく兵を退くれば、

『素破や御退陣ぞ』

と言ひも敢へず、殘兵亦た皆ドッと崩れ走る。尊氏切齒しつゝ、前面を見遣れば、敵將義宗猛然士卒を叱咤して馳せ來る。尊氏あなやと驚き、忽ち馬首を轉ずると齊しく、サッと加ふる一鞭、肉も宛がら破れんばかり。

鐵馬宙を飛んで、野を驅り、川を越え、逃げも逃げたり、關東の里程四十六里の間を、唯片時ばかりに石濱に馳せ着く、事は五百六十六年前に在り。

今ぞ知る、飛禽の翅も、落武者の足搔に若かざることを。

此城、當時石濱入道の居城に係り、享德以後に至りて、千葉氏の砦となる。

(附言)「武州の千葉氏」の項を參看すべし。

一七　江戸の築城

(一)

時勢は進轉し、變化す。

平氏の一族、武藏野に滋蔓すること、五百年の久しきに亘ると雖も、一榮一枯猶ほ其

野に生ふる千草の如し、未だ矗立百尺、能く棟梁の材たるものあらず。
長祿二年、太田持資入道道灌の江戸城を築くに及んで、武藏野の進轉し、變化すべき機運、始めて兆す。道灌は扇谷上杉家の老臣太田資淸入道道眞の子なり、永享四年を以て、相州糟屋に生れ、幼名を鶴千代と曰ふ。幼より偉才あり、九歲にして、書を學び、十一歲にして、能く文を屬す。
道眞の主上杉修理太夫持朝、深く之れを愛し、自から冠を加へ、名を賜ひて、源六郎持資と曰ふ。道灌容貌魁偉にして、膽氣亦た甚だ大なり、其十五歲の時、父の道眞
『汝は穎悟にして大膽なり、必らず災禍を招かん、勉めて言行を愼めよ、彼の板墻を見よ、直ぐければ立ち、曲れば倒るゝにあらずや。』
と諭す、道灌起ちて一曲の屛風を持ち來り、
『仰せ道理にこそ存じ候へ、去りながら此屛風を御覽じ候へ、直ぐければ倒れ、曲れば立ち候、此理は如何に。』
と言へば、道眞復た道破すること能はず、其儘默然として內に入る。
道灌大志を懷き、名節を重んず、左れども言行放縱にして、物に驕るの傾きあり、道眞

之れを憂ひ、嘗て自から

『驕者不レ久。』

との四大字を書して、壁に掛け、道灌を召して、

『汝之れを讀み見よ』

と言へば、道灌言下に

『驕る者久しからず。』

と訓む、當時の武人は、恐らく大人と雖も尚ほ且つ讀み得ざるの文字ならん、道眞頷づきて、

『其意味如何。』

と問へば、道灌莞爾として、

『父君、某一句を添へ候はん。』

と言ひ、直に筆を執つて、其傍にサラ〳〵と

『不レ驕亦不レ久。』

と書す、道眞忽ち赫と怒り、扇を揚げて、ハタと道灌を撲つ。道灌少年の時より人を

凌ぐの才智あること此の如し、固より尋常一樣の武人にあらず。

（二）

康正元年、道灌二十四歳にして、父の讓りを受く。其翌二年、相州江の島の辨天に詣でて、武運を祈る、其歸途一魚跳りて、舟中に入る、道灌取つて之れを見れば、鰶なり、『九城我が手に入る、是れ我が武を耀かすの吉兆なり。』と思ひて、獨り心に悅び、終に九城を築かんと欲す。

當時、父の道眞、其主持朝を奉じて、武州川越に在り、同族山内兵部大輔房顯と聯合して、古河の公方足利左馬頭成氏と戰ふ。成氏能く鬪ひ、味方動もすれば、敗衂を招く、道眞乃ち道灌を相州より召して、方略を問ふ、道灌

『今や兩屋形相合して、古河公方に當り玉ひ、其關係骨肉の如く、水魚の如しと雖も、古より兩雄並び立たず、一旦公方を亡ぼし玉ふ上は、兩家忽ち怨みを構へ、兵を交ふるに至らんこと疑ふべからず、然るに山内殿は國廣く、兵多きに反して、當屋形の御分國は、纔かに彼れの家老長尾入道の所領に匹敵するに過ぎず、一朝反目す

るに及ばゞ、爭かで對揚の合戰を遂げ得られ申すべきや、今日の計たる諸所の要地に城郭を構へ、壘を高くし、濠を深くして、備を堅くし、糧を蓄へ、士を養ひて、武を勵み、民を憐み、下を惠みて、德政を施さんに若かず、此の如くすること數年に及ばば、國富み、兵强くして、遠近心を屬すべきは必然に候、古河公方の如き、復た何の恐るゝ所か候はん。

と答ふ其計るところ、眼前の事にあらずして、其言ふところ、實に永遠の策なり、道眞ハタと小膝を拍ちつゝ、

『汝の申すところ、最も好し、速かに要害の地を相して、城壘を築くべし。』

と告ぐ、道灌の九城を築くべき時機、今こそ來つれ。

道灌乃ち地勢を察し、形勝を考へ、渺茫たる武藏野の平原を橫斷せる荒川、隅田川の洪流に沿うて、城郭を築き、北は川越より、南は江戸に至るの間に、首尾一串せる防備を修むるに決す。

(三三)

道灌乃ち、自から實地を踏んで、地勢を選ぶ。

豊島方面に於ては、一たび岩淵の近傍稲付に築かんとせしも、其地形の不利なるを察して、之れを中止し、更に西ヶ原若くは神田山に經營せんとせしも、亦た其意に適せず、道灌會〻夢想に感じて、一の地點に到り、

『實にも此處こそ形勝の地なれ。』

と思ひ、葉付の竹を建てゝ、四方に繩張を施し、近傍の農夫を召して、

『此處は何と申す所ぞ。』

と問ふ、農夫

『此あたりは千代田、寶田、祝田と申す三ヶ村に候。』

と答ふれば、道灌聞きて、

『國は武州、郡は豊島にして、村も亦た吉瑞の名なり、此地に城を築かば、後榮疑ひなし。』

と悅ぶ、抑〻此地は今より七百四十年前、江戸太郎重長の在りたる處、其子孫四散するに及んで、復た元の荒涼寂寞の郷と化し居たりしならん。

城を築くに用ふる土石は、到る處に在るべし、然れども城を築くに役する工夫を集むるには、頗る困難を感ぜざる能はず。

今の東京の人口こそ、武藏野の千草の數よりも多けれ、當時は民家あちらに一つ、こちらに二つ、點々として散在せること、猶ほ今の東京市中の草家を數ふるが如き有樣なりしならん、何處よりか工匠を招き、何處よりか人夫を集め來らん。當時、川越には多少の民家あり、岩槻にも亦た若干の住民あり、持朝は川越に、道眞は岩槻に城を築きて、三所の工事、一時にカチ合へるにも拘はらず、主として此兩地より工夫の供給を受け來りて、拮据經營、日夜工事を勵む、實にも太田系圖に、

『力士星馳して石を揚げ、工匠霧列して斧を運び、百日ならずして其功成る。』

と記せる如く、工程駸々、長祿元年四月八日に至りて、全く成る。 中城の外に子城あり、外城あり、壁を築き、濠を繞らし、門を設け、橋を架し、石を以て墻を積み、鐵を以て扉を張る、稱して江戸城又は平川城と曰ふ。

萬里秦基固、千年漢壘堅、こゝぞ他年一天萬乘の君の皇居とならんとは、夢想の道灌、亦た夢にだも想はじ。

（四）

抑々江戸の地たる、武藏野の平原に在りて、奥羽の要衝に當り、品川灣、隅田川の江海を控へて、水陸の漕運を有し、兵事上、交通上、最も優越の地勢を占む。特に荒川、隅田の水路に頼りて、川越、江戸の聯絡を保つの點に至りては、啻に當の敵たる古河の足利氏を拒ぐに便なるのみならず、又後の敵たるべき上州の上杉氏を制するにも、亦た甚だ利あり。兵事上の智識に豊かなる道灌の江戸に取る所、固より此に在り、而して文學上の趣味に富める道灌の江戸に誇る所、蓋し別に在るあり。

城上より西北の二方を望めば、武藏野の草原、莽々蒼々として、遠く天上の雲と連なり、左には秀麗の芙峰、其孱顔を露はし、右に崢嶸の毛山、其雄姿を示す。眸を東南の二方に轉ずれば、墨江蜿蜒として品海に注ぎ、品海又浩蕩として房山に接す、海は盆池の如く、舟は蝴蝶に似たり、實にも杜子美の吟ぜる『窓含西嶺千秋雪。門泊東呉萬里船』とは、正しく此地の爲めに設けしもの丶如し、因りて西舍を含雪齋と稱し、東樓を泊船亭と名づく、別に燕室を設けて、靜勝軒と言ふもの、之れを『兵以靜勝』の語に取

る。城樓全く成るや、道灌城代として此處に居る。一帶の江水を望みては、敵を防ぐ所以を思ひ、數里の荒原を見ては、兵を行る所以を思ふ。若し夫の青山蒼海の絕景を眺矚すれば、詩思忽ち油然として湧く、

我庵は松原つゞき海近く富士の高根を軒端にぞ見る

とは、此城上展望の時の即事、其文に長ずること、猶ほ兵に老ゆるが如し。

道灌是れより孜々として武を練り、兵を鍛へ、德を施し、治を勵ます、遠近其風を聞き、其化を慕うて、城下に來り集まるもの、年一年より多きを加ふ。道灌の來りてより、草萊の野變じて詞林の花を開き、道灌の來りてより、孤兎の窟化して、人煙の市となる、是れ正しく人の力にして、又時の力なり。これを武藏野の一進轉とし、又一變化とす。

（附言）道灌の松原つゞきと詠したる松原は、今の平河門のあたりなり、道灌の此歌を詠したる時、其被りたる頭巾ふわりと飛んで、松樹の枝に懸かる、因つて之れを頭巾松と稱す、後ち此松原のありし邊を、松原小路と稱ふ、今は此松既に空し。

一八　江戸莊の狀況

太田道灌の江戸城を築きたる長祿元年は、今を距ること四百六十一年の前に在り。當時の江戸は、果して如何なる狀態なりしか。

城南は溜池の流末、東して海に入る、此流を隔てゝ、日比谷あり、新倉あり、これ今の飯倉なり、其れより小平川と稱する一川ありて、其先に高輪村あり、三田村あり、銀三田鄕あり。　城西は阿佐布より繞りて、上平川村あり、其先に市ケ谷、牛込、小日向の諸村あり。　城北は神田川を隔てゝ、神田、湯島、本鄕の諸村あり、更に不忍池の流を隔てゝ駒込、谷中、金杉の諸村あり、淺草は諸川に環繞せられて、自から島嶼の形を成す。　神田に一丘あり、神田山と曰ふ、後の神田臺、吉祥寺臺にして、即ち今の駿河臺なり。　城東は神田川に接して、下平川村あり、此下平川村と日比谷村との間より、海水直に斗入して、城門の下に至る。　舊時の西丸下、即ち今の祝田町、寶田町たる二重橋前の平地は純然たる入海にして、船舶來りて此あたりに泊す。　大手門と坂下門との間に在る內櫻田門を稱して、泊船門と曰へるも、是が爲めなり、馬場先門の附近を名づけ

て、八代洲河岸と言へるも、亦た是が爲めなり。此下平川村及び日比谷の以東は、即ち遠淺にして、葭島の外、一二の島嶼ありしに止まり、今の日本橋より新橋に至るの間は、潮水漫々たるの海灣なりしなり。

西洋畫の鼻祖司馬江漢、其春波樓筆記の中に、

永祿年間の江戸の圖を見るに、南は金洲崎、白金臺、西は麻布、飯倉、今井村、今の江戸見坂邊を云ふ、櫻田村、今の霞ケ關なり、北は神田川、湯島、忍が岡、今の上野なり、不忍池より下谷の方へ流る川あり、また荒川は今の千住川、淺草觀音は島の如し、又芝通、日本橋邊の町々、小川町、下谷、本所、深川、皆淺海にして池の如し、淺草海苔の名明かなり、海の漸々臯となる事は、爰を以て知るべし、今より十億萬年を經る時は、此日本、亞墨利加の地と接し續くなるべし。

と記せり、永祿年間は、長祿年間を距ること、實に一百年の後なり、當時尚ほ格別の進歩をも爲さゞりしを窺ひ見るべし。

（附言）此に長祿年間の古圖と言ふものあり、これ永祿年間の古圖なるべし、長祿年間には三貌院もなく、本住寺もなきに、これを記入せること、其誤れる證據なりとす。

一九　社寺の建立

道灌の江戸城を築きて後、更に多くの社寺を建立す、是れ主として自家信仰の爲め

に出でたるものなるべしと雖も、亦た江戸發展の一助となりたるや疑ふべからず。

抑ゝ江戸の社寺は、既に道灌築城以前にもあり、芝崎には神田明神あり、芝崎道場日輪寺あり、芝には、芝神明あり澁谷には澁谷八幡あり、小日向には芳林院あり、淺草には淺草寺あり、總泉寺あり其他品川には海晏寺あり、妙國寺あり、千駄ケ谷には聖林寺あり向島には秋葉神社、牛の御前等ありて、其數既に十指に餘る、瓦石の中にも珠玉あり、草萊の間にも、亦た此靈場あり。

今の支那は日本に學ぶも、古の日本は支那に學べると一般、今の川越は東京に頼らんも、古の東京は多く川越に頼れるの傾向あり。道灌の江戸城を築くや、主として其工匠を川越に求む、其神社を建つるに及んでも、亦た模範を川越に取る、日枝神社、平河天神、築土明神の如き是れなり。

川越の城西仙波に星野山無量寺と言へる一刹あり、慈覺大師の草創に係る、其境內に山王權現あり、比叡山より分靈せしもの、道灌乃ち之れを江戸の城西紅葉山に移して、江城の產土神とす、今麴町區永田町に在るもの是れなり。川越の城東に三芳野天神社あり、菅公を祀る、道灌亦た江戸の城東下平川村に一祠を建てゝ、平河天神

と曰ふ、今麹町區平河町に在るもの是れなり。 又川越城の乾に氷川大明神の社あり、道灌亦た江戸城の乾に當る田安門附近に一祠を建て、築土明神と稱して、江戸城の鎭守とす、今牛込區築土八幡町に在るもの是れなり。 文明十年の夏、道灌假寐して、夢に菅公に謁し、覺めて之れを奇とす、翌曉菅公自筆の畫像を持ち來るものあり、道灌益々之れを奇として、湯島に一社を建て、且つ梅樹を栽ゆ、之れを湯島天神とす。道灌又桔梗門外に一井を鑿ち、地中より金印を得たり、これに『吉祥增上』の四文字あり、因りて其地に一寺を建てゝ、吉祥寺と曰ふ、今の本鄕駒込吉祥寺町に在るもの是れなり。

其他小日向の芳林院を修理して、金剛寺と稱せしが如き、其力を社寺の經營に用ひしを見るべし。

（附言） 金剛寺は小石川區金富町十八番地に在り、波多野中務忠經實朝將軍の菩提を弔はん爲め、其領內なる相州波多野莊田原村に建立せしに其後江戸下野入道心佛今の地に移す、實朝の碑あり、又寺中に道灌の靈碑及び肖像等を置く。

二〇　武藏野の詞藻（一）

武藏野には奇葩多し、爾かも其詞藻は我が太田道灌より興る。道灌九歳の時、鎌倉建長寺に入りて、學事を修め、十一歳にして、能く文を屬す、父の道眞其書牘を見て、

『武士の學問、斯程ならば事缺くまじ。』

と思ひて、家に呼び戻し、更に師を迎へて學ばしむ、是れより造詣益々深しで　道灌又歌道に通ず、其發奮の動機として、人口に膾炙するものは、彼の山吹の歌なり。

一日、道灌城北高田の地に狩す、折りしも夏の初め、驟雨忽ち沛然として襲ひ來る、道灌笠もなく、簑もあらず、一民家に抵りて、雨具を借らんことを求むれは、一少女赧然として出て來り、庭前に咲きこぼるゝ山吹の花一枝を折つて捧ぐ、道灌見て

「我れは雨具をこそ求むれ、花を求むるにあらず、扨も奇怪や。」

と思ひつゝ、其儘怫然として去る、歸り來りて此事を臣下に語れは、一老士

『扨て〳〵興あることかな、井手左大臣の御歌に、

七重八重花は咲けども山吹のみの一つだになきぞ哀しき

とある心もて、蓑なしと言ふことを、言はで知らせ申せしにこそ。』

と陳ぶ、道灌愕然として、

『我れ是程の事を知らで、百姓の娘に劣れることこの口惜しさよ。』

と悔い憾み、是れより益々書を讀み、歌を究めしとは、世に佳話として傳唱せるところ。

道灌は幼より文學を修めしもの、斯ばかりの古歌を知らざる道理なし、其謬傳たるや明かなりと辯ずるものあり、左れども老士語錄には、

道灌一日遊獵の途次、葛西に於て雨に遇ひ、民家に就て、雨具を求む、戸内に老女の聲として、山吹の歌を誦す、道灌大に之れに感じ、歸りて後、村吏に命じて、厚く老女を扶助せしめたり。

とあり、亂離の世には、父を失ひ、夫を喪ひて、林間に隱れ住む由ある婦人も多からん、など此事なしと斷じ得べき、唯花耻かしき少女としてこそ少女不言花不語、英雄心緒亂如絲なんど、詩材ともなり、畫題ともなれ、老婦としては興趣甚だ索然たるより、好事家の斯くこそ作り換へたるにやあらめ。

（附言）一說には武州金澤に狩獵せし時の事なりとも言へり。

（二）

道灌文學を好みて、史傳、和歌、記錄、醫方、兵書等の珍籍を集藏すること數千函、宛として小圖書館の觀あり。圖書匱少の當時に於て、此汗牛充棟の卷册を蒐集せるもの、其勞、其苦、果して如何ばかりぞや。

道灌四海動亂の世に生れて、兵馬倥偬の時に値へるにも拘はらず、小暇あれば、徐に頤を几案の上に支へて、眼を和漢の書に曝らす。古史を繙きては、國家隆替の由る所を思ひ、兵書を閲しては、英雄興亡の基づく所を攷ふ、若し夫の歌集を讀むに及んでは、此石頭鐵腕の武人、何の處にか錦心繡腸を宿せる、興趣の湧く每に、千百の名吟縷々口を衝いて出づ。道灌又賓客を喜ぶ、時に遠來の朋あれば、座に延きて、詩歌を賦し、治亂を談ず。浴陽聖護院の院室に心敬と言へるものあり、十住心院權大僧都と稱す、幼より連歌を好み、時輩と交を結びて、研究に年を重ね、終に其妙境を究めて、名聲を駛す。晚年來りて品川に居る、道灌屢ゝ城中に招きて、歌莚を開く、特に文明六年六月十七日の歌會の如きは、最も盛事を極め、題して江戸歌合と言ふ、世傳へて

美談となす。

（附言）道灌、心敬と與に千首の連歌を催す、其卷頭の發句は、心敬の「九つの品川しろき蓮かな」と言へる句なり、竝に品川千句と云ふ。

文明八年の秋、道灌洛陽南禪寺の村菴、蘭坡、建仁寺の天隱、龍統、相國寺の横川等に請うて、靜勝軒の詩文を作らしめ、此年九月、又湘山の得玄、相陽の中榮、河陽の東勸等に囑して、江亭の記を作らしめ、其後、又相國寺の萬里、建長寺の玉隱、竺雲等に託して、靜勝軒の詩文を作らしむ、其成るに及び、之れを楣間に掲げて、日夕諷誦す、何等の風流韻事ぞや。

蕭菴龍統は曾て江戸に來りて、道灌と相識る、其序中に、道灌を頌して、

比來騷亂以來欽んで王命を奉ずるもの、八州の內才かに三州のみ、三州の安危は、武の一州に係り、武の安危は、公の一城に係る、二十四郡唯一人と謂ふべし。

と言へるもの、亦た過褒にあらず。

（三）

道灌和歌に於て、造詣頗る深く、爲めに無上の光榮を蒙むる。寛正五年、道灌京師に上りて、足利將軍義政に謁す。道灌の歌名、畏くも雲井の上に達す、後土御門天皇特に堂上を遣はして、武藏野の事を問はせ給へば、道灌即座に

露おかぬ方もありけり夕立の空より廣き武藏野のはら

と答へ奉つる、更に都鳥の事を問はせ給へば、道灌

年ふれど我れまだ知らぬ都鳥隅田河原に宿はあれども

と答へ奉つる、尚ほ江戸の風景を問はせ給へば、道灌彼の

わが庵は松原つゞき海ちかく富士の高根を軒端にぞ見る

との舊作を以て答へ奉つる、天皇叡感淺からず、辱けなくも

武藏野はかる茅とのみ思ひしに斯る言葉の花もありけり

との御製を賜ふ誠に無比の光榮と謂ふべし。

管領細川武藏守勝元も亦た韓昌黎の『短慮不成功』との語を擧げて、其意を問へば、道灌言下に

急がずば濡れざらましを旅人の跡より晴るゝ野路の村雨

と詠じて、之れを答ふ、其歌才の雋敏にして、其歌句の老熟なること、專門の士と雖も、三舍を避けん。

道灌又古歌を軍事の上に應用したることあり。道灌曾て兵を下總に出だし、夜陰に乘じて、海崖を過ぐ。敵兵石弩を崖下に設けて、之れに備ふ、道灌兵を駐め、人をして海潮の滿干を視せしむ、夜黑うして知ること能はず。道灌自から赴きて、形勢を考へ、頓て馳せ歸りて、

『潮は干たり、疾く進めよ。』

と令す、人々故を問へば、道灌

『千鳥の聲、遠く聞ゆるは、潮の干たる證據なり。』

と答へて、兵を進む、是れぞ

遠くなり近くなるみの濱千鳥なく音に汐の滿干をぞ知る

との古歌より思ひ付きたるなり。

歸途利根川(今の中川)に差し懸る、時しも夜半にして咫尺を辨ぜず、衆

『何處か淺瀬なるべき。』

と口々に騒ぎ罵る、道灌

『波音あらき所を渡せ。』

と令して、難なく川を渡る、これも

　そこひなき淵やは騷ぐ山川の淺き瀨にこそ仇波は立て

との古歌より思ひ付きて、淺瀨を知りしなり。實地に應用せらるゝこと此の如きを得ば、和歌亦た必らずしも閑文字にあらず。去るにても千草生ふる武藏野に、言葉の花を咲かして、聖賞を蒙むるもの、道灌の榮や大なり。

二　武藏野の名歌

古來武藏野を詠ずる名歌少からず、原野の廣大なるを讀めるもの、草萊の莽蒼なるを詠ぜるもの、其意匠多趣多樣にして、これを讀むに、興味津々として盡きず。

武藏野やしばしやすらへ子規已が入るべき山の端もなし　洞院攝政

今日もまた萩の末葉を空に見て露わけくらす武藏野の原　雅經

武藏野は行けども秋の果ぞなき如何なる風の末や吹くらん　通光
行末は空も一つの武藏野に草の原より出づる月影　後京極
武藏野や入るべき峰の遠ければ空に久しき秋の夜の月　久明親王
出るにも入るにも同じ武藏野の尾花をわくる秋の夜の月　能海
草枕あまた旅寢を數へてもまだ武藏野の末ぞのこれる　賴旋
富士の根を振さけ見れば白雪の尾花につゞく武藏野の原　長秀
武藏野は月の入るべき峰もなし尾花が末にかゝる白雲　通方
行末は露だにおかじ夕立の雲にあまれる武藏野の原　讀人不知
あつま路の足柄こえて武藏野の山もへだてぬ月を見る哉　時朝
武藏野は山の端知らぬ習ひにも富士の高根は猶ぞみえける　最信
武藏野もさすが果ある日數にや富士の嶺ならぬ山も見ゆらん　宗久
武藏野は行末近くなりにけり今宵ぞ見つる山の端の月　知家

など、何れ面白からぬはなし、彼の

武藏野は月の入るべき山もなし草より出でゝ草にこそ入れ

との古歌は、最も人口に膾炙せるものにして、或る狂歌師の

武藏野も民の竈にたてつぶし軒より出でゝ軒に入る月

と飜案せしも、江戶繁昌の狀見えて目出たく、季經の

武藏野の萩や薄を堀り捨てゝ植ゑて置かばや瓜や茄子を

と戯れたる句も、早や德川氏の治世中より實現せしも面白し。

また太田道灌の「露おかぬ方もありけり」の歌も秀逸なるが、更に之れにも劣らぬ名吟こそあれ。伊達中納言政宗は武道の外、文學に達して、名詩秀歌も少からず、或時、「武藏野は月の入るべき山もなし」との歌を評して、

『武藏野を大きく取りなしたるは聞ゆれども、月の爲めに如何や。』

と言ひ、自から

出るより入る山の端はいづくぞと月に問はまし武藏野の原

と詠みて、近衞家に示せしに、其感嘆一方ならず、

『縉紳家も中々及ぶ所にあらず。』

と激賞せしとなん、馬上の英雄、倘ほ此名吟あり、今古の歌人、顏色なしとや言はまし。

二三　武州の千葉氏

武州の平氏は、千葉の一族なり、故に之れを稱して武州の千葉と曰ふも、不可なきに似たりと雖も、是等は別に氏を立てゝ、千葉を名乘るものにはあらず。此に千葉の千葉より分れて、武州の千葉となれるものあり、石濱城の千葉氏是れなり。

千葉氏の十九世を胤直と曰ふ、十七世滿胤の子にして、十八世兼胤の弟なり、兼胤歿して、其子賢胤尚ほ幼なり、故に胤直家を繼ぎて、千葉城に居る。胤直の老臣に原越後守胤房、圓城寺下野守尚任と言ふものあり、互に權を爭うて、相下らず。兩上杉氏の古河の公方足利左馬頭成氏と釁を生ずるや、胤房其主胤直に勸めて、成氏に黨せしめんとす。胤直之れを納れず、却て尚任の勸めに從うて、兩上杉氏に與みす。胤房大に怒り、享徳四年三月二十日、密に成氏の援を乞ひて、不意に千葉城を襲ふ。事急にして防戰すること能はず、胤直は志摩城に奔り、胤直の子胤宣は多胡城に遁がる。馬加の城主馬加陸奥守康胤、入道して常輝と曰ふ、胤直の兄なり、自から兵を率ゐ來りて、胤房を援く。胤房大に悅び、康胤をして多胡城を攻めしめ、自から志摩城

に向ふ。康胤直に多胡城に到り、特に一方を開きて、他の三方より攻擊すること頗る急なり。城兵復た鬪志なく、先きを爭うて脫し去り、殘り留まるもの、纔かに二十許人。胤宣今は奈何ともすべからず、八月十二日、城外武佐小櫃谷の阿彌陀堂に移り、

恨めしは斯る浮世に生れ來て君の情をもらすつらさよ

との一首を詠じて自刄す、時に年十五、其辭世の句を成さゞるところ、却て哀れ深し。胤房は志摩城に向ひ、奮鬪猛擊、晝夜を分たず。胤直防戰すれども及ばず、八月十四日の夜、城竟に陷る。胤直奔りて土橋の阿彌陀堂に入る、胤房又來り圍み、胤直の侍女を招きて、

『介殿は公方へ御敵對ありしことなれば、是非に及ばず、左れども若殿(胤宣)の御命は、如何にもして助け奉るべし。』

と告ぐ、侍女

『何を申さるゝ、若殿には早や十二日に、御腹召されて候ぞ。』

と言へば、左しもの胤房黯然として淚を呑む。

天明くれば、敵兵益〻加はりて、ドッと鯨波を上ぐ胤直乃ち兼胤の子中務大夫賢胤と與に自殺し、妻子及び從臣侍女亦た皆死す。康胤乃ち自立して千葉介となり、千葉城に居る之れを二十世とす。是に於て圓城寺左馬助等、賢胤の子太郎實胤、七郎自胤を擁して、市川城に據り、遺臣を糾合して、回復を計る。將軍義政亦た實胤を以て千葉介となし、一族東下野守常緣をして、之れを援けしむ。康正二年正月十九日、成氏市川城を攻めて、之れを拔く、實胤乃ち武州石濱に遁がれ、自胤亦た赤塚に奔りて、俱に太田道灌に賴る。

實胤回復の業成らざるを悲み、世を棄てゝ濃州に遯がる、兩上杉氏乃ち自胤を以て千葉介となし、續いて石濱城に居らしむ、之れを武州の千葉となす。

二三　上杉氏の移居

(一)

太田道灌の歌名、既に九重の上に達す、而して道灌の武名、亦た八州の間に轟く。道灌の其主上杉修理大夫定正を輔けて、古河の公方足利左馬頭成氏と戰ふや、山内の

執事長尾入道昌賢も亦た其主上杉民部大輔顕定を輔けて、成氏を討つ。扇谷に道灌あり、山内に昌賢あり、二人心を協せ、力を戮せて、各〻其主を輔く、故に兩上杉氏の結合膠漆よりも堅し。

抑〻兩上杉氏は本と一根なり、其先藤原内大臣高藤より出づ、高藤十三代の裔左衛門督重房、丹波國上杉莊を食み、因りて以て氏となす。重房の子修理亮賴重に二子あり、長を重顕と曰ふ、家を繼かず、其子孫鎌倉扇谷に居るを以て扇谷上杉と稱す、重顕の弟憲房、武略あり、家を繼ぎて兵庫頭と稱す。其子孫鎌倉山内に居るを以て山内上杉と呼ぶ。

山内は弟なりと雖も、宗家たり。扇谷は兄なりと雖も、支族たり。特に憲房の子安房守憲顕、足利將軍尊氏に事へて、功あり、伊豆、上野、越後の三國を領す、尋で鎌倉管領足利左馬頭基氏の執權となるに及んで、其勢力益〻强大を加ふ。左れば山内と扇谷とは、同族なりと雖も、其勢力には非常の懸隔あり、扇谷の封土は、僅かに山内の執事長尾氏に匹敵するに過ぎず。

今や山内、扇谷の兩上杉氏、左提右携せりと雖も、其狀殆ど片爪蟹と一般、一方の爪は

頗る大にして、他の一方の爪は、甚だ小さく、其戟を張りて橫行するに當りても、左右の勢力、誠に不均衡たるを免かれず。幸ひに扇谷には諸葛武侯と稱せらるゝ文武兼備の道灌あり、常に其餘りある智謀を以て、其足らざる勢力を補ふ、扇谷の纔かに山內と雁行するを得たるもの、唯是が爲めのみ。

然るに寬正四年八月、昌賢の死するや、道灌の

『山內家は强大なりと雖も、唯一の昌賢ありて、重きを爲せるのみ、餘は皆碌々數ふるに足らず、山東の將士、扇谷に歸服するに至らんこと、近きに在らん。』

と豫言せしに違はず、其勢力漸次變化を來すに至れり。

（二）

道灌櫛風沐雨の苦を冐して、東戰西伐の勞を事とすること數年、武相先づ服し、兩總亦た定まる。是れより道灌の威風、大に振ふと與に、扇谷上杉の勢力、頓に加はりて其聲望遠く山內上杉の上に在り。顯定は小人なり、匹夫なり、庶族たる定正の勢威、我が右に出づるを見て、其胸中自から娼嫉の念なきこと能はず。

兩雄並び立たずとは、道灌の夙に豫言せる所、今や漸く事實となりて、顯はれ來らんとす。道灌の炯眼、早くも之れを看破し、文明十八年、江戸、川越の兩城を修す、其意固より顯定に備へんと欲するに在り。顯定、道灌の常に先手に出づるを見て、心に怖るゝ所あり、道灌を斃すにあらずんば、扇谷を制すること能はざるを知り、道灌の兩城を修築せるを奇貨とし、定正の侍臣に結びて、道灌の叛意あることを讒す。定正其事實を糺さんと欲し、命じて道灌を召す、道灌乃ち從者三十餘人と與に、馳せて相州糟屋に到る。會ゝ一人の武士あり、定正の門前を往來すること兩三度、又來りて其門内を差し覗く、門衛怪しみて誰何すれば、彼の武士、

『我れは武州の千葉殿よりの使に候、太田入道殿これにと承はり、御跡を追うて參りたるにて候、これなる文箱、入道殿御内の人へ届け玉はらんや、』

と言ふ、時しも定正の侍臣出仕し、此事を聞くより、要こそあれと頷きつゝ、

『我れこそ入道殿の右筆なれ、入道殿に届け參らせん。』

と欺きて、文箱を受取り、其儘定正の前に持ち出でゝ訴ふ、定正怪みて披き見れば、これぞ千葉自胤の書狀にして、中に

『軍勢も大方集り候へば、御廻文の來るを待ちて、鎌倉へ馳せ參り候はん、山内殿の大勢も、追々出立に付、序ながら知らせ奉つる。』

とあり、淺智の定正、計略とは夢にも知らず、怒氣一時に發して、

『彼れの逆意、今は疑ふべからず、復た何の糺明にか及ばん、疾く成敗せよや。』

と罵り、道灌誅戮の事、忽ちに決す、左れども道灌は智勇の士、迂濶に手を下すべからず、先づ道灌を召して、酒を強ひ、浴を勸め、其浴室より出づる所を、曾我兵庫頭突然白刃を揮うて躍り出で、一刀サッと突き貫く、道灌一聲

『ウーム、當家滅亡。』

と叫んで、呼吸忽ち絶ゆ、享年五十有五、屍骸は秋山洞昌院に葬り、謚して大慈寺殿心圓道灌と曰ふ。

道灌亡ぶと雖も、其名亡びず、其築ける江戸の城は、終に柳營となり、更に宸居となりて、衆星環拱の中心となる、道灌死して餘榮ありと謂ふべし。

(附言) 道灌の辭世なりと云へる「かゝる時左こそ命の惜しからめ兼てなき身と思ひおかずば」との歌は、康正元年の冬、北條憲宣と藤澤に於て戰ひて破りし時、中村治部少輔重賴の獲たる首に手向けしものにて、其辭世の歌にはあらず。

（三）

定正其族子朝良と與に相州糟谷城に居り、曾我豐後守を江戸城に置く。

道灌既に死して、扇谷の柱石、全く摧く、其基礎自から動搖せざること能はず。定正其族子朝良と與に相州糟谷城に居り、曾我兵庫頭を川越城に、曾我豐後守を江戸城に置く。

一人の存亡も、一國の興敗に關す、道灌の死してより、嬖臣日に進みて忠臣月に屛けられ、上下淫酒に耽りて、武備を怠り、家風忽ち變じて柔弱となる、諸臣の前途を憂ふるもの、皆去つて山澤に隱る。臣下既に然り、況して八州諸豪の意を扇谷に屬せしもの、今は歀を山内に通ずるもの漸く多し。是に於てか彼我の形勢、倏忽として轉倒し來り、顯定復た冷然として音問を通ぜず。定正始めて其欺く所となれるを知りて、大に悔恨し、使を古河に遣はして、

『顯定我れを欺きて、道灌を誅戮せしめ、且つ我家を倂呑せんとす、我れ若し滅すれば、八州盡く彼の有とならん、君亦た何ぞ安かるべきや、宜しく我等を援けて、顯定を擊ち玉ふべし。』

と請ふ、成氏實にもと思ひて、定正を援く。

是れより兩上杉氏互に兵を交ふること數年、怨恨愈々結んで解けず。爾來定正戰ふ毎に、利を得ると雖も、士卒疲憊して、死傷甚だ多し、之れに反して、顯定は戰ふ毎に敗を招くと雖も、國人歸服して、軍旅亦た衆く、其機勢少しも撓まず。

明應二年十月、定正又荒川を隔てゝ、顯定と相挑む、定正水を渡りて、其陣を衝き、馬より墜ちて死す。族子朝良家を繼ぐ、扇谷の旗風、是れより復た競はず。永正元年九月朝良亦た顯定と武州立河原に戰うて敗れ、退きて川越城を保つ。十月顯定來りて川越城を圍み攻む、朝良防戰最も力め、士卒の死傷するもの多し。朝良其支ふべからざるを知り、曾我兄弟を遣はして、成らぎを行ひ、徙りて江戸城に居る。永正十五年四月、朝良疾んで卒し、一族朝興代りて軍國の事を領す。道灌の歿後三十三年、江戸城尚ほ纔かに扇谷の手に在り。

二四　江戸の落城

一鼠、兩杉の根を嚙んで、之れを仆し、忽ち化して虎となる。

北條早雲の此夢想、果して空しからず、明應以來、チク〳〵兩上杉の枝を咬み、幹を嚙み始めて、其根に及び、小田原を奪ひ、新井を掠め、岡崎を略し、住吉を取り、終に新井城を領略して、武威山東に振ふ。左れども鼠公唯化して猪となり、豹となれるのみ、未だ阿菟と化し了せずして歿す。其子氏綱の繼ぐに及んで、始めて虎威を振ひ、終に其父鼠の未だ仆し得ざりし兩杉樹を嚙み仆さんとす。

江戸の城主上杉修理大夫朝興の老臣太田源六郎資高、太田源三郎資貞の二人は、道灌の孫なり、祖父の故を以て、上杉氏を怨むこと年久し、大永四年正月に至りて、密に欵を氏綱に通ず。氏綱江戸を略するは、此機に在りとし、豆相二州の兵を率ゐて、江戸に向ふ。朝興之れを聞き、坐して敵を受くるは、武略なきに似たりと思惟し、十三日、自から兵八千を率ゐて、品川に軍す、曾我神八郎其先鋒たり。氏綱の先鋒多目六郎兵を進め來りて、神八郎と高繩原に戰ふ、人馬東西に馳せ、旌旗南北に分れて、互に押し寄せ、押し戻さるゝこと七八度、勝敗時を經れども尚ほ決せず。

既にして氏綱の二陣、澁谷より迂廻して、江戸城を衝かんとす。朝興の兵、聞きて忽ち色めき渡れば、氏綱采配を執つて打ち揮り〳〵、頻りに諸軍を勵ます。士氣俄然

として振ひ、各〻鋒を揃へて、競ひ進めば、朝興の兵、終に大に敗れて、江戸城に引き入る。氏綱北ぐるを逐うて、江戸城に肉薄し來り、勇を鼓して攻め立て〳〵、呼聲、喚聲、天地を撼かす。城兵膽落ち、氣沮みて、復た拒ぎ鬪はんとするものなし。朝興今は奈何ともすべからず、夜に乘じて、密に川越城に奔る。

天明けて、後氏綱始めて之れを知り、兵を縱つて、逐うて板橋に到り、殘兵を斬ること若干級。氏綱尋で城中に入りて、首級を檢し、旗を一つ木原に建てゝ、凱歌を奏すること三度。國人毛呂太郎、岡本將監等來り屬して、兵勢益〻振ふ。氏綱乃ち遠山四郎右衛門を城代となし、兵を收めて、小田原に還る。

道灌の城を築きてより五十一年、終に他人の有に歸す。

（附言）一つ木原とは今の赤坂區一つ木町の邊なり。

二五　法恩寺の密會

（一）

當時、江戸の平河村に、平河山法恩寺と言へる法華宗の寺院あり、今の平河門の附近

に當る。 太田道灌の「我庵は松原つゞき」と詠じたる松原は、此あたりにして、大樹、小樹幹を並べ、枝を交へて、自から千年の緑を湛ゆ。

抑〻此寺は太田氏の香華院なり、道灌の子六郎左衛門資康、永正十年九月、相州三浦に於て戰死し、大明寺に葬りて、法恩齋日恩と諡す、大永四年、其十三回忌辰に當り、資康の嫡男源六郎資高、一寺を建てゝ、其菩提を弔ふ、始めは本住寺と稱し、後ち法恩寺と改む、日住上人其開山たり。 天文十六年、資高の歿するに及び、又此寺に葬りて、萬好齋と諡す。

(附言) 天正十八年、德川家康の入國するに及び、柳原に移り、更に谷中に移り、元祿年中、又本所柳島に移す、今は太平町一丁目に屬す。

局澤即ち今の吹上、北の丸あたりより、此平河村に掛けて、各宗の寺院次第に建築せられ、宛乎たる寺町の光景を出現せしも、就中、其規模の宏壯なるものは、此法恩寺なり、後年豊臣關白秀吉の來遊せし時も、此寺に館し、家康の入國せし時も、亦た此寺に宿せしを見て、其然るを察すべし。 此法恩寺に番神堂あり、三十番神を祭る。

時しも永祿五年の冬、資高の子源三郎資行と言へるもの疾んで歿す、因りて又此寺

に葬る。其七々日の忌辰に、資行の兄新六郎康資、其族源四郎以下二十四人を率ゐて參拜し、法會終りて後、各々番神堂に入る。世にも賴みがたきは、出家の心かな、日住上人康資以下の久しく出でざるを見て、

『彼の人々何事をなすにやあらん。』

と怪み、密に物の隙間より窺ひ見れば、圖らざりき各々神水を呑んで、何事をか誓約しつゝあらんとは、上人大に驚き、

『今時密議するは、定めて北條に謀叛を企つるにこそ、今や北條家の武威旭日の天に昇るが如し、新六の微力を以て、北條家を傾けんこと、兎の虎を窺ひ、鼠の猫を捕らんとするに異ならず、唯一戰に敗潰せんこと疑ふべからず、此密謀當寺より起りしとありては、寺の爲め、身の爲めに、破滅を來さんこと遠からず、今は師檀の好みを思ふべき時に非ず。』

と思ひ込み、密に其由を江戸の城代遠山丹波守直景に訴ふ。

（二）

康資の密謀は、江戸城を恢復せんと欲するに在り、道灌の舊業を挽回せんと欲するに在り。

初め道灌の其主上杉修理大夫定正の爲めに殺さるゝや、其孫源六郎資高、源三郎資貞の二人、大に定正を怨んで、北條左京大夫氏綱に屬す。氏綱乃ち兵を武州に出だし、上杉の兵を破りて、江戸の城を取り、遠山丹波守直景を以て、城代となし、資高を其三の丸に置く。天文十六年、資高の歿するに及んで、其子源六郎家を繼ぐ、北條左京大夫氏康其偏諱及び偏稱を與へて、新六郎康資と呼ばしむ。康資身長六尺餘、音聲雷の如く、膂力鼎を扛ぐ、稱して三十人力と言ふ、驍名夙に八州に轟く。會ゝ其弟源三郎資行の死去するあり、一族源四郎、源七郎等皆來り集まる、康資慨然として之れに向ひ、

『扨も武士は剛力のみにては、功名を成しがたきものか、今や八州に於ては、我等の武勇に及ぶものなしと雖も、左のみ賞翫にも預からず、今に一城の主ともなり得ざるこそ無念なれ、抑ゝ我等の先祖道灌は非力なれども、其武功今日に隱れなく、此城とても亦た道灌の建築せるものなること、各ゝの知る所なり、去んぬる大永

四年管領を逐うて、氏綱を此城に入れたるも、偏に亡父資高の力なるに、亡父を差し置きて、遠山如きを城代となし、萬事其指揮を受くるこそ不快至極なれ、此上は一族の美濃入道三樂齋及び房州の里見義弘と力を戮せ、江戸の城を取つて、道灌の跡を繼がんと思ふなり、此儀如何。』と言へば、何れも皆奮うて左袒せざるはなし。康資大に喜びて、密に此由を三樂に通ずれば、三樂亦た喜んで之れに應ず、康資

『今は仔細なし、去るにても是程の大事を、粗略に決すべきにはあらず。』と思ひ、資行の七々日の忌辰を機として、彼の法恩寺の番神堂に集まり、各々神水を呑んで、

『我等此大事を思ひ立ちぬる上は、三十番神も照覽あれ、如何ならんことありとも、二度此志を變ずべからず。』

と誓約し、終りて本鄕の別邸に還る。

會々本行坊なるもの、日住密告の事を報じ來れば、康資大に驚き、急に妻子眷屬を拉へて、倉皇岩槻に奔る。天運回らず、密謀忽ちに破る。

二六　淨心寺の由來

江戸の城代遠山丹波守直景、日住上人の密告に依りて、太田新六郎康資の叛計を知り、士卒に命じて、逮捕せしめんとせしかど、既に及ばず。

房州の里見左馬頭義弘、康資を援けんと欲して、來りて下總の鴻臺に在り。直景之れを擊破せんと欲し、急使を小田原に發して、北條氏康父子の出馬を請ひ、永祿七年正月七日、兵を率ゐて、柄目木川の西岸に到り、流を隔てゝ、鴻臺の敵陣と相對す、柄目木川とは即ち今の市川なり。太田三樂及び康資亦た岩槻より來つて、義弘の軍に合し、流言を放つて、敵軍を誘ふ。直景夜に乘じて、流を渡り、直に進んで鴻臺に到れば、待ち構へたる義弘、三樂等、士卒を指揮して、猛然として下り擊つ、其勢ひ當るべからず。康資は萬夫不當の勇士、長さ八尺の鐵棍を打ち揮り〳〵、當るに任せて、撲ち倒す、觸るゝもの、人も、馬も皆碎く。太田下野守は康資の岳父なり、直景の部下に屬して、軍中に在り、此光景を見て、馳せ來り、

『如何に新六、詮なき謀反を起しつるものかな、先非を悔いて降參せよ、我れ味方に

在るからは、命ばかりは助くべし。』
と言ひ〳〵、進み近づき、
『今日の振舞、最と嚴めしうも見ゆるものかな、去りながら人をこそ打ため、馬は何の科あつて打たれけるぞ、由なき罪をな作りそ。』
と戒むれば、康資忽ち大口開きて、カラ〳〵と笑ひ、
『いしくも宣ふものかな、左らば仰せに任せて、人ばかり打ち候はん、受けて見玉へ。』
と言ひつゝ、輕く鐵棍を揮うて、丁と打つ、下野守
『心得たり。』
と言ひさま、太刀を揮つて、打ち返へさんとす。左れども大力無双の康資に打たれて、何かは堪らん、太刀は折れ、胄は碎けて、首は胴に凹へ入りつゝ、前なる深田の中にドウと轉び落つ。康資尙ほも荒れに荒れて、敵兵を撲り倒し、打ち碎くこと數十人、鮮血淋漓として鐵棍より滴る。敵兵此勢に辟易して、復た留り戰はん勇氣もなく、皆水を渡りて、倉皇逃げ歸る。
義弘戰捷ちて、意傲り、兵を休めて、酒を傾く。氏康父子忽然として三方より來り襲

ふ、義弘苦戰して敗れ退き、三樂、康資亦た敗れて、岩槻に歸る。今や江戸城回復の望み全く絶ゆ、康資其妻に向ひて、

『和主の父下野守殿、今度の戰場に於て、言葉を掛け玉ひければ、我等鐵の棒にて、兜を打ち參らせたり、定めて痛み玉ふらん。』

と語る、剛勇無双の康資に打たるゝもの、誰かは一命を全うすべき、妻は聞くより色を變じ、家人に向ひて、

『扨は父御をば打ち殺し玉ひつらん、疾く尋ね參らせよ。』

と促がし立つ、家人馳せて戰場に到れば、太刀は飛び、弓矢は散りて、秋の木葉の如く、累々たる死屍、路傍に横はりて、群鴉其肉を啄む。家人其處此處と尋ね廻るに、深田に倒るゝ一屍あり、見覺えある甲冑に其れと知り、抱き起して、其顏を見れば、頭は碎け、面は潰れて、見るも無慘の最期。家人其死骸を舁ぎて、岩槻に歸り來れば、康資の妻、一目見るより、

『扨も淺ましき御有樣かな、人もこそあれ、現在我が聟の爲めに、斯かる最期を遂げ玉へることと、如何なる前世の悪縁ぞや。』

と言ひつゝ、特と其死骸に取り縋りて、人目も恥ぢず、ワッとばかりに嘆き悲む。頓て人々に慰められて、厚く葬儀を營み、其身は髮を剃りて、尼となり、寺を建てゝ、菩提を弔ふ、江戸本郷の淨心寺是れなり。

（附言）此寺今本郷區蓬萊町八番地に在り、深川區靈岸町及び小石川區白山前町にも淨心寺と言ふ寺あれども、皆別物なり。

二七　江戸の知己

江戸の眞價を知るものに、太田道灌あり、道灌以後に豐臣秀吉あり、北條氏は江戸を領すれども、終に江戸を知らず。

天正十八年三月、秀吉自から大軍を帥ゐて、小田原の城を攻む。城は北條左京太夫氏政父子の居るところ、天險の城を守るに勇武の兵を以てす、攻圍數月に亘れども、尙ほ未だ落ちず。德川大納言家康從うて、軍中に在り、一日、秀吉を笠掛山の新營に候す、秀吉

『此山の端に能く城中を望み得る所あり、イザ同道申さん。』

告げ、直に家康を伴ひて、山上の一角に到り、親しく城中を指點しつゝ、倶に軍議を凝らす、頓て家康を顧みて、
『追つ付け此城落去せば、城中の家作ども、其儘徳川殿に參らせん、御邊も此れへ住はれんや如何に。』
と問ふ、事唐突に出づれば、家康何の思慮すべき遑もあらず、
『後日は知らず、差當りては此城に住せんより外は候まじ。』
と答ふ、秀吉首を掉りつゝ、
『其は甚だ然るべからず、此處は東國の咽喉にして、樞要の場所なれば、家臣の中、軍略に達したるものに守らしめ玉へ、此れより二十里の東方に、江戸と言ふ所あり、地圖にて檢するも、形勝の地なり、其處を本城と定められんこそ然るべけれ、當地の事果つれば、奥州まで發向せんと思ふなり、其折り江戸に入りて、篤と其容子を檢分すべし。』
と語れば、家康唯々として之れに從ふ、他日、家康の江戸を以て、其居城となせるもの、實に此秀吉の一言に基づく。

秀吉は足未だ關東を踏まず、眼未だ東北を見ず、唯纔かに地圖に依りて、其形勢を想像せるに過ぎず。然かも秀吉の眼光は、能く大局の上に注ぐ、關西に於て大阪の形勝の地たるを觀破せる彼は、夙に關東に於ても江戸の形勝の地たるを看取せるなり。今や其身は大阪に在り、是に於てか家康をして更に江戸に居らしめんとせしなり。

江戸の知己は、道灌あり、秀吉あり、家康は寧ろ小田原の小知己のみ。

二八　江戸の巡見

徳川家康の入國に先だちて、豊臣關白秀吉の江戸を巡檢せし一事を閑却すべからず。

天正十八年七月十一日、北條氏の亡ぶるや、越えて十三日、秀吉自ら小田原の城に入り、功を論じて、賞を行ひ、家康に與ふるに關左八州の地を以てす。十四日、小田原を發して、奥羽征討の途に上り、其夜は藤澤に宿す。

十五日、鎌倉を經て、江戸に達す。江戸の城郭は規模狹小にして、秀吉の宿すべき樓

臺とてもあらず、家康の接伴者乃ち北郭平川口の法恩寺を以て、其旅館に充つ。秀吉は江戸の形勝の地たるを知りて、家康の居城となさんことを薦めしなり、其今回特に來游せしもの、親しく江戸の地勢を視んが爲めなりしや疑ふべからず。秀吉江戸に逗留すること十日、其間自から諸方を巡覽し、尙ほ城中を一覽して、

『流石に道灌は文武老練の宿將なり、城郭の規模狹淺なりとは雖も、四神相應せる最上の地形なり。』

と感嘆し、益〻其自信の違はざりしを知る。

二十四日、秀吉江戸を發して、野州宇都宮に達し、會津、白川を巡游して、信州に入り碓氷峠より武州川越を經て、府中に着す。

時に家康既に來りて江戸に在り、早速使者を遣はして、

『家康此れに候、大駕を枉げさせ玉ふべくもや。』

と請ずれば、秀吉

『御國替の折柄、萬事混雜なるべし、下向の時、城内をも巡見したれば、此度は立ち寄り候まじ。』

と答ふ家康乃ち府中の旅館に到りて、對面すれば、秀吉

『我れ先きに委しく江戸の城内を檢分せしに、思ふに優れる城地なり、德川殿、和殿の居城とならば、追々繁昌の都となり候はんぞ。』

と語る、見ざる內より、既に其形勝の地たるべきを知り見ての後は、益々其繁昌の都たるべきを知る、秀吉の江戸に對する觀察、寸毫も誤まらざりしにあらずや。

これを江戸に於ける一知己と謂ふも、亦た何の不可なることかある。

(附言) 東の青龍の方に流水あり、西の白虎の方に長道あり、北の玄武の方に丘陵あり、南の朱雀の方に汚池あるを四神相應の地と言ふ。

二九　居城の決定

卓見は愚見の如く、動もすれば凡眼者流の爲めに嘲笑せらる。北條氏既に亡びて關八州の地、終に德川氏の有に歸す、左れども家康未だ何處に居城を定むべきかを告げず。麾下の諸將士相集まれば、談、必らず此事に及ぶ、

『其は言ふまでもなく小田原ならん、地勢險要にして攻むるに難く、守るに易きは

小田原なり。』
と云ふもの十の七八、
『否な、鎌倉にこそ定めさせ玉ふべけれ。』
と言ふもの亦た二三あり、絶えて他の土地に着眼せしものとてはあらず、若し家康にして之れを衆議に諮はゞ、必らずや小田原に決せしならん、然らずんば則ち鎌倉に決せしなるべし。左れども家康は秀吉の卓見に服して、愈ゝ居城を江戸に置くに決定せり、頓て
『武州江戸を以て、御居城の地と定めさせらる。』
との旨を發表するや、諸人皆愕然として、
『これは如何に。』
とばかり、殆ど自失せんとするものさへあり。
抑ゝ江戸の地たる、城北は神田山高く聳えて、市區を開くべき餘地とてもあらず、城東は沮洳の地にして、蘆荻生ひ茂り、潮來れば萬頃の海となり、潮去れば一帶の澤となる、武家町家を割り付くべき平地は、物の十町にも足らず。城南及び城西は、茫

茫たる武藏野の草原に連なりて、何處に付くべきしまりもあらず。城郭とても唯一方の防禦に充つるに止まり、別に國主、大守の住みたる所にもあらず、城も小さく濠も狹く、塀も、門も皆低くして、關八州太守の居城に適すべき土地とも見えず。城下と言へば、道灌の築城以來、既に幾多の歳月を經たりと雖も、多少の發展を來せしは、唯平川村の一部分に過ぎず。平川村の一部分とは、即ち今の大手町、永樂町より有樂町の北部へ掛けたる一小地積にして、此間に茅葺の民家、纔かに百戸もあるか、なしか、町と言はんよりも、寧ろ純乎たる江戸村なり。今の大藏省の處に、神田明神あり、其隣に芝崎道場日輪寺あり、其れより今の北の丸、吹上に掛けて、大小十五六の寺院と二三の祠宇とあり。社寺は民家よりも割合に發達せりと雖も、氏子も少なく、檀家も乏しく、其形勢の微々たること、固より言ふまでもなからん。彼の神田明神は、古も今の如く、八月十五日を以て、祭禮を行ふを例とす、林樹の間に旗幟を飜へし、祠宇の前に、露店を列ね、主として時候物の栗、柿等を鬻ぎ、平川村の老若男女、三々五々として參詣する狀、今の山間僻地の祭禮にも遠く及ばざるべし。之れに反して、小田原の繁華は、盛時の鎌倉を凌ぐこと遠く、一色より板橋に至る一

里の間、市廛軒を並べ、商賈群を成し、山海の珍物、東西の名産は言ふに及ばず、琴棋書畫より、遠く異國の器物まで集め來りて、其求むるもの、望むもの、一として得られざるなく、透頂香と稱する長生不死の靈藥すらあり。然るに今や家康此繁華第一の小田原を捨てゝ、海濱寂寞の江戸に住せんとす、三河武士の驚愕せしは、寧ろ當然にして、其秀吉の意に出づるを聞くに及んでは、或は一種の政略、其間に伏在せるかを怪しむものもありしならん。傑人の遠見、夷の及ぶ所にあらざること、此一事之れを證して餘あり。

三〇　關東の御入國

天正十八年八月朔日は、江戸に於て最も記念すべき日の一なり。徳川大納言家康の此年七月十四日を以て、關左八州に移封せらるゝや、其居城駿府にも歸らず、急に移轉の準備を調へ、此八月朔日には、早や重もなる臣下を率ゐて、江戸に來り莅む、其機敏驚くべし。此日、江戸の老幼男女、家康の行裝を拜せんと欲して、路傍に堵列す。前衛あり、後從あり、儀衛肅々、進んで澁谷道玄坂より青山を經て、

貝塚に達す。

（附言）貝塚は今の半藏門外の地なり。

一僧あり、寺門に出でゝ、衆人と同じく見物す。家康馬上より之れを見認め、近臣を遣はして、

『御坊は何と申さるゝ出家なるか。』

と問はしむれば、彼の僧後の寺院を指さしつゝ、

『貧道は此れなる眞言宗光明寺の住持存應と申すものにて候。』

と答ふ、家康重ねて

『然らば參州大樹寺の住職感應の弟子なるか。』

と問はしむれば、存應

『さん候。』

と答ふ、家康聞いてヒラリと馬上より降り立ち、

『然らば暫時妨げせん。』

と言ひつゝ、寺中に立ち入る、存應大に悅び、席を掃うて請ずれば、家康悠々として茶

を喫し、頓て

『明日又參らん。』

と告げて、立ち出で、平河口の日蓮宗法恩寺に入る。

抑ゝ大樹寺は、參州額田郡鴨田村に在り、文明七年二月、家康六世の祖右京亮親忠の創建せるものにして、爾來德川氏の香華院たり。感應は文武の才あり、永祿三年、桶峽の戰後、家康の大高城を出でゝ、大樹寺に宿するや、會ゝ織田勢急に押し寄せ來る、家康援を感應に請へば、感應

『君、戰に勝ちて、何を爲さんと欲せらるゝぞ。』

と問ふ、家康

『其は言ふまでもなく、城を取り、國を廣めんが爲めなり。』

と答ふれば、感應

『城を取り、國を廣めて何を爲さんと欲せらるゝぞ、兵を養ひ、威を張るは、其目的にあらず、必ずや國を治め、民を安んずるを以て、本願とせざるべからず、君此に意あらば、敵を逐ひ拂ひ候はん。』

と答ふ、家康大に覺りて、始めて治國安民の志を起す。感應乃ち自から筆を執り、旗幟に厭離穢土欣求淨土の八字を書きて獻ず、家康之れを陣頭に立てゝ、難なく敵兵を逐ひ拂ふ。家康是れより感應を延きて、帷幄の謀士とす。存應は感應の弟子にして、夙に出藍の譽あり、家康其名を聞きて、傾蓋の意あり、扨こそ今回入國の途次、特に寺中に訪へるなり。

翌朝、家康約に從うて、光明寺に到れば、去りともと思へる存應、大に驚き且つ悦び、寺中を馳せ廻はりて、饗應せんとすれども、貧寺にして心に任せず、粥を煮、黑大豆の汁を作りて、齋飯を進む、家康快よく箸を執り、食事を終りて後、

『當家の宗門は、世々淨土にして、參河にては大樹寺を以て、香華院となしつること、和僧の知らるゝ所の如し、當地に於ては、別に定まれる寺院とてもあらず、若し淨土に改宗せられなば、當寺を以て菩提所となさんと存ずるなり、此儀如何存せらるゝぞ。』

と問へば、存應

『改宗は日頃志ざす所、更に異存候はず。』

と答ふ、家康大に悦びて、此に師檀の契約を結ぶ、之れを今の增上寺となす。香華院を定むるの一事は、左までの急務にあらず、家康の意は、蓋し存應の人物を見定めて、帷幄に參畫せしめんと欲せしならん。

家康の入國に繼ぎて、其臣下も亦た續々移轉し來り、八月の末より、九月に掛けて諸臣大概江戸に移る。家康乃ち使者を大阪に遣はして、舊領駿河、遠江、參河、甲斐、信濃の五州を引渡さんことを報ず。秀吉聞きて其機敏に驚き、老臣淺野彈正少弼長政に向ひて、

『同じ領地の內にても、參、遠、甲、信の四國は、急がば此頃にも引き移り得られざるにあらず、左れども駿河は何分にも其居城なれば、如何に急げばとて、容易には引き拂ひがたからんと思ひ居りしに、如何にして斯くは速かに辨じつらん、德川殿の振舞、凡慮の及ぶ所にあらず。』

と語り、其迅速に移轉したる手際を感稱す。

抑々八月朔日は、古來八朔と稱へて、公武年中行事の一なり、或は怙恃の節とも曰ひ、或は田實の節とも曰ひ、又或は田面の節とも、憑の節とも曰ふ、朝廷にては、公卿以下

杉原檀紙等種々の物を獻じ、室町幕府よりは太刀目錄を獻ず、又幕府にても、公家、侯伯以下各〻出仕して、賀詞を述べ、太刀、馬を獻ずるを例とす。然るに家康の入國、八月朔日に在りしを以て、德川家に於ては、之れを關東の御入國と稱して、最も記念すべき佳節となし、其天下に覇たるに及んでは、八朔を以て、五節句と等しく、諸侯入朝の嘉節と定む。

三一　江戸の混雜

關東入國當時に於ける江戸の混雜は、奇觀と言はんよりも、寧ろ滑稽なり。八月より九月に掛けて、駿、遠、參、甲、信の五州に在りし數萬の家臣、大身となく、小身となく、皆家族を率ゐ、家財を搬びて、ゾロ〳〵と江戸に徙り來る、車馬の絡繹雜沓、言ふばかりもなし。當時、江戸の附近は原野こそ廣けれ、人家とては、指を屈して數ふべく、僅に十數個の寺院と、百戸ばかりの民家あるに過ぎず。特に寺院中の巨擘たる法恩寺には、既に家康の陣取れるあり、其餘の寺院、民家を盡く徵發すればとて、何程の家人をも收容すること能はず。其れとても皆重なる人々に割り當てられたるべけれ

ば、それ以外のものは、勢ひ江戸の圏外に溢れ出でざるべからず。左れば品川、澁谷、千駄ヶ谷、富塚、瀧野川、西ヶ原等の近傍は言ふに及ばず、甚だしきは三里五里を隔てし遠方の農家を借り受けて、住居するものさへあり。今ならば郊外生活とも誇り、田園生活とも洒落るゝ所なれども、何の交通機關とてもなき當時、數里の遠方より、毎日テク〱江戸に參勤せんこと、中々容易の事にあらず。左れども、遠地とは言へ、民家を借り入れたるものは、尚ほ雨露を凌ぐの利あるへし、多くの家臣中には、終に借り入るべき家屋なきに苦しむもの、亦た少しとせず。是等のものは如何にせしかと言ふに、有り合ふ竹木を寄せ集めて、粗雜なる假小屋を作り、之れを陣屋と號して、其內に住居す。

顧ふに城北は山、城東は海なれば、是等の陣屋は多く城南、城西の草萊を刈り、榛莽を闢きて、建設せられたるべく、此處に三棟四棟、彼處に五戸六戸、點々として散在せる光景、宛がら大火炎後の假居にも似たらん。陣屋生活、名こそ床しくも勇ましけれ、其窮窟、其不便、今のバラック生活にも劣ること遠かるべし。爾かも此れさへ他の竹なく、木なくして、陣屋生活をも營み得ざるものに比すれば、尚ほ其の幸福なるこ

とを喜ばざるべからず。唯馬鹿を見たるは、一時陣屋生活をも營み得ざりしものと、陣屋生活の爲めに居所を失ひし狐兎の類なり。

三二　江戸城の引渡

小田原征伐の役起るや、江戸の城主遠山左衛門佐景政は小田原に入り、其弟川村兵部大輔代りて之れを守る。今回家康の入國するや、兵部大輔直に城を致して去る。太田道灌の築城せしより百三十五年、北條氏綱の占領せしより六十二年にして、又德川氏の有に歸す。

一日、家康親しく本多佐渡守正信等を隨へて、城中を巡見す。本丸あり、二の丸あり、三の丸あり、其間々には廣き空濠あり。城の家根は木片葺とてはなく、多くは日光そぎ、飛州そぎを以て葺き、廚所のあたりは、萱葺にして痛く煤る。

籠城中は其破損するに任せて、更に修理を加へず、彈丸を防がんとてにや、屋根は土にて塗りたれば、其漏雫にて疊敷物に汚染を生ず。玄關は最も粗末にして、幅廣き舟板三枚を並べて階段となし、其餘は皆土間となす。靜勝軒と云ひ、含雪齋と曰ひ、

泊船亭と曰ふ、其名を聞けば、風流瀟洒、隱士の閑居の如し、其實を見れば、簡素樸野、帝堯の土階三等にも及ばざらんとす。　城中には野山多し、後の西の丸のあたりは、田畑あり、庭園あり、春は桃、櫻、躑躅、妍を競ひ、美を爭ふ、天地菴と稱する常念佛堂もありて、江戸の衆庶游樂の地となせるもの、亦た衆と偕に樂しむ周文の囿にも似たらん。平生質素を重んずる正信も、餘りに城中の粗野に驚き、一通り巡見せる後、家康に向ひて、

『城中餘りに見苦しう候、外は捨て置かせ玉ふとも、玄關の所だけは、御造營あらせ玉ふべし、諸大名の使者なども見るべきに、如何にも失態に候はずや。』

と言へば、儉德に於ては、寧ろ其右に出づる家康、

『佐渡、汝は謂はれざる立派だてを申すものかな。』

と言ひつゝ打ち笑ふ、頓て

『何は扨て置きても、先づ家人の知行割を急ぐべし。』

と告げ、唯疊を取り換へ、本丸と二の丸との間に在る空濠を埋め立てしめたる外、諸事舊の儘に捨て置きて、何の修理をも加へず。

家康の自から奉ずること薄くして、家人を思ふの厚きこと、斯かる時にも露はる。

三　八州の知行割

家康諸臣に邸宅を分與するに先だちて、功臣に知行を賜給せざるべからず、即ち功を論じて、賞を行ふ。

初め秀吉の北條氏の遺領伊豆、相模、武藏、安房、兩總、兩野の八州を、家康に與ふるや、房州の里見安房守義康、野州の宇都宮三郎左衛門國綱幷に皆川、秋元以下の州人は、本領安堵の儘にて、家康の麾下たるべしとの命あり、故に家康の功臣に頒つべきは、安房、下野を除きたる他の六州のみ。秀吉又德川氏の諸臣に對して、私恩を施さんとするの意あり、當時、家康に向ひて、

『此度の轉封に依り、井伊、本多、榊原の三人には、別けて加封あるべきが、凡そ何程を賜はるべきや。』

と問ひ試む、家康の意は、十萬石を與ふるに在りと雖も、若し十萬石と言はゞ、必ず十五萬石を與へよと言ふならんと察し、態と

『左ればに候、六萬石ばかりも遣はさんと存ずるにて候。』
と答ふれば、秀吉果して
『それにては餘りに少なし、十萬石づゝ給はり候へ。』
と告ぐ、秀吉又大久保七郎左衛門忠世を召し、
『汝は徳川殿股肱の良臣なれば、小田原城に箱根山を添へて守護すべし。』
と告げて、暗に其魚心を唆る、是に於て家康彌〻封土を分つ、其一萬石以上のものは
左記の如く、

領地	知行	領主
上州箕輪	十二萬石	井伊直政
上總大多喜	十萬石	本多忠勝
下總矢作	四萬石	鳥居元忠
上州藤岡	三萬石	松平康貞
上州久留里	三萬石	大須賀忠政
上總鳴渡	二萬石	石川康通
上州白井	二萬石	本多康高
上州吉井	二萬石	菅沼定利
武藏寄西	二萬石	松平康重
武藏岩槻	二萬石	高力清長
武藏奈良尻	一萬二千石	諏訪賴忠
上州館林	十萬石	榊原康政
相模小田原	四萬石	大久保忠世
上州厩橋	三萬石	平岩親吉
上州碓氷	三萬石	酒井家次
上州宮崎	二萬石	奥平信昌
下總古河	二萬石	小笠原秀政
上州大胡	二萬石	牧野康成
下總關宿	二萬石	松平康元
上總佐貫	二萬石	內藤家長
下總佐倉	一萬三千石	久野宗能
下總松伏	一萬千石	岡部長盛

武藏忍一萬石	松平家忠
武藏羽生一萬石	大久保忠隣
武藏東方一萬石	松平康長
下總多古一萬石	保科正光
上州松山一萬石	松平家廣
武藏深谷一萬石	松平康直
下總佐倉領一萬石	三浦重成
上州阿布一萬石	菅沼定盈
下總岩留一萬石	北條氏勝
武藏河越一萬石	酒井重忠
武藏本庄一萬石	小笠原信嶺
上州那波一萬石	松平家乘
武藏八幡山一萬石	松平淸宗
下總相馬一萬石	菅沼定政
相模甘繩一萬石	本多正信
下總蘆戸一萬石	木曾義利
伊豆韮山一萬石	內藤信成

の三十九人にして、其外五千五百石以下のもの三十五人、千石未滿のものは枚擧に暇あらず、何れも加恩新恩に浴して、懽喜言はん方なく、皆嵩呼して萬歲を唱ふ。論功行賞の結果、城主たるものゝ城地は、家康自から之れを選定せりと雖も、小封微祿の輩に對しては、別に吏員を置きて、其采邑を割賦せしむ。其總奉行は、榊原式部大輔康政にして、青木藤藏忠成、伊奈熊藏忠政の二人、其奉行たり、家康特に康政等を召して、

『微祿の輩ほど、江戸の近地に於て領分を給すべし、一夜隔つる程の地は授くべからず。』

と命ず、實にも大封の士は、途中に二泊三泊するとも、左のみ困難を感ぜざるべしと雖も、微祿の輩に至りては、必ずや少からざる迷惑を感ぜん、家康の意を用ふること、深きを見るべし。

井伊直政の上州箕輪、榊原康政の上州館林を始め、家康の自ら選べる諸將の城地とても其封祿の多きものほど、遠隔の地に在るもの、亦た此意に外ならず。康政等此意を體して、諸士の采邑を定め、多くは一村を以て、一人に與へ、其二村三村に跨がるものは、其隣接の地に於て之れを與ふ、采地の點々として諸方に散在する時は、經費多くして、實收少なく、事實に於て祿高を減ぜらるゝに同じければなり。斯くして將士の城地、采邑、既に定まれども、未だ城下に住みて、勤務すること能はず、家康又

『此度分ち與へし采邑に、手輕き陣屋を作りて、妻子を置き、其身のみ江戸に通勤すべし。』

と令す、是に於て將士何れも妻子を其采邑に置き、唯其身と從僕輿馬のみ或は江戸の小屋に住し、或は民屋に僦居することゝす。左れども戰場なりせば兎に角、平時に於て永く斯かる狀態を持續せんことは、到底堪へ得べき所にあらず。左れば何

よりも先づ邸地を分與せんこと、急務中の急務なりと雖も、是れには多少の時日を要せざるを得ず。其れまでは諸事簡易を主とし、當直に當れば、江戸に出でゝ、番簿に氏名を記し置き、又次の當直まで一兩月の間は、采邑に歸住するを許すことゝなせり。五州の太守、卒然として半開の僻邑に移る、諸般の整理を告げ、秩序を立てんこと、眞に容易ならざるものあらん。

三四　城中の鎭守

家康既に入國の翌日を以て、香華院を定む、更に鎭守の社を定めんと欲し、榊原式部大輔康政を召して、

『式部、此城内に鎭守の社はなきや。』

と問へば、康政

『さん候、城の北曲輪に二つの小祉あり、定めて鎭守の神にても候はんか、御覽あらせ玉ふべくもや。』

と答ふ、家康

『然らば案内致せ。』
と告げ、康政の案内に依りて郭北に到れば果して梅樹參差たる中に、二字の小祠あり。家康先づ一祠を仰ぎ見るに、天神の額面あり、これぞ平河天神なる、家康
『式部、道灌は歌人だけに、天神の社を建て置きたるワ。』
と言ひ捨てゝ、他の祠前に到り、其額面を見ると齊しく恭しく禮拜を行ひ、
『式部、式部、扨も不思議の事こそあれ。』
と叫ぶ、不思議とは何の不思議ぞ、康政馳せて其側に到れば、家康
『式部、當城に鎭守の社なくば、坂本の山王を勸請せんと思ひ居つるに、あれ見よ以前より山王の社を建て置いたるワ。』
と言ふ、坂本とは比叡山なり、康政額面を仰ぎ見て、
『實にも不思議なる儀にこそ候へ、偏に御武運御長久、御家門御繁昌の御吉瑞に候べし。』
と祝すれば、家康
『如何にも汝の申す通りぞ。』

と言ひつゝ、二つ三つ頷く、喜色其面上に漂ふ。是れより徳川家の産土神として大に尊信を加ふ、今の星ケ岡の官幣大社日枝神社是れなり。

去るにても家康の山王權現を信仰すること此の如きは、何故なるぞ。古來邦俗生年の七つ目を重んずるの慣習あり、子の年のものは、馬を重んじ、丑の年のものは、兎を重んず。家康は天文十一年壬寅の生れにして、其七つ目は申、即ち猿なり、世に猿は山王の神使なりと稱す、家康扨こそ山王權現を尊信せるなれ。

後年、家康の駿府に在りし時、猿を淺間山に放飼し、其の繁殖するに委したるが如き、亦た猿を憐むの心に出づ。奇なる哉、千古の英雄にも、亦た此迷信あり。

三五　江戸の祈禱所

徳川家康の入國と與に光明寺、即ち今の増上寺を以て、香華院となし、更に金龍山淺草寺を以て、其祈禱所と定め、兩寺の境内に於て、諸人の亂暴を働くを禁ず。其後祐筆より右亂暴禁制の書付を調へて差出せしに、家康手に取りて、之れを一覽し、

『淺草寺の方には、卯月日と認むべし。』

と命ず、祐筆

『總て斯かる御書付には、月の異名を書かざるが書法に候。』

と言上すれば、家康

『光明寺は菩提所なれば、左もあるべし、淺草寺は祈禱所の事なれば、異名にて認むべし。』

と告ぐ、因りて其命に從うて、特に卯月と書す。

淺草寺は古來三十六坊ありしも、中には既に頽廢に歸せるものも少からず、特に淸僧の住するは、僅かに十坊ばかりに止まり、其他は山伏同然の妻帶者のみなれば、

『斯かる寺院を以て、御祈禱所に充て玉はんこと、如何候べきか。』

と議するものあり、家康

『イヤ一向苦しからず。』

と告げて、其儘祈禱所に充つ、左れども正五九月の城內に於ける大磐若經轉讀の時は勿論、其他の祈禱に就ても、唯淸僧のみに命じて、其他の輩を加へず。妻帶者流爲めに肩身の狹きこと夥し、後には寺中を徘徊するだに外聞惡るゝ、終に其坊を我子

若くは弟子に譲りて、退院せし爲め、間もなく一山盡く清僧のみとなり、勞せずして廓清の功を奏す。爾來徳川家並に幕府の祈禱所となること三十餘年、東叡山寛永寺の成るに及んで、其株を奪はる。

三六　社寺の移轉

家康の入國に際して、忽ち郊外に彈き出されしものは、多くの社寺なり。家康既に江戸を以て、其居城となせるからは、是非とも諸臣を城下に置かざるべからず、隨つて其邸宅の地を分與せざるべからず。

然るに當時江戸の稍〻發展せしは、平川村即ち今の大手町、永樂町及び局澤即ち今の吹上御苑、北丸等の一小部分に過ぎず。特に局澤の如きは、純然たる寺町にして、日蓮宗五ヶ寺、眞言宗二ヶ寺、天台宗一ヶ寺、禪宗五ヶ寺、貝塚の末寺三ヶ寺、合せて十六の寺院、之れを占領す。其他局澤より平川村に掛けて、四個の神社と、數個の寺院と、百ばかりの民舍あり。今諸臣の邸宅を城下に置かんとすれば、是非とも此社寺

と民家とを、他に移轉せしめざるべからず。
是に於てか家康の入國後間もなき天正十八年九月五日を以て、移轉の令を下し、中一日を置きたる七日には、早やドシ〳〵墓地を移轉せしめ、施主なきものは、有司の手にて之れを移す、迅雷耳を掩ふに遑あらずとは、眞に此事。移轉の費用は給され、移轉の場所は、賜はりしと言ふと雖も、斯くまで急激の太甚しきに至りては、禰子も、釋子も皆數驚を吃せしならん。
今其移轉先を記さんに、平川口の法恩寺は、一旦柳原に移り、更に谷中に移り、後ち今の本所柳島に移る。
芝崎の日輪寺は、東神田松ヶ枝町に移る、後ち淺草に移り、其町名をも芝崎町と稱ふ。
常磐橋北の東光院は、太田道灌の江戸城鬼門鎭護の爲めに設けしもの、一旦小傳馬町に移り、後ち是れも芝崎町に移る。
桔梗門外の吉祥寺は、神田水道橋に移り、後ち今の本鄕駒込に移る。
其他三藐院、淸水寺、淨土寺、地藏院、祝言寺、龍華院、誓願寺、聖德寺、善德寺、專稱院の諸寺亦た皆夫々他に移轉す、下谷豊住町養玉院は、實に此三藐院の改稱せるもの。

又神社にては芝崎、即ち今の大藏省の所に在りし神田明神は、神田橋外に移され、慶長八年、更に神田臺に移され、其後又今の湯島臺に移さる。田安臺に在りし津久戸明神は、牛込銀町に移され、今は築土八幡と曰ふ。平川口に在りし平河天神は、一旦貝塚即ち半藏門外に移され、其後今の所に移されて、町名をも平河町と稱す。平川口の山王權現は、德川家の產土神と崇められしだけに、其儘差置かれたるを、工事の都合上、城内の紅葉山に移さる、其後紅葉山と坂下門との間に、〆切門を設けて、諸人の出入を禁ずるに及び、貝塚に移して、一般の參拜に便し、明曆大火の後、更に今の星ケ岡に移す。

斯くして其跡は皆重なる一門、諸將に分ち賜ふ。

三七　番町の割賦

家康社寺の移轉を命じて、其跡を諸臣に分ち賜ひしと雖も、是等は大抵一門並に重なる諸將士の邸第に充てられしに過ぎず。麾下小身の輩に對しては、別に適當の

地所を相して、宅地を賜はんとし、内藤金左衛門、天野清兵衛の二人を以て奉行となし、且つ

『旗本小身の輩には、成る可く地形に手間の掛からざる地所を選んで、給與すべし。』

と命ず、これも多くの費用を要せしめざらんとするの仁意に外ならず。二人乃ち諸所を巡見し、城の北西に當れる一郭の高地を選んで、大番衆の邸宅に充つ。此地は丘あり、谷ありて、一高一低、常ならざりしも、丘を崩して、谷を埋め、高きを削りて、低きを補ひ、左までの手數をも要せずして、一帶の平地となる。大番衆の住地なるを以て、之れを番町と稱し、一番町より六番町に分つ。一二の順序は、土地の位置にも由らず、距離の遠近にも關せず、唯一番組の居る所を一番町と言ひ、二番組の居る所を、二番町と言ひしに過ぎず。故に五番町の北に、一番町あり、五番町の西に二番町あり、二番町の北に六番町あり、六番町の北に三番町、三番町の北に四番町のあるが如き、其序次の非常に錯亂せるは、全く是が爲めなりとす。但し奇數なる一三五の三町は、陽なるが故に、一筋のみとなし、偶數なる二四六は陰なるが故に、表裏の二通りとなせり、是れ家康の命に依る。當時、番衆と言へるは、唯此大番衆ありしのみ、古

は馬廻組と稱して、先手をも勤む。其後、花畠番衆、即ち後の小性番衆の設けらるゝに及びて、大番衆は專ら先手の任を勤む。花畠番衆の外に書院番衆あり、之れを兩番と言ふ、花畠番は城中を守衞し、書院番は殿中を警衞す。兩番に大番を加へて、之れを三番頭と稱す。此の如く花畠番と言ひ、書院番と言ひ、何れも後年の設置に係るものにして、當時此番町に住みたるものは、唯大番衆のみなりと知るべし。

三八　社寺の由緒

天正十八年十二月、家康命じて八州の社寺を調査す。相州當麻の領主內藤修理亮清成、其領內に在る無量光寺に對して、相當の恩典あらんことを請ふ。無量光寺は遊行宗の本山にして、一に當麻道場と稱す。弘長元年、開祖一遍上人の此地に巡錫するや、里人爭うて其德を慕ひ、其化に入り、終に一字を建てゝ、上人を置く、初めは金地院と曰ひ、後ち無量光寺と改む。上人西歸するに及び、其法弟眞教法統を嗣ぐ、之れを二世となす。三世の智德を經て、四世の呑海に至

り、別に一寺を藤澤に建つ、淸淨光寺是れなり。八世の主良光の時に至り、家康の祖先世良田左京亮有親、其子三郎親氏の二人來り投ず。有親は新田氏の一族なり、世世忠を南朝に盡す、足利氏の物色頗る急にして、身を故山に安んずること能はず、父子相携へて、上州德川を發し、東遷、西移、諸州に流寓すること年久し。樹下石上、夢も安からず、氷隈山角、食も亦た獲がたし。是に於て父子終に良光上人の室に投じて、容を變じ、髮を削り、有親は長阿彌と呼び、親氏は德阿彌と稱す。寺中に二基の髮塚あり、倶に五輪の塔を立つ、實に有親父子の髮を埋めし所なりと言ひ傳ふ。

（附言）宇賀神社の緣起に依れば、有親父子は、淸淨光寺十二世尊觀法親王の上州桐生靑蓮寺に遊化の時、師弟の約を結び、後ち同寺に來り投ぜしものとなせり。

祖先の由緣のある所、捨て置くべきにあらず、家康其由緒を檢し、北條氏代々寄進の黑印をも査し、先規に依りて、境内不入を令し、且つ寺領三十石を賜ふ。八州の社人寺僧、山伏等これを傳へ聞きて、我れも〳〵と江戸に馳せ來るもの雲霞の如く、何れも由緒々々を申立てゝ、社領、寺領を賜はらんことを請ふ。家康一々其由緒を査し、先蹤を糺し、相當の理由あるものには、皆夫々領田を賜ふ。

仁風慈雨、先づ神官、僧侶の上に及びて、何れも其武運の長久を祈らざるはなし。こゝらも亦た家康の一寸爲政上に巧みなるところ。

三九　度量衡の一定

政は正を主とす、家康入國の始めに當りて、先づ量衡の制を一定せしこそ、微妙けれ。家康の關東に入國せしと聞くや、急に甲州より江戸に出で來り、麾下の士多門傳八郎に頼りて、關東八州の權衡を掌らんことを請ふ。傳八郎は甲州出身の士にして、兵三郎に由縁あるもの、乃ち井伊兵部大輔直政に頼りて、家康に請へば、

『彼の者、遥々甲州より早速參りたること殊勝なり、願ひの趣、聞屆け遣はすべし。』

と告げ、直に

自今以後御分國、以守隨秤可令黄金諸金商賣者也、仍如件。

天正十八年　月　日　　　　朱印

その朱印を與へて、之を許可す、商人は機敏を尙ぶべきこと、昔も今に異ならず。今

の甲州人、亦た此守隨式の機敏に出づるもの、往々にして之れあり。

又樽藤左衞門と言ふものあり、元は水野彌吉康忠と呼ぶ、左衞門大夫忠政の七男彌平太夫忠頼の子にして、家康の爲めには、母方の從弟に當る、味方ヶ原の役、甲州の勇士十二人を斃せしを以て、特に三四郞の名を賜ふ、三四十二の義なるべし。長篠の役、康忠酒樽を獻じ、家康其儘これを織田信長に贈る、康忠又甲州の勇士松下金大夫を斬りて、其首を獻ぜしに、信長聞きて、

『これ樽三四郞の手柄か。』

と感稱す、是れより人々呼んで樽三四郞と曰ふ。家康後ち康忠を以て遠州市中の支配となせしが、今回更に江戸町支配及び關口、小日向、金杉三ヶ村の代官を命じ、且つ東國の桝を掌らしむ、是れより又樽屋藤左衞門と呼ぶ。

(附言) 尺度は從來の曲尺、鯨尺を用ひて、別に改めず。

大和の人奈良屋市右衞門と言ふものあり、藤左衞門と同じく江戸町支配を命ぜられ、天正二十年に及びて、喜多村彥右衞門なるもの亦同じく江戸町支配を命ぜらる。因りて之を三町年寄と曰ふ。

此の如く家康其入國の始めに於て、先づ秤及び桝を一定せしもの、自から治國の體を得たりと謂ふべし。

（附言）此奈良屋市右衛門は明智光秀の亂に際して、德川家康の泉州堺より歸國せし時、隨從せる小笠原小太郎と言へるものなりと云ふ。

四〇　瓦葺の嚆矢

當時、城中の建物さへ、日光そぎ、飛州そぎを以て葺きたる程なれば況して市中の民家は、大抵茅葺ならざるはなかりき。

會〻慶長六年十一月二日巳の刻、駿河町なる幸之丞の家より火を失す、折節風勢猛烈にして、忽ち大火となり、江戸の市中一宇も殘らず燒亡し盡して、死傷亦た少からず。奉行此機に際して、家屋の制を改正せんと欲し、

『町中草深きが故に、火事絕えず、以來皆板葺となすべし。』

との旨を令す、是れより町々茅葺を改めて、板葺となす。

本町二丁目に瀧山彌次兵衛と言へるものあり、諸人に秀づる家屋を建てんと欲し、

往來より見ゆる表半分は瓦葺となし、裏半分を板葺となす、諸人これを見て、

『本町二丁目の瀧山彌次兵衞は、屋根を半分瓦にて葺きたり、扨ても珍らしや、奇特や。』

と稱へ合ひ、態々遠方より來り見るもの多く、是れより綽號して半瓦彌次兵衞と曰ふ、これを江戸に於ける瓦葺の嚆矢とす。

慶長六年と言へば、彼の關ヶ原の大勝よりは、一年後の事に係かる故に市中の民家も多少增加せしことならん、左れども江戸の大改修よりは、二年前の事に屬す、故に市街の發展も、亦た左までの事にあらざるや勿論ならん、隨つて江戸の市中、一宇も殘らず燒失すと言ふも、後の明曆の大火とは、年を同うして語るべからず。

左れども奉行の之れを機として、家屋の制を改めたるは、誠に機宜の處置と謂ふべし。

當時、市中の民家、茅葺より變じて、板葺となりしを見ては、殆ど異境に入るの觀ありしならん。是時に際して、瀧山彌次兵衞の半分ながらも瓦葺となせるに至りては、世人をして更に其ハイカラ振りに驚かしめしや論なきなり。今や此半瓦の附近

鐵骨あり、煉瓦あり、堂々たる大厦高樓、半空に聳ゆ、彌次兵衛をして之れを見せしむれば、其れ如何んか吃驚せん。爾かも純然たる洋式の家屋に比すれば、亦た是れ一の半瓦のみ、彌次兵衛式のみ、彼此相距ること五十歩百歩に過ぎじ。

四一　江戸の發展期

家康の入國以來、絶えず江戸の經營に從事せりと雖も、軍旅多端にして、外に在るの日多く、專ら力を此に致すこと能はず、諸事自から等閑に附し去るの外なかりしならん。然るに慶長三年八月、豐臣太閤秀吉歿んで殁し、其子秀頼尙ほ幼なり、家康代つて天下の政を攝してより、德川內府の聲望、隆々として諸侯に冠たり。石田治部少輔三成其幼主に不利なるを知りて、之れを排斥せんと欲し、同志の諸將を糾合して兵を擧げ、終に關ケ原の大戰を迫り出だす。東西の勝敗、一日に決して天下の實權、家康に歸す。

尋で慶長八年二月、家康の征夷大將軍に補せらるゝに及んで、兵馬の大權、名實倶に全く家康に屬す。八州の大守たりし家康、今や天下の將軍となる、八州の城下たり

し江戸、亦た忽ち天下の首都となる。今まで貧弱なりし江戸も、八州の城下となるに及んでは、勢ひ大に膨脹せざること能はず。爾かも大に膨脹せんと欲して、未だ膨脹せざるの時、更に一躍して、天下の首都となるに及んでは、亦た更に大に膨脹せざるべからざるや、論を待たず。今までは、八州の諸臣、江戸に登城するに過ぎず、今よりは、天下の諸侯、亦た江戸に入覲せんとす。今までは八州の諸臣、江戸に居住するに過ぎず、今よりは天下の諸侯、亦た江戸に來住せんとす。江戸に要する地積は、更に一層廣大ならざるべからず。現在の平地のみにては、尚ほ引き足らず、山をも崩すの要あり、海をも埋むるの要あり、今は江戸の經營は、頗る大規模のものとなさざるべからず。是に於てか慶長八年二月、家康の將軍に補せらるゝと與に、東西の諸侯に課して、大に江戸の市街を修治し、運漕の水路を疏鑿せんとするに至る。左れば天正十八年、家康の關東八州に封ぜられたるは、江戸に於ける第一の發展期なり、慶長八年、家康の征夷大將軍に補せられたるは、江戸に於ける第二の發展期なり。江戸の日一日より膨脹し、年一年より勃興し、終に本邦第一の大都會となるに至れるもの、實に是れより以後に在り。

四二　市街の大改修

家康の入國以來、漸次市街の發展し來りしは、辰の口より常磐橋附近に至る道三堀の兩側なり。

常磐橋は城北を流るゝ平川の海に注ぐ所に架せられしものにして、當時、單に大橋と呼ぶ、其橋の最も大なりしが爲めならん。

辰の口は、即ち龍の口なり、內濠の水の吐口なるが故に、此名あり。

道三堀は此辰の口より常磐橋附近の海に達する堀割にして、其堀の南に今大路道三（延壽院）と言へる醫師の宅ありしが故に、呼んで道三堀と曰ふ。

滿潮の時には、舟筏大手門外まで登り來りて、運漕の便あり。諸民の江戸に來るもの、此邊に居宅店舗を構へて、自ら市街の形を爲し、江戸町、舟町、內町と稱する町々より、柳町と稱する遊女町まで起る。

錢瓶橋は當時舟町より四日市に架せられし小さき橋なり、元祿四年、永樂錢及び京錢を詰めたる瓶を掘り出したるより此名起る。天正十九年の夏伊勢の與市と言

へるもの、此橋のほとりに錢湯風呂を設く、湯錢は永樂錢一つなり、人々皆珍らしと て來り浴す、これ江戸に於ける錢湯の初めなるべし。
其頃吉澤主計と言へるもの辰の口の巽角に住みて、江戸上宿人足問屋を營み、馬込勘解由と言へるもの、同町に住みて、下宿人足問屋を營み、宮部又四郎、佐久間平八と言へるもの、又宿馬問屋を業とす、因りて此のあたりを稱して傳馬町と曰ふ。
江戸の市街は、概略此の如きのみ、入海一つ隔てし日比谷は、漁夫、蜑女の占領する所、固より言ふに足らず。今こそ東洋第一の大都會と稱すれ、當時の江戸は、尙ほ頗る貧弱なりしを見るべし。

慶長八年、家康の征夷大將軍となると與に、大に江戸の市街を改修せんと欲し、此年二月二十七日、諸侯に課するに役夫を以てす、諸侯の工事を督するもの數十人、各々其部署を定む。
越前宰相秀康に屬するもの三人、松平下野守忠吉に屬するもの四人、加賀中納言利長に屬するもの四人、上杉中納言景勝に屬するもの三人、本多中務大輔忠勝に屬するもの四人、蒲生下野守秀行に屬するもの一人、伊達陸奥守政宗に屬するもの一人、生

駒讃岐守一正に屬するもの十八人、細川越中守忠興に屬するもの十八人、黑田甲斐守長政に屬するもの三人、加藤主計頭清正に屬するもの三人、淺野紀伊守幸長に屬するもの十一人。

役夫は祿高千石に付、一人づゝを課す、即ち五萬石のものは五十人、十萬石のものは百人なり、故に世に名づけて千石夫と曰ふ。

當時、常磐橋より淺草に續くの陸地ありしも、豊島の洲崎、即ち常磐橋、呉服橋外より芝口に至る間は、海水灣入して、直に城外に達せしが故に、神田山を崩して、此處を埋め立つ。神田山とは即ち今の駿河臺なり、一帶の高地、延いて今の柳原の邊にまで連なり、山高く裾廣くして、城東の海面三十餘町四方の間を埋め立つるにも、尙ほ餘りありしなり。其土砂を堀り崩したる跡は、廣漠なる平地となりしより、人々呼んで神田の原と曰ひ、又其殘部を稱して神田臺と曰ふ。此埋立工事の成りてより、市街は東北淺草より、西南品川まで接續するに至り、城の四周盡く平地となる。又今の日本橋筋より、道三河岸に掛けて、竪堀を鑿ち、其れより漸次縱横に堀を鑿ちて漕運に便す。日本橋も此時始めて架せらる、川幅廣ければ、兩方より石垣を築き出し

て、板を其上に架す。敷板の上三十七間四尺五寸、廣さ四間二尺五寸、今まで大橋と稱せし常磐橋、復た顏色なけん。天下の諸侯、其工を助けたるが故に、人々『日本國の人、集まりて架けたる橋なり。』とて、誰れ名づくるともなく、日本橋と稱するに至る、當時、皆稀代、不思議の沙汰なりと評し合ふ。

此三十町四方の埋立地は、重に町家を建てゝ、市街となさんと欲せしなり。左れば諸國より集まり來れる商賈にして願ひ出づれば、夫れ〳〵地所を割り當てゝ、之を給與す、無論無代價にして、厘毛の拂下代を要せしものにあらず。當時、縱横に鑿ちたる堀の兩側には、其揚土山の如くに積み上げらる、商賈等自由に此揚土を取り來りて、地形を築き立て、表通りの方は、葭など立てゝ垣となし、其後次第に家屋を建築するに至る。最初の內は、町家建築を願ひ出づるもの、左のみ多からず、伊勢の州人多く出で來りてより町家俄かに增加して、市街の形を成すに至る、是れ下町と稱する今の日本橋以南、新橋以北の要部なり。

當時、其店頭に懸けらるゝ暖簾を見るに、一町內の半は「伊勢屋」と染め出したるもの

なりしと云ふ、其如何に多勢の移住し來りしかを見るべし、彼の鼻吝を以て
　初鰹伊勢屋の前を通り過ぎ
　尾かしらの無いか伊勢屋の初鰹
　怖いこと刺身を喰へと伊勢屋言ひ
など川柳の好材料となりし伊勢屋は、此江戸の開發に盡せる功勞者の子孫なるべし。

四三　江戸城の修築

（一）

當時主として民家を建設せしは、城郭に近き部分に過ぎず、東方に寄る程地形低く、且つ不便なるを以て、此方面に住居するもの甚だ少なし。家康之れを聞き、遊廓並に劇場の建設を許せるを以て、此方面亦た漸次繁盛熱鬧の區となり、終に居然たる一大都會を活現し來る。

家康將軍の大任を拜してより、柳營を江戸に置く。江戸城は即ち天下政令の出づ

る所、諸侯の入觀する所、其規模自から宏壯ならざる可らず。嚮に其入國の際、玄關の修繕を以て、贅澤視したる家康も、今は江戸城修築の必要を感じ、大に諸侯に課して、工事を起さんと欲す。

是に於て慶長九年八月晦日、池田宰相輝政、福島左衞門大夫正則、加藤主計頭淸正、毛利藤七郞秀就、加藤左馬助嘉明、蜂須賀阿波守家政、細川越中守忠與、黑田筑前守長政、淺野紀伊守幸長、鍋島信濃守勝茂、生駒讃岐守一正、山內土佐守一豐、脇坂中務少輔安治、寺澤志摩守廣高、松浦式部卿法印鎭信、有馬修理大夫晴信、毛利伊勢守高政、竹中伊豆守重利、稻葉彥六典通、田中筑後守忠政、富田信濃守知信、稻葉藏人康純、古田兵部少輔重勝、片桐市正且元、小堀作助政一、米津淸右衞門正勝、成瀨小吉正成、戸田三郞右衞門尊次並に尼崎文次郞に對して、石材を課す。

其規定は十萬石に付、百人にて運ふべき大石千百二十個づゝを献ぜしむるものにして、其費用として金百九十二枚を給し、舟三百八十五隻を供す。

又他の諸國に大材を課し、今の佐久間町河岸を以て、材木の積置所となす。

佐久間町河岸は、外神田にして、萬世橋より美倉橋に至るの間に在り、馬借問屋佐久

間平八の住居せし所なるが故に此名あり。
（附言）佐久間平八は家康の入國前までは龍の口に住す、後ち此處に移轉せしものと見ゆ、或は平八はお玉ヶ池の附近に住せしとも云ふ。

是に於て諸侯各〻其領地の大木巨石を船に積みて、江戸に送り來る。其內最も巨大なるものは、肥後熊本城主加藤主計頭清正の献ずるものにして、本丸中の門の向つて右の方、多門下の臺石に用ひられ、呼んで「肥後殿石」と曰ふ。中の門を入りて、直ぐ桝形の向ふの石垣の中に大狐石、小狐石と彫り付けたる二個の大なる角石あり、亦た清正の献ずるところに係る。尚ほ清正の献ずる石船七隻、風雨の難に會ひて、品川より四里ばかりの海上に沈沒し、復た引き揚ぐることを能はざりしこそ遺憾なれ。
（附言）此石七ヶ所とも永く存す、魚を釣るに其石のあたり最も獲物多し、其道の人稱して根釣と言ふ、根とは船のれの略稱ならんと云ふ。

江戸城の修築工事は、愈々慶長十一年三月朔日を以て着手せらる。藤堂和泉守高虎は本丸、二の丸、三の丸の經營を命ぜられ、佐久間河內守正實其奉行たり。細川越中守忠興は石垣の增築を擔任し、伊達陸奧守政宗亦た請うて天主閣第二重の樓櫓を經營す。

抑々江戸城は國家定鼎の地、其規模宏大ならざるべからず、高虎の繩張を行はんとするや、家康

『本丸餘りに狹くして、其便宜しからず、改めて取り廣め候へ。』

と命ず、高虎

『本丸廣きに過ぐれば、籠城の時に利少き虞の候、二三丸は今より少し廣くして然るべきか。』

と答へ、家康亦た其意に從ふ。古來二百年の覇業を保てるもの、一の足利氏あるのみ、爾かも其治世の間、禍亂相踵いで起る、當時、高虎も、家康も、皆德川氏亦た此城に據守するの時あるを豫期せるものか。

豫て石材を課せられたる關西の諸侯、各々江戸に來り、其家士を伊豆に遣はして石

材を伐り來らしむ、其運送の船舶三千餘隻の多きに上る。此石材は重に石垣に用ふ、石垣の長さ七百間、其高さ十二間又は十三間にして、石材の價格は百人持の石、銀二十枚、ころた石一箱金三兩の規定なり。關東の諸侯は、去年家康父子の上洛に隨從せるを以て、其課役を免じ、隨從せざりしものは、千石に付一人の割合を以て、人夫を出さしむ。

時に家康既に致仕し、秀忠代りて軍職を繼ぐ、秀忠毎日自から巡見して、工事を督勵鼓舞すること二回、從役の諸侯亦た裁付を着して、持場々々に臨み、各々競うて工事を督課す。工程爲めに大に進みて、五月には早や石垣も竣工し、溝渠も成功し、六月十日には、諸般の工事愈々完成を告ぐ。因りて此工事に與かりし諸侯には就封の暇を賜ふ。

叔孫通朝儀を起して、漢高始めて皇帝の貴きを知る、諸侯江城を修めて、德川氏亦た始めて將軍の貴きを知りつらん。太田道灌此城を築きてより以來百五十年、是に至りて全然其面目を改む。

（三）

此江戸城修築の當時、櫻田及び日比谷あたりの石垣は、加藤主計頭清正、淺野紀伊守幸長の二人、其修築を命ぜらる。

清正の工事奉行は、其家臣森本儀太夫と言へるもの、之れを勤む。此あたりは一圓の沼地なれば、先づ石垣の土臺を固むべき必要あり。儀太夫多勢の人夫を指揮し、諸所に生ひ茂れる茅を刈り來りて、盡く沼地に投げ入れ、十歳より十三四歳までの男兒を多く呼び集めて、

『それ〳〵此草の上にて、遊び戯むれよ。』

と言へば、腕白盛りの小兒等、得たり賢しと悦び、各々其上にあがりて、飛び廻はり、飛び狂ふ。爾來毎日々々、小兒を集めて、遊び戯むれしむるのみにて、別に工事を始めんともせず。幸長の持場は、セッセと石垣を築きて、早や殆ど成功を告げんとす。左れども儀太夫は相變らず、石一つ積まんともせず、唯依然として小兒の遊び興ずるに任かす。諸人儀太夫の振舞を見て、痛く嘲笑すれども、儀太夫平然として更に

意にも介せず。頓て土臺の固まりし頃を見澄まして、始めて工事に着手し、幸長の持場に後るゝこと數旬にして、漸く其成功を告ぐ。人々皆幸長の迅速を賞して、清正の遲鈍を笑はざるはなし。既にして大雨滔々として降り荐ること一二日、幸長の持場は、石垣俄然として陷落せしに反し、清正の持場は、地盤堅固にして、些の傾斜をも來さず、人々始めて驚き、

『扨ては儀太夫の小兒を遊ばせしは、心ありての事なりしか。』

と評し合ふ、幸長之を聞き、儀太夫を召して、親しく其仕方を問ふ、儀太夫

『沼などは急に堅めては、全からざるものに候、依りて某は茅を投げ入れ、童子等に踊り狂はせて、自然と堅めたるものに候。』

と答ふれば、幸長大に其用意の深きに感ず、後世に至りても、沼澤を埋立つるには、此儀太夫の考案を學びしと云ふ。

儀太夫は武勇に秀づるのみならず、斯かる智慮にも富み、清正に事へて中老に陞る。

（附言）清正曾て其家臣加藤右馬允、並河志摩、庄林隼人、森本儀太夫、三宅角左衞門、木村又藏、飯田覺兵衞以下一騎當千の勇士を集めて、昔話に耽る、清正時に「義經の郎等武藏坊辨慶ほどの忠臣は古今に有るべからず」と言ひしに、

儀太夫「イヤ辨慶ほどの忠臣は、古は知らず、今は幾人もあるべし、左れども其君の義經ほどの大將は、今は有るべからずと言へば、淸正始め一同大に笑ふ、儀太夫の直言を憚からざること此の如し。

四四　日比谷の附近

今の櫻田門外より日比谷の地形を見て、當時も此の如き、平坦の地なりしかと思はば、滑稽なり。

日比谷は漁夫共の粗朶を立てゝ、魚を取りし所なりしが故に、日比谷町と名づけしと言ひ傳ふ。

粗朶を立てたる所なれば、日比町とこそ言ふべけれ、特に谷の字を付して、日比谷町と言ひしは何故なるぞ。斯く詮索し來れば、勢ひ此地の谷なりしことを思はざるべからず。

實にも此地は海岸に瀕したる谷なりしが如し、即ち霞ケ關より永田町に至る一帶の高地は、今よりも尙ほ高くして、小山の如きの狀を爲せしや疑ふべからず。今の帝國ホテルのあたりを、山下町と言ふは、即ち其證據にして、此附近は山下の地なり

しならんと言へり。當時、今の京橋區より山下町、日比谷へ掛けて、一體に入汐地となり、霞ケ關、永田町の山脚、海岸に伸びて、二三の谷狀をなせしならん。左れば外櫻田附近の邸地を賜はりし諸侯は、其高低の地を均らし、凸凹の處を平かにして、樓臺を建設せしと雖も、伊達陸奥守政宗の如く、毛利中納言輝元の如き入汐地を賜はりしものは、之れを埋め立つべき土砂に困却せしが如し。政宗の賜はりし邸地は、今の日比谷公園に於ける東北の一角にして、音樂堂あり西洋花の花壇あるあたりは、其邸址なり。輝元の賜はりし邸地は、其西隣にして、東京府立第一中學校の在るところ是れなり。

此あたりは入汐地及び之れに接する卑濕の地なりしが故に、是非とも其幾部を埋め立てざるべからず。當時、西の丸、即ち今の皇居の外なる內堀は、其幅甚だ狹隘にして、廣き所も十間ばかりに過ぎず、之れを金湯の城池となすには、更に堀り擴むべき要なきにあらず。是に於て埋立の土砂を要する諸侯相謀りて、幕府に出願せし上、堀の幅を廣げ、底を深くし、其揚土を以て、埋立の材料に充てたりと云ふ。斯く諸侯に邸地を賜はりしが爲めに、此附近に住居せしものは、夫々代地を賜うて、他に移

轉せしめらる。外櫻田のもの丶移りし處は、今の芝區櫻田にして、日比谷のもの丶移りし處は、是れも芝區日比谷町なり、後ち之れを改稱して、芝口と曰ふ。今も尚ほ日比谷神社と言へる小祠あるは、其名殘なり。

四五　諸侯の邸第

江戸に諸侯の邸第を置きたるは、前田氏を以て嚆矢とす。慶長五年、前田中納言利長加州に據りて、家康に抗せんとするとの流言あり、利長其事實にあらざるを辯じ、且つ其母芳春院を以て質とす。芳春院此年五月二十日を以て、伏見を發し、六月三日、江戸に着す、乃ち大手先に於て、廣大の地所を賜ひ、此處に邸第を構へて、之れを置く。

當時、家康の聲望、諸侯に冠たりと雖も、唯五大老の上首と言ふに過ぎず、故に利長の特殊の理由に依りて、其母を江戸に置きたるの外、未だ質を家康に委するものあらざりしなり。然るに此年九月、家康の關ケ原の一戰に、大捷を博せしより、天下の實權、忽ち其手に歸して、早くも諸臣より上樣と尊稱せらる丶に至る。是に於て關西

にては藤堂和泉守高虎、關東にては伊達陸奥守政宗の二人、其倡首となり、江戸に於て邸地を賜はらんことを請ふ、家康

『大阪表に各〻の邸宅あるに、此上江戸に置かんは無用なり。』

と答へて、許さず、左れども諸侯は權力の轉移する所を察して、寧ろ大阪の邸宅こそ無用なれと思惟するもの、尚ほも再三請うて止まざれば、家康始めて之れを許し、外櫻田及び今の有樂町、八重洲町、永樂町あたりに於て分ち賜ふ。

外櫻田の邸地を賜へるものは、加藤主計頭清正、黑田筑前守長政、鍋島信濃守勝茂、毛利中納言輝元、島津修理大夫義久、伊達陸奥守政宗、上杉中納言景勝、南部左衞門尉信政、伊東丹後守長實、龜井武藏守茲矩、金森法印長近、仙石越前守秀久、相馬彈正大弼盛胤、水谷信濃守勝俊、秋田城介實季、土方河内守雄久等にして、淺野左京大夫幸長亦た霞ヶ關の邸地を賜はり、其父彈正少弼長政にも別地を賜はる。

諸侯の邸第は、規模宏大にして、小なる城砦の如く、結構亦た華麗を極む。 屋上の破風は、其裝飾最も善美を盡す、鳳凰の翼を双べて舞ふあり、蛟龍の雲に乘じて躍るあり、猛虎の嘯くもの、獅子の怒るものあり、金色燦然として、人目を眩す。 中に就て、邸

第の華麗なるものは、黒田筑前守長政を推し、門搆の壯麗なるものは、越後上總介忠輝を推す。諸侯邸第の在るところを、大名小路と稱す、大名小路を以て、江戸の誇りとなせるも、亦た宜なる哉。

(附言) 德川家康は諸事質素を尙ぶ、故に城中にも金色燦爛たる裝飾を用ひず、秀忠の時、和田倉の破風に金裝を用ゆ、其事の駿府に聞ゆるに及んで、密に之れを徹す、今や諸侯の其邸第を華麗になすもの、識者太閤風の入つて、參河風の衰ふる兆となす。

四六 加藤の千疊敷

當時、加藤主計頭清正の賜はりたる邸地は、外櫻田の辨慶堀、即ち今の參謀本部の在る處、今一つは喰違門內、即ち紀尾井坂の處に在り、後ち皆井伊家に賜はる。喰違門內の邸には、千疊敷あり、中を上中下の三段に仕切りて、金を張り付く、欄間の透しは桔梗にして、襖の引手も七寶製の桔梗の花なり、長押は三重にして、天井の棹緣は角物を用ふ、柱は皆檜の節無しとし、床の落し欠けには水引を掛くべき折釘三本づゝあり。玄關は落椽の所、通例板敷となすべきに、特に平石を以て敷き詰む、是れ素破

と言ふ時、踏段の上より直に馬を牽き寄せて、乘り得るやうになせしなり。玄關の上に上使の間あり、其次に使者の間と覺しき所あり、四方に障子を立つ、其障子は古風なる腰高にして、其骨の外の方には、總鐵の筋金を入れ、且つ外側へ一枚々々に鐵の樞を仕付く。これには最も仔細あり、他家より來る使者にても、又其他の武士にても、若し胡亂なりと思ふ時は、先づ此使者の間へ通し置き、家臣出でゝ其口上を聞きたる上、

『暫時それに御控へ候へ。』

と告げて退く時、ハタと障子を閉ざす時は、樞自から落ちて、復た開くこと能はず、若もなく之れを生擒すべき仕掛けなり、便所は何れも二つの口ありて、後ろに拔ける用心に充つ、其他種々の構造不虞に備ふるものならざるはなし。

又表門の冠木には、黃金にて作りたる虎を据え付く、其長さ三尺に餘りて、金色燦然たる光景、チヨッと今の芝區田町に於ける淺野總一郎君の表門にも似たるべきか但し此れは魚扁に虎の鯱なり。半瓦にさへ驚きたる江戸の諸人、此金虎を見ては、何れも皆膽を潰せしことならん。左れども諸人よりも更に驚きたるは、品川浦の

魚類共なり、此金虎朝な〳〵旭日に映じて耀き渡るに、魚類これに恐れて遠く逃げ去り、爲めに漁獲著しく減少するに至り、漁夫の迷惑大方ならず、夫々歎願に及びたれば、淸正これを容れて、早速金虎を撤去せりと言ひ傳ふ。

（附言） 此千疊敷は寬政四年七月二十七日の火災にて類燒せり、參謀本部の前を皂角河岸と曰ふは、淸正の其表門前に多くの皂角を植ゑたるに由る。

四七　蒲生の日暮門

加藤邸の金虎にも遙かに優りて華麗なりしは、蒲生邸の日暮門なり。蒲生下野守秀行の邸は、龍の口の東南の角にして、今の永樂町一丁目、卽ち中央停車場の前方に當る。

秀行は氏鄕の子にして、其母は織田信長の女、其夫人は家康の女振姬なり、豐臣秀吉在世の時は、其母の姿色美なりしこと累を爲して、大に壓迫を加へられ、會津百萬石を削られて、宇都宮十八萬石に封ぜられ、一時頗る悲境に沈淪せしも、家康の時に至りて、更に會津六十萬石に封ぜられ、且つ此龍の口の邸地をも賜ふ。秀行其父以來、

大封の主たりしのみならず、信長を外祖父とし、家康を岳翁とす、其德川氏一門に亞ぐの勢威ありしや疑ふべからず。
秀行の此處に建てたる邸第は、最も宏壯にして、特に輪奐の美を極めたるは表門なり。左右の柱には金を以て藤を鏤む、枝蔓上より下に這ひさがり、花葉倶に金にて彫る、秀行は藤原秀鄕の裔なるが故に、其姓に因みて、特に藤を擇べるものか。門扉には仙人、羅漢の像を彫る、これ亦た金銀を鏤めて、精微繪の如く、巧妙神に入る。當時の宏麗壯觀、其右に出づるものなく、諸人の來り觀るもの、感嘆して殆ど歸るを忘るゝもの多し、因りて稱して日暮門と曰ふ。
慶長十七年五月、秀行病んで卒し、其子龜千代家を繼ぐ、時に年十歲、將軍秀忠偏諱を賜うて、忠鄕と稱せしめ、家康の外孫たるの故を以て、松平の姓を許さる。
寬永四年正月四日、忠鄕痘を病んで卒し、嗣なくして、國除かれ、此華麗の邸第も亦た收公せられて、酒井讃岐守忠勝に賜はる。
其後明曆三年正月の大火に類燒して、終に烏有に歸し去り、當年の豪奢、一朝にして焦土となる。

（附言）徳川實紀に依れば、此日暮門は、寛永元年四月五日、將軍家光の其邸に臨駕せし時、御成門として經營せしものゝ如し、然らば秀行の時にあらずして、忠鄉の時に建てしものと思はる。

四八　在來の下町

今の下町の內、日本橋以南、新橋以北の地は、慶長八年の埋立に係りて、徳川氏霸業の產物なり。

日本橋以北より淺草に至る間は、以前よりの陸地なりし丈けに、非常の變遷あり。江戶の北條氏に歸してより後の事にや、相模國馬入川の上方より、稻毛、池上を經て、今の西丸下を過ぎ、本町通りより旅籠町を北に折れ、小傳馬町（當時六本木と言ふ）淺草觀音の門前を經て、花川戶に至る道路は、奧州街道となりて、行旅來往の公道となる。

左れば此街道筋には既に人家接續せしならんも、今の淺草並木町の如き、松樹枝を連ねたる間に、點々として埴生の小屋あり、其窓外に草履、草鞋を振ら下げて、往來の旅人に鬻ぎたりと言ふの一事、如何に其寂寥たりしかを語るに餘りあらん。特に

意外なるは、本町四丁目が、德川氏の入國以前まで、梟首場たりしとの事是れなり。今の商業繁昌の場所も、當時は維新前の鈴ケ森、小塚原の如き不氣味の所なりしならん。其後此地の梟首場は他へ移されしと雖も、山王權現、神田明神の兩祭禮共に、神輿も渡らず、練物も來らざりしと云ふ。但し德川氏となりてより、鈴ヶ森、小塚原を以て、梟首場となしたりと雖も、其草創の際には、何處と言ふことなく、時と場合とに依りて、各地に梟示せしものゝ如し。其仔細は、北條氏の季世、法令廢弛して、八州の內、賭博盛んに行はれ、僧俗男女、皆公々然として輸贏を爭ふ、家康之れを憂ひ、町奉行板倉四郞左衛門勝重に命じて、嚴令を下し、若し賭博を行ふものあらば、見當り次第に逮捕して、死刑に處せしむ。

一日、家康淺草の邊に狩りし、博徒五人の梟首せらるゝを見て、『罪人を梟首するは、衆人に示して、懲らしめんが爲めなり、五人一座の科ならば、某の月日、何れの地に於て罪を犯せしとの事を、札に記して、人の多く集ふ處に、幾つも建て置くべし。』と命ず、是れより十人一座に捕へ得しものは、之れを十箇所にて誅戮せし上、夫々各

所に梟せしと云ふ。左れば淺草を始め、諸人の群集する處には何れも梟首したることとなるべく、當時に在りては別に珍らしくも、何ともなかりしならん。

今一つ意外なるは、穢多の長吏彈左衛門が本通り室町三四丁目の辻に住み居たると言ふことと是れなり。彈左衛門は代々此處に住居せるものにして、家康の入國後、淺草鳥越に移され、其後今の龜岡町に移されしにも拘はらず、尙ほ其配下の穢多、此辻に出でゝ、燈心を賣りしは、是が爲めなりと云ふ。左れは今は目貫中の目貫とも云ふべき場所も、往時は皮の本場となりしことありしと見ゆ。

彈左衛門の先を秦武虎と曰ふ、平正盛の女を慕うて奪はんとせしに、正盛之れを知りて、武虎を捕へんとす、武虎乃ち遁がれて關東に走る、其裔頼兼鎌倉に居り、頼朝に仕へて、八州捕吏の支配を命ぜられしものと言ひ傳ふ。彈左衛門の家康より喚問せらるゝや、此頼朝以來の由緒を申述べて、復た其特恩を蒙むり、傳へて明治の維新に至れり。

（附言）元治元年、征長の役起るや、時の彈左衛門志氣あり、學識あり、部下五百人を率ゐて、銃隊に從事せんことを請ふ、幕府之れを嘉みし、慶應四年正月、彈左衛門を平民に引上げて、彈內記と呼ばしめ、尋て部下六十餘戸をも、穢多の

稱を止めて、平民に引上ぐ、明治の新政前、此特遇を受けしもの、唯淺草の一種族あるのみ。

今より思へば、本町四丁目に梟首場あり、室町三四丁目に特殊部落ありしと言ふは、實に不思議にして、殆ど事實とも思はれざるが如し。左れども當時より近く明治八年五月まで、此本町室町のヂキ近所なる小傳馬町一丁目に、牢屋敷の在りしを思へば、別に不思議とするにも足らず。此牢屋敷は、天正年間より、常磐橋外に在りしを、慶長年間に至りて、小傳馬町に移せしなり、即ち特殊部落は他に移り、梟首場は廢せられたる時代に、又此別世界は代りて此處に出現したるなり。當時は場末の如き觀ありしならんに、江戸の勃興は、何時しか此地を繁華の中心たらしむるに至りしなり。

四九　日本橋の雜沓

今こそ日本橋川に、一石橋もあり、西河岸橋もあり、江戸橋もあれ、慶長年間の頃には、唯一の日本橋ありて、其行通に便せしのみ。

左れば神田の方より京橋の方へ行き、京橋の方より神田の方へ往くもの、是非とも

此日本橋を通行せざるべからず。斯く南北幹線の要衝に當れば、天よりや降りけん、地よりや湧きけん、晝となく、夜となく、老若男女のゾロ〳〵と此橋を通行するもの、左がら蟻の集まるが如く、蜂の群がるが如く、二六時中、曾て人足の絶えたることなし。特に橋上の兩側には、何を見るともなく、欄干に凭れて、水上を眺むるもの、堵の如く、通行の諸人は、其間を南に行き、北に向ふに、群集を右へ避け、左に避けつゝ、辛うじて通り過ぐ。實に日本橋に往かざれば、人の多きを知るべからず、日本橋を見ずんば、又江戸の賑ひを知るべからず。

今日本橋の如何に行人の多きかを知るべき一例を擧げんに、三井家の始祖八郎右衞門、少時、商業見習として、其宗家三郎左衞門の家に仕ふ、三郎左衞門其材幹を試みんと欲して、錢一貫文を與へ、

『これにて汝の爲さんと欲する商業を試み見よ。』

と告ぐ、八郎右衞門これを受けて立ち出で、黄昏の頃、歸り來りて、錢二貫文を差出し、

『今日得たる利益これに候。』

と言ふ、三郎左衞門見て驚き、如何にして此巨利を得たるやを問へば、八郎右衞門、

『日本橋は江戸に於て、最も行通の盛んなる處なりと承はり、今朝の資本にて、柄袋引肌を仕入れ、橋上に立つて、往來の人に賣りしに、夕刻までに此利潤を得候。』と答ふ。三郎左衛門聞きて大に其奇才に感ぜしと云ふ。柄袋引肌を賣りて、一日の間に斯くばかりの利潤を得たるを見よ、此品を望む人のみにても、如何に多く此處を通行せしかを知るを得べし、況んや其他の人々をや、日本橋の繁華雜沓、此一事を以ても粗ゞ想像し得らるべきなり。

五〇　地價の騰貴

江戸の天下定鼎の地となりし以來、著るしく發展を來せしことは、僅々十年間に於て、其地價の非常に騰貴したる一事、之れを證明して餘あり。

彼の神田山を崩して、海面の埋立に着手したるは、慶長八年二月にして、其地盤の全く固まれるは、其翌九年の事なり。此埋立地は初めより町家を置くべき豫定にして、諸人の出願するまに〳〵、夫々之れを給與す。左れども角屋敷は人皆之れを忌み嫌ふが故に、家康角屋敷を建つるものには、特に謁見を賜ふことゝなして、之れを

奬勵せり、是れ角屋敷は費用も多く掛かり、櫓なども建つるが故なりと云ふ。將軍家に謁見するは、極めて名譽の事にして、町人百姓などの望んで得べからざる所なり。然るを此重き謁見の特典を以て、角屋敷の建築を奬勵せしを見れば、如何に諸人の角屋敷を嫌ひたるかを知るべく、又如何に我が望みの地所を得るに自由なりしかを知るべし。

此の如く人々皆自由に地所を得られたるが故に、當時、賣買とては殆ど行はれず、タマサカ行はるゝも、其價格極めて低廉にして、一ヶ所の屋舖僅かに一兩二兩に過ぎざりしなり。然るに其れより十年後の慶長十九年、即ち大阪冬陣の行はれし年には、驚く勿れ、其地價百倍より二百倍以上に騰貴して、百兩二百兩より五百兩に及びたる所さへあり。これ言ふまでもなく、戸口著しく繁殖し、市街著しく發展して、今は容易に地所を得られざるに至りし結果ならずんあらず。

當時、商業の繁昌するに隨ひ、邸地を築き上げて、家屋を改築するものも少からず。士地割當の際に建てたる境界の杭にして、其細きものは既に朽腐して痕跡を留めず、隨つて境界の判然せざるもの往々にしてあり。今は地價著るしく騰貴せる時

とて、何れも寸地分地をも廣めんと欲し、互に境界を爭うて相讓らず、隣保反目すること仇敵の如く、復た言語をも交へざるに至れるもの比々皆然り。今其一例を擧げんに、通町に小西三右衞門宮本市兵衞と言へるものあり、互に境界を爭うて下らず、町役人、現場に臨みて、測量を施せしに、三右衞門の方、一寸不足して、市兵衞の方一寸延ぶ、役人

『過分の出入かと思ひの外、唯一寸の違ひに過ぎず、特に市兵衞殿の惡意と言ふにもあらず、全く前々より誤まり來りて、家を作れること、なれば、三右衞門殿も其處を察して堪忍し玉へ、僅かの事を爭ひ、末代隣家の中惡しくせんは、愚なる業ならずや。』

と諭せば、三右衞門首を振りて、

『町衆の御意見は去ることながら、我等は當年過分の金にて、此表口五間の土地を買取り、家屋を作り直して、子々孫々までも傳へんと存ずるなり、五間の屋敷に、一寸の疵つけんことと思ひも寄らず、一筋の糸、一本の針も、主ある物は取るべからずと、佛も戒め玉へり、況や此一寸の地は、金にて買取りたるに、それを欲しがるは非

道なり、曲れる人の隣に、直ぐなる某は睦びがたし。』と主張して、終に一寸の土地を取り戻せり、如何に其事の小にして、其爭ひの大なるかを見るべし。

道契らば霄壤も處を倶にし、心反すれば比隣も世を隔つるが如し、江戸人の隣交兎角に疎遠勝ちなりしもの、其由來甚だ遠しと謂ふべきか。

五一　水道の企畫

家康は流石に經世の才あり、普通の武人にはあらず。

家康既に海面を埋立てゝ、新市街を建設せしも、井水鹹味を帶びて、飲用に適せず、居民皆飲用水に困難するを聞きて、早くも水道を敷設すべき必用を感ず。家康の小姓に大久保藤五郎忠行と言へるものあり、左衛門五郎忠茂の五子にして、今回小田原城主を命ぜられし大久保七右衛門忠世及び大久保彦左衛門忠敎等の叔父なり。一向宗の亂に際し、銃丸に當りて、脚部を傷つけ、行歩自由ならず、乃ち仕を辭して、其故鄕の和田に引き籠る。忠行菓子を作るを好み、味方ヶ原の役に六種の菓子を製

して獻ず。是れより先き、毒を餅中に包みて、家康を害せんと企てしものあり、家康是れより餅を忌避して食せず、忠行の獻ずるに及び、意を安んじて、之を食す。家康の入國するや、忠行亦た從うて江戸に來り、菓子司を命ぜられて、新知三百石を賜はる。

家康水道敷設を企畫するに及び、忠行に命ずるに水利考究の事を以てす、忠行乃ち普く江戸の附近を巡見して、地勢の高低水量の豊否を檢し、豊多摩郡吉祥寺村の池水を引用するの適當なるを認知す。抑ゝ此池は其廣さ二萬坪に上り、池中七所より水涌く、依りて七井の池と曰ふ、池中には葦多く、池邊には柳垂れて、水色風聲倶に青し、古は神箭の水と曰ひ、今は井頭の池と呼ぶ。

（附言）将軍家光此地に遊び、此池は江戸のほとりの井の頭なりと言ひしより、井頭池と稱するに至る。

忠行歸りて此旨を復命すれば、家康大に其功を賞し、名を主水と賜ひて、其事を督せしめ、且つ

『水は濁らざるを尚ぶ、主水の字も宜しく澄みてモントと訓むべし。』

と告ぐ、左れば高木主水正の如き、鈴木主水の如き、普通皆モンドと訓めども、忠行に

限りてモントと訓む。

江戸の三町年寄たる樽屋藤左衞門、奈良屋市右衞門、喜多村喜右衞門の三人、亦た水道係を命ぜらる。江戸水道の工事は家光の時に至りて、始めて成功せしと雖も、其濫觴は實に家康の時代に在ることを記せざるべからず。

（附言）主水は駿河餅の元祖なり、其子孫世々神田千代田町に居る、因りて主水町と呼ぶ、主水の井亦た其地に在りしと云ふ。

五二　一里塚の建設

江戸の市街新たに改修せられて、居然たる一大都府となる。慶長九年二月四日、右大將秀忠命じて七道に一里塚を築かしめ、日本橋を以て、道程の起點となす。是れより先き織田信長其領國の內に、一里塚を築き、三十六町を以て、一里と定む、豐臣秀吉の諸國の檢地を行ひて、一里塚を築くに及び、亦た三十六町を以て、一里と定む。關東にては六町を以て、一里となす。相州の七里ケ濱の如きも、實は六七四十二町に過ぎず。今回は乃ち三十六町を以て、一里と定め、街道の左右には、松を植ゑ、一里塚には榎を栽ゑしむ。

東海、中仙兩道は、永井彌右衛門白元、本多左太夫光重の二人、東山道は山本新五左衞門重成、米津淸右衞門正勝の二人、各〻之れを奉行し、江戶町年寄樽屋藤左衞門、奈良屋市右衞門の二人、之れに屬して事業を管掌し、而して大久保石見守長安之れが總督たり。公領に於ては代官、私領に於ては領主、各〻工事を助け、此年五月に至りて、全く成功を告ぐ。

一里塚に榎を植ゑたるには、一の奇談あり。初め道路の兩側には、松を植うるに決せしも、一里塚には、未だ何を植うべきかを決せず、一日、長安、秀忠の前に出でゝ、

『一里塚にも松を植ゑ候はゞ、道端の並松と紛ひ候はん、如何仕つるべきや。』

と申す、秀忠

『實にも松にては如何なり、餘の木を植ゑよ。』

と命ずれば、長安

『然らば左樣仕り候はん。』

と答へて退き、直に命じて榎の樹を栽ゑしむ。長安時に年六十、老いて益〻壯んなるも、耳稍〻遠く、秀忠の餘の木と言ひしを、榎と聞き誤まりしなり。

本郷區追分町は、板橋街道と岩槻街道との岐かるゝ所にして、其東の角に一里塚あり、北豐島郡瀧野川村西ヶ原にも亦た一里塚あり、芝區二本榎も亦た昔時の街道にして、一里塚の在りし所なりと言ひ傳ふ。

（附言）雨窓閑話には、一里塚を築きしを家光の時とし、餘の木を榎と誤まりしを土井大炊頭利勝の事とすれども、誤傳なるべし。

五三　武藏の總社

日月顯晦あり、人間何ぞ通塞なからん、平將門生前に屈して、身後に伸び、祀られて百世廟食の神となる、亦た何の幸ぞや。

神田明神は始め、芝崎道場に在り、天正十八年八月、徳川家康の入國するに及んで他の寺社と與に移轉の運命に會し、一たび神田橋外に移り、二たび神田臺に移る。

慶長五年九月十五日、濃州關ヶ原に於て、大戰あり、此日、神田明神の例祭たり、神官氏子

『今日の祭禮は、御遠慮仕るべきや。』

と伺ひ出でしに、江戸の留守居、

『否な、其儀に及ばず、例の通り執行すべし。』

と命ず、因りて其儘祭禮を執行せしに、不思議にも祭典擧行中に戰鬪終局して、家康の大捷に歸し、天下の實權、一日にして其手に歸す、家康聞きて吉例とし、

『德川家のあらん限り、此祭禮を斷絶すべからず。』

と告け、是れより大に信仰を加ふ。

家康の子秀忠、亦た益々尊崇し、元和二年、久永源兵衛重勝に命じて、更に湯島臺に移し、一の宮には將門を祀り、二の宮には安房の洲崎神社を祀り、三年九月、土木工成るに及んで、遷座の式を行ひ、終に武藏の總社と定む、是より庶民の尊信するもの益々多し。

寛永二年十一月十日、烏丸大納言光廣勅使として江戸に下れる時、明神の祠に賽し、祠官芝崎宮內勝吉を召して、其緣起を問ふ、勝吉

『寶前に於て其緣起を申さんこと、聊か憚りなきにあらずと雖も、折角の御尋ねに答へざるも、本意にあらず、イザ去らば其梗概を申陳じ候はん、抑も此明神は平將

門の靈を齋き祀れるにて候、往古天慶三年二月、將門、田原藤太秀鄕の爲めに射殺されて、其首を京師に送らるゝや、其骸、首を逐うて、武州豊島郡に來り、其處にて打倒れ候、其以來種々の祟り多きに依り祠を建てゝ、神に崇め、毎年九月十五日を以て、祭典を執り行ひ候、左れども將門は勅勘の身なれば、曾て開帳を行はず、唯猿樂を催して、神慮を慰むるを例とす、然るに大永四年、北條左京大夫氏綱の、江戸城主上杉修理大夫朝興を攻め滅ぼしたる時、祭禮並に猿樂を見合せ、其翌年に至りて執行せしより、爾來北條家の吉例として、隔年に神事を行ふことゝせり、今日に至るも、尙ほ此例に依りて改め候はず。』

と說明す、將門の骸、其首を逐ひ來れりとは、將士の遺骸を奉じて、逐ひ來れりとの事にやあらん。光廣篤と聞き終りて後、更に勝吉に向ひ、

『勅勘の事は、年既に久し、特に今は神と崇め祀れる上は、假令開帳するとも憚かりあるべからず、左れども尙ほ奏聞を經て、勅免を蒙り、公けに開帳せらるゝやう取計らふべし。』

と告げて去る、光廣歸洛の上、朝廷に奏し請ひ、幕府亦た周旋する所あり、終に允許を

蒙む。

翌三年、光廣再び勅使として下向し、十二月九日、神田明神勅免の旨を達し、且つ勅祭を行ひて、庶民に開帳を許す。將門歿して六百八十餘年、其寃始めて伸ぶ。

（附言）明治七年九月、教部省に於て異論起り、一の宮の將門を別殿に移し、更に大國主命、少名彦命を一の宮として合祀す、神殿の背面に「將門神社」の匾額を揭ぐる所、即ち將門の祠なり。

五四　江戸の兩大祭

神田明神は武藏の總社にして、山王は德川家の產土神なり、其氏子頗る多し。

神田明神の氏子は、南は京橋、東は大川、北は湯島、下谷、西は小川町に及びて、下町目拔の地を占む。山王の氏子も、亦た西は麴町、東は靈巖島、小網町、堺町、南は芝、北は神田に亘りて、其町數凡そ百六十ケ町に上る。神田の祭禮は、九月十五日、山王は六月十五日にして、天和以來、互に隔年に行ふ、これを稱して江戸の兩大祭と言ふ。正德三年以來、根津權現の祭禮をも加へて、三大祭と稱し、三年每に祭禮を行ふこととなりしも、其後六年、享保三年に至りて、再び神田、山王の兩大祭に復す。

大祭の花は山車なり、神田は三十六臺、山王は六十餘臺にして、其内に麹町の鉾あり、外に年番に當る町内、別に踊舞臺を出だし、夫々の練物、挽物に意匠を凝らし、華美を競ふ、例せば大江山の鬼退治の如き、富士の卷狩の如き、朝鮮信使の來朝に摸するものゝ如き、規摸甚だ宏大にして、多額の經費を要するのみならず、賴光、賴朝を始め、四天王に扮するものゝ如きは、錦繡を纏ひ、金玉を鏤め、各ゝ華麗を衒ひて、敢て金錢を惜まず、富裕のものは兎もあれ、貧賤のものは、妻を賣り、娘を鬻ぎて、其費に充つるも悔いざるに至りては、眞に奇と謂ふべし。 大傳馬町に於ては、古來太皷の上に鷄の乘りたる山車を出だすを例とす、これ元和元年六月十五日、山王の祭禮の際、秀忠將軍城樓の上より、各町の山車を上覽あり、此大傳馬町の山車を見て、

『扨は諫皷苔深鳥不驚と言ふ太平の世を祝ふ心とこそ覺ゆれ、末代に至るまでも、此山車一番に渡せよ。』

との仰せあり、是れより常に此山車を出だすの例となる。

家齊將軍の時には、一ダース半ばかりの侍妾と、五ダース以上の子女あり、若し悉く存命せられなば、優に一個の幼稚園を形づくるを得ん。 左れば此姫君達の御慰み

に供せんとて、年番の外に、別に御用祭と言ふを命じて、金百兩を賜ふ、これに當る町内は、唯將軍の一褒辭を得んが爲めに、種々の工風を凝らし、新奇の趣向を案じて、數千金を費やすものあるに至る。山車通行の道筋は、町家は言ふに及ばず、諸侯、麾下の武家までも、悉く棧敷を設けて、觀覽の席とし、宵宮と稱して、前夜より親戚、知己を招き、盛宴を張りて、大にこれを饗す。權門、貴家は勿論、富商、豪估は豫て町與力、同心に頼み置き、其門前に舞臺を止めて、踊舞せしめ、夫々纒頭を與ふ。家々くく幕を張り、燈を吊し、人々綺羅を飾り、盛粧を凝らして出づ、市は花の如く、人は醉ふが如く、其殷賑熱鬧殆と想像の外に在り。

これを江戸のお祭騷ぎと言ふもの、實に當れり。

五五　增上寺の建築

芝の增上寺は、其始め半藏門外の貝塚に在りて、光明寺と曰ふ、天正十八年、德川家の菩提寺となるに及び、淨土宗に改宗すると與に、三緣山增上寺と改む是れ淨土經の親緣近緣增上緣の文句に基づく。

此寺一たび日比谷即ち今の芝口に移り、慶長十年に至りて、更に芝浦即ち今の地に移る。當時の住職を存應と曰ふ、初め源譽と稱し、後ち酉譽と改む。酉譽の弟子三百餘人の中に七十八の名僧あり、此中より更に十八を精選して、十哲と稱す。增上寺を建築するに當り、十哲の面々諸務を分擔す、廓山了閭和尚は設計の才あり、故に其任に當る。凡そ宗門の制、四十八眼に通ぜざれば、上人たることを得ず、廓山乃ち一眼を一間に象り、山門より本堂までの距離を、四十八間と定む。酉譽は元と辨天のあたりの高地をトして、本堂を建てんとするの意あり、廓山之れを聞き、

『本宗は平易を以て道とす、天台、眞言の如く、高所に堂塔を建てゝ、善男善女の足を勞すべからず、宜しく來りて道を聞くに易からしむべし。』

と說きて、平地に本堂を建つ、用意周到と謂ふべし。

工事全く成りて、此處に移り、是れより一宗の總錄所として、京都の四本山に對比するに至る。

慶長十五年七月十五日、酉譽特に善光觀智國師の號を賜はる、古來國師號を准さることと、禪宗に限る、其淨土宗に賜はれるもの、これを以て嚆矢とす、亦た以て其待遇

の他に比して優越なりしを見るべし。

五六　愛宕の奉祀

芝の愛宕町に突兀たる一丘あり、言ふまでもなく愛宕山是れなり。山上に愛宕權現の祠あり、是れ慶長八年九月、家康の內藤六右衛門高政の邸地を轉じて祠宇を構造せるもの、石川八左衛門重次其奉行たり。家康の愛宕權現を奉祀せるには、深き理由あり。

天正十年六月、家康江州安土に織田右府信長を訪問し、其序を以て、京師を巡覽し、尋で泉州堺浦に遊ぶ。會〻本能寺の變あり、明智日向守光秀其主信長父子を弑し、更に家康の歸途を要擊せんとす。家康宛から屋上に登りて、梯子を取られ、且つ下より叢刄を擬せられたるが如し、一期の危難、此時に在り。家康今は止むを得ず、間道を經て、歸國せんと欲し、泉州より河內に入り、大和より山城を過ぎて、江州の信樂に到り、土豪多羅四郎右衛門光俊なるものゝ邸に宿す。光俊心を傾けて、家康を歡待し、且つ其家に傳ふる愛宕權現の本地佛將軍地藏の靈像を捧げ來り、

『これ鎌倉右大將護身の本尊にして、古來我家に傳ふる所に候、常に戰場に齎らして尊信仕つり候へるに、曾て危難を免かれざることゝては候はず、今御歸路守護の爲めに獻じ參らせん。』

と申せば、家康大に其好意を悅びて、これを受け納む折りしも神證と言へる一僧、光俊の家に來る、家康

『幸ひの事なれば、汝此靈像を奉祀せよ。』

と告げ、此僧をも携へて、光俊の家を出で、高見峠を過ぎ、音聞峠を經て、伊賀に入り、伊勢の白子浦より舟に乘じて、參州大濱に着し、此月七日、無事に岡崎に歸る。其途中幾回か危地を冐し、難所を過ぎしも、幸ひに主從倶に恙なかりしもの、亦た神靈擁護の爲めならずと謂ふべからず。家康是れより愛宕權現を尊信し、神證をして奉祀せしむ。

是に至りて更に神聖なる愛宕山上を相して齋き祀り、其山下に六院を置く、神證の居る所を遍照院と曰ふ。慶長十五年に至りて、本社、幣殿、拜殿、閣門等を建つ。

あら高き愛宕は江戸のいろは組ちりぬる火をも防ぐ御社、

是れより諸人の尊信亦た愈〻深きを加ふ。

五七　豐太閤の靈牌

豐太閤秀吉は江戶の知己なれども、江戶には秀吉を祀れる所なし、其之れあるは、唯一の月桂院のみ。家康の霸業を成すや、朝廷さへ豐國大明神の神號を廢し給へるに、況して其他のものにして之れを祀らば、忽ち德川氏を呪詛するものと思惟せられん、世誰れか此危險を冒して、秀吉を祀るものあらんや、況や德川氏治下の江戶に於てをや。如何なれば、月桂寺に於て獨り秀吉の靈を祀れるか。月桂寺は牛込河田ヶ窪に在り即ち今の市ヶ谷河田町三番地なり、臨濟宗にして、鎌倉圓覺寺の末寺たり、其初めは平安寺と曰ふ。

天正十八年、秀吉の小田原を討滅して、更に旗を奥羽に進むるの時、足利左兵衛督義明の女、及び成田下總守氏長の女を召して、侍女とす。既にして、秀吉の凱旋するに及び、氏長の女を還へし、獨り義明の女のみを携へて、京師に歸る。秀吉の薨ずるに

及び、義明の女落飾して尼となり、月桂院と曰ふ。將軍秀忠の夫人は、秀吉の寵姬淀殿の妹にして、月桂尼亦た其知を受く、因りて江戸に下り、時々大奧に出入して、寵遇を蒙むる。月桂尼一寺を建立して、祖先の靈を弔はんことを請ふ、幸ひに許可せられて、河田ヶ窪の地を賜ひ、且つ尼に給へる秩祿を其儘寺領に賜ふ。月桂尼大に悅びて、直に一堂を建立す、これを平安寺となす。

月桂尼乃ち三基の位牌を安置して、晨昏其冥福を修す、中央なるは先祖たる足利將軍尊氏、左なるは義父たる古河公方義氏、右なるは即ち豐臣太閤秀吉なり。月桂尼は秀吉の生前に寵眷を蒙むりしことを申立て、公然許可を得て、其位牌を祀れるなり。月桂尼八十八歲の高壽を保ち、明曆元年を以て寂す、因りて寺中に葬り、寺號を改めて、月桂寺と曰ふ。

月桂尼の兄左兵衛督賴純の子賴氏、宗家義氏の女に配して、其祀を存ず、これを喜連川公方と稱す、實に尼の力なり、喜連川家是れより月桂寺を以て香華院とす。

古來江戸に於て秀吉の靈を祀れるものは、實に此月桂寺あるのみ、江戸の今日あるもの、秀吉の之れを家康に勸めたるに基づくものなるを思はゞ、心あるものゝ時に一

炷の香、一枝の花を其靈前に供へて可なり。

五八　遊廓の開設

（一）

狹斜の事は、如何なれども、亦た江戸繁榮の一助たりしものなれば、此に其事實を掲ぐべし。

北條家の浪人に庄司甚右衞門と言へるものあり、慶長の初め、江戸の年を逐うて繁昌するを聞き、己れも何か一事業を營まんと欲し、種々考案の末、駿州の旅宿業者二十五人を招き、

『江戸御城下の繁昌、宛から旭日の昇るが如し、各〻の抱へ置ける旅人洗足の女を連れ行きて、遊女宿を開きなば、莫大の利潤を得んこと疑ふ可らず、此儀如何に。』

と謀れば、何れも

『此事極めて妙なり。』

と言下に贊成し、各〻召抱へ置ける美女を携へて、江戸に下る。

左れども商賣が商賣なり、若し城下に入らば、御咎あらんことを恐れ、荏原郡荒井宿なる海濱の地所を借り受けて、其業を始む。表の入口には、三尺幅なる紺の長暖簾を掛けて、其端に鈴を附け置く。客來りて暖簾を潜れば、鈴忽ちチリリンと鳴る、女共それを相圖に、奧より出で迎ふるより、誰れとはなく鈴ヶ森と呼ぶに至る。

（附言）此町の入口に、大井社の森と言ふあり、これに擬へて森さは言へるなり、但し刑場の鈴ヶ森とは別なり。

家康放鷹を好みて、屢ゝ近郊に遊獵を試む。或時又品川のあたりにて、放鷹を行へる序、鈴ヶ森の濱邊に床几を置きて、腰を掛け、彼の遊女に茶を運ばせて、之れを喫し又栖の首の盃を執つて、酒を傾く。御大將辱けなくも御傍近くに遊女を召させ玉ふ、此上は好し御膝下に遊女宿を置くとも、決して御咎めなどあるまじと思ひ、慶長十七年、各所に散在せる遊女屋を集めて、一の遊廓を設けんことを請ふ。幕府に於ては市街繁榮の一策として、之れを許すに決し、其翌十八年、執政本多佐渡守正信を以て、其旨を達し、且つ葺屋町に續ける蒹葭叢生の地所二町四方を賜ふ。甚右衛門乃ち草を刈り、地を埋めて、一廓を作り、葭原の地なりしを以て、祝して吉原と曰ふ。廓中に江戸町一丁目、二丁目、京町、角町の四町を設け、江戸町一丁目には柳町即ち常

磐橋內に在りし遊女屋を移し、二丁目には鎌倉河岸に在りし湯屋、並に駿州より來りし遊女屋を移し、京町には糀町の遊女屋(京都六條より來りしもの)角町には京角町の遊女屋を移す、其後、後れて來れるものを一地に置き、之れを新町と名づく。爾來此處にて營業すること四十年、江戸の市街は、年一年より發展し來り、葭原の四圍、亦た民家櫛比するに至りたれば、

「市中の眞中に、斯かる遊女町のあらんこと如何なり。」

との議論出で、明曆二年十月に至りて、淺草の後なる今の新吉原の地に移轉すべき旨の嚴命を蒙むりしなり。

(二)

吉原の沿革はこゝに止め、是れより傾城のお給仕と言へる一奇話を揭げん。

和田倉門外に傳奏屋舖と稱する建物あり、京師より武家傳奏の公卿、江戸に下向する時、其旅館に充つるものにして、之れを公家衆御馳走屋舖と稱ふ。此傳奏屋舖は、傳奏衆の江戸に滯在する間こそ入用あれ、其他は全く不用に屬す。傳奏屋舖の建

設せられざる以前は、諸老中其自宅に於て、式日の寄合を催ほせしに、傳奏屋舗の建設されし以來は、

『此處こそ重疊の寄合所なれ、以來は此れにて評定せん。』

と言ふに決し、老中邸の會合を廢して、以來は式日毎に、此傳奏屋舗に會合することとなせり。

（附言）式日寄合とは、毎月二日、十一日、二十一日、老中及び勘定奉行、寺社奉行、町奉行、大目付、目付出席して、公事訴訟の裁判吟味を行ふを言ふ。

然るに諸老中の賄を、下奉行に命ぜしに、奉行大に迷惑し、

『餘事は仔細候はぬも、御老中方を始め、御歴々方の前へ出でゝ給仕すべきもの候はず、此儀如何仕つるべきや。』

と伺ひ出づれば、町奉行板倉四郎左衛門勝重

『給仕人の儀は、吉原の町役に申付け、幾人たりとも遊女を出ださせて然るべし。』

と言ひ、老中亦に此議を納れて、事忽ちに決す。

爾來傳奏屋舗のお給仕は、吉原遊女の受持となり、式日毎に、三人づゝを差出すこと

となり、吉原より舟に乘じて、川傳ひに傳奏屋鋪の前に到る。始めは舟の上に苫を掩ひ、四方に幕又は簾を掛けしに、後には屋形舟を造りて、之れを乘す。然るに裁判には怪我人をも引き出すこともありて、爲めに場所を穢がすのみならず、每春、傳奏の下向する時は、式日寄合を中止せざるべからざるの不便あり。因りて明曆の大火後、其北隣の地に、別に評定所を建築すると共に、町方の賄を廢して、城中の賄となし、又遊女の給仕をも止めて、坊主衆の給仕となせり。神聖なるべき裁判所の公廷に、遊女を招きて、裁判官のお給仕をなさしめたりとは、實に珍無類の奇談なりと謂はざるべからず。

知らす「藝者ならば今でも惡くないね」と北叟笑む裁判官其人ありや無しや。

（附言）舊の吉原は今の日本橋區和泉町、高砂町、住吉町、浪花町のあたりなり。

五九　堺町の歌舞伎

江戶の天下の首都となりてより、諸國の人民、雲霞の如くに輻湊し來り、四方の遊民亦た螻蟻の如くに續々入り込み來る。

京師にお國と言へる妓女あり、慶長八年の春、早くも江戸に下りて、歌舞伎と云ふ戯場を開く。此お國は其美、其技、夙に天下第一の名あり。家康の庶長子越前宰相秀康の伏見に在りし時、お國を召して其舞を見る、時に秀康其襟に掛けたる水晶の珠數を見て、

『這は餘りに見苦しゝ、これ取らすべし。』

とて、我が物具の上に掛けたる珊瑚の珠數を賜ふ。既にしてお國舞衣褊褼として起つて舞ふ、勇猛無双の秀康、頻りに涙を流しつゝ見る、人々怪みて其故を問へば、秀康

『今天下に幾千萬の女あれども、天下一の女と譽め稱へらるゝ名高きは、此女なり、我れは天下第一の男と言はれず、彼の女にさへ劣り果てたるかと思へば、自から涙涌き出づるなり。』

と答ふ、蓋し其將軍たり得ざるを嘆ずるものならん、是れよりお國の嬌名、益々世に著はる。今や此名妓江戸に來る、貴賤爭うて見るもの堵の如し。江戸入覲の諸侯、亦た皆家々に招きて、之れを見る。獨り家康の世子大納言秀忠、曾て一度も召し見

ず、人々聞きて其謹嚴に感ぜざるはなし。

當時、お國は何處に戯場を開きたるやを知らずと雖も、德川氏の初年に於て諸興行場となりたるは堺町なり。

初め庄司甚右衞門の遊廓を葭原に建設するや、途中人家甚だ少なく、晝間は賑へども、夜間は物騒なりと稱して、人の入り來るもの甚だ少なし、甚右衞門其繁榮策として幕府の允准を受け、女歌舞伎踊芝居を興行せしに、人々『京、大阪にもなき見物事なり。』と唱へ、貴となく、賤となく、來りて見物するもの多く、爲めに吉原も追々繁昌し來りて、茶屋も亦た續々建設せられ、今は地積漸く狹隘を感ずるに至れるを以て、終に女歌舞伎を廢して、其跡に町家を設く。是に於て猿若彥作と言へる狂言師、更に幕府に請うて、若衆歌舞伎を其附近の堺町に設く。此若衆は色白く、容麗はしき美少年にして、前髮を結び、美服を纏ふ、一見貴公子の如し。

町奉行石谷將監貞淸嘗て人に招かる、一少年出でゝ杯盤の間に周旋す、其擧止甚だ悧發氣なり、貞淸相客に向ひて、

『あれなるは何れの子息なりや、我等が懇意の方に、小姓を尋ねらるれば、肝煎せんと存ずるなり。』

と言へば、其人聲を潜めて、

『彼の者は堺町歌舞伎の小供に候、中々貴殿などの口入せらるゝものには候はず。』

と答ふ、貞淸聞きて興を醒まし、歸宅の上、早々與力、同心を召して、即夜堺町の踊子は悉く前髮を剃らしめ、唯太夫分のものにのみ、前髮を立つるを許す。

此若衆歌舞伎亦た人氣を集めて、人の見物するもの多く、是れより堺町は諸種の興行場となりて、熱鬧の巷となり、元祿年間には、堺町葺屋町の兩側には、大小芝居、操り人形、見世物、茶屋なんど櫛比して、殆ど今の淺草公園六區の如し。

彼の大石主稅の復讐を遂げて、泉岳寺に引揚げたる時、上杉氏の兵押寄せたりと聞きて、居合はす小僧に向ひ、

『御坊等今に軍ごつこを見せ候はん、堺町の活人形よりも面白う候はんぞ。』

と戲むれたるは、即ち此處なり、今ならば淺草の活人形とでも申すところ。

（附言） 堺町は日本橋芳町の一部にして、親父橋の東に在り、天保十二年十月七日の曉、此町より出火、兩座の

芝居を初め、諸興行場皆烏有に歸す、幕府之れを機として、地に移すに決し、其翌年二月三日、淺草山の宿小出侯の下屋敷一萬七十八坪を賜ひて、此に移らしめ、四月二十八日より、町名を猿若町と號す、追ては木挽町の芝居をも移す見込ありしなり、此邸内に一里塚あり、姥ヶ池あり、池を埋めて、小祠を建つ、是より後、歌舞伎役者の他町に住むを禁ぜられ、途中は編笠を被ることゝなる。

六〇　古着市の起源

日本橋の魚市、多町の青物市と與に江戸の三市と稱せられたるものを、富澤町の古着市とす。此古着市の起源たる頗る異とすべきものあり。

慶長年間以來、四方の諸人と與に、盜賊も亦た多く江戸に入り來りて、良民の害に遭ふもの少からず。家康の入國以前より跋扈せし八州の博徒は、數年ならずして忽ち狩り盡せりと雖も、獨り此盜賊のみは、容易に驅除すること能はず。當時關東に威を振へる盜賊の巨魁に鳶澤甚内と言ふものあり、幕府此れを捕縛せしを幸ひ、毒を以て毒を制するの方策に出で、

『如何に、汝若し盜賊共を防がば、其一命を助け遣はさん、能く御用を相勤むべきか。』

と言へば、甚内

『我等の罪だに赦し玉はゞ、粉骨して御用を相勤め候べし、去りながら御城下は廣く、入り込む盗賊は多し、我等一人の力にて之れを防がんこと容易にあらず、願はくば、諸國に散在せる我等の手下を呼び集めて、手先に遣ひ候はん、此儀許させ玉ふべし、但し此手下共も皆窃盗を業と致したるものに候、外に生業なくしては、活計を營みがたし、若し江戸中の衣服の古着を買ひ取らんことを許し玉はゞ、我等其元方となりて、肝煎り仕り、一つには正業を營み、一つには盗賊を防ぎ候はん。』

と請ふ、幕府これを許し、且つ市街繁榮の一助となさん爲め、吉原遊女町の近傍に於て、一町四方の地を給ふ。

甚内乃ち蒹葭を拓きて、居宅を建て、乾兒と與に此處に住し、毎日四方に出でゝ、古着を買ひ入るゝの傍、盗賊共の吟味を行ふ。是れより江戸に於ける盗賊の害、自から止む。

爾來此地の商業、年と與に繁盛に向ひ、終に古着類の大市場となりて、其名遠く諸國に聞ゆ。最初は鳶澤町と呼びしに、甚内の富澤と改稱せしと與に、又富澤町と稱す

るに至る。
明治十四年、神田岩本町に新たに市場を設くるに及び、何れも皆此處に移轉し、爲めに二百數十年間、連綿たりし富澤町の古着市、全く其跡を絕つ。

六一　呉服店の繁昌

江戸の年一年より盛大となりしは、事實の疑ふべからざる所なりと雖も、其秩序の整頓し、都會の面目を備へたるは、寛永以後に在るが如し。現に呉服店の如きも亦た一例として見るを得べし。
京都の家城太郎次と言へるもの、寛永六七年の頃、始めて江戸に下り、常盤橋の橋詰に立ちて呉服物を鬻ぐ。其初めは、一二反の呉服物を腕に掛けて、買人を待つ。諸侯の家臣、麾下の諸士など、來りて買ひ求むるに、或は賣り切れることもあり、或は賣り行かざることもありしならん。然るに追々日數を經るに隨うて、世間に知れ渡り、日々に來りて、買ひ求むるもの、漸く多く、到底我が腕には掛け切れざるに至る。太郎次先生今は一工風なかるべからず、乃ち竹にて八形の如き足二つ作り、其上に

長き竹を架して、木馬の如き物を作り、是れに呉服物を掛けて、擔ぎ歩るく、今より思へば随分滑稽じみたるものなり。其後本町二丁目に一商店を開き、業務次第に繁昌して、終に一大商店となる。京都、大阪、松坂等の諸商人、これを聞きて、本町に集ひ来り、亦た本店若くは支店を開く。中にも越後屋を始め、大阪屋、壽の字など言へるは屈指の大店にして、此他に尚ほ數軒の呉服店あり。其外芝新橋に松坂屋あり、三田に荒木あり、尾張町に龜屋、惠比壽屋、布袋屋あり、本郷三丁目に伊豆倉あり、亦た大店たり。

然るに此數店は其後終に閉店の厄に罹りしに反して、頗る繁昌せしは、小傳馬町の大丸屋、駿河町の越後屋、日本橋通一丁目の白木屋等なり。特にメキ〳〵と賣り出したるは、駿河町の越後屋にして、現金正札の商略、大に功を奏して、顧客の好評を博し、元祿の頃、一日の現金賣高平均千兩を下らず、一ヶ年の總額三十六萬兩の多きに上る。

萬治、寛文の頃には、本町呉服店の販賣高一倍の増加を見るに至り、其業務益〻發展せんとせしに、此越後屋の商運大に勃興せし結果、忽ち非常の打撃を蒙むるに至れ

りと云ふ。兎に角、都下の呉服商は千人の多きに達し、世人是れより漸く美服を纏ふに至る。

六二　爲替業の開始

駿河町越後屋の事業、大に勃興して、終に本町の呉服商を壓倒するに至れるもの、全く其店主三井八郎右衛門高利の機敏と奮勵とに基づく。

八郎右衛門は元和八年の生れにして、幼少の時より、宗家たる三井八郎左衛門高俊に仕へて、商業を見習ひ、三郎左衛門の死去するに及び、始めて江戸に出でゝ、呉服商を營む、若し之れを三十前後の時とすれば、正しく承應明暦の頃なるべし。當時、呉服商は大抵懸賣にして、即時に代金を拂ふを要せざれども、其代り正價に二割三割の掛値を加ふ、故に一兩の商品は、一兩一分前後に賣り鬻ぐを例とす。八郎右衛門は此習慣を打破して、現金安賣の制を始め、商品には悉く正札を附して、一文も懸値を加へざると與に、代金は即時に之れを申し受く。其商店は間口六間、奥行十間の大店にして、これに四十餘人の手代、ズラリと居並び、金襴は金襴、純子は純子と、一々

部類を分ちて、一人の手代、一種の商品を專門に取扱ふ。左れば手拭一筋、足袋一足と雖も、自由に購ひ得るのみならず、至急を要する衣類は、顧客を待たせ置き、其間に仕立て〻渡す。其價格既に他店よりも安く、其便利亦た他店の比にあらず、其事忽ち大評判となりて、何れも越後屋へ〳〵と足を運ぶもの多く、其聲價早くも諸商店の上に卓出して、一日千兩と云へる記錄を作るに至りしなり。

越後屋は江戸の商業、大に繁昌すると與に、京都、大阪を始め、東西の各地に支店を設く。此本支店の間、常に金員送達の便あるを利用し、幕府に請うて、六十日爲替の用達を始む。例へば大阪の城代、江戸に送るべき、金一萬兩を大阪支店に託する時は、其地方の呉服反物を仕入れて、江戸に送り、本店にては、之れを鬻ぎて、六十日以內に彼の一萬兩を幕府に納む。幕府に於ては、現金を送附するの手數と費用と危險との煩累なく、越後屋に於ては、之れを商業に利用するの便宜ありて、誠に一擧兩得の法たり。是れより幕府も、代官も、將た諸侯も之れを利用するもの益〻多く、越後屋の此れに由りて獲たる利益、亦た頗る大なるものあり。

三井家今日の鉅富を致せる基礎、蓋し此一事大に與つて力あり。越後屋は今の三

越の前身なり、其商業に斬新奇拔の法を用ひて、歩々是れ新たなるを期するもの、正しく其創立以來の精神なるを知るべし。世の商業の發展を期せんとするもの、是等の處より悟入するを要す。

六三　無盡の流行

今の無盡と、古の無盡と其方法を同うするや否やを知らずと雖も、兎に角此無盡の法は、慶長の頃より盛んに江戸に行はれしなり。當時、無盡は頼母子と稱して、大阪、堺を始め、關西地方に流行せしに、諸人の江戸に麕集すると與に、此無盡も亦た輸入し來る。

抑々無盡は貧困なるものが、有福なるものを語らひ、各々金を持ち寄りて、座中に積み置き、入札を以て、之れを買ひ取るなり。有福なるものは、貧困なるものに高く買はせて、毎月利息を取るを悦び、又貧困なるものは、一時に纒まりし金を得て歡べりと云ふ。

新開地には兎角濡手で粟を摑まんとするの徒、多く入り込むと、古も今に異ならず。

彼の伊勢屋の如き勤儉着實なる商人の入り込むと與に、又此濡手にて粟を攫まんとするもの多く入り込めるや勿論にして、其資本を得んと欲するものは、差向き此無盡の法に依りて、金融の道を求めしなるべし。左れば此無盡の法は、忽ち非常なる流行を來して、此方にても、彼方にても、盛んに行はれしのみならず、無盡を好むものは、一人にて幾口をも設くるものあり、又一人にて百口にも二百口にも加入せるものありしが如し。現に本石町四丁目の乳牛彥右衛門と言へるものは、當時第一の無盡大盡にして、一人にて二百二十口に加入し、諸方の無盡中を駈けずり廻はりて、賣買に忙殺せられたりと云ふ。實にも二百二十口と言へば、毎日平均七八ヶ所の無盡に臨まざるを得ざることとなるべく、日々無盡に明けて、無盡に暮れたることならん。

今の東京にても近年無盡を催ほすもの頗る多く、種々の弊害是れより生ぜしを以て、終に嚴重なる取締法を設くるの止むなきに至れり。往時は人情敦厚にして、氣風亦た質樸なれば、無盡の流行せし割には、其弊害の少なかりしにや、其等の事までは知らず。

六四　富籤の流行

前項には無盡の事を記せしが、此に富籤の事を記さん。富籤は寛永の頃より、ボツ〳〵と行はれ、元祿五年五月に至りて、一たび之れを禁ぜられたるも、享保以後に及んで、更に非常の流行を來せり。享保十五年、仁和寺の門跡、其館邸修理の爲め、幕府に請ひ、音羽の護國寺に於て、毘沙門天の富籤を行ふこと三ヶ年。江戸に於ける富籤熱は、是が爲めに俄然として興り、各所の寺社に於て、興行するもの少からず、就中谷中感應寺、目黑龍泉寺、湯島天神に於て行ふもの最も盛んにして、之れを江戸の三富と稱す。

文政、天保の頃に至りては、益〻流行を極めて、淺草八幡、淺草觀音、淺草三社、淺草念佛堂、淺草大神宮、淺草閻魔堂、本所回向院、深川靈岸寺、芝神明、芝愛宕山、西久保八幡、白山權現、護國寺、根津權現、平河天神を始めとして之れを興行するもの、數十ヶ所の多きに達す。

其當り籤の中には、五十兩より千兩に至るものあり、一攫萬金を夢みるもの、爭うて

之れを購ふに至り、番頭、丁稚、下女の如きものまで、皆之れを購はざるはなし。此富籤熱の勃興に乘じ、其富札を一手に買ひ占めて、高く賣り付けんとするものあり、貧民の如きは、之を購ふこと能はざるなり、更に影富と稱するものを始むるに至る。影富とは、感應寺、湯島天神等の本富の外に於て、別に富籤を興行し、本富の當り籤を以て、此富の當り籤と定むるなり。左れば本富の抽籤を行はれし時には、數十人の賣子、お咄し〳〵と大呼して、市中を賣り歩くこと、今の號外賣の如く、富籤を買へるもの爭うて之を購ふ。

富籤に當りたる時は、其金錢を景氣よく車にて引き込む、故に身分あるもの、堅氣のものは、却て面目を失することあり。赤坂門前に小道具を商ふものあり、主人にや、下女にや、富籤に當りて、件の金錢を車にて引込むや、非人乞食の徒、大勢付き來りて、祝儀をねだりしのみならず、親戚、知己を招きて、祝宴を張りしに、其夜火を失して、家屋財産、悉く烏有に歸し去りしと云ふ。是等は例外なれども、兎に角興行主に利益ありて、當籤主には利益少く、加ふるに種々の弊害、亦た之れに伴うて生ぜしが爲めに、非難の聲隨うて起る。天保十三年三月八日、閣老水野越前守忠邦の政治を改革

するに及んで、斷然之れを禁ぜし爲め、富籤の興行、終に跡を絕つ。

六五　相撲の興行

江戸に於て始めて勸進相撲を興行せしは、寛永元年に在り。此時の勸進元は、明石志賀之助にして、晴天六日間、四谷鹽町に於て興行せしこと、相撲大全に見ゆ。勸進相撲とは、神社佛閣の建立修繕等に際し、諸人に淨財の喜捨を勸めんが爲めに、興行するの謂なり、隨つて此時は神社、若くは寺院に於て、興行せしものならざるべからず。

鹽町三丁目九番地に、長善寺と言へる曹洞寺の寺院あり、元和年間、隣學和尚の開基に係る、俗に笹寺と曰ふ、志賀之助の始めて興行せしは、實に此笹寺の境內なりしと云ふ。此邊は府內第一の高地にして、海拔百十五尺に達す、此技の年を經て、益々高潮に達するもの、亦た偶然ならざるべきか。

彼の志賀之助は、京都に於て、丸山仁太夫を拉ぎたる名譽の力士なるのみならず、勇猛の力士、前後相踵ぎて輩出せしを以て、大に世人の喝采を博し、大小の勸進相撲、是

れより頻々として各地に興行せらるゝに至れり。然るに當時寄手と稱して、素人の飛入をも許せしが故に、熱狂の餘りに、寄手と力士との間、贔負と贔負との間に、紛擾を釀すこと尠からず。幕府其弊害を厭ひ、慶安元年に至りて、之れを禁止せしも未だ幾何ならずして、其法令漸く弛み、何時しか復た興行するもの多かりしを以て、寛文年間、再び法令を發して、之れを嚴禁し、爾來幾度か出願するものあるも、敢て許可せず、相撲の技術、爲めに衰滅に歸し去らんとすること五十餘年。

元祿十一年九月六日、淺草の三十三間堂の燒失し、越えて十四年、深川八幡の東に再建するに及び、其地固めの爲めに、勸進相撲を興行せんことを請ひしに、幸に許可せらる。此時より復た寄手を加へず、唯力士のみを以て興行せしが故に、紛擾自から少なく、終に繼續して興行するを得るに至れり。爾來此三十三間堂に於て、年々引續きて興行すること六十九年、會々明和六年八月二十六日、大暴風雨ありて、三十三間堂の堂宇倒壞せし爲め、更に其隣地たる深川八幡を以て、一定の興行場となせり。當時相撲は每年二期と定めしも、唯其中の一期のみは、一定の興行場に於て行ひ、他の一期は、府內有名の神社佛閣を撰びて、順次に之れを行ふことゝなせり。其後淺

草藏前八幡宮の境內を以て興行地と爲すこと年あり、今の兩國橋東の回向院を以て、一定の興行地となせしは、實に文政十年以來の事にして、春夏二期とも必ず此處に於て行ひ、爾後九十一年の今日に至るまで、更に變更せしことなし。

最初鹽町に於て興行せし時は、晴天六日なりしに、其後晴天八日間となり、安永七年三月廿八日より深川八幡宮に於て興行せし時、始めて晴天十日間の記錄を作れり。

其名稱よりして芝居と言へる演劇には、常設館あれども、相撲には別に常設館なきを以て、晴天の日にあらざれば、興行すること能はず、天明三年の如き、秋季の興行、霖雨の爲めに、延びに延びて、寒中に至れることさへあり、況して黄梅の時節に際しては、降雨の爲めに惱まさるゝこと、殆ど常例の如くなりしなり。是に於て今の國技館を建設し、晴天十日間を變じて、晴雨に拘はらず、十日間の興行となせること、相撲道の進歩著るしと謂ふべし。

(附言) 大正六年十一月二十九日午前一時、國技館內より出火、鐵骨を以てせる建造物も、一夜の內に燒失し了り、其燒跡の鐵屑のみにても九萬圓を以て賣拂はれぬ、相撲協會は更に大正九年竣工の豫定にて、再築を議決す、此間相撲は九段靖國神社境內に於て興行することゝなる。

近時の事は措きて問はず、幕府時代に於ては、鹽町の笹寺を始めとし、三十三間堂の如き、深川八幡宮の如き、藏前八幡宮の如き、將た後の回向院の如き、必ず神社佛閣に於て興行せるもの、其建築費、修繕費若くは維持費を勸財するの目的に出づ、故に之れを勸進相撲と稱せしなり。然るに勸進相撲の性質は、何時しか變じて營利相模となり、其興行地の社寺には、唯僅少の地代を拂ふに止まり、純然たる相撲業者の營業となれるにも拘はらず、尙ほ多年の因襲に依りて、之れを勸進相撲と稱し來る。左れば勸進相撲とは、自から本場相撲の如き名稱となり、彼の野見神社、若くは豐國神社等の勸財の爲めに興行する相撲の如きこそ、眞の勸進相撲なるに、これを寄附相撲と稱して、勸進相撲と區別すること、寧ろ奇と謂ふべし。

六六　江戸の迷信

東京人の迷信に強きは、今に始まりしことにあらず。淺草三味線堀に甚内橋と言へる長さ四間の一橋ありて、鳥越明神前より猿屋町に通ず。往時此橋の西南角に御書院番小出兵庫の邸宅あり、其表門より右の方川に

沿うて行くこと一町半ばかりの突當りに、一小祠あり、遍して「永護靈神」と曰ふ。本社は九尺二間の庫作りにして、これに拜殿を建て添へて、九尺二間半となす、神燈あり、手水鉢あり、規模小なりと雖も、自から壯麗なり。

此靈神に祈願すれば、瘧病立ちどころに平癒するとの評判高く、貴賤男女の參詣するもの少からず。 拜殿の机上には、幾十通ともなき願文、山の如くに積み上げられ、何れも男女の別と、年齡と、發病の頃とを記して「此病氣速かに平癒なさしめ玉へ」と祈狀の如くに認めらる、其上書には高坂樣と書せるもあり、甚内樣と記するもあり。高坂は姓、甚内は名にして、此高坂甚内なるものこそ、永護靈神として、瘧病の神として、此處に祀らるゝなれ。 去るにても高坂甚内とは如何なる素性、又如何なる功德の人かと言へば、驚くべき哉、驚くべき哉、これぞ日本の三甚内と呼ばるゝ大惡黨の一人なりける。

抑も三甚内とは誰々ぞ。

一人は庄司甚内と稱し、元は小田原北條の家臣なりしに、主家滅亡するに及んで、浪人となり、更に盜賊の群に入りて、其巨魁となる。

甚内劍槍は一流を極め、力量は三十人を兼ね、忍術に達し、脚力亦た健にして、一日に能く四十里を歩し、晝夜眠らざれども、倦むことを知らず、今ならば正しくマラソン競走に、チャンピオンたるべき資格あり。此甚内盜賊ながらも、日本を回國して或は孝子貞婦を賞し、或は古寺廢祠を興せしこと少からず、自から普通の大盜强賊と異なる所あり。其後一念發起して、正業に就かんと志し、駿府七ヶ町の遊女屋を江戸に引き連れ來りて、葭原を始む、別項遊廓の開設中に記せる庄司甚右衛門是れなり。

今一人を飛澤甚内と言ふ、劍道に達し、柔術に長じ、跳飛鳥獸の如く、一躍して能く十間の荒澤を越ゆ、依りて自ら飛澤と號す。關東八州を横行して、劫掠を逞うする內、終に幕府の手に捕はる、幸ひにして大久保彥左衛門忠敎の爲めに一命を救はれて、正業に就き、古着商の傍、横目の御用を勤む、これ亦た別項「古着市の由來」中に記せる所の如し。

殘る一人は即ち高坂甚内なり。

甚内は甲州三彈正の一人高坂彈正昌宣の子にして、幼名を甚太郎と曰ふ。昌宣の

死して後數年、武田氏亦た亡ぶ、祖父對馬、甚太郎を携へて、攝州に遁がれ、芥川と言へる處に足を留む。會々一士人あり、日暮れて、宿りを求む、對馬其名を問へば、宮本武藏なり、對馬大に悦びて、甚太郎を托す、時に年十一。武藏乃ち甚太郎を拉へて、江戸に出で、神田お玉ヶ池の近傍に、道場を設けて、劍術の指南を行ふ。甚太郎武藏に從遊すること十年、其二十一歲の時には、既に眞西流の奧義を究めて、高弟となる。甚太郎其技倆に誇り、時々柳原の土手に出でゝ、辻斬を試む。一夜、前方より馳せ來れる飛脚を目掛けて、唯一刀に橫斷すれば、刀尖物に觸れて、戛然として鳴る、甚太郎怪みて懷中を探るに、金五十兩あり、心に天の與へなりと悦びて、之れを奪ふ、是れより惡行の味を覺え、夜な〳〵辻斬を行ひて、金子を奪ふ。

當時、鎌倉河岸に湯屋十軒あり、湯女を置きて、色を鬻がしむ、甚太郎其色に溺れ、惡行にて得たる金は、皆此處にて遣ひ捨つ。此事何時しか師匠武藏の耳に入りて、忽ち破門せらる、甚太郎是れより諸州を遍歷して、益々惡事を行ふ。

一日、武州高雄山に登り、飯綱權現に生涯の祈願を籠め、名を改めて、甚內と曰ふ。尋で相州平塚に足を留めて、盜賊の首領となり、更に箱根山に隱れて、刧掠を事とす、

幕府の物色嚴重にして、今は箱根にも留まりがたく、諸國を徘徊して、江戸に來り、赤坂に潛居して、辻斬の傍、博奕を事とす。甚内强勇にして膂力あり、劍道の外、水練にも達し、水中を行くこと、平地に異ならず、惡徒其名を聞きて來り從ひ、又劍道の指南を受くるもの多し。

慶長十八年、幕府の先手役青山主膳の部下、之れを知りて、捕縛せんとす。甚内抵抗して屈せず、同心二人を傷つけ、與力を逐ひ拂ふ。

主膳大に怒りて、直に捕縛に向はんとす、左れども叛逆人の外は、奉行自身に向ふの例なし、主膳捕縛の術を工風せんが爲めに、躊躇すること數日、會〻甚内瘧疾に罹りて、起つこと能はず、主膳早くも窺ひ知り、與力、同心を遣はして、難なく之れを捕ふ。

當時、南は本材木町五丁目、北は淺草元鳥越橋の際に刑場あり、乃ち元鳥越橋の刑場に於て、甚内を磔す。甚内不死身にして、刀劍も其身に立たず、因りて甚内所持の槍を取り寄せて、之れを刑す、甚内死に臨みて、

『我れ瘧病にあらずば、何ぞ容易く召取られんや、我れ長く魂魄を留めん、瘧痢を惱む人、若し我れを念せば、立ちところに平癒せしめん。』

と言ひ終りて瞑す、因りて屍を其地に葬むる、諸人これに依りて瘧疾を其墓に祈る、後ち小出兵庫の邸に歸せしも、尙ほ衰へず、其刑に就きし八月十二日には、盛んに祭典を行ふを例とす。

左れども甚内は刑餘の身なり、これを明神と崇むるを憚かり、特に永護靈神と稱して祀りしなり。盜賊の巨魁を神として尊崇するに至りては、迷信も亦た甚だしからずや。

（附言）爾來罪人を引廻はす時、拔身の槍二本を立て行く、其一本は此甚内の槍なりと云ふ、甚内を高坂彈正の子さすろは非ならん、彈正は天正六年に死せるものにして、宮本武藏の出生に先だつこと五年前に在り、甚内を其子とすれば、武藏より年長なればなり。

六七　江戸の因緣話

江戸人の迷信に就て、聯想するは、蒲生、江戸、宮原の諸家に於ける因緣話なり。

蒲生飛驒守氏郷は彼の天慶の亂に、平將門を唯一箭に射止めたる藤原秀鄉の後裔なり。

將門の怨魂、深く祟りを爲して、秀鄕の子孫、世上に頭を擡ぐれば、忽ちに亡ぶと言ひ傳ふ。氏鄕の子下野守秀行、秀行の子飛驒守忠鄕相續いで辰の口の邸に居る。當時、將門の靈を祀れる神田明神は、神田臺即ち今の駿河臺に在り、尋で今の湯島臺に移さる。秀行、忠鄕の父子共、若し其祠前を過ぐれば、祟りありと稱して、之れを避く、萬一其祠前を過ぎざるべからざることありとも、必ず他路を迂回せしと云ふ。氏鄕有爲の才を懷きて、會津百萬石の大諸侯となりしも、三世にして其祀の絕えたるもの、亦た此因緣か。

正平十五年十月十日、江戸遠江守高重なるもの、新田左兵衛佐義興を欺きて、六鄕川に誘殺したるより、其怨魂祟りをなして、高重は間もなく落雷の爲めに震死し、鬼火夜な／＼出でゝ飛ぶ。矢口の村民大に恐れ、一祠を建てゝ、義興の靈を祀り、以前は矢口大明神と言ひ、今は新田神社と稱す。高重の子孫、若し此祠前を過ぐる時は、或は變死し、或は凶事ありと言ひ傳へて、敢て近づかず。明治二三十年の頃、江戸四郎と言ひし人あり、海部氏より入つて其姓を

冒す、當時、尚ほ此禁忌を犯すを憚かりしと云ふ。
獨り江戸氏のみならず、高重の義興を滅せしは、關東管領足利左馬頭基氏、執事畠山入道道誓の指揮に出づ、故に此二家の子孫亦た義興の崇る所となる。
高家宮原彈正大弼義周は、基氏十八世の嫡孫なり、其先代某曾て遠乘を試みて、矢口の境小石橋に到るや、馬俄に立ち縮み、唯足ずりするのみにて進まず、不圖義興の事を思ひ出で、悚然として恐怖しつゝ、匆々馬を還へす。

（附言）宮原家の家人は勿論家臣にても、鎌倉大塔宮土牢あたりに到れは、必ず凶事ありと云ふ。

同じ高家畠山中務大輔基利は道誓の裔なり、亦た義興の崇を受けしも、中世何か祈誓せしとやらにて、爾來其災を免かる。
彼の佐倉城主堀田上野介正信の嫡統たる堀田子爵家には、今に木内宗吾の靈顯はるゝとの說あり、其他此類の例尚ほ多からん、彼れも、此れも、所詮は神經の作用なるべし、厲鬼は外にあらずして、心に在り。

六八　江戸の三上水

江戶の水道は、德川家康の時に於て、企畫せられ、家光、家綱の時に至りて、全く成る。井の頭の池より引くものを、神田上水と言ひ、多摩川より引くものを、玉川上水と言ひ、石神井の池より引くものを、千川上水と言ひ、之れを總稱して、江戶の三上水と言ふ。

神田上水は、豐多摩郡吉祥寺村井の頭の池より流出し、和田村に至りて、上井草村善福寺の池より流出する支流を併せ、落合村に至りて、更に下井草村妙正寺の流出する支流を併せ、高田を經て、關口に至り、分れて二流となり、一は大洗堰を下りて、江戶川となり、一は水門より目白臺の白堀に入りて、上水となる、水源より此處に至るまで、五里二十六町餘、是れより小日向、小石川の臺下を經て、元の水戶邸、今の砲兵工廠に入り、匙樋を以て、水道橋の東より、神田川を過ぎ、神田より日本橋の方面に配水せらる。

此上水は乃ち大久保主水忠行の、家康の命を以て、企畫するところ、寛永六年、家光將軍の時に於て實行せらる。

玉川上水は、多摩川の水を引用するもの、西多摩郡羽村に於て、河水を堰き止め、之れ

を分派して、東北に導くこと十里三十町餘、四谷大木戸より、伏管に入りて、麴町、京橋、芝、赤坂、麻布に配水せらる。此上水は實に玉川清右衞門兄弟の經營に係る。

初め將軍家光城内及び城下に上水道の設けなくして、飲料水に乏しきを憂ひ、町奉行神尾備前守元勝に命じて、新上水を經營せしむ、元勝乃ち其道に通ずるものを覓む。

清右衞門及び其弟庄右衞門は、玉川村の農民なり、頗る水利の術に長ず、玉川の流れを引きて、上水に充つるの策を案し、其設計書に繪圖面を添へて、奉行所に呈し、元勝更に之れを老中に呈す。

閣議之れを可とし、將に其實行を命ぜんとするの時、會〻家光病んで薨じたるを以て果さず。家光の世子家綱、繼ぎて立つに及び、前代の遺志を繼承して、之れを老中に命じ、老中阿部豐後守忠秋等實地を踏査して後ち、其工事を清右衞門兄弟に命じ、給するに金五百兩を以てす。

當時、測量の術未だ開けず、器械の類亦た具はらず、清右衞門兄弟水路の高低を測るに、專ら夜間を以てし、近き距離には線香の火を用ひ、遠き距離には提燈の光を用ひ

て、目標とし、其見えざるを度として、高低傾斜を審かにし、測量再三に及びて、始めて水路を定む。

承應二年四月四日を以て、工を起し、十一月十五日を以て、業を卒はる、私金を費やすこと數百兩に及ぶ。　幕府其功勞を賞し、功米二百石分を金子にて賜ひ、上水役を命じ、且つ玉川の姓を唱ふるを許す、其後兩人共に罪ありて、家絕ゆ。

千川上水は、北豐島郡石神井村三寶寺の池より、小石川御殿、湯島聖堂、上野及び淺川御殿に引用し、其餘を本鄕、湯島、下谷、淺草の各地に配水せらる。

此上水は、元祿九年、河村瑞賢の經畫する所にして、太郎兵衞德兵衞の二人專ら工事の任に當る、乃ち玉川氏の例に依りて、千川の姓を許され、且つ小石川指ケ谷町に於て、二百十三坪の宅地を賜ふ。

水道の布設成りて、百萬の士民、皆其慶に浴す。

獨り千川の上水は、享保七年、一たび之れを廢して、諸村の用水となし、安永九年、再興せしも、天明六年、給水充分ならざるの故を以て、復た二たび廢せらる。

明治三十二年、改良水道の成るに及んで、他の二上水も亦た廢せられ畢んぬ。

六九　常盤橋の改稱

常盤橋は城東大手の外濠に架せらる、初めは唯大橋と稱せしを將軍家光の時、『此橋の名、面白からず、早々改名すべし。』との命あり、因りて町年寄奈良屋市右衛門を召して佳名を選ばしむ。市右衛門歸りて、我家に寄食せる一浪人に謀れば、此者文事あり、金葉集の大夫典侍の

色かへぬ松によそへて東路の常盤の橋にかゝる藤なみ

と言へる和歌の意を取りて、常盤橋と改むべきを說く、市右衛門早速此由を申し出づれば、

『實にも目出たき名なり、いみじうも思ひ付けるものかな。』

とて、直に嘉納せられ、是れより常盤橋と改む。

迷信は貴人にも免かれず、將軍家光の幼時、此橋畔に於て人に賣られたる奇談こそあれ。家光の呱々の聲勇ましく誕生ありしは、慶長九年七月十七日にして、其幼名を竹千代と曰ふ。是れより先き父秀忠一男子を擧げしも、不幸にして夭折しけれ

ば、侍女共何れも皆
『如何にもして此御子の御生長ましまさんやうに。』
と心を碎く、中に一人、
『幼兒を抱きて、路傍に立ち、路行く人の三番目なるに賣り與ふる眞似をなし、其人を假親と名付けて養はしむれば、其子必ず無事に成長すべしと申し習はし候、試み玉はんや。』
と申せば、御臺所
『それ可からん、疾く〳〵。』
との指圖あり、左らばとて吉辰を擇び、侍女四五人、竹千代を抱きつゝ、此大橋の袂に立ちて待つ。
既にして一人過ぎ、二人過ぎ、三人目に供人具したる武士歩み來る、侍女呼び止めて
『此御子賣り參らせん。』
と言へば、彼の武士辭する色なく、
『然らば是れにて買ひ申さん。』

と答へつゝ、腰なる扇子を取つて、侍女に渡す、侍女
『扨も目出たうこそ侍れ、これなるは若君にてまし〳〵候ぞ。』
と言へば、彼の武士ハッと驚き、兩刀を取つて、大地に跪き、兩手を捧げて、恐る〳〵竹千代を抱き取る、侍女
『左らば此方へ參られ候へ。』
と告げて、城中に案内すれば、多くの侍女出で迎へて、深殿に導く。
頓て秀忠も出で、御臺所も出でゝ、夫々謁見を賜ひ、鄭重の料理、並に種々の物品をも賜ふ、侍女亦た思ひ〳〵に物を贈れば、彼の武士大に面目を施して退く。
此武士こそは秀忠の弟上總介忠輝に仕ふる山田長門守正世と言へるもの、人々聞きて不慮の大幸を羨む。
將軍家にも斯かる兒戲に等しき迷信の行はれしなり。

七〇　寬永寺の創建

南光坊僧正天海は會津の人、德川家康の時より常に其帷幄に參畫して、緇衣宰相の

目あり、家光の時に至りて、益ゝ尊崇せらる。
天海幕府の爲めに鬼門鎭護の一寺を建立せんと欲し、元和九年、
『桓武天皇平安城に定鼎の御時、傳敎大師叡山の靈地を選びて、天台の巨刹を建て、帝都の鬼門を鎭し、皇祚の無窮を祈ること一千有餘年、今に迨んで更に怠らず、忍岡の勝丘は、江城の鬼門たり、其地の靈祥、亦た叡山に減せず、願はくば此處に七堂伽藍を經營して、國家の安全、武運の長久を祈り奉つらん。』
と請ふ、家光乃ち本院を經營し、祖廟を建築するを許し、別に工費として、銀五萬兩を賜ふ。
列侯各ゝ其事業を助け、尾州家は常行堂、紀州家は法華堂、水戸家は輪藏、藤堂和泉守高虎は神君の廟所、回廊、供所、護摩所、酒井雅樂頭忠世は石鳥居、土井大炊頭利勝は五重塔、鐘樓、酒井讃岐守忠勝は本地堂、堀丹後守直寄は祇園堂、永井信濃守尚政は仁王門を建立し、天海は乃ち釋迦堂、多寶塔、三十番神社、淸水觀音堂、求聞持堂、辨財天堂、食堂、慈惠大師堂を經營す。
子院は淺草寺に準して、三十六坊と定められ、尾州家は上乘院、紀州家は眞如院、堀丹

後守直寄は凌雲院、藤堂和泉守高虎は寒松院、加賀宰相利常は常照院、越前伊豫守忠昌は明靜院、鍋島信濃守勝茂は一乘院、淺野但馬守長晟は靑龍院、稻葉丹後守正勝は現龍院、水谷伊勢守勝隆は東漸院、松平越中守定綱は東圓院、津輕越中守信枚は津梁院、神尾備前守元勝は元光院、松平周防守康重は松林院、蜂須賀阿波守忠英は普門院、中山備前守信吉は吉祥院を建て、山王社並に別當本覺院は國家鎭護の祈禱所たるを以て、天海自から之れを營み、有馬左衞門佐直純、細川越中守忠利の二人、其工を助け、尙ほ涼泉、護國、修禪、無量、寶勝、覺成、泉龍、普廣、明王、溪樹、常德等の子院も亦た自から營む。

寬永元年より工を起し、其翌二年十一月に至りて、全く成る、工事を督するものは、土井大炊頭利勝其人。

慶安年中に至り、比叡山延曆寺に準じて、東叡山寬永寺圓頓院の勅號を賜はり、比叡日光に並びて、永く三山の目定まる。

七一　不忍の辨天

池のある所、必ず辨天あるにあらず、唯辨天のある所は、必ず島あり。東台山下に一池あり、不忍と曰ふ、池深くして、水清し。池に縁ある水谷伊勢守勝隆、平常天海僧正と交り厚し、寛永寺の成るや、天海に向ひて、

『當山は京都の叡山に准せられしに候はずや、然らば不忍池をも琵琶湖に擬へて、一島を築き、竹生島に模して、辨財天を祀り玉はんこそ然るべけれ。』

と語る、天海

『其は我等亦た冀はさるにはあらず、左れども池水特に深くして、其工事容易ならずと思へば、其儘に打過ぐるにて候。』

と答ふれば、勝隆

『假令水深しと言ふとも、一島を築く位の事は容易かるべし、此節淺草川川淩御普請の仰せを蒙むりたれば、好き次手に候、此御普請相濟みなば、直に島を築かせ申さん、土取場等の御用意こそ有らまほしけれ。』

と語り、淺草川川淩工事終るや、直に舟を移して、島を築き、十日ばかりにして工を終る、因りて辨財天の祠堂をも建つ。

其昔、忍岡に關小次郎長耀と言ふものあり、其子を感應丸と曰ふ、年十有五。向岡に隅田治部大輔治方と言ふものあり、其女を柳の前と曰ふ、これも亦た十五。二人の相思、不忍の水より深く、夜々池に架せる橋を渡りて相會ふ。

柳の前の繼母、これを悟りて、一夜密に其橋板を撤す。

感應丸之れを知らず、橋を渡らんとして、水に陷りて歿す、柳の前大に嘆き悲み、亦た水に入りて死す。

天海此事を聞きて、其志を憐み、辨天の祠成るに及び、二人の墓を其祠畔に築きて、これを弔ふ、聖天の宮是れなりとなん。

二人の事を叙で、天女の琵琶に上さば、其哀れ一入深からん。

（附言）谷中の感應寺は感應丸の冥福を修めん爲め、其父關小次郎の建てたるものにして、我が實名と我子の名とを取りて、長耀山感應寺と名づけしなりと云ふ。

七二　天下御免の夷講

一般の商家に於て、毎年十月二十日、家業を休み、祝酒を傾け、蛭子神を祭りて、商賣の

繁昌を祈る、これを夷講と言ふ。

此事推古天皇の御宇より起る、天皇御即位九年三月、聖德太子始めて、市の法を定め給ひし時、市場は其守護神として事代主命を祀らしめ給ひ、これを蛭子神と稱す、商家の蛭子神を祭ること、此れより始まる。

慶長中大傳馬町の辰の口より今の日本橋に引き移りし時、木綿太物商凡そ五十人ばかり、一丁目に來り住す。 其家屋は一ヶ町の兩側へ、西より東に一棟の長屋造りに建て續け、これを一軒〳〵に仕切りて、或は一人にて占領し、或は二人、三人にて雜居す、其二三人にて雜居するものは、銘〳〵に自分の暖簾を掲ぐ、川柳子の

木綿店戸を立てゝから隣なり

と言へるは、此事なるべし、屋根は總箱棟造、總銅葺にして、梲とて、木にて作れる塀のの如き物を建てゝ、家〳〵の境を分つ、俗に貧人をウダツが上がらぬと言ふもの、一軒の家にも住み得ぬと云ふの意にや。

道路は十間幅にして、其中央の八間を公道とし、左右に溝を作りて、溝より内一間を犬走りと稱し、これに庇を掛けて、往來に便す、故に雨雪の日にも、傘を用ふるを要せ

ず。

此太物商は伊勢、尾張、其他木綿出産地の出店多く、升屋七左衛門と言ふもの其發起人たり、七左衛門の家は南側の中央に在り。

諸商店皆夷講を行ふが中に、此大傳馬町の木綿太物商に限りて、天下御免の夷講と稱す、これには面白き一の物語あり。

寛永十九年十月二十日、時の將軍家光隅田川の畔に獵し、夜に入りて、歸城の途に就く。當時、將軍通行の道筋は、名主、町役人立ち出でゝ、左右の木戸を〆め切り、町家は二階の窓を閉ぢ、店を明け放し、男子は軒下に坐し、女子は店頭に坐して拜するを例とす。今しも將軍の大傳馬町に差し懸かれる時、一醉漢あり、大の字形に路上に倒れ臥す。前驅馳せ來り、それと見るより、叱して去らしめんとす、醉漢ムニャ〳〵と言ひつゝ、尚ほ起たず。前驅大に焦らち、憤然として叱咤する時、將軍の駕、早や到る。前驅益〻遽てゝ、尚も立ち去らしめんとする折りしも、將軍忽ち輿中より、

『あれ何者ぞ。』

と聲を掛く、素破や一大事、侍臣ハッと首を下げつゝ、恐る〳〵

『今日は商家の祝日たる夷講に候、定めて祝酒に飽きて、酔ひ倒れたるにてぞ候はん。』

と言上すれば、将軍莞爾として、

『其は目出たきことぞ、ソレ〳〵下物を取らせよ。』

と告げ、其日獲たる鴨一羽を賜ひて、

『駕籠遣れ。』

其儘駕を促がして帰城し、復た其罪を咎めず。

町民何れも感泣し、直に拝領の鴨を太物商中に頒ち、再び祝酒を傾けて、歓聲家々に満つ。是れより此町の太物商に限りて、天下御免の夷講と稱す。

七三　くされ市の由來

夷講に関聯して記すべきは、くされ市、又の名べつたり市の事是れなり、江戸には種々の市あれども、斯ばかり奇妙なる市の名はなからん。

此市は毎年正月二十日の若夷講、及び十月二十日の夷講に對する支度として、其前

日に開くを例とす。

市場は大傳馬町一丁目、二丁目の十字街頭にして、東西南北及そ二三町に亘りて立つ。小間物店あり、翫弄物店あり、菓子店あり、植木店あり、普通の市に有るもの、亦た此市にも有れども、其最も特色とする所は、夷講の掛鯛、及び時候物の淺漬を販ぐの點に在り。

掛鯛は伊勢より鹽鯛として取り寄せ來り、二尾を揃へて、尾紙を付け、これに吊糸を掛けて作る。此町内の商人常に伊勢と取引するが故に、年中便船あり、因りてこれに托して、彼の地の鯛を鹽漬にして、積み來るなり。

左れども交通の便ある今日と異り、速力遲々たる和船に積み來るものなれば、勢ひ海上に數日乃至十數日を費やさゞるべからず、假令新鮮のものを鹽漬とするも、其市に上る時は、恐らく異臭プーンと來つて鼻を撲たん、くされ市の名、蓋し是れより起れるものならん。

又淺漬は練馬大根を糠と麹とにて漬けたるものにして、黄色堆々たる粘着物、手に足に觸るゝ所、べつたり／＼と着く、これぞ又の名をべつたり市と言ふ所以。

氣勢好き江戸の市人、各〻此大根一二本づゝを購ひて、繩に縛り、これを提げて、べつたり〳〵と大呼しつゝ、雜沓中を過ぎ行く。若し美衣美服を纏うて行く時は、忽ち此べつたりの爲めに見舞はるゝの虞あり、然かも是れ唯見舞はれ損のみ、別に小言を持ち行くべき所もあらず。左れば此市に行くものは、皆美衣美服を纏はざるを常とす。くされ市、べつたり市、其名既に奇なり、其風習亦た豈奇ならずや。

七四　石町の時鐘

江戸の城中に鐘樓あり、時刻〻〻に之れを撞く。德川家康の入國してより、鐘樓の座所に近くして、其音の耳に聒ましきを厭ひ、

『向後は大皷を以て之れに代へよ、左れども是れまで城中の鐘を聞き慣れたるものの之れを廢すれば、定めて不便を感ぜん、町內にて然るべき場所を見立て今まで通りに鐘を撞かせよ。』

と命ず、奉行乃ち石町の地を選びて、鐘樓を建つ、今の本石町三丁目の處是れなり。

鐘樓の工事全く成りて、城中の鐘を移さんとす、家康

『城中にも鐘の入用なきにあらず、新たに鑄させて用ひよ。』

と命ず、因りて當分の間、西の丸の鐘を用ひ、新たに鑄造するに及んで、更に之れを用ゆ。

此石町の鐘樓は、江戸の市内に於ける唯一にして、最初の時鐘なり、明暦の大火後、市街の擴張せらるゝに及んで、更に諸所に增設せしなり。

鐘撞役を源七と曰ふ、元と南都興福寺の喝食にして、名を蓮宗と稱す、家康の參州に在る時、大久保相模守忠隣を以て、謠初の島臺に用ゆる造花獻上を命ぜしことあり、因りて江戸入國の後、請うて鍾撞役となり、子孫世々其職を襲ふ。

寶暦の頃の主人をも矢張り源七と曰ふ、其娘のおつよ、色白く、容美くして、今小町と言ふとも耻かしからず、十一二の頃、近所の朋輩と與に、金吹町の手習指南馬場條助方に通學するに、衣紋を脫ぎ下げにする爲め、其首筋自から長く見ゆればにや、誰れ言ふとなく轆轤首なりと唱へ始む。

早や年頃ともなれば、其容色益々美くしきと與に、彼の評判益々高し。

『此間入聟を迎へしに、其聟夜更け、人靜まりし頃、不圖目を覺まして、おつよの寢姿に見惚れ居る内、其首自然と拔け出で丶、六尺屛風の上に揚りたり。』

など、有らぬ風說まで喧傳するに至り、如何ほど金を付けんと言へど、我れ娶らんと言ふものもあらず。

然るに寶曆四年四月、神田白壁町山口丈庵と言へる醫師、

『轆轤首にても苦しからず、我等貰ひ受くべし。』

とて之れを娶る、人々驚きて種々評判せしも、固より何の仔細もなかりけん、夫婦の仲最と睦く、其翌年三月には、早くも一子を擧げて、轆轤の首よりも長く添ひ遂ぐ。美しくとも元がかねつきの娘、其嫁入りにかねのつくも、遁れがたき因緣なるべし。

七五　明曆の大火

（一）

江戸は火事の本場とも稱すべき地にして、冬季の如きは、日として出火のあらざることなし、隨つて古來大火少からずと雖も、其最も大且つ慘なるもの、明曆三年の大

火より甚だしきはなし。

恰も其前年十一月以來、旱天打續きて、一滴の降雨もなく、此年正月に入りてよりは、江戸市中の堀井は、殆と涸れ盡して、飲料の水に窮する所さへあり。

會〻此月十七日より、西北の風烈しく吹き荒み、十八日に至りては、風勢益〻加はりて、屋宇震撼し、樹竹咆哮し、塵埃一天を掩うて、白晝も猶ほ闇夜の如く、諸人皆門戸を鎖して、平生車馬絡繹の街路も、寂として人の來往を絶つ。

未の刻の頃ひ、火事よ〳〵と叫ぶ聲、突如として人の鼓膜を劈く。

『素破こそ一大事なれ。』

人々屋外に躍り出でゝ、四方を望見すれども、砂塵濛々、何れを火とも、烟とも見え分かず、旣にして

『火事は本鄕よ、丸山よ。』

と分りし頃には、風勢火炎を煽り〳〵て、二疊敷、三疊敷ばかりの炎燼、五丁十丁の外に飛び散り、火先は先きより先きへと飛んで、見る〳〵湯島に押し寄せ、此處より二手に分れて、駿河臺に向ふもの、須田町に行くもの、負けず、劣らず、兩道より並び進む。

酉の刻に至りては、西風益々烈しく、火先は一轉して鞘町に飛び、更に茅場町に飛んで、八丁堀、鐵砲洲、靈岸島を舐め盡し、尚ほも海上數百隻の船々を飛石傳ひに佃島、石川島を襲ひ、又一方は小傳馬町方面に進んで、終に此世からなる地獄の牢屋に燃え移る。

此處には重罪輕罪の囚人、凡そ百二三十人あり、牢奉行石出帶刀、戸前々々の錠を叩き壞はして、淺草寺町の善慶寺に遁れしむ。鬚髮蓬々たる囚人、我れ先きにと馳せて淺草見付に到る。見付の番人、それと見るより、素破や破獄ぞと慌て驚き、忽ちハタと門扉を鎖ざす。囚人これはと躊ふ折りしも、猛烈なる火勢早や背後より襲ひ來れば、今は進退愈々谷まり、我れも〳〵と見付の石垣を攀ぢ上りて、ザンブ〳〵と河中に躍り込む。

老若男女の遁げ來るもの、亦た之れに倣ひて、次から次と飛び込むもの幾千人、上より〳〵押されて死するもの、其數を知らず。

斯くして丸山、湯島より、北は柳原、南は京橋に及び、東は鐵砲洲、佃島、石川島より深川牛島新田の民家なき所に至りて、詮方なさに燒き止まる。

此れぞ丸山の日蓮宗本妙寺より出でたるもの、世に之れを丸山火事とも言ひ、振袖火事とも稱ふ。

（二）

翌くれば十九日、大風尚ほ止まず、餘烟を吹き、殘燼を飛ばして、面をも向くべからず。老幼男女の其間々を辿りて、死者を尋ね求むるもの幾萬人、號泣の聲天地に響く。巳午の頃に至りて、又々小石川傳通院前新鷹匠町大番與力の宅より火を失す、火勢狂暴、一方は北に進んで、駒籠を荒れ廻り、一方は南に下りて、牛込、田安、神田橋の諸門にまで燒け延びたる折柄、風位忽ち北に變じて、火勢更に丸の內に侵入し、見る〳〵郭內の大厦高第を舐め盡して、數寄屋橋より、新橋、京橋、日本橋に燃え蔓り、終に南の海岸まで燃え拔く。其火勢猛烈にして、炎粉熾んに天守臺に吹き付け〳〵、終に本丸、二の丸、三の丸を燒き拂ひ、將軍家綱急に輿に乘じて、火を西の丸に避く。既にして此處も又危く、更に座を庭上に移し、老中以下諸有司皆庭上に蹲まる。時

に由井正雪の亂後纔かに七年、上下尚ほ危懼の念あり、此時、酒井讃岐守忠勝進み出でゝ、

『此火は天災と申しながら、不審なきにあらず、又此混雜に乘じて、不軌を企つるものなきを保すべからず、忠勝が下屋敷へ成らせ玉ふべくもや。』

と言へば、松平伊豆守信綱

『一先づ東叡山に入御あつて、世上の體ども御覽ぜられんこそ然るべけれ。』

と述べ、井伊掃部頭直孝又

『各〻の御所存の如く、常の火災とも存ぜられず、特に此御殿も危險なる上は、少しも早く直孝が下屋敷へ御動座あらせ玉ひ、御家人を召して、守備を嚴にし、徐かに世上の動靜を御覽ぜらるべきか。』

と說き、評議區々にして決せず、阿部豐後守忠秋

『各〻の御意見を抑ゆるに似たりと雖も、一應我等の心底を申述べん、東叡山又は臣下の宅地へ御動座あらんこと、忠秋に於ては其何の謂はれたるを存せず、假令西丸は燒失するとも、尚ほ廣大なる山里の空地あり、これへ御立退きあらんこそ

然るべけれ、若し謀叛を企つる輩あれば、尙ほ以て御出城あらんこと然るべからず。神祖以來六十餘年の間、海內靜平にして、諸人夜も戶を鎖さず、然るに今此火災に乘じて、不軌を謀るものあらば、諸將に命じて、速に誅戮せしめ玉ふべし、若し又諸將相背かば、御一門の歷々、及び大小名に命じ玉はんに、何の危きことやあるべき、況や今事なきに御城を出で玉はゞ、却て非常の變を招くの虞あるをや、左れども各々御出城を以て得策なりと思さば、如何やうにも計はれ候へ、忠秋に於ては先君より萬一天下事あらば、此城を死守せよとの御遺命を蒙むるもの、唯一人當御城に殘り留まり候べし。』

と述ぶ、家綱聞きて、

『豐後の所存道理なり、城を去つて何處に往かんや。』

と言へば、諸人復た之れに從ひて、出城の議忽ち止む。

（三）

祝融の餘憤、尙ほ收まらず、晝間の火災、纔かに止みしと思ふ間もなく、夜に入りて、更

に麴町五丁目より火を失し、半藏門外より櫻田、虎の門に及び、轉じて愛宕下より增上寺門前、札の辻の方面を舐め盡し、芝濱の海岸に至りて、自から消滅し畢んぬ。

（四）

此兩日三度の火災にて、江戸は殆ど全滅し、橋の殘りたるは、僅かに一石橋と淺草橋とのみ、其類燒せるもの、堂社三百五十餘宇、諸侯の邸第百六十軒、麾下の邸宅八百餘軒、組屋敷は其數を知らず、町家は兩側にして四百町、片側にして八百町、道路の延長二十二里八丁、間數にして百四萬八千間。

燒死するもの十萬七千四十六人、號して十萬八千人と言ふ。

二十一日に至りて、大雪降り積り、米價一時に騰貴す、賤民の火に死せざるもの、更に寒に死し、餓に死せんとし、號泣の聲、四里四方の外に溢る。

幕府二十三日より粥を給すること七日間、尙ほ町中へ銀一萬貫目を賜ふ、之れを金に直せば十六萬兩。

市中の寺院は、殆ど燒け盡して、死者を葬むるに所なし、幕府本所の地二町四方を給

し、非人に命じて、死屍を運ばしむるもの二萬二人、之れを一坑の中に葬むり、二月八日、增上寺の貫主道譽上人に命じて、大施餓鬼の法會を修せしむ。

其後、一寺を建立して、丈餘の阿彌陀如來を安置し、後堂には千體の阿彌陀佛を安置す、回向院即ち是れなり。

（五）

天守臺の石垣内に、穴藏と稱ふる所あり、四方に高さ二間の石垣を廻らし、其中に多くの金銀を藏す。

然るに天守臺の燒失せし爲め、金銀悉く鎔解して、一團の大塊となる。

後ち石垣を崩して、此大塊を三の丸に搬び來るに、人夫五六百人の力を要す。

銀座年寄京屋與四郎及び古手屋四郎右衛門の二人、命を受けて、金銀を吹き分く。

七六　市區の改正

明曆の大火は、江戸を滅して、復た元の武藏野たらしめんとす、燒殘の人家點々、指を

屈して數ふべし、市區を改正するには、實に絶好の機會なりとす。松平伊豆守信綱時に閣老の首班たり、他の閣僚と謀りて、江戸の區劃を擴張し、市街を變更す。
先づ城内三家の上邸を城外に移し、郭内幾多の寺院を郭外に移す。
道路は日本橋通り町は十間幅(田舍間)本町通りは七間幅(京間)とし、其他は五六間幅と定む。
(附言)六尺五寸を本京間と言ひ、六尺三寸を中京間と言ひ、普通六尺を田舍間と言ふ。
本城の北部代官町及び竹橋内百餘間の邸第を除きて、空地となし、これを本丸の防火線となす、又吹上門の方に在りし鹽硝庫を、四谷に移して、危險を避く。
山王の下、溜池の上に松平主殿頭の邸あり、これを社地に編入して、其防火線に充つ。
市内の諸所に、廣小路を設く、筋違橋、江戸橋、四日市、本郷の廣小路も、此時に設けたるものにして、日本橋と京橋との間には、特に三ケ所の廣小路を作る、中橋は其一なり。
鎌倉河岸の濠より、馬喰町に達し、折れて濱町に至る間に、溝渠を鑿ち、其土を以て、防火堤を築き、其不足の土は、駿河臺を崩して、之れに充つ、今龍閑橋、今川橋等の架せら

る、神田堀是れなり。
筋違橋より淺草橋に至る川端は、元と繁華の町家なりしに、之れを除きて、防火線となし、後ち公儀の石置場に充つ。

其他河岸々々には、土藏を建て、防火の一助に供せしむ。

武家町家を移して、各所に廣小路を設けたる結果、其代地を給せざるべからず。是に於て濱町の矢の倉を廢し、材木藏を本所に移し、又新に鐵砲洲を築きて、其代地に充つ。

兩國橋を架して、本所、深川を開發せしも、亦た江戸の區劃を擴張するの必要に外ならず。此市區の改正成りて、江戸の面目頓に一變す、爾かも終に天明六年の大火を防ぐの功あらざりき。

（附言）靈岸島に在りし靈岸寺を深川に移し、横山町に在りし本願寺を淺草に移し、柳原より馬喰町の道に在りし上下寺町の寺院を淺草等へ移せしも、皆此時なり。

七七　江戸城の規模

明暦の大火に際して、本丸、二の丸、三の丸、皆燒く。

幕府更に之れを建造せんと欲して、老中久世大和守廣之を總奉行に、作事奉行船越伊豫守、八木但馬守、牧野織部正、普請奉行永井彌左衞門、堀半左衞門、本鄉庄三郎、勘定頭曾根源左衞門、組頭竹村九郎右衞門、山中喜六等を以て奉行となす。

櫻田門外の大腰掛、幸に燒け殘る、乃ち此處を寄合所と定め、日々會合して、諸事を議す。

初め老中皆天守臺を再建するの意あり、松平肥後守正之

『天守臺は古制にあらず、又要害に關せず、民力を勞してまで築造すべきものにあらず。』

と論ず、諸閣老之れを然りとして、唯其基址を修むるに止め、本丸、二の丸、三の丸を修す、明暦三年六月より工を始め、十二月に至りて、功を竣る。

是に於て諸侯の詰所を定め、貴戚、大藩は大廊下、大老家は溜間、外樣は大廣間、柳間、譜第は帝鑑間、雁之間、菊之間とし、各〻品等を分つて、祇候せしむ。

三家及び加賀は大廊下、喜連川家及び參議に任ずる藩主は大廊下の下部屋、彦根、會

津、高松は溜間、國主、三家の庶流及び四位以上の外樣は大廣間、其餘の外樣、表高家、寄合、典藥頭は柳之間、越前の庶流、十萬石以上の譜第及び名家(交代寄合の類)は帝鑑間、十萬石以下の譜第及び奧高家は雁之間、三萬石以下及び譜第の庶流は菊之間詰と定む。

諸侯在府の時は、各〻此間別を以て相交はる。此間別は一種の名譽徽章法にして、今の麝香間祗候、金雞間祗候の類よりは、寧ろ宮中の席次にも似たるべきか。

是に至りて幕府の規模、初めて定まる。

七八　留守居の豪遊

江戸の諸藩邸に留守居と言へる役あり、公儀と其藩とに於ける公務の傳達を掌り、兼ねて同列諸藩との交際を行ふ。

公儀より諸藩に達するものは、之れを留守居に達し、諸藩より公儀に伺ふものは、之れを留守居より伺ふ、猶ほ今日各國に駐劄して、自國を代表する大使公使の如し。

諸侯は同列のものとのみ交際を行ふ、溜間は溜間、大廣間は大廣間にて組合を作り、

時々會合して、事務の打合せを爲し、又相互の交誼を温む、これ亦た大使公使の交際の如し。

此留守居は津侯藤堂和泉守高虎の其在國中、公私の便を計らんが爲めに、始めて之れを置きたるもの、事は慶長十八年に在り。

前田、毛利の二侯、亦た之れに倣ひ、終に一般の諸侯に及ぶ。始めは極めて嚴格のものなりしも、同列諸藩の交際、寖く頻繁を加ふるに隨ひ、終に非常なる弊害を釀すに至れり。是等の留守居は事務の打合せと稱して、時々會合を催し、公用の相談終れば、必ず料理屋に於て、宴會を開くを例とす。

留守居間には、新故の區別を立て、事務の取扱方を傳授すると稱して、故參者の新參者を壓迫すること最も甚だしく、一日早ければ、一日の長を誇り、三年早ければ、三年の劫を誇り、其最も故參のものを尊敬して先生と言ふ。先生の威權は、頗る強大なり、宴會の時には、傲然として上席に着し、以下新故に依りて、先後を定む、他は羽織袴を着するにも拘はらず、新參者のみは上下を着して、末席に控ゆ。

宴會の費用は、皆主家の支辨にして、我が懷を痛むることとなし、故に驕奢を極め、豪遊

を事とし、藝者を喚び、幇間を招き、引物の如きは、思ひ切つて、高價の物を用ゆ。料理屋の門前は、駕籠又は供廻にて充滿し、狹き道路は往來もなりがたく、内にては歡聲湧くが如きのところ、外にては混雜言ふばかりなし。

是等留守居の遊ぶ料理屋を留守居茶屋と稱す、其普請の費用は、大抵留守居の連中之れを支出す、現に佃屋と言へる茶屋の兩國より中洲に移りし時の如き、留守居の定連皆之れを支出して、其結構宏壯を極む、爾かも是又主家より取り出せるものたるや論なし。

留守居の宴會には、一品は必ず精進料理を用ゆ、これ主家の精進日に出席するも差支なからしめんが爲めなり、此一事を見ても、如何に其拔目なきかを察するに足るべし。

留守居は斯かる道樂關係を結べるより、自から一致團結して、其位置を鞏うせんことを計る。薩州の留守居に高橋平五左衛門と言へるものあり、其身持放埒なるを以て、役儀を免ぜらる、組合の留守居中、其留任を請へるが故に、心ならずも之れを許すこと再度に及ぶ、爾かも其行狀終に悛まらずして逃走せしが如きの失態あり。

白河侯松平越中守定信の執政たるに及び、諸侯の其經費に窮するを知りて、其弊害を芟除せんと欲し、寛政元年六月、一たび戒諭せしも効なきを以て、九月十八日、重ねて諭告を發して、組合の解散を命ず。是が爲めに市内各所の留守居茶屋は、非常の打擊を被り、其半は廢業するの止むを得ざるに至れり。左れども留守居の面々は驕奢の味忘れがたく、手を換へ、品を變へて、會合を催し、二年三月、三たび諭達し、七年三月、四たび戒告せしも皆行はれず。

水野越前守忠邦の大改革を行ふや、天保九年十一月、職務に忠實なる留守居二十六人を賞し、行跡不良のもの三十九人の職を褫うて、其本國に逐ひ還へす。是が爲めに一時其弊風を一掃せしも、後ち忽ちにして舊態に復し、以て維新の際に至る。

何事も其仲間の一致結合する時は、利よりも寧ろ害多きが如し、啻だ此留守居のみにはあらじ。

七九　隅田川の架橋

往時、隅田川には渡舟のみありて、橋梁とてはあらず。

源頼朝假橋を架せしも、唯一時の用に供せしのみ、太田道灌假橋を架すること二回なりしも、亦た唯其時々の用に供せしに過ぎず、兵を渡し了れば、直に之れを毀つ。其一般交通の便に供せん爲めに、橋梁を架設せしは、萬治三年の事にして、實に今より二百五十八年前に在り。

明暦三年正月、江戸に未曾有の大火あり、下町の諸民、風下を脱れんと欲し、各々荷を擔ぎ、車を挽きて、淺草見付へ押し寄す。

道路既に塞がりて、通行すること能はず、火勢早くも襲ひ來りて、避けんにも避くべからず、火に死し、水に死せしもの少からず、幕府之れを憫みて、

『若し隅田川に橋あらば、此の如きの慘事なかりしならん、今後重ねて大火ありとも、人畜の損せざらんやう、彼處に橋を架せん。』

との議あり、閣老中、若し橋梁を架すれば、要害の爲めに惡しからんと反對するものありて、評議忽ち行き惱む。閣老として令名ありし酒井讃岐守忠勝聞きて笑ひ、

『凡そ天下を治むるものは、人を以て要害となす、人にして苦まば、要害も何の用をか爲すべき、若し川を以て人を防ぐに至らば、江戸は一日も守るべからず、唯々諸

人の迷惑せざるやう掟らるゝこそ、第一の要害なれ。』と言ふ、諸閣老之れを然りとして、幕議愈〻決す。因りて芝山權右衛門、坪内藤左衛門の二人を以て、普請奉行とし、大工助左衛門、傳左衛門の二人を以て、棟梁となし、萬治二年より、工を興し、三年に至りて成る、其長さ九十四間、後ち九十六間となる。初めは單に大橋と言ひ、後ち兩國橋と稱す、武藏と下總との兩國に跨がる橋なればなり。墨水洋々として、波緑に風青く、橋上の眺望得も言はれず。從來中洲三俣を本場とせし遊船も、花火も是れより皆兩國に移りて、兩國川開きの煙火は、永く江戸名物の一となるに至る。

（附言）新大橋は元祿六年十二月、永代橋は元祿九年、吾妻橋は安永三年十月を以て成り、廐橋は明治年間に架せらる、皆兩國橋より後に在り。

八〇　本所の發達

本所は初め本城と言ひ、本庄とも書す、本と下總の一部にして、旣に武藏に屬せず、隨

つて江戶にも入らず、特に隅田川の長流を隔てゝ、交通不便なりしが故に、土地亦た甚だ開けざりしなり。

明暦三年の大火後、其燒死者を葬らん爲めに、回向院を建てしを始めとし、漸次諸侯の別邸を賜はりしも、交通不便の故を以て、之れに本邸を賜ふが如きことなかりき。其之れあるは、實に兩國橋の架設以後に在り。

幕府は兩國橋の成りたる萬治三年の三月二十五日、德山五兵衞重政を以て、本所取立奉行となし、低地を埋立て、市街を區劃し、道踏を開通し、橋梁を架設せしめ、寬文十年に至りて、始めて成る。是に於て諸侯幷に麾下の士に、邸地を賜ひ、町家をも置きて、江戶に編入せらる、深川亦た然り。然るに其後十三年、天和二年に至りて、何故か本所の邸地を召上げられ、更に大塚及び青山邊に於て、其代地を賜ふ、一旦建築せし士民の邸宅は、早くも取り拂はれて、多くは元の田園となり、復た野牛牟々の聲を聞く。其後又七年、元祿元年の春に至りて、再び士民の邸宅を許さる、爾來戶口日を逐うて繁殖し、終に市街らしき面目を具備し來る。

彼の赤穗義士四十有七人、吉良上野介義央を本所松坂町の邸に襲うて、不倶戴天の

主仇を報じたるは、是れより十五年の後に在り、實に本所開闢以來の大椿事と謂ふべし。當時、吉良邸の附近には、蕎麥屋あり、酒屋ありしは勿論、踊の師匠さへありしと言へば、凡百の諸店、悉く備はりて、別に不自由なかりしを察すべく、僅々十年十五年の間に、著るしく發展せしを知るべし。

交通機關の具備すると否とは、土地の盛衰隆替に關するの至大なること、本所方面の發展、一に兩國橋の架設に基づくを見て、之を證するに餘りあり。

八一　架橋の影響

兩國橋の架橋は、本所方面の發展を來せしと雖も、亦た一方には多少の害を生ぜざるにあらず。兩國橋の架設に次いで、元祿六年には、百間の新大橋を架せられ、同く九年には、更に百十間の永代橋を架せらる、新大橋とは、兩國橋を大橋と言ひしに對しての名なるべし。此三大橋の成りてより、本所深川方面に於ける、交通は更に一層の便を加へたるや、言ふまでもあらず。

時の閣老阿部豐後守正武、一日、河村瑞賢に向ひて、

『扨て〳〵有りがたき御仁政にあらずや、萬民通路の爲めに、公儀の御失費多きにも拘はらず、新たに大橋二ヶ所まで架けられしこと、大慶至極なり、併し大水の時分などに損害はあるまじきや。』

と問ふ、正武の意は、橋梁に損害を來さんことを虞れしなるべし、瑞賢これに對して、

『左ればに候、大水の時は、川上の田地四萬石ばかりは、極めて損害を蒙り候はん。』

と答ふ、果せるかな、寶永元年八月四日、利根川筋に洪水あり、猿ヶ股の堤防溢れて、葛西より千住に掛け、四萬石餘の損害を受けたりと云ふ、瑞賢の先見、眞に神の如し。想ふに此水害は、一に架橋の結果なりとは速斷し得ざるも、亦た其一因を爲せることとは、決して疑ふべからず。曾て越後信濃川の左岸に護岸沈床工事を施せしに、其影響は反對の方面に及びて、右岸の堤防を侵蝕するに至りし事實あり。二三の橋梁を架設せし結果、其橋柱の爲めに自から流勢を支へられ、終に上流の破堤を來すに至れるものなるべし。

水利變動の影響は、至微の如くにして、實に至大なり、若し當初に忽諸すれば、必ず他日に大患を貽さん、築堤の如き、埋立の如き、最も精細の注意を要する所以、全く此に

在り。

八二　伊皿子の由來

芝に伊皿子と言へる地あり、高輪如來寺の大佛の近傍に在れば、おさらぎの轉訛ならんと言ふものあり、これ唯牽強附會の説のみ。伊皿子とは歸化の明人なり、八官の居りし處を、八官町と名づけ、ヤンヨウスの居りし處を八代洲河岸と名づけしが如く此地は伊皿子の居りし處なるより、邦訓を以ていさらごと呼び做せしなり。伊皿子は江戸に住して何をなせしものなるやを知らずと雖も、幕府は切支丹の邪法を嚴禁する爲め、異國人を以て目明かしとなしたることあれば、伊皿子も亦た是等の事に使用せられしものならん。伊皿子死して日蓮宗長應寺に葬むる、其墳墓は長崎の唐寺に在るものと同型にして、これに

清長院妙圓靈　　寛文十戊十二月十二日

と刻す、乃ち其死去の今より二百四十八年前に在るを知るべし。

長應寺は元と伊皿子町に在り、先年、荏原郡大崎に徙ると與に、諸墳墓も亦た盡く其

地に移す、獨り此伊皿子の墓のみは、無緣なればにや、其儘元の地に捨て置く、即ち高輪臺町七番地の傍に在り。高輪東宮御所の前に、正源寺と言へる小刹あり、其左手の坂をトロ〳〵と降りて、半町ばかりも進めば、左方の丘上に一墓あり、これを伊皿子の墓とす。

萬里異邦の鬼となりて、子孫の之れを弔ふものなく、其長應寺に在りし頃より絶えて香華をも供へられず、閼伽をも手向けられず、其狀哀れにも、又物淋しかりき。況して今は荒草に掩はれ、寒烟に鎖されて、春禽秋蛩の外復た一顧するものだもあらず。同じ歸化人にても、ウヰリアム、アダムス即ち三浦安針の塚は、今に相州橫須賀に在りて、時に遊覽人の來り弔ふものあるに比すれば、其幸不幸將た如何にぞや。

八三　江戸の男立

（一）

世に任俠の徒あり、義を重んじ、生を輕んじ、强を挫き、弱を助けて、水火をも辭せず、鼎鑊をも恐れざるもの、俗に之れを男立と曰ふ。

京阪地方に於ては、足利氏の末年既に氣を負ひ、勇を恃める無賴の徒、三人五人、伍を爲し、伴を作りて、市中を橫行し、行人に對して、爭ひを挑み、鬪ひを求めしことあり。此風江戸の發展と與に早くも東漸し來りて、市民を凌虐す、彼の大鳥居逸平、大風嵐之助、大橋摺之助、風吹塵右衞門、天狗魔右衞門の如き、即ち是れなり。是等の徒は、大膽不敵にして、天下の法令をも怖れず、或は荊組と稱し、或は皮袴組と號し、各〻惡徒を集めて、黨類を結び、血を啜つて、義を誓ひ、苟くも其黨類にして難に遭ひ、災を被むるものある時は、君父に抗しても、之れを救ひ、身命を抛つても、之れを助けんことを約す。少年血氣の徒之れを快として、其黨中に投ずるもの數百人、黨を分ち、類を催して、都下を濶歩し、良民を害し、巷里を閙がすこと、日として之れなきはなし。

幕府之れを憂ひ、慶長十七年中、斷然嚴令を下して禁遏し、且つ命じて惡徒を捕ふ。大番頭芝山權右衞門正次の家僕、亦た其黨中に加はる、正次之れを知りて、誅戮を加ふ。他の家僕中にも亦た黨中に加はるものあり、其黨類に告げて、復讐を謀り、六月二十八日、多勢競ひ集まり、正次を討つて、其儘逃げ散す。幕府大に怒り、正次の家僕

を捕へて、之れを鞫問し、其黨與若干、四方に散在せるの實を得、乃ち市中に新關を設けて、其黨類を嚴査し、終に七十餘人を逮捕して、之れを誅す、其法網を逸して、逃去せしもの尚ほ六十八人あり。幕臣穗坂長四郎なるもの、亦た其黨の惡少年數十人を養ふとの聞えあり、幕府乃ち長四郎の采邑を收めて、番頭に預く。久しく市中を横行せし惡徒、一時爲めに其跡を絕つ。

然れども是等の黨は、多く無賴の徒のみ、其江戸の名物たる男立は、實に旗本奴の跋扈に憤慨して起れる町奴に在り、今聊か其事實を記さん。

（二）

麾下八萬騎、夙に勇武を以て、天下に誇る。元和以來、世は偃武の代となり、人は泰平の民となりて、拔山倒海の勇も用ふるに所なく、屠龍搏虎の技も施すに由なく、髀上の肉自から生じて、匣裏の劍唯空しく鳴る。

是に於てか戰國殺伐の氣風、何時しか變じて狹斜風流の行跡となり、彼の王維の少年行

新豊美酒斗十千。咸陽遊俠多少年。相逢意氣爲君飮。繫馬高樓垂柳邊。の句を其儘實現し來る、爾來麾下少年子弟の豪奢遊俠を事とするの氣風、年と與に其度を加へ來り、正保、慶安の頃に至りては、最も其極點に達し、年少氣鋭の徒、各〻集團を結びて、或は白柄組と稱し、或は六法組と名づけ、又或は天下大小の神祇組と號す、一團の人數、數十人より、數百人の多きに上る。

白柄組は冬も紺縮緬の大綿入一つに、白の帯を三重に廻はし、袖口の白きを太く括りて、丈は三里より少し下がる位に止め、裾には鉛三匁づゝを縫け込みて、歩く度毎に跳ね返へるやうにし、長き大小を帶して、柄糸も、下緒も、皆白きを用ふ、髪は一握の長さに切つて、萬一の時、髻を取られぬ用心とす。

六法組は所勞と稱して引籠れる間に、月代を長く伸ばし、長刀を閂差しに差して、小唄を謡ひつゝ、丹前風呂に遊ぶ、これを丹前風とも曰ひ、六法風とも曰ふ。三浦小次郎義也其牛耳を執りしが故に、一に義也組とも稱ふ。

（附言）神田佐柄木町雉子町の續きに、堀丹後守の本邸あり、其門前を丹後殿前町と稱し、又略して丹前と言ふ、此邊風呂屋多く、美麗なる湯女あり、勝山の如き其一人なり、此處に遊ぶ若殿原の樣を丹前風と稱す。

何れも氣節を尙び、然諾を重んじ、苟くも他人の賴めることは、身を燒き、骨を碎くをも意とせず、又卑屈を忌み、柔弱を卑んで、假令ひ貴人に對するも、諛を呈し、諂を献ずることを好まず、固く無理と無心と巧言とを戒む。若し其仲間に入らんと欲するもの、傳手を求めて、金銀を出だせば、直に之れを許す、父母兄弟怒つて勘當する時は、直に仲間に引取りて之れを養ふ。世に之れを稱して旗本奴と曰ふ、其首魁たるものは、多くは麾下の士の氣骨あり、膂力あるもの、之れに當る、明曆、寬文の頃最も有名なりしものを、水野十郞左衞門なりとす。

（三）

十郞左衞門名は成之、備後福山城主水野日向守勝成の孫なり。水野家は家康の生母傳通院の生家にして、勝成は實に家康の從弟なり、加ふるに猛勇にして、幾多の戰功あり、威望夙に諸侯の間に高し。勝成の三男成貞、出雲守と稱す、別に家を立てゝ幕府に仕へ、五千石を領す、阿波國主蜂須賀阿波守至鎭の女を娶りて、十郞左衞門を生む。

十郎左衞門磊落不羈にして、禮節に拘はらず、活潑の行動、流れて放縱となり、疎暴となり、意氣投合せる年少氣鋭の徒を集めて、白柄組と言ふを設け、推されて其巨魁となる、自から賴光に擬して、四人の家老を綱、金時、貞光、季武と呼び、用人筆頭を保昌獨武者と名づく、麾下の士加々爪甲斐守(一萬石)坂部三十郎(五千石)等と友とし善く、稱して公方尻持男伊達と言ふ。

是より先き麾下の士にして俠名あるもの、彼の近藤登之助の如き、安藤治右衞門の如き、或は大手門を守りて、春日局の通行を拒み、或は河合又五郎を扶けて、池田宰相忠雄の要求を斥けしが如き、稜々たる俠骨、自から千古に傳ふるに足るものなきにあらず。

十郎左衞門等の行動は之れに異なり、豪放の極却て滑稽に失するもの往々にしてあり。或時は盛夏三伏の候、寒中と稱して、仲間を招き、障子を鎖ざし、屛風を繞らし、大火鉢に活火を盛りて、煮えかへる饂飩の類を供し、主も客も、小袖三四枚を襲ねて互に

『今日は實に寒うござる。』

など挨拶しつゝ、且つ飲み、且つ食ひ、熱汗淋漓、滿身を沽ほすを意とせず。

又或時は朔風凜冽の候、暑中と稱して、仲間を會し、一面に戸障子を開きて、庭前には水を打ち、主客倶に帷子を着して、扇をつかひ、水を喫し、馳走としては冷麥、素麵の類を供し、齒牙の戞々として鳴るを嚙み締む。尙ほ料理の献立には、土鼠の汁、蟇の鱠、鼠の濃漿、蛇の蒲燒、蚯蚓の鹽辛、蜈蚣の吸物の類を用ひ、各々珍味々々と稱して舌を皷す。

是等は狂態とは言へ、無法とは言へ、別に害を世人に及ぼすものにはあらず、唯其人を人とも思はず、法を法とも思はざるの極、終に不法亂暴の行爲となりて、家をも亡ぼし、身をも喪ふに至れるぞ是非もなき。

（四）

風流一轉すれば、遊蕩となり、放逸となり、任俠一變すれば、猪勇となり、狼藉となる。旗本奴の徒、常に夜に乘じて、市中を横行濶歩し、柳巷に出入し、酒食に沈湎し、醉へば則ち大道に倒れて、鼾々として眠る。

當時天下の夜廻辻番改めと言ふものあり、御書院組、御小性組のもの、之れを勤む、白張提灯に棒二本を持たせて廻るが故に、綽號して棒振衆と言ふ。棒振衆は多く小祿の輩なり、夜中巡廻し來りて、其往來に醉倒せるを認め、

『往還に寢て居るは何者ぞ』

と誰何すれば、彼等意氣傲然として、

『我等を知らぬか、棒ふりを食ふ金魚なるぞ』

と一喝す、若し強く咎むる時は、忽ち喧嘩を仕掛けて斬殺す、人々是れより、

『兎角馬鹿者には構はぬが勝なり。』

と唱へ、若し途中にて逢へば、道を避けて過ぐ、實にも無法者と肥桶とには、突き當るが損なり。

夜更けて通るは何者ぞ、加々爪甲斐か泥棒か、扨は坂部の三十か。

とは實は其頭の落首にして、市民皆之れを傳唱す。

特に神祇組の如きは、或は山手組と稱し、或は淺草組、芝組と稱し、三人五人手を携へて、市中を徘徊し、少しく其意に忤ひ、其怒に觸るゝものあれば、忽ち一刀兩斷して、快

哉を叫ぶ、人を視ること土芥の如し。
江戸の市民は、濶達なり、義俠なり、此旗本奴の跋扈跳梁するを見て、默視すること能はず、憤然蹶起して、其橫暴を挫かんとせしもの、これを町奴なりとす。町奴の互魁たるものを塚本長兵衞となす、性質剛勇にして、義氣あり、俠骨あり、若し紛擾葛藤あれば、自から其間に奔走して、之れを調停す、名聲忽ち都下に顯はれ、其曾て神田山幡隨意院に寄寓せしことあるを以て、呼んで幡隨院長兵衞と曰ふ。

（附言）長兵衞は幡隨意院向導の實弟なりとの說あれども、長兵衞は元和元年の生れにして、向導は此年正月七十四歲を以て歿せしものなれば、其年齡に非常の懸隔あり、故に之れを採らず。

長兵衞の風を聞き、義を慕うて、來り屬するもの甚だ多く、就中、唐犬權兵衞、放駒四郞兵衞、勘三ぶ彌平、薩摩源五兵衞冥途小八、大佛三ぶ、小佛小平、神田彌吉、佐野次郞左衞門等最も著はる。
是等の徒、各〻男を磨き、義を尙び、專ら弱を扶けて、强を拉かんとす『弱きものには下より出よ、强きものには前より當れよ。』とは實に彼等の奉ずる信條にして、其當面の敵は旗本奴なり。

既に旗本奴あり、町奴ありて、隱然相反目す、其衝突終に起らざる能はず。

（五）

一日、十郎左衞門其家臣金時等を携へて、劇を觀る。會〻町奴雷十五郎と言へるものあり、棧敷の事より半疊賣の桑原八十郎と爭ひ、矢庭に鐵拳を揮うて、ボカ〳〵と其頭を撲つ。場中素破や喧嘩ぞと驚き騷ぐに、事あれがしと見てありし十郎左衞門、突つ起ち上りて、大音を張り上げ、

『皆のもの靜まれ〳〵、水野十郎左衞門これに在り。』

と呼はれば、場中其威に怖れて、忽ちハタと靜まる、旋毛曲りの十五郎劫を煮やして尙ほも打擲すれば、十郎左衞門赫と怒りて、

『無禮なり、あれ撲てや。』

と罵る、金時聲に應じて走り行き、十五郎を捉へて、丁々と打ち懲らす折りしも、

『何れも樣、御免なされ。』

と會釋しつゝ、突と衆中より躍り出づるものあり、身には黑茶木綿の布子に、同じ色

の蝙蝠羽織を着し、左巻の三尺手拭を以て、グイと頰冠をなし、ヂロリと十郎左衛門の方を見遣りて、

『己等何とて場所を鬧がすぞ、我れは幡隨院長兵衛なり。』

と言ひさま、猿臂を伸ばして、ムヅと金時を引つ摑み、手もなく押し据ゑて、ドッカと其上に腰を卸す。上には上あり、金時敵はず、這々の體にて逃げ歸る。長兵衛の乾兒、ズラリと其周圍を固めて、イザ來よとばかりに構ゆれば、十郎左衛門迂濶に手出しもならず、此騷ぎに閉場せしを幸ひ、其儘悄々と立ち還る、

此事早くも府内に響き渡り、知ると知らざるとに論なく、皆長兵衛の膽勇を稱せざるはなし。十郎左衛門聞きて遺恨骨髓に徹し、其徒と謀りて、讐を報ぜんと欲し、用人保昌庄左衛門を遣はして、慇懃に長兵衛を招く。長兵衛膽斗の如し、早くも其復讐の爲めなるを知れども、敢て意とせず、日時を期して行かんことを諾す。

時は慶安三年四月十三日、長兵衛約を履んで、唯一人牛込門内なる十郎左衛門の邸に到る。十郎左衛門直に延見して、陽に長兵衛の勇力を稱讃し、

『以來互に懇親を結ばん。』

と告げ、盛饌を供して欵待し、四天王亦た侍坐して、頻りに大杯を屬す。長兵衞一死且つ辭せず、況や斗酒をや、滿飲數次、終に大醉して、辭去せんとす。綱、保昌等尙ほ之れを留めて、左右より頻りに侑む。貞光機を見て起ち、銚子を執つて、ハッシと眉間を擊つ。狙ひ外れて中らず、熱燗迸つて、長兵衞の兩眼に入る。長兵衞素破やと、矢庭に一刀を執つて、起ち上がる。十郎左衞門透さず、一擊其面を傷つけ、保昌、季武亦た左右より進んで之れを刺す。

長兵衞勇なりと雖も、其不意を擊たれて、終に斃る、時に年三十六。

十郎左衞門乃ち其遺骸を莚に包んで、之れを川に投ず。

長兵衞の乾兒唐犬權兵衞放駒四郎兵衞等長兵衞の歸らざるを見て、大に憂ひ、手を分ちて、百方搜索を行ひ、三日目に至りて、其死骸を江戸川隆慶橋の下流に發見す。下手人の何人なるやは知るを得ずと雖も、前日の事より推すも、地理の上より考ふるも、十郎左衞門の所爲なること、殆ど疑ふべからず。權兵衞、四郎兵衞等相謀りて其遺骸を淺草の源空寺に葬り、權兵衞の下谷金杉の宅に會して、大に復讐せんことを計り、密に敵人の動靜を窺ふ。左れども十郎左衞門の警戒嚴重にして、機を得さ

ること年あり。

（六）

十郎左衛門は長兵衛を誘殺して、十斛の溜飲、一時に下るの感あり、爾來其徒の復讐を恐れて、之れに備へしも、年を經て漸く警戒を弛ぶ。

一日、十郎左衛門其部下鳥屋權之亟、高木九郎八、松平紋三郎及び四天王等と與に、小石川より舟に乘じて、吉原に到り、江戸町一丁目の大菱屋に登りて、豪遊すること三日。權兵衛の乾兒、早くも之れを知りて、歸り報ずれば權兵衛等大に悦びて、

『左らば土手に待ち受けて、其歸途を撃たん。』

と勇み立ち、其翌日昧爽、權兵衛以下十八人、土手下に到りて待ち設く。

それとも知らぬ十郎左衛門、一同と與に大菱屋を立ち出で、頓て土手に差し懸かれば、旭日曈々として出づ。

『素破や敵ぞ。』

權兵衛眞先に躍り出でゝ、十郎左衛門に當れば、放駒四郎兵衛は權之亟に、薩摩源五

兵衛は九郎八に、冥途小八は紋三郎に、大佛三ぶ、小佛小八、勘三ぶ彌平、神田彌吉は四天王に當り、他の十八は、幇間、草履取等を引つ捉へて、踏みにじる、權兵衛大音を揚げて、

『やをれ十郎左衛門、能くも親分幡隨院長兵衛を欺討ちに致せしよな、イザ尋常に勝負せよや。』

と呼はりつゝ、腰なる一刀サッと拔き放つて、切つて懸かる、十郎左衛門亦た大刀を引き拔きて、接戰すること數十合。權兵衛の鋭鋒當るべからず、十郎左衛門馬に鞭うつて遁がれ去れ、權之丞等亦た遁がる、其部下の死傷するもの三人。

此事忽ち府内の大評判となれば、幕府も今は捨て置きがたく、三月二十六日、十郎左衛門を評定所に召し、渡邊大隅守、安藤一郎兵衛を以て、

『其方儀頭年所勞と稱して、籠居致しながら、町等へ罷出でゝ、不作法相働き候由、上聽に達し、曲事に思召さる、依之松平阿波守へ御預の旨仰付けらる。』

と申渡し、其母の生家蜂須賀阿波守綱通の邸に預けらる。然るに十郎左衛門の被髮白衣の姿にて、評定所に出頭せしこと、上聞に達し、其翌二十七日、更に切腹を仰付

けらる、因りて其遺骸を三田功運寺に葬むる、時に寛文四年なり。
尋で其徒の處分せらるゝもの五十七人、麾下の男立と稱せらるゝもの、爲めに跡を絶つ。

（七）

旗本奴に代りて、町奴の跋扈すること、十餘年。將軍綱吉此徒を一掃せんと欲し、天和二年、御持組頭中山勘解由を以て、盗賊改奉行となす。
勘解由は法を執ること嚴厲にして、夙に鬼勘解由の稱あり、即日、先づ本郷御茶の水に到りて、大佛三ぶを捕へ、之れを目明しとして、直に下谷金杉の唐犬權兵衛方に踏ん込む。 時に權兵衛他行して家に在らず、因りて人質として權兵衛の母及び妻子等四人を捕へて歸る。 上野廣小路に引き上げ來りし頃ひ、彼方より歩み來るものあり、大佛三ぶ早くも見て、
『あれこそ放駒四郎兵衛にて候へ。』
と告ぐ、捕手の面々、徐々と進んで四郎兵衛に近づき、二人の同心、不意に左右より躍

り掛りて、

『捕つた。』

と叫ぶを、大力の四郎兵衛、何をと言ひさま、ドッと突き飛ばすこと五六間ばかり。他の同心六七人、バラ〳〵と四方より取り圍むを、四郎兵衞事ともせず、又も双の手にて二人づゝを攫んで、投げ倒す。

其間に十二人の同心、折り重なりて、手取り、足取り、漸くに取つて押へて、縄を掛く。勘解由倚ほ手を分つて薩摩源五兵衛、佐野次郎左衛門、冥途小八、眞虫治兵衞等を捕ふること總て三十七人。源五兵衞等何れも之れに抵抗し、爲めに與力同心の死傷するもの少からず、江戸の市中、こゝ數日の間、修羅の巷を現はす。其餘は皆四方に遁走して、往く所を知らず。

此日、權兵衛箕輪に在る伯母の病氣を見舞ひて、我家に歸り來れば、町内の人々、大勢寄り集まりて、ガヤ〳〵と騒ぎ立つ、權兵衛大に怪み、隣人七兵衛に就て、故を問へば、『今朝、中山勘解由殿の御捕方此れへ參られ、お袋始め妻子、小者まで召捕られたれば、此通り町内の人々寄り合ひ居るなり。』

と答ふ、權兵衞聞きて、
『我等の運命も、是れまでなり、母を始め妻子を召捕られて、何の面目かあらん、是れより直ぐに中山殿に參るべし。』
と言ひ捨てゝ出で行く町內の人々、皆其後影を目送しつゝ、
『權兵衞は中々逃げ去るべきものにあらず、捨て置くとも、氣遣ふことあるべからず。』
と語り合ひて、更に附添ひ行くものもあらず、權兵衞路を急ぎて、神田小川町なる中山勘解由の玄關に到り、
『我等は唐犬權兵衞と申すもの、今朝、御詮議の筋ありとて、捕手の衆を遣はされ候處、折節不在にて、母並に妻子共を召捕られ候由承り、是れまで參上仕つりて候、老年の母何の善惡をも辨へず、特に我等の爲めに女童の身を苦め候こと、近頃心外の至に候、我等は御詮議の上、如何やうの御仕置仰付けられ候とも苦しからず、四人の者共は、御慈悲を以て速に御赦免の程願ひ奉る。』
と申立つ、其由直に勘解由に申通ずれば、勘解由、

『扨て〱名代の男ほどありて、神妙のものかな、願ひの通り、四人の者共を赦し遣はし、權兵衞にも逢はせて、暇乞を致させよ。』
と命ず、嚴厲の人にも、此慈悲の心あり、早速四人を引き出だして、權兵衞に對面せしむれば、權兵衞一通り別辭を告げ、
『此上長物語をなさんこと、上へも恐れあり、人にも未練なりと思はれん、母人にも御歸りあれ、何れも疾く〱罷り歸れ。』
と告ぐ、これを今生の別れと思へば、四人の悲嘆言ふばかりもなく、涙ながらに悄々と立ち歸る。頓て權兵衞に繩を打つて、白洲に引き据ゆれば、勘解由立ち出でゝ、
『其方、早速罷り出づること、神妙なり、願ひの通り四人のものは、赦免致したるぞ、其れに就て尋ねたき事あり、其方男立する器量を以て、異名もあるべきに、何故畜生の名を取つて、唐犬とは名づけたるぞ。』
と問へば、權兵衞昂然として、
『唐犬の異名、御不審を蒙り、詳かに申上げ候はん、就ては先づ我等より御尋ね申上げたきことこそ候へ、當公方樣御事、館林樣に御座遊ばされ候節、右馬頭樣と申し

て、畜生の御名を御付け遊ばされしは、如何なる御儀に候や、先づ此儀を承りて、唐犬の異名をも申上候はん。』

と答ふ、流石の勘解由も苦笑して止み、命じて權兵衛を獄に下す。

（八）

斯くて唐犬權兵衛以下三十七人を訊問するに、何れも名を賣り、義を好める面々潔よく首服して、罪を遁れんとするものもあらず。一同小傳馬町の牢屋敷に繫がること若干日、頓て罪科全く定まりて、斬罪に行ふに決す。

處刑の日は、市人の出でゝ觀るもの堵の如し、死を視ること飴の如きの徒、市中を引廻はされつゝ、聲を揃へて、

『中山勘解由が祭ぢや、ぢん〳〵かゝゝ。』

と大音に謠ひつゝ、鈴ヶ森に送られて斬罪に處せられ、ズラリと其首を刑場に梟けらる。此三十七人中、唐犬權兵衛は江戸のチャキ〳〵なり、其妻は吉原江戸町上總屋の玉桂とて、嬌名一時に高かりしもの、權兵衛深く馴染を重ね、終に落籍して、宿の

妻となす。

權兵衛曾て芝に赴き、大導寺權內の門前を過ぐ。權內二疋の唐犬を畜ふ、其家臣これを嗾かくれば、兩犬高く吠えて、左右より飛び掛かる。權兵衛躍り上がりて、兩犬の鼻つらを攫み、曳とばかりに投げ飛ばすこと七八間。兩犬尙ほ屈せず、又も飛び掛かるを、足を揚げて蹴倒し、其儘踏み殺して、悠々と行き過ぐ。市民これを聞きて感稱し、是れより呼んで唐犬權兵衛と曰ふ。

權兵衛額を大きく拔き上ぐ、人々これを眞似て、唐犬びたひと稱す、當時帶刀を許さるゝものは、武士の外、浪人、鄕士の類に止まり、町人は唯御用達にのみ之れを許さる。然るに男立の風、大に流行せしより、町人にして其仲間に入るものは、皆一刀を帶して、熊谷笠を被り、紗、綾、縮緬の衣服を着す、帶刀の制爲めに漸く亂る。是に至りて堅く町人の帶刀を禁じ、其結果御用達の商人と雖も亦た帶刀し得ざるに至れり。一時江戶の市中を風靡せし旗本奴、町奴の風、是に於てか殆ど掃蕩せられ畢んぬ。

（附言）幡隨院長兵衛の殺されしは、慶安三年にして、水野十郎左衛門の死を賜へるは寬文四年なれば、其間十五年を隔つ、唐犬權兵衛等の處刑されしは、天和二年なりと言へば、又十九年を隔つ、此三者聯絡あるが如く、無きが如し、年月

江戸の男立

の違へるにあらずば、必ず事實に誤りあるべし。

八四　町人の豪奢

昇平日久しくして、風俗自から奢侈に流るゝは、勢の防ぐべからざる所。家康儉素を自から奉じて、諸臣の驕奢を戒め、秀忠亦た小心翼々、唯父業を失墜せざらんことを是れ力め、下に賢相土井大炊頭利勝、酒井雅樂頭忠世の如きありて、專ら華美を戒む、故に其風俗尚ほ簡樸欽すべきものあり。

家光の時に及んでは、江戸の繁昌と與に、物貨の供給自在となり、加ふるに人心漸く泰平に狃れて、遊惰に流れ、華奢に傾き、家綱、綱吉の時に至りては、更に愈々甚だし。當時最も奢侈を極めたるは、諸侯にあらず、士人にあらずして、寧ろ町家の輩にあり。町家の中にも御用達の輩は、何れも帶刀を許されて、羽振を利かすより、虛榮に憧がるゝの輩は、聖護院宮峯入の御供を爲し、或は官家堂上の扶持を請うて、其家人と、號し、槍を立て、馬を曳かせて、意氣揚々たるものあり。其然らざるものは、美衣を着し、美食を求めて、豪奢自から衒ふ、就中、此風、古も今に變らぬ婦人に多し。此虛榮心の

權化とも言ふべきものを、石川六兵衞の妻となす。

六兵衞は照降町、即ち小船町三丁目の角屋敷に住して、家に鉅萬の財産を貯ふ、其妻最も華美を喜び、常に紗、綾、縮緬、綸子の類を着し、晴れの場所に出づるには、金入りの純子、綸子を用ふるに至る。

京都に難波屋十左衞門と曰ふものあり、其妻亦た奢侈を好む、六兵衞の妻、之れを聞き、

『左らば衣裳較べをなさん。』

と遙る〴〵京都に上る、それと聞ける十左衞門の妻、

『何條失敗を取るべきや。』

と早速緋繻子に洛中の圖を繡はせ、これを着て出で歩るく。

六兵衞の妻、頓て京都に着するや、黑羽二重に南天の立木を染めたる小袖を着て、東山のあたりを徜徉す、人々これを見て、

『較ぶるまでもなく、京都の方こそ優れけれ。』

と許せしに、能く〳〵見れば、何ぞ圖らん、南天の實は、皆是れ珊瑚の珠を打碎きて、ヒ

シと縫ひ付けたるものならんとは、『斯くては爭かで敵ふべき。』京都の人々、亦た皆江戸を勝利とすれば、六兵衞の妻、それ見たかとばかり、鼻高々と江戸に歸り來る。

會々天和元年五月八日、將軍綱吉上野寛永寺に詣づ。嚮きに京都の衣裳くらべに勝ちたる六兵衞の妻、

『這度は公方の御感に預かりて、世上に隱れなき名を取らん。』と思ひ、下谷廣小路なる仕立屋の店を借り受け、席には赤毛氈を敷き、後には金屏風を立て、其身は華麗の衣裳を着けて、中央に坐し、左右には花の如くに裝へる三人の侍女と、二人の女中とを隨へて、御成遲しと待ち設く。

頓て人止めとなると齊しく、キリ〳〵と黄金の垂簾を捲き上げ、其携へ來れる名木を、香爐の中に燻ず。將軍の前驅、下谷の大名小路に入るや、得も言へぬ異香、郁々として鼻を撲つ、輿中の綱吉、

『ハテ誰がたしなみにや。』

と訝かりつゝ、進んで廣小路に到り、不圖但ある家を見れば、二人の侍女、金扇を把つて、奢かに伽羅の烟を煽ぐ、其狀畫の如し、忽ち

『あれ何者ぞ、尋ね見よ。』

との上意あり、其れより其れと申し傳へて、御徒小頭其氏名を尋ぬれば、

『これは照降町の町人石川六兵衛が妻にて候。』

と答ふ、翌日に至りて、此旨を言上すれば、綱吉

『彼の者、淺草に宏大なる家屋庭園を造りて、常に下屋敷と稱ふる由、町人の身として、下屋敷など申すこと僭越なり、屹と吟味仕つれ。』

と命ず、即日、町奉行の手に於て、六兵衛夫婦を捕へ、傳馬町の牢獄に投じて、吟味を行ひ、此月二十四日、家宅、財産沒收の上、江戸十里四方御構を命ぜらる。六兵衛相州鎌倉に於て、六七百石の田地を有す、因りて鎌倉に移り、建長寺の西に住して身を終る。

其頃大傳馬町に丸屋と言へる富家あり、世に「沖に見ゆるは丸屋の船か丸にやの字の帆が見ゆる」と謠はれたるもの、其妻亦た將軍の店前通行の時、伽羅を薰ぜしを以て、家財闕所の上、遠流に處せらる。

是れより市民の驕奢を喜びしもの、皆悚然として畏懼し、或は開門を毀ち、或は庭園を廢して、質素を旨とするに至る。左れども後年將軍自から遊惰淫逸に流れて、終に元祿華奢の弊風を釀成せしこそ是非もなけれ。

八五　元祿の奢侈

（一）

將軍綱吉の一時奢侈を禁じたるは、蓋し大老堀田筑前守正俊の力なり。正俊は嚴格の士、屢〻大奧の衣服華美に流るゝを戒む、綱吉の生母桂昌院聞きて、『女子として美き衣を着られずば、館林に在るが優しなり。』と恚む、綱吉は館林より入つて軍職を襲ぎしが故に、此語あり。女子は美衣を以て生命とするもの、桂昌院の其生める綱吉の出世を喜べる半面には、又其身の更に美衣を纏ひ得るを喜べるならん。大奧に此嬌婦あり、嚴格なる正俊を以てするも、容易に其奢侈を制する能はざるや論なし、況や正俊の歿後、佞倖の徒、頻に將軍母子の

意を迎ふるに汲々たるに於てをや、奢侈の風、先づ殿中より起れるもの亦た宜なり。貞享の初めより、繻子鬢と言ふもの流行し始む、月代を細く、鬢を厚くし、伽羅油、美清香を以て、奇麗に撫で付け、一筋の毛をも立たしめず、其狀宛ら黑繻子の如し、故に此名あり。 若年の男子、繻子鬢に作れば、其風采更に一入引立つ、綱吉乃ち眉目清秀の少年を選びて、小性となし、中奥桐之間詰となす。

輿丁六右衞門なるものは、容貌美麗なるを以て、御湯殿頭となして、百俵を給し、御臺所魚切勝屋庄左衞門なるもの、亦た風姿清秀なるを以て、桐之間詰となせしが如きは、最も奇拔なるものゝ一なり。 箕子は象箸を見て殷の亡ぶるを知る、一事が萬事なればなり。 綱吉既に顏の美を悅び、髮の美なるを悅ぶ、何ぞ衣裳の美、刀劍器具の美なるを悅ばさらん、奢侈の風、是れより起らんこと、箕子を待つて後ち知らざるなり、況してや小川松榮の如き、喜多七太夫の如き、多くの能役者を取り立てゝ、桐之間番となしたるをや。 武士の素養もなき是等藝人の輩、脂粉を着け、美衣を纏うて、シヤナリ〳〵と殿中を翺翔す、其柔弱淫靡の風忽ちにして一般士人に感染すること、置郵して命を傳ふるよりも速かなり。 加ふるに綱吉の能樂を好める結果、諸侯及

び麾下の子弟の美貌なるものを集めて、猿樂及び元祿踊なるものを演ぜしめしが上に、堅く殺生を禁ぜしを以て、弓銃の術は全く無用となり、諸士皆乘馬を廢して、轎輿を用ひ、武藝を捨てゝ、遊技に耽り、參河以來の勇武質實の氣風、全然破壞せらる。霸圖衰亡の氣運、實に此時に兆す。

（二）

綱吉既に奢侈を好みて、國用貲られず、府庫漸く缺乏して、家康の製せし黃金の大法馬、亦た殆ど盡く。　時の權臣柳澤出羽守吉保、之れを救はんと欲し、金銀を改鑄して始めて惡幣を造る。

公邊頻に原價の通用を迫ると雖も、民間の信用は三分の一に過ぎず、為めに物價日日に騰貴して、殆ど底止する所を知らず、麾下の士の俸米を鬻ぐもの、米價騰貴の結果、其歲入遽かに增加して、暴富となり、左なきだに奢侈に流れたるもの、是れより更に一層の驕奢を事とするに至れり。　從來麾下の士の番町、四谷等の宅地は、大抵生籬の中に茅舍を建てしに過ぎず、今や乃ち家屋は頻々として改築せられ、高門長

壁の中、蒼瓦白堊相望み、往々倉庫を建つるものさへあり。凡そ士人相集まれば、其談ずる所は、主として武器の利鈍、擧措の勇怯に在り、其優柔なるを上方風と曰ひ、豪奢なるを町人風と曰ひ、算勘の事を語るは、武士の耻辱となせしに、今は芝居を談じ、淨瑠璃を語り、器具を愛翫し、擧世滔々上方風となり、町人風となりて、復た怪しまず。明曆の頃までは、男女皆革足袋を用ひ、白木綿の足袋は、唯踊子の穿ちたるのみ、然るに明曆大火の後、火事用の革羽織を製するもの多く、其價格騰貴せし爲め、皆一般に白足袋を用ふ。

婦人の帶は、絹の半截、又は卷物の三分一を用ひしに、今は其幅を廣めて、全絹又は半截の卷物を用ふ。

婦人の外出するには、二三百石の士までは、轎に乘じ、轎を出づれば覆面し、下婢は綿帽子を覆ひしに、今は黑塗の編笠を覆面の上に冠むる、之れを玉縁笠と曰ふ。

其他日用生活の物、皆奢侈を事とするに至りしが故に、古老何れも時風の澆季を嘆ぜざるはなし。　各地の風俗、亦た自から都會の波動を受け、戰國武朴の風、漸く廢れて、昇平游惰の俗、從つて起り、宴安に慣れ、逸樂を事とし、擊刺の聲は變じて、絲竹の聲

となる。

之れを要するに、江戸を始めとして、東西各地の士風一變するに至れるもの、實に元祿の時代に在り。時勢の推移に基づくところ、復た避くべからずと雖も、爾かも其之れを誘ひ、之れを促がせるものは、遊宴是れ事とせる綱吉の盲政に外ならず。

八六　生類の憐愍（一）

若し徳川を滅ぼすものは、徳川なりとすれば、五代將軍綱吉の如きは、差向き其先鋒なるべし。

綱吉は論語讀みの論語知らずなり、聖賢の書を讀み、聖賢の書を講ずれども、終に聖賢の道を知らず、一代の秕政甚だ多きが中にも、最も愚劣を極めたるものを生類憐愍の一事とす。生類憐愍の愚說を進めたるものは、護持院隆光にして、隆光を綱吉に薦めたるものは、其生母桂昌院なり、故に先づ此桂昌院の事より記すべし。

京都堀川通西藪屋町に八百屋仁左衞門と言ふものあり、夫婦の間に二女を擧ぐ。

仁左衛門の歿するに及び、其妻二女と與に大宮通米屋の裏に住む、貧窶最も甚だし、後ち本庄太郎兵衛宗利なるものに再嫁し、二女も亦た其宅に引き取らる。次女をお玉と曰ふ、七歳の時、西山三鈷寺の境内に住める一僧、熟々其顔を見て、

『不思議々々々々、此子天下取りを産むの相あり。』

と言ふ、左れども母は貧賤の身、

『御出家何を申さるゝやら。』

冷然一笑に附し去りて、別に心にも留めず。其後二年、將軍家光の傅母春日局の上洛せし時、お玉の美容を聞きて召抱へ、江戸に携へ歸りて、我が手元に置く。家光其容色の艶麗なるを悅びて、之れを寵し、名を秋野と命ず。

正保三年正月八日、秋野分娩して一男子を擧ぐ、幼名を德松と呼び、長じて綱吉と言ふ、館林二十五萬石を食み、正三位に叙せられ、參議、右馬頭に任ぜらる。

（附言）德松とは德川と松平との頭字を取りたる名なり。

延寶九年、其兄將軍家綱の薨ずるに及びて、綱吉圖らずも其職を襲ぎ、秋野亦た桂昌院、一位尼と稱せられて、世の尊敬を受く。寺僧の豫言今や果して驗あり、桂昌院不

圖此事を思ひ出でゝ、

『彼の出家の申せし所、果して違はず、定めて名僧ならん。』

と思ひ、早速人を京都に遣はして、彼の僧を迎へしむ、時に彼の僧既に死す、因りて其徒弟隆光なるものゝ大和長谷寺中慈心院の住職たりしを召し下して、之れを尊信し、命じて湯島の知足院に住せしむ。

隆光頗る俗才あり、巧に桂昌院母子の意を迎へ、眷遇日に月に加はる。貞享三年、綱吉新に知足院を神田橋外の地、即ち今の錦町に建築せしめ、元禄元年十一月に至りて成る、後ち寺號を改めて、元祿山護持院と曰ひ、隆光を陞せて大僧正となす。隆光常に殿中に出入し、種々の妖言を進めて、桂昌院母子を惑はす。

天和三年五月二十六日、綱吉の世子徳松歿して子なし、桂昌院隆光に子孫繁榮の祈禱を託す、隆光乃ち生類憐愍の説を進めて、

『人の子なきは前世に殺生を好める報いに候、若し御子を得んと思さば、殺生を禁ずるより善きは候はず、特に上様には戌の年の御誕生に在はし候、別して犬をこそ御愛憐あらせられ候へ。』

と說く、綱吉之れに從ひ、爲めに奇怪なる生類保護、人類虐待の苛法を施して、天下を毒すること三十餘年に及ぶ。

（二）

今其驚くべく、嘆ずべき事實の梗概を記さん。

愚人の愚は、尚ほ度すべし、賢人の愚は、終に度すべからず。將軍綱吉妖僧隆光の言に惑うて、生類憐愍の令を下し、最も畜犬の保護に力め、

『犬の儀、無悲慈の取扱ひ致すべからず、萬一違背するものは、屹度嚴科に處すべし。』

との旨を令し、武家町家の別なく、畜犬は牝牡、毛色、年齡を詳記して、屆出づべき旨を命ず。士民其何の故たるを知らず、何れも奇異の感をなせりと雖も、公儀の嚴命默止すべからず、皆夫々に屆出づ。

此發令の結果、新に犬奉行なるものを置きて、嚴重に府內を監察せしめ、若し犬を撲ち、犬を叱するものあらば、武士は主人の名を聞きて、其支配方に通じ、町民は名主の名を聞きて、町奉行に通ぜしむ。嚴譴眞に踵を回らすべからず、其翌日は早くも追

放となり、入牢となり、或は切腹を命ぜられ、或は獄門に處せらるゝもの、亦た之れあり。

土井信濃守の中間は、犬を撲ちたるの故を以て、扶持を召放され、増田兵部少輔の家臣は、犬に咬まれし時、斬殺したる故を以て、切腹を命ぜられ、土屋大和守の家臣は、犬に咬まれし時、之れを傷つけたる故を以て、追放に處せられ、大和守亦た遠慮を命ぜらる。左れば士民の犬を怖るゝこと、貴人高官よりも甚だしく、お犬様と稱して、道を避け、路を讓る。犬も自から之れを覺りて、後には人にも怖れず、車馬にも恐れず、大道を我物顏に横臥し、縱行す。大八車を曳きて、坂路を降るものあり、半途に犬の横はるを見て、ハイ／＼と聲を掛くれども、犬は自若として更に避けんともせず、車力急に車を止めんとすれども、急轉直下の勢奈何ともするを得ず、誤まつて之れを轢殺せしを以て、忽ち斬罪に處せらる。

人を殺傷するものは、其理非を糺明せらるれども、犬を殺傷するものは、其事情をも斟酌せられず。犬にして手足を損することあれば、外科醫に掛けて治療せしむ、隨つて犬醫師、犬針醫など出で來る。若し病犬ある時は、犬駕籠、犬乘物に乘せて、醫師

の宅に連れ行く。犬若し死する時は、奉行所へ届け出づ、目付、横目直に臨検し、畜主及び隣人を一人々々に呼出して、其口供を取る。幸に異状なければ、棺に収め、寺に送りて、之れを葬むる、若し突傷、斬傷ある時は、其詮議愈々重大となる。犬を養ふは禍を養ふが如し、人々今は一疋の犬をも持て餘して、之れを人に與へんとすれども、絶えて之れを望むものとてはあらず。

左れども牡犬は尚ほ可なり、牝犬を畜ふものに至りては、春秋二季に子を産み立てられて、一疋より數疋となり、更に十數疋となること期して待つべし。爾かも之れを殺せば、死罪となり、市に捨つれば、追放とならん、左ればとて盡く之れを養はゞ、其費用の多額なるを奈何にせん。是に於てか家にも置かず、食をも與へず、其自然に立ち去るに任せて、主なき犬となすもの多く、爲めに各町共に野犬の數、日を逐うて增加す。犬奉行之れを見て捨て置かれず、一町々々に野犬を調査して、元の畜主に引渡し、畜犬の届けありて、犬の居らざるものには、其行衞を捜索せしむ。左れば士民何れも迷惑せざるはなく、怨嗟の聲、到る處に喧し、老中之れを聞きて、

『屋敷の内幷に町内に之ある犬を相改め、毛付など致し置候故、犬若し他所へ參り、

見え申さず候へば、難儀がり、方々相尋候由相聞え候、相見えず候はゞ、達て尋候に及ばず候、又主なし犬は、何方より參り候とも構ひなく、其分に致し、差置き申す可く候以上。』

との旨を達す、是に於て今まで畜養せる犬を逸走し、失踪せりと稱して逐ひ出すもの多く、爲めに何れの町内も、喪家の犬、彌が上に增加す、例の隆光此狀況を見て、早速桂昌院の方に對し、

『畜犬のみが犬には候はず、主なき犬をも愛憐致すべきやう、諸民へ御沙汰あらせ玉ふべし。』

と申せば、桂昌院

『扨は役人共畜犬のみと心得て、野犬は捨て置けるものと覺し、斯くては折角の仁政も何の甲斐あるべからず。』

と思ひ、早速其由を綱吉に愬ふ、綱吉聞きて驚き、直に老中を召して、

『汝等犬の憐愍に對して、如何に申付けしぞ。』

と詰り問へば、老中

『畜犬の儀は、大切に憐愍を加ふべき旨を達し、牝牡、毛色、年齢等、夫々屆出でさせ候へども、主なき犬は、別に申付けやうも之れなく其儘に致し置き候。』

と答ふ、綱吉怫然として色を變じ、

『其は以ての外なる計ひかな、畜犬は申すに及ばず、假令主なき犬たりとも、無慈悲の取扱ひを致さず、隨分憐愍を加ふべき旨堅く申付けよ。』

と命ず、老中大に恐懼し、皆退きて罪を待つ、時の老中は大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、戸田山城守忠昌、土屋相模守政直等たり、お犬様に對しては、老中の頭も上がらず。

流石の綱吉も老中を罷免する程の意志はあらず、

『思召の旨も之れあり、此度の儀は御咎めの御沙汰に及ばせられず、犬の事早々申付くべし。』

との旨を命ず、老中此一件に去勢せられて、復た諷諫を呈すべき勇氣とてもなく、直に

『此頃犬の儀に付、申渡候趣、年寄共心得違之ある故、仰出され候覺。』

と題して、

『犬の毛色、牝牡、年齢等、屆出の儀、最前は飼犬と申觸れ候へども、右は年寄共御旨意を伺ひ誤り候にて、飼犬は申すに及ばず、假令主なき犬に候とも、其町、其村に居付き候は固より、他所より紛れ來り候犬にても、其町、其村に於て、大切に飼立て置き、諸事飼犬同樣に相心得申すべき事。』

との旨を達す、年寄とは老中なり、老中己れ自身の誤解なる旨を公達して、憚かる色なし。

（三）

是れより主なき野犬は、其町村に於て飼育せざるべからざることゝなり、町犬、村犬なるもの新に出で來る。厄介なるは町村なり、町內、村內を徘徊せる野犬は、其町村の費用を以て、之れを飼育せざるべからず、隨て其飼育の場所、役員、及び飼養の費用をも負擔せざるべからず。左れども餓犬に對して、一度食物を與ふる時は、大に悅びて其處を放れず、ズル〳〵ベッタリに其畜犬となるの虞あれば、假令殘飯ありと

も、決して之れに與ふるものあらず。若し町犬、村犬の他所に紛れ行く時は、其手續面倒なれば、別に屆出をも爲さず、唯他の野犬を連れ來りて、其數を合はす。例の隆光は犬の犬なり、早くも此事を嗅ぎ付けて、桂昌院に通じ、桂昌院又綱吉に訴ふれば、綱吉直に老中を召して嚴命する所あり、其結果又々

「面々飼置候犬毛色など帳に記し置き、見え申さず候へば、何方よりなりとも犬を連れ、數を合せ候樣に風聞之あり候、畢竟人々生類を憐み候樣に思召され候段々仰出され候へば、實之なき仕方共に候、向後は飼置候犬など見え申さず候はゞ、隨分相尋ね、知れ候樣に仕る可く候、若し麁末に仕候もの之あり候はゞ、支配の者方へ訴ふ可く候、他所より參り候犬など之あり候はゞ、麁末に仕らず養ひ置き、主知れ次第返し申すべき者也。」

との嚴達を下す、犬を保護するは尙ほ可なり、是が爲めに士民を苦め、町村を毒するを意とせざるに至りては、是れ將た何の仁政ぞや。況してや餓犬の害は、餓狼よりも甚だしく、戶を破り、牆を破りて、食物を盜むも、之れを逐ふこと能はず、行人を咬み、棄兒を殺して、暴威を逞うするも、又之れを殺すこと能はず、人を以てして惴々焉唯

犬を是れ畏敬せざるを得ざるに至りては、其苛政眞に虎よりも猛なり。

（四）

既に町犬あり、村犬あり、更に城付の犬あるに至りては、寧ろ滑稽なりと謂ふべし。凡そ諸侯に城地を賜ひ、又は沒收せらるゝ時は、領知目錄に城付道具目錄を添へて授受するを法とす。城附道具とは弓銃の如き、刀槍の如き武器の類を言ふ、然るに此畜犬保護の令出でゝより、此道具目錄の中に犬をも加へて、其頭數、牝牡、毛色、年齡等を詳記することゝなる、これを稱して城付の犬と曰ふ。犬は盜賊よけの道具と言ふの意味にや、これを他の弓銃刀槍の類と與に、道具の中に加ふるに至りては、奇にして且つ珍なり。

左れども犬のみの保護は尙ほ可なり、一般生類の憐愍を嚴達するに至りて、世人の痛苦、更に數層の太甚しきを加へ來れり。先づ生きたる魚鳥を商賣するを禁じ、雁鴨、靑鷺は言ふに及はず、鶉、雲雀、其他小鳥の飼鳥も亦た之れを販賣するを禁ず、但しとう雁、はつ雁等總て唐鳥にして、之れを放つ時は、食物なきものに限りて、飼養する

を許す、鷄、家鴨は之れを飼養すること隨意なりと雖も卵を食することを禁じ、其產卵は盡く之れを孵化して、自から飼育するか、或は他人に授與せしむ。又鮒、鯉、鮑、榮螺、鰻、鰌等總て生きたるものは、之れを賣るを禁ず、貝類も亦た然り。

時恰かも三月節句前なり、此節句を當て込みて、諸方より集り來れる蛤舟數多あり、此突然の禁令に接して、當惑言はん方なく、一同協議の上、

『斯かる御法度の出づべしとも存ぜず、節句に使用すべき蛤蜆蜊の類を多く積み來り、今更當惑此上も候はず、蛤の類は海に放せばとて、生き返るべしとも存せず、若し之れを海に放せば、妻子諸共路頭に迷ふの外は候はず、幾千人の身命にも關はる大事に候、哀れ此度着岸の貝類なりとも、賣り拂はしめ玉ふべし。』

と愁訴せし爲め、三日、四日の兩日に限りて、之れを賣るを許さる、其後又

『貝類を商ふものは、多くは貧賤の輩なり、之れを禁ずる時は、忽ち餓死するものあるべし。』

との議出で、貝類のみは之れを商ふを許し、生洲の鯛鱸の類は、盡く禁止して許さず。是が爲めに諸人の困難、彌やが上に加はる。

（五）

綱吉既に生類憐愍の嚴令を下す、家康以來尙武の氣風を養成せん爲めに行ひたる放鷹は、斷然之れを廢して、悉く鷹を放ち、唯禁中院内に進獻の鶴のみは先例の儘として、僅少の鷹匠を存せしも、後には鶴に換ふるに他物を以てし、盡く鷹匠を廢して、鷹匠町は小川町、小石川餌差町は富坂町と改む。

本業にあらざるものゝ殺生は、之れを嚴禁して、釣竿、黐の類を鬻ぐをも許さず。田畑を荒らす惡獸は、之れを逐ひ拂ふべし、誤つて打殺すものは苦しからず、左れども其肉を啖ふは、不仁の振舞なりとして、其地に埋めしむ。殿中に於ては姬妾以下何れも此主意を體して、鳥獸の肉を食せず、魚類と雖も生きたるものは亦た食せず。

將軍家の御側近く事ふる侍臣の輩に至りては、嚴重に警戒を加へて、籠中の鳥を放ち、池中の魚を縱つは勿論、魚類の如きは、一切門内に入るを許さず、武家の門、亦た禪寺の門に似たり、隨て其召使ふ家臣に對して、

『獸類は申すに及ばず、鳥類、貝類、鯉、鮒、海老、海鼠、章魚、鰻、河豚、鯰、沙魚、蟹、玉子等は、決して食用仕つるまじく候、他家に於ても同斷の事。』
との誓紙を書かせたるものあり、甚だしきに至りては、
『生あるものは蚤、虱、蚊、蠅等までも殺し申すまじく事。』
との誓紙を書かせたるものあり、是等の家中に於ては、固く下水の水を道に打つを禁ず、其は何故なりやと言ふに、
『下水には孑孑あり、之れを道路に撒きて、往來の人に踏み殺さしむるは、不仁の振舞なり。』
と言ふの主意なり、是等は頗る滑稽に似たりと雖も、事實一疋の蚊の爲めに、近臣の御預けとなり、閉門となりたる大變の騷ぎあり。
小性衆伊東淡路守と言ふものあり、頰に蚊の喰ひ入りしを、思はず手にて叩きたるに、其血顏に着く、井上彦八と言ふもの、之れを知らせたれば、淡路守早速紙にて拭ひ、手を洗ふ、此事上聞に入るや、綱吉忽ち氣色を變じて、
『鳥類、畜類は言ふに及ばず、蚤、蚊までも殺すべからずと申付けしに、之れに背きし

こと不屆なり。』

と怒り、淡路守に一旦閉門を命じ、後ち南部遠江守にお預けとなる、尙ほ彥八に對しては、

『其れ程の事を見ながら、何とて言上せざりしや、不埒なり。』

とありて、是れ亦た閉門を命ぜらる、一疋の微蟲、二人の進退に關す、聞くもの誰れか寒心せざらん、堂々たる天下の直參、虱を見、蚤を見ても忽ち顫へ上がるもの、亦た當然のみ。

（六）

生類憐愍の令下りてより、天下を擧げて殺生禁斷の地となせり。禽獸魚鼈、何處を橫行し、何地に棲息するも安全なりと雖も、爾かも安全の上にも安全を期してにや、之れを放つべき場所も、粗〻一定せらる、卽ち

一、金魚、銀魚の類は相州藤澤遊行寺の泉水。

一、鴨、雁、鷺、鶉の類は葛西の大溜又は三河島。

一、鵜は深川八幡附近の川、但し元祿六年始めて四國に放つ。

一、鷄は芝神明、淺草觀音、神田明神、深川八幡の境内。

一、狐は目白の藪。

一、鹿は鹿島。

一、猫は小金。

一、鷹、鷲は岩城小名濱、上總國九十九里、又は三州西尾、勢州桑名。

一、鳩は鹿島、香取、大山、藤澤。

一、鳶、烏は三宅島、神津島、新島、又は大島。

一、鼠其他小鳥は二の丸。

一、鵯は代官町植溜へ放つことあり。

其他小金、粕壁、流山、箱根、三島等にも放つことあり、其都度御徒目付、御小人目付等之れに附添ひ行く、隨て江戸附近の外には、旅費を要すること勿論なり。

三州西尾へ鷹を放ちし時は、其路程八十六里にして、御徒目付に銀五枚、御小人目付に銀三枚を給す。

勢州桑名へ鷹を放ちし時は、路程九十四五里にして、御徒目付に銀十枚、御小人目付に銀三枚を給す。
岩城小名濱へ鷹を放ちし時は、往復十日又は十一日にして、御徒目付に銀五枚、御小人目付に銀二枚を給す。
三島幷に箱根へ鳥を放ちし時は、往復七日にして、御徒目付に銀五枚、御小人目付に銀二枚を給す。
上總九十九里へ鷹を放ちし時は、往復五日にして、御徒目付に銀三枚、御小人目付に金一兩を給す、大山、藤澤、小金、粕壁、流山、鹿島、香取の各地も同斷。
三宅島、神津島、新島へ放鳥の時は、御徒目付に銀五兩、御小人目付に銀二枚、外に馬銀として金十兩を給す。
大島へ放鳥の時も、御徒目付に銀三枚、御小人目付に金一兩、外に馬銀として金十兩を給す。
斯かる手數と、斯かる費用とを投じて、生類の保護を圖る、厄介も亦た甚だしと謂ふべし。爾かも其更に厄介なるは、是が爲めに苦めらるゝ士民其者たり。

(七)

今生類憐愍の結果として現はれたる種々の事實を揭げん。

犬の喧嘩する時は、傷つけざるやうに引分くべしとの令あり、若し捨て置く時は、嚴譴立ちどころに到る、依りて或町にては街頭に水桶を備へて、番人を付け置き、犬の喧嘩する每に、水を注ぎ掛けしむ、犬は水を嫌ふもの故、大に恐れて逃げ去り、喧嘩忽ち止む、各町

『這は名案なり、犬を傷つけざるやうに引分くること、之れに過ぎたる妙策なし。』

と稱して之れに倣ひ、水桶、柄杓には犬分け水と記し、番人には犬の字の紋を付けたる對の羽織を着せしむるに至れり、然るに此事餘りに目立ちしより、桶幷に杓の文字を削り、對の羽織を廢して、目立たざるやう注意せしむ、妙な所に遠慮せしものかな。

元祿七年十月五日、江戶中の金魚、銀魚を書き出さしめしに、凡そ七千尾あり、因りて盡く之れを取り上げ、相州藤澤遊行寺の泉水に放たしむ。

元祿八年二月十二日、芝伊皿子に於て斬り殺されし犬あり、麻布に於ては傷つけられし犬あり、其下手人を詮索すれども判然せず、因りて右下手人を訴へ出づるものあれば、黃金二十枚を賜ふべき旨の高札を日本橋に建つ。此年九月、芝宇田川町淺草田原町に於て子犬を捨てたるものあり、芝下高輪町、上野六間町、淺草寺領、市ヶ谷田町に於て犬を切殺せしものあり、右本人を訴へ出づるものは、屹度褒美を賜ふべき旨、漏れなく觸れ示す。此年十一月八日、麾下の士石野八兵衞の同心山田彥兵衞なるもの、本鄕御弓町辻番のもの、子犬を棄てし由を訴へ出づ、因りて彥兵衞には銀五枚を賜ひ、辻番は入牢を申付けらる。元祿九年七月六日、芝西之久保に於て傷つけられし犬あり、戶田能登守、前田安藝守、能勢能登守、井戶志摩守、大島雲八郞、水野權十郞等、種々詮議の結果、村山長古召仕のもの丶所爲と判明し、長古は遠慮仰付けらる。此年八月、本所相生町三丁目に於て犬を突殺せしものあり、右は大工善次郞の弟子市兵衞の所爲なる旨、同町二丁目左官嘉兵衞の女しもと言へる少女訴へ出づ、因りて市兵衞を江戶引廻しの上、淺草に於て斬罪に處し、しもには褒美として金五十兩を賜ふ。

左れども是等は寧ろ平凡の事實のみ、之れを外にして更に奇拔の事實あることを知らざるべからず。

（八）

京橋五丁目のものは、此年七月、虫類を賣りたる故を以て、捕へられて、獄舍に投ぜらる。

秋田淡路守の下屋敷に在る家臣、五歲になる男兒の醫藥になさん爲め、吹矢にて燕を殺したること顯はれ、貞享四年六月、父子倶に小塚原に於て斬罪に處せらる。

小普請方岡野孫市郎召仕の小者庄兵衞なるもの、庭園を掃除せる際、雞と家鴨と餌を奪ひ合ひて、喧嘩を始む、庄兵衞手に持てる箒を以て、逐ひ退けんとし、誤つて家鴨を殺す、孫市郎早速加藤越中守に屆け出づれば、御徒目付石黑久太夫、北條平七の二人、來りて檢視を行ふ、二人先づ庄兵衞を尋問せしに、

『我等は箒にて逐ひ退けしまでに候、決して家鴨には當り候はず。』

と答ふ、二人家鴨を檢分すれども、別に疵とてもあらず、因りて立ち歸りて、

『家鴨は全く餌詰まりにて死したるものに候。』
との旨を復命す、目付之れを聞きて、
『庄兵衞の家鴨を殺せしことは、當人の口書もあり、判形もあるに、之れを餌詰りと言ふは不念なり。』

として遠慮を命じ、其後評議の末、庄兵衞は手荒の振舞ありし廉を以て遠島、孫市郎の家來鳥山新八郎、安達伴右衞門、村松喜太夫の三人は、事實相違の申立を爲せし廉を以て追放、久太夫、平七の二人は、檢分疎漏の廉を以て遠島、久太夫の嫡子傳三郎は父の科に依りて追放を命ぜられ、尙ほ久太夫の次男安次郎、平七の嫡子松次郎は十五歳まで親類預けとなり、一羽の家鴨の爲めに、九人の處分を見るに至る。

中の御門番御持筒頭水野藤右衞門元政當番の時、部下の同心等、門上に雀、鳩の群り居るを見て戯れに小石を投じて、之れを逐ひ拂ふ、會〻通り掛れる大奥の下男之れを見て表使に密告し、表使亦た其向に訴へ出づれば、事忽ち將軍の耳に入り、藤右衞門は即日免職閉門を命ぜられ、與力同心等は扶持を召放され、彼の下男は其心掛奇特なりとして、譜代に取立てらる。

大阪定番松平縫殿頭乘成部下の同心、近郊に出でゝ、鳥を銃殺し、携へ歸りて之れを料理し、同僚十人を招きて、倶に食す、此事早くも柳澤出羽守保明に密告するものあり、鳥を殺せるものも、倶に食せるものも同罪なりとし、同心十一人に切腹を命じ、其子は悉く遠島に處せらる、一禽の爲めに十餘人を流斬するに至りては、眞に珍無類の仁政と謂ふべし。

會々「馬物いひ」と題する書を著はし、鳥獸の會話に擬して、當代を譏るものあり、幕府之れを物色して、浪人筑紫園右衛門なるものゝ所爲なるを知り、元祿七年三月十日江戸中を引廻して、斬罪に處す。

（九）

生類憐愍の仁政は、士民凌虐の暴令なり天下皆之れに苦まざるはなし。

水戸黄門光圀は當時三名侯の隨一なり、時に致仕して常陸の西山に在り、生類保護の結果は、猛獸繁殖の害毒を來し、水戸の領内に於ても、犬猪豺狼の害を被むるもの少からず、光圀之れを聞きて、家老を召し。

『我れは隱居の身、敢て國政に喙を容るゝにはあらずと雖も、近年生類御憐愍の結果、惡獸繁殖して、生民に危害を加ふること、年一年より甚だし、此儘數年を經れば、其害毒愈〻甚だしからん、元來生類憐愍とは、無益の殺生を禁ずるの意ならんに、諸民を苦しめても、鳥獸を大事にせよとは、決して國家の仁政にあらず、特に之れを殺しても、其儘埋め置くとは何事ぞ、皮を剝ぎ取りて用ひんこそ然るべけれ。』

と戒しむ、家老

『御尤もなる仰せ、一應殿へ言上の上、御受け仕つり候はん。』

と答へて退き、早速宰相綱條に言上せしに、唯兎も角もとのみ答へて、其意に任す。光圀乃ち鷹野と稱して領內を巡見せしに、各地の被害、思ひしよりも尙ほ大なり、光圀大に怒り、

『斯くまで大害を爲すに、之れを捨て置くは不仁なり。』

と告げ、人を領內に出だして、片端より惡獸を狩り立つ、其獲るところ頗る多し。光圀其中より最も大なる犬皮二十枚を選んで精製し、元祿六年十二月、之れを箱に詰めて、將軍家の側用人柳澤出羽守保明の許に遣はし、

『前中納言追々老年に及び、何かと養生に注意仕つり候ところ、寒氣を凌ぐには、此品第一に候、憚りながら上樣にも春秋漸く高けさせ玉ふ、宜しく此品を用ひて、御養生あらせ玉ふべし。』

との口上に添へて、光圀の直書を渡さしむ、保明其何物なるやを知らず、早々御前に披露せしに、何ぞ圖らん這は是れお犬樣の御皮ならんとは。 君臣倶に興を醒まして、開いた口の塞がらざること數刻。

『水戸殿亂心せられぬ。』

との評判、忽ち殿中に響き渡れば、綱吉親しく之れを試みんと欲し、事に託して光圀を召す。 元祿七年三月、光圀命に應じて參府し、此月十五日を以て登城せしに、尾州紀州兩侯と與に御前に召されて、大學の講釋を命ぜらる、光圀

『是れまでツイゾ講釋と申す儀を仕つりしこと候はず、唯覺え候通りをば、御物語仕つり候はん。』

と答へて、三綱領の「止於至善」の一節を講ず、辯舌爽快にして、義理明白、能く周家の長く天下を治むる所以の要を說く、一座皆嘆服せざるはなし。

水戸殿亂心の沙汰、爲めに頓に止む、爾かも綱吉終に一譴をも加ふること能はず。

(一〇)

光圀の意は、將軍を諷諫するに在り、綱吉の愚、之れを以て幕府に反抗するものとなし、其面當てとして益々生類憐愍の令を厲行するに至る。側用人柳澤出羽守保明此機に乘じて、大に桂昌院母子の歡心を得んと力め、

『水戸殿御仁政に背きて、犬を殺し玉ふ上は、將來如何なる不所存者の出で來らんも計るべからず、飼主なきものは、宜しく公儀に於て御飼立てあらんこそ然るべけれ。』

と言上すれば、綱吉天下無比の名案の如くに思惟して、即座に之れに從ひ、元祿七年四月二十三日、大久保の御用邸二萬五千坪を割きて、犬小屋を建て、江戸中を搜索して、主なき犬を捉へ、盡く此處に收容す、其總數十萬頭に達して、左しも宏大の犬屋敷も、忽ち狹隘を告ぐ。是に於て其翌八年九月、更に中野の地十萬坪を劃して、犬小屋を建つ。麾下の士米倉丹後守昌尹犬小屋建築の總奉行たり、兩度の功を賞せられ、

六千石を加増せられて、一萬五千石となり、一躍して諸侯に列し、且つ若年寄に進めらる、昌尹の爲めには實に御犬様々〱なるかな。昌尹續いて犬小屋監督の總奉行となり、其下に四人の犬小屋奉行を置きて、役扶持三百俵を給し、これに同心十五人づゝを附屬せしむ。

犬一頭に對する一日の食料、下白米三合づゝとし、外に十頭に付味噌五百目、干鰯一升づゝを與ふ。左れば其毎日費やす所莫大にして、元祿八年十二月の書上に依れば、米三百三十石六升、味噌十樽、干鰯十俵、薪五十六束なりと云ふ。一日費やす所三百三十石六升とすれば、此時飼養せる犬は十一萬二千頭なりとす、是等の犬にして若し春秋二季に子を産み立つれば、數年ならずして數十百萬頭の多きに達し、其費やす所亦た非常の巨額ならむ。

藪醫林宗久なるもの、大奥の狆に藥を與へしに、偶然にも効顯あり、是れより名醫の評判頓に鳴り響き、終に犬小屋付の醫師を拜命して、十人扶持を給せられ、保明の抱醫者丸岡某亦た同じく犬小屋付の醫師となる。

十餘萬の群犬、日夜狺々として吠え立て、其聲遠く數里の外に聞ゆ。士民皆これに

苦めども、將軍綱吉聞きて獨り熙々・洋々たる天下泰平の聲とし、當代の堯舜文武周公孔子として自から納まる、其賢や及ぶべく、其愚や終に及ぶべからず。世に尊號を奉りて、犬公方と言ひしは即ち斯の人。

八七　常盤橋外の金座

常盤橋外、常に金氣あり、幕府の時には金座あり、今は乃ち日本銀行あり。

後藤庄三郎光次は京都の人、文祿二年、聚樂第に於て、始めて德川家康に謁す、是れより其知遇を受けて、近侍となる。光次才智あり、何事にも能く間に合ふこと、圓機活法の如し、彼の大阪陣の時、常に城中に使ひせしを見ても、如何に其物の用に立ちしかを知るべし。

常盤橋東に牢獄あり、家康之れを傳馬町に移し、其牢部を光次に賜ふ。光次金改役を命ぜられて、金銀の鑑定を掌り、兼て鑄金の事業を掌る、慶長大判には、後藤の字並に花押あり、慶長小判には、光次の極印あり慶長一分金には、光次の花押あるもの、是が爲めなり。

左れども當時一定の金座とてはあらず、元祿八年、貨幣改鑄の時に於て、始めて金座を本郷靈雲寺の側に設く、尋で十一年正月、本町一丁目に移し、爾後庄三郎の子孫世世其業を管理す。

文化七年八月、十一代庄三郎の時、不正の事現はれて、家名を斷絶せられ、年寄役後藤三右衛門代つて、金改役を命ぜられ、其役所地として庄三郎の屋敷地八百坪を賜ふ。三右衛門乃ち金座を此處に移す、弘化二年十二月、其子三右衛門罪あり、御腰物奉行支配後藤四郎兵衛の子吉五郎更に其後を承く。

金座の中は、磨場、色附場、荒造場、延金場、大吹所、燒金場、棹金掛改所、寄吹所、小判荒造場、清造場、其他二十個所に分たる。職人出勤の時は、各〻鑑札を改め、役服に着換へて、業務に從事せしめ、歸宅の時は、裸體となして、頭髮より以下身體を檢査せし後、横に架せる竹を跨げて歸らしむる等、其取締嚴重を極む。

明治二年二月、造幣局の新設せらるゝに及び、銀座と與に廢止せらる。

然るに後年、此地に日本銀行を設置せらるゝに至りては、能く〳〵金に緣ある地所と謂ふべし。

去るにても牢獄變じて金座となり、金座變じて銀行となる、何等か寓意の存するあるに似たり、世の金銀を管掌するもの、深く戒むる所ありて可なり。

八八　藏前の札差

淺草藏前に札差と稱する商人あり、麾下の士に代りて、廩米を受取るを業とす。廩米は春(二月)夏(五月)冬(十月)の三季に分ち、淺草の藏役所に於て之れを下附す。其下附の方法は、先づ紙片に廩米を受取るべきものゝ氏名を認め、之れを丸めて、箱中に入れ、其振り出されたる順序に依りて、先後を定む、之れを玉落しと言ふ。若し自身に藏役所に往きて、受取らんとする時は、其順序の來るまでに、多くの日子を費すの失あり、其間勤務を缺くの虞あり、是に於てか其便宜を圖りて、代つて之れを受取るの商人を生ず、之れを札差と曰ふ。元と廩米受取手形の渡る時は、其人名を書し、割竹に挾みて、藏役所の藁苞に刺し置くを例とす、札差の名、蓋し此れより起る。札差の手數料は、百俵に付金一分の割合なり、此手數料だに支拂らはゞ、札差代つて廩米を受取り、且つ配達するが故に、便利此上もなし。のみならず、後には他日受取

るべき廩米を抵當として、金錢を貸し渡せしが故に、人々喜んで之れに受取方を委託するに至れり。爾來札差を業とするもの、次第に增加せしより、享保九年、時の町奉行大岡越前守忠相、之れを株式となし、其人員を百九人と定む。

當時、貸金の利子は、一割より高からざるものと定めしと雖も、奢侈の風漸く行はれて、生計の度、大に高まり、麾下の士の生活困難なるもの、次から次と借財するもの多く、札差亦た之れを機として、不當の暴利を貪る。左れば最初は葭簀張りの掛茶屋に於て、業務を扱へる札差も、後には巨萬の利を得て、其富王侯を凌ぎ、宏壯の邸宅を構へ、輪奐の裝飾を施し、朱塗の欄干をさへ設くるもの少からず、今ならば自動車を驅つて、成金風を吹かさんこと疑ひなし。札差の驕奢は、日々に募るに反して、麾下の士の窮乏は年々に加はり、其受くべき廩米は、盡く札差の庫中に入りて、子弟の敎育にすら窮するもの甚だ多し。

松平越中守定信の執政たるに及びて、深く之れを憂ひ、寛政元年九月、札差九十六人に對し、六ヶ年以前の舊債は、盡く之れを棄損せしめ、五ヶ年以後の負債も、亦た年賦返濟の方法をなさしめ、一には麾下の窮乏を救ひ、一には札差の驕奢を抑ゆ。

左れども其後久しからずして、再び舊態に復せしを以て、天保十四年、時の老中水野越前守忠邦亦た札差に對して、無利息二十ヶ年賦返濟の令を下す。是が爲めに札差は非常の打擊を被り、續々廢業せしを以て、麾下の士、却て不便を感ずること少からず、因りて新に町方御用達、御勘定所御用達の人選を以て、十五人の札差を命ず、而かも其中辭退するもの多く、其命を受くるもの僅に五人に過ぎず。嘉永四年、諸問屋を再興するに及び、札差も亦た舊制に復し、其名稱を改めて、名代と言ふ。

札差は世襲にして、他人に其株を讓るを得ず、若し讓らんとする時は、組合の承諾を受くるを要す。其株の相場は頗る高く、文政、天保の頃には、千兩に上りしことあり、以て其有利の事業たりしを知るべし。

八九　ホテルの嚆矢

德川幕府の鎖國攘夷の政策を執れるは、寬永以後に在り。

家康の時には、盛んに外國と通商貿易を行ひ、安南に、呂宋に、渤泥に、柬埔寨に、萬里遠征を試むるもの多く、御朱印船と稱して、海外渡航を許可せられし船舶の數、慶長九年、其將軍となりし時より、元和二年、其薨去の時に至るまで、百九十八隻の多きに達せしを見ても、如何に通商貿易を奬勵せしかを知るべきなり。

左れば當時に於ては、外國人の來朝するものあり、歸化するもの亦あり。 丸の内の八代洲河岸は、和蘭人ヤンヨーステンなるものゝ居住せし所なるが故に此名あり、日本橋や安針町はヤンヨーステンと與に來れるアダムス、即ち歸化して三浦安針と言ひしものゝ居住せし所なるが故に、此名あり、安針とは水先案内の謂なるべし、京橋の八官町は、明人八官なるものゝ居住せし所なるが故に亦た此名あり。 既に外人の來往するあり、乃ち其滯在する所の旅館なかるべからず。

本石町三丁目北側に、長崎屋源右衛門と稱する旅人宿あり、其屋號の示せる如く長崎の出身なるべし。 此源右衛門なるものは長崎に在りし時より緣故にてもありけん、和蘭人の參府する每に、必ず此處に投宿するを以て例とす。

長崎の貿易、和蘭人の一手に歸せしより、最初は甲比丹一人、筆者一人、每年江戸に參

覲し、後には五年目毎に參覲することゝなりしが、其都度、必ず此長崎屋に投宿す。長崎屋は實に江戸に於けるホテルの嚆矢と謂ふも不可なきなり。元祿十五年十一月五日、赤穗義士の首領大石內藏助良雄の出府するや、本石町三丁目の旅館小山屋彌兵衛方の裏座敷を以て、其僑居とす。當時和蘭の甲比丹此小山屋の表座敷に投宿せり、復讐の事を聞くに及んで、感嘆措かず、良雄等の住せし裏座敷を望み見て、

『赤穗浪人等の住みしは、彼處なりしか。』

と言ひつゝ、歔欷流涕せしと云ふ、長崎屋と言ひ、小山屋と言ひ、倶に本石町三丁目に在りしを見れば、彼れも此れも同一の家なりしならん、即ち長崎屋の代換はりして、小山屋となりしものならんか。

江戸最初のホテルは、是れ赤穗義士の僑居なりしとは、奇更に奇なり。

九〇　江戸の園遊會

園遊會は明治の產物にあらず、又外國の輸入にもあらず、文祿年間には、肥前名護屋

に於て、豐太閤の將士慰勞の園遊會あり、慶長年間には、洛外醍醐に於て、これも豐太閤の陽春看花の園遊會あり、其規模中々宏大なり。

我が江戸に於ては、元祿年間、柳澤出羽守保明、即ち後の松平美濃守吉保の別墅六義園に於て、始めて此園遊會の催しあり。六義園は染井、即ち今の本鄕區富士前町に在り、男爵岩崎久彌君の別邸となれる所是れなり。

保明、館林より將軍綱吉に仕へて寵あり、元祿八年四月十一日、染井の地四萬七千坪を賜ふ、保明乃ち山林泉石の景致を構へて、六義園と稱す、靈元上皇特に御題詠を賜ふ。綱吉の寵姬、養はれて保明の邸に在り、綱吉爲めに其邸に臨むこと、總て五十八回、綱吉の生母桂昌院も、亦たチョク〳〵駕を枉ぐ。

元祿十四年五月二十五日、桂昌院復た北郊の道灌山、王子、谷中、日暮里のあたりを逍遙して、其歸途六義園に臨む、秋元但馬守喬朝以下の諸臣、之れに從ふ。今日の賁臨は、始めより內意の在りしところ、保明の夫人、乃ち花の如き多くの美姬を拉へ來りて待ち設く。保明夫妻倶に迎合の術に達す、何どか人を驚かすの珍趣向なからん。

頓て桂昌院の轎輿、門に臨めば、夫人恭しく出で迎へて、淸く、涼やかなる廣間に請ず、

休憩すること少時、

『イザ此方へ。』

と自から先きに立ちて、園中に導く、松杉緑深き處、風自から青く、溪澗水清き邊、夏も亦た涼し。泉石の此方には竹樹あり、樹竹の彼方には茅亭あり、此處には菓子の店を開き、彼處には衣裳の肆を設く、其點々たる幾多の店頭に陳列せらるゝもの、一として婦人の垂涎朶頤すべき物ならぬはなし。

夫人一々桂昌院を其前に導きて、御覽に備ふ、常に後殿奥深く住める身には、見るもの一として珍らかならぬはなく、嘆稱の聲は口を衝き、喜怡の色は面に漂ふ。一巡了りて元の廣間に歸れば、夫人より綵緞、書棚、香具、文房など、種々の品を献じ、桂昌院よりも數々の物を賜ふ。

頓て將軍家より安藤對馬守信富を御使として、檜重を參らせらる、桂昌院之れを開きて、夫人以下に頒ち賜ひ、清歡を盡して還る。夫人其肆店に陳列せる衣類、調度、菓子の類を、ソックリ御土產として献上すれば、桂昌院の喜悅言ふばかりなく、保明夫妻の評判、是れより彌やが上に高し。

此事、現事に行はるゝ園遊會とは趣を異にすれども、亦た上品なる一種の園遊會たることを失はず、去るにても斯かる人々の歡心を買はんこと、中々資本のかゝる仕事ならずや。

九一　江戸の名物

（一）

『老のたのしみ』と言へる書に、江戸の名物として、

鮭かつを比丘尼むらさき生鰯
大名小路ねぶか大こん

と言へる狂歌あり、比丘尼とは一種の賣春婦にして、往時の一名物たり、大名小路は諸侯邸第の在る所にして、我が江戸の一自慢たり、爾かも鮭、鰹、鰯、乃至、葱、大根の如きは、一として江戸に產するものにはあらず。

今此に記さんとするは、白魚の如き、海苔の如き、將た佃煮の如き、全く江戸に於て生ずる名產品の由來なりとす。

數へるにも、一ちよぼ幾許と言ふ愛らしき彼の白魚は、家康の入國と與に移殖されたる新產物にして、江戸固有の名產にはあらず。食物に掛けては、寧ろ卑吝とも謂ふべき家康も、此白魚だけは其味の忘れられざりけん、態々尾張名古屋浦の白魚を取り寄せて、兩國川筋に蒔かせたるより、爾後次第に繁殖し、終に江戸の名產として、人人の食膳に上せらるゝに至りしなり。此白魚は如何にして移殖するかと言ふに最と奇妙の方法なり。

先づ春の末つ方、白魚の子を持ちたる時、多く取りて、其儘乾し置き、冬に至り、潮の來去する磯端を選びて、其流れ去らざるやう、土砂にて堰き切り、其中に彼の白魚の乾したるものを、浸し置くときは、其胎兒自から綻びて、孑孑の如き大きさとなる、其れより漸々長じて白魚の形を成したる時、堰き留めたる土砂を取りて、河水に放養するなり。江戸の白魚も、其始めは斯くして移されたるなり。

これは江戸の名物と言ふにはあらぬも、秀忠の時、江州琵琶湖の鮒、山城淀川の鯉を取りて、赤坂の溜池に放ちたることあり。

其方法は白魚と異なり、冬の日、鯉、鮒の類を取り、其儘古茅のほぐしたる中に卷きて

籠に入れ、道中急ぎに急ぎて、六日には江戸に着するやうに爲すなり。斯くて江戸に到着すれば、古茅より出だして、水に放ち、これに輾茶を呑ます時は、忽ち潑剌として活氣づくものなりと云へり。

往時、交通不便の時代に於てすら、尙ほ此の如きの方法を以て、湖魚、川魚を移殖す、況して今日の如き汽車の便ある時代には、之れを移殖すること極めて容易なり、試みにこれを自邸の池中に移殖するも興あらん。

（二）

淺草海苔に至りては、其由來する所甚だ遠きが如し。平下總介良兼の子に安房守公雅と言ふものあり、深く淺草觀音を信仰して、常に歩みを運ぶ。天慶五年の春、箕田武藏守病んで歿するに及び、公雅代りて國守に任ぜらる、公雅

『これ偏に大悲加護の御力なり。』

と悦びて、淺草寺を再興し、本堂、輪堂、鐘樓等を造營す、是れより諸人の信仰するもの益〻多し。天慶八年三月十八日の夜、觀音の靈像公雅の枕上に立たせ玉ひて、

『汝我れを信仰すること年久し、我れ又汝を憐念すること子の如し、今汝に一德を授けん、此淺草川の沖に、黑、赤、靑の三つの海苔生ず、其生たる法身、般若、解脱の三德なり、之れを食すれば、現生には病を治し、家を興し、來世は永く三妻煩惱の惡緣を轉じて、佛緣道に至らん。』

と告げ玉ふと覺えて、夢ふつと覺む、公雅不思議の想をなし、翌日、小舟を泛べて、彼の沖に到れば、果して三つの海苔生ず、採り歸りて食すれば、味美にして、香高く、宛から栴檀香木の如し。是れより年每に多く生ず、其あたりの民家、之れを採りて、淸冷の水に晒し、簀に付けて乾かしたる上、之れを賣る、淺草觀音御告げの名草なるを以て、これを淺草海苔と名づく。

爾來淺草の名產として、弘く諸國に聞ゆること七百餘年、元祿十六年十一月二十三日寅の刻、會〻關東に大震あり、陸は川となり、瀨は淵と變じ、是れより海苔復た生ぜず。

然るに其翌寶永元年二月二十八日、大雨あり、淺草川に立てたる楢の小木、多く流れ出で〻、品川、大森沖の益木ヶ瀨と言へる所に留まり、其根海底に立ちて、苗を植えた

る如し。

此年冬至の頃より、黑色の海苔、彼の楢の枝に生じ、寒氣に隨ひて、益々長ず、里民採りて食ふに、淺草川の產に讓らず。翌年楢の木の傍に麁朶を建て添ふ、是れより海苔の生產益々多し。左れども其製造は淺草に若かず、其上等のものは、生のまゝ淺草に取り寄せて、製造せしものゝ如し。中島屋と言へるもの、淺草にて海苔を商ふ舊家なりしと云ふ、今尙ほ有りや否やを知らず。

顧ふに海苔は觀音の示現なりと言ふより、法に因みて、ノリと呼べるものならん。海苔、觀音に依りて現はれしか、觀音、海苔に依りて顯はれしか、兎に角殆ど一千年の歷史を有すると言ふに至りては、江戸に於ける最も古きものゝ一と謂ふべし。

（三）

佃煮も亦た江戸の名物の一なり。佃煮とは其名の示す如く、佃島に於て製するものにして、小沙魚を醬油にて鹹く煮付けしものなり。

佃島は隅田川の川尻に在り、慶長年間、攝州佃島の漁夫三十四人を移して、此島に住

せしめ、其儘佃島と稱す。

（附言）慶長四五年の頃、家康の大阪城西の丸に在りし時、佃島の彦作と言へるもの、其食膳に供すべき魚類の御用を命ぜらる、家康の東歸するに及び、御用を失ふを嘆き、船手方石川又四郎を以て出願せし上、江戸に來り住せしなり。

此佃島の漁夫は、毎夜、江戸城の外濠内錢瓶橋の番人を勤むる傍、其橋下に於て、網獵を爲すを許さる。

是れより夜々十隻ばかりの船を出だし、四ッ手網を用ひて、小魚を取り、朝に至れば佃島に漕ぎ歸り、其途中、日本橋小網町二丁目なる思案橋の西詰に網を干すを例とす。今は小海老あり、蛤あれども、往時は重に沙魚の一種に限りしなり。其沙魚とても、普通の沙魚にもあらず、ダボ沙魚にもあらず、俗におしやらこ沙魚と稱する小沙魚なり。此沙魚大きさ一寸前後にして、粟粒ほどの卵四五十づゝを抱く、小さくして子を孕むより、此名ありとかや。

佃島に住吉明神あり、其祭典には必ず佃煮を神前に供ふ、此祠に參詣するもの、神官の宅に到れば、此佃煮を下物として、神酒を出だすを例とす、時としては曲物又は小

重箱に入れて、家土産となすことあり。佃煮の特色は、春秋を經れども腐敗せず、能く久しきに耐ふるに在り、特に茶漬に入れて食すれば、一種の風味あるより、次第に一般に賞翫せらるゝに至れり。佃煮を江戸の市中にて賣り始めたるは、日本橋區坂本町藥師堂表門前の料理茶屋伊勢屋太兵衛と言へるものなり、此家店にては煮豆、佃煮を販ぎ、奥は十組、十問屋と稱する諸商人の寄合茶屋を營みて、八十疊敷の大廣間をも有せし程なり。先祖の太兵衛は伊勢國松坂の產にして、大傳馬町一丁目長谷川治郎吉方に奉公し、首尾よく年期を勤め上げて、獨立の業を開き、子孫代々太兵衛と稱せしと云ふ。此外江戸の名物として最も世に名高きもの今一つあり、江戸の花と稱せられたる火事是れなり、爾かも是れ地震、雷と與に眞平御免蒙らざるべからざるもの、固より此中に加ふべき限りにあらず。

九二　江戸の自慢

ところ自慢は、各地到る處に在り、江戸にも亦た江戸の自慢あり。

如何なるものを江戸自慢とするかと言へば、先づ紫染を始めとして、色摺錦繪、釣鐘の出來合、針金賣、羅宇のすげかへ、縫針賣、印判墨賣、火打金賣、酸漿賣の類なりと云ふ。

武藏野にしかもあかねの多かるに

たゞ紫の名のみなりけり

實にも武藏野は古より紫草の本場にして、延喜式に、紫草三千斤を貢進する例を載せるを見ても、紫染の江戸自慢の一たること合點せられざるにあらず。錦繪は明和二年の頃、版木師金六なるもの唐山の彩色摺に倣ひて、創案せるもの、今日外人の欽賞措かざるを見ても、之れを江戸自慢の一とするに、何の異存かあらん。釣鐘の出來合あるに至りては、これぞ繁盛なる大都にあらずんば、見られざる所、晋子其角の

鐘一つ賣れぬ日もなし江戸の春

と誇れるも、此處なり、これ誠に江戸自慢となすに、充分の價値あるべし。唯針金賣以下に至りては、何れも皆貧弱なる商賣ならざるはなし、これを以て江戸自慢となせるは、實に奇極まり、怪極まるものなるが如し、爾かも江戸の江戸たる所

以全く此に在り。彼の針金と言ひ、印判墨と言ひ、滅多に買ふべきものにあらず、縫針と言ひ、火打金と言ひ、是れ亦た屢々買ふべきものにあらず。特に其價格甚だ低廉にして、當時は僅かに錢二三文より十文位に過ぎず、現に針金賣の如き、

『針金々々二尺一文針金。』

と呼び歩るきしなり、是等の諸品は、假令其賣高全部を擧げて利益とするも、極めて僅少なるに、況して其一割、二割の利益たるに止まるに於ては、其得る所知るべきにあらずや。然るに之れを以て父母をも養ひ、妻子をも育して、凍えず、饑ゑざる所以のものは何ぞや。

畢竟江戸の土地廣く、人口多くして、百軒に四五軒、千人に二三十人の註文あるに過ぎざるも、尙ほ積塵山となるの理、一日の收入は、能く一家の糊口を支ふるに足るものあるに由る。これ江戸なればこそなれ、眞に江戸なればこそなれ、江戸にして衰微の地、狹少の市ならんには、決して此の如くなるを得ざるや論なし。

左れば斯かる貧弱の商賣を擧げて、江戸自慢の中に數ふるもの、微に依りて大を顯はす所以なりと知るべし。

（附言）針金賣の如き、羅宇のすげかへの如き、公儀の目あかし、即ち探偵なりしと言はれしもの、斯かる商賣にては到底立ち行きがたしと思ふからの推想なるべし。

九三　江戸の町數

江戸を八百八町と言ひしは、寛永の頃より始まる、爾かも是れ唯形容のみ、實數にはあらず。

慶長八年、海灣を埋立てゝ、市街を建設せし時は、三百餘町に止まる、之れを古町と稱して、其町民には年頭の拜謁、其他の特典を與ふ。爾來戸口年を逐うて増加し來り、明暦年間には、大火後の市區改正あり、寛文年間には、本所、深川の開設あり、正德三年の調査にては、一倍餘の六百七十四ヶ町に達す、彼の

本郷も兼康までは江戸の内

と言へる句は、正しく此頃までの光景なるべし。

（附言）芝の露月町に兼康祐元と言へる藥種齒磨の商人あり、赤穗義士の一人堀部安兵衞武庸の揮毫せる看板にて名高し、其分店本郷に在り、今の本郷三丁目是なり。

然るに此年、深川、本所、淺草、本鄕、小石川、牛込、四谷、赤坂、麻布等の農村を收めて、市街に編入せし結果、新に二百五十九ヶ町を加へ、爲めに一躍して九百三十三ヶ町の多きに達す。其後十年、享保八年五月の調査には千六百七十二ヶ町とありて、急に七百三十九ヶ町を增加せしこと、頗る異とすべきに似たりと雖も、是れ全く寺社の門前町を加算せしが爲めに外ならざるべし。

寺社の門前町とは、其名の如く寺社の境內に建てたる町家なり、町奉行の支配外に在りしが爲めに、一種の茶屋町となり、私娼の巢窟となりしを以て、延享二年、全然町奉行の配下に屬せしむ。

其れより四十七年後、寛政三年五月の調査に依るも、千六百七十八ヶ町にして、僅かに六ヶ町を增加せしに過ぎざるを見て、之れを知るべし。

爾來七十餘春秋、世態一變して、明治維新の世となり、住民四散して、府內に空疎の地を生ぜしを以て、明治六年、町々を合倂し、若くは郡村に編入せる結果、約五百ヶ町を減じて、千百七十餘ヶ町となれり。

然るに爾來市內の戶口、益〻增加して、郡村に溢出し、先きに郡部に編入せるものは、

復た之れを市部に編入せしを以て、今は又千三百八十四ヶ町の多きに至れり。左れば江戸の八百八町として誇るべきは、二百餘年以前の事のみ、因襲の致す所なりとは言へ、實數の半分にも足らざる形容詞を以て、多年江戸の誇辭となし來りしは、實に一奇と謂ふべし。

九四　江戸の人口

江戸の八百八町、既に形容にあらず、江戸の四里四方も亦た實際にして、品川より千住、板橋に至るの間、武家、町家、連續して、到る處車馬絡繹の盛觀を呈せざるはなし。江戸眞砂に之れを誇りて『日本は扨置き、唐土にもなし』と言へるもの、固より失當の言にあらず。

此四里四方の大都會に、何程の人口を有したりしか。今より百九十七年前、即ち享保六年、町奉行支配の市民は、五十萬一千三百九十四人にして、此内女子は十七萬八千百九人なりと云ふ。其れより三年後、即ち享保八年の調査に依れば、戸數二十萬八千五百七十五戸、人口五十二萬六千二百十二人にし

て、此内女子は二十萬五百十二人なり、之れを享保六年の調査に比すれば、人口に於て二萬四千八百六人を增加せるを見る。其れより又六十九年後、寛政三年五月の調査に依れば、表通りの戶數十萬八千戶にして、人口五十三萬五千七百十人なり、之れを享保八年に比すれば、又幾分かの增加を見る。其れより又五十三年後、即ち天保十四年の調査に依れば、五十六萬二千三百人にして、又々幾分の增加あり。

此の如く一調査每に多少の增加あれども、大體に於て五十萬より下らず、六十萬に上らざるを見るべし。但だ此に注意すべきは、前記の戶口は、江戶全體の住民にはあらずして、唯町奉行の支配に屬する市民の員數なること是なり。

旗本、家人、能役者、神官、僧侶、山伏、御用達町人の類は、此中に加へず、江戶の郊外に屬する吉原の人口も、亦た此中に加へず。此外三百諸侯の邸第に住居するもの、大藩は數千人、小藩は數百人あれども、是れ又此中に加へず。

若し是等のものを盡く合算する時は、恐らく右統計の三倍にも及ぶべしと云ふ、三倍か、二倍半かは、正確に知るべからざるも、兎に角百二三十萬の人口を有したるものと見ば、大過なかるべきか。

享保十七年、全國の人口を調査して、二千六百九十二萬千八百十六人を得たりと云ふ。然らば則ち江戸は全國の人口を二十分して、其一を有てるものと謂ふべし。江戸の繁華夙に全國に冠たるもの、決して偶然にあらず。

九五 江戸の櫻花

關西は梅花を以て名あり、關東は櫻花を以て稱せらる、就中、江戸及び其附近の地、最も櫻花に饒む。

江戸の櫻花として最も古きは、名にし負ふ櫻田の櫻なるべし。日比谷公園の方より裏霞ケ關を登りて、更に日枝神社に降る所の左手に、信州飯山侯本多豐後守の邸あり、今の永田町二丁目なる支那公使館の裏手に當る。此本多家の庭中に、大なる櫻樹あり、裏霞ケ關を鹽見坂と稱するに依り、名づけて鹽見櫻と曰ふ。此櫻樹を基點とし、其東の方を櫻田と稱したるものにして、其區域、今の櫻田門外より、芝久保町の南に及ぶ。

又新シ橋外に讃州丸龜侯京極若狹守の邸あり、其庭前より流れて愛宕神社の前を

過ぎ、青松寺の所より折れて、增上寺の北手に到り、更に其表門前を經て、將監橋際の新堀川に流れ入る一溝あり、元と之れを櫻川と稱ふ。櫻川は櫻田を流るゝに因りて名づけられ、櫻田は又鹽見櫻あるに由りて稱せらるゝを見れば、此櫻樹こそ江戸に於ける最も古く、且つ名高きものゝ一なるべけれ。

左れども唯これ一株の古櫻のみ、櫻の名木たるには相違なしと雖も、櫻の名所とは稱すべからず。

櫻の名所と言へば、何と言つても指を上野の山内に屈せざるべからず。寛永二年十一月、天海僧正の江城鬼門鎭護として、東叡山寛永寺を建立するや、松杉の間に櫻樹を栽ゑて、景致を添ふ、是れより春風駘蕩の時には、櫻雲一山を罩めて、彩霞萬樹に橫はる、士民の來つて觀賞するもの群を成し、眞に

　上を下へゑいとう山の花見かな

の觀あり、其混雜、其雜沓、殆ど言語に盡すべからず。

是れより上野は永く四民遊樂の地となりしに、吉宗將軍の時に至りて、其祖廟の地を穢さんことを虞れ、更に多くの遊園地を設く。

吉宗曾て吹上の苑に過ぎり、櫻の苗、楓の苗の多く發生せるを見て思ふ所あり、小納戸松下專助當恒を顧みつゝ、

『能く養ふべし。』

と命ず、專助乃ち別に花欄を設けて、懇に水を灌ぎ、肥土を培ふこと一兩年。吉宗其長じて五六尺に至るに及び、命じて隅田川、廣尾、飛鳥山の各地に移植せしむ。中にも飛鳥山は享保五年九月を以て、櫻二百七十株、楓百本、松百本を植ゆ、櫻樹最も能く繁殖し、數年ならずして早くも美觀を呈せしを以て、吉宗自から駕を命じて、之を觀賞するに至る。

其他桃樹を中野及び本所舟堀に植ゑしむ、是れより遊樂の公園、各地に起りて、四民の泰平を謳歌する者益々多し。

九六　柏木の名櫻

江戸の櫻花の事は既に記せり、豐多摩郡柏木村なる眞言宗圓照寺の右衞門櫻は、江戸附近に於ける最も古き櫻樹なるが如し。

此櫻、花大にして、蕋長く、其香茴香の如く、他樹より開くこと遲し。寺傳に依れば、河内守源頼信の子右衛門佐頼季と言へるもの、父に從ひて、上總介平忠常を討ちて功あり、武州柏木、角筈の地を賜ふ。頼季乃ち館を柏木に構へて住し、中野庄司の女桂姫を娶りて妻とし、千壽王丸を擧ぐ、一日、頼季手づから櫻樹を植ゑて、

『あはれ家門繁昌の兆を見せよ。』

と祝せしに、櫻樹大に繁茂し、其花八重をまじへて咲き出づ、頼季深くこれを賞で、毎春、宴を花下に張るを例とす。

實にや年々歳々花相同、歳々年々人不同、頼季逝きて百六十年、江戸民部大輔頼介の時に至り、又此花を賞して、垣を繞らし、碑を建つ。

弘安の頃に至りて、兵火に罹り、此樹亦た燒失せしと雖も、翌春、芽を吹き、花を開き、枝葉復た元の如くに繁茂す。天正の頃、野火に罹りて、寺院堂塔悉く烏有に歸せしも、此櫻樹のみ幸ひに其禍を免かる。享保の初に至り、櫻樹終に枯死せしと雖も、新蘖更に生じて、又再び繁茂す。寛永の頃、春日局の此寺院を再建せしより、年々此花を贈るを例とせしと云ふ。

忠常の誅に伏せしは、長元四年にして、今より八百八十八年前に在り、然らば則ち此櫻の始めて栽植せられたるは、八百八十年前の頃に在るべく、誠に最古の櫻樹なりと謂はざるべからず。

左れども是れ事實にはあらず、源氏物語に柏木右衛門督の名あり、故ありて武藏に流されし時、櫻樹を植ゑたることの見ゆれば、地名の柏木なるより思ひ付きて、右衛門櫻と名づけたるものならん。源氏物語は作り物語にして、柏木右衛門督も亦た作り名なり、事實斯かる人、斯かる事のありたるにはあらず、後人の附會せしものなること、固より言ふまでもあらず。

但し圓照寺は其創立甚だ古く、此櫻樹のこと亦た諸書に見ゆれば、相當に古き歷史を有する名木たること、決して疑ひなし。

（附言）此柏木の右衛門櫻と澁谷の金王櫻と大井村一向宗光福寺の單櫻とを江戶近郊の三名木と稱すると云ふ。

九七　江戶の初鰹

古來江戶の人は、初鰹を珍重すれども、此物本來江戶の產物にあらず、

鎌倉を生きて出でけん初鰹

多くは鎌倉の近海より出で丶、江戸人の食膳に上せらる丶もの、

日本には先つくり候はつ鰹

其最も舌を皷して賞味するは、實に色も櫻のつくり身に在り、

目に青葉山ほと丶ぎす初鰹

初夏の候、目に新緑を眺め、耳に新鵑を聽き、口に新鮮の松魚を味ひつ丶、陶然として壺酒を傾く亦た人生の一快事ならずとせず、爾かも

初鰹如何なる人を醉はすらん

其之れを賞翫し、之れを誇負するものは、貴賤上下比々皆然らざるはなく、特に市井の輩に至りては、其價の高きをも念とせず、假令嬶を質に置いてもと力むところ、江戸人の氣象、躍如として見るが如し。

初鰹飛ぶや江戸橋日本ばし

天明、安永の頃に於ては、驕奢の風盛んに行はれ、人の初鰹を賞翫するもの、亦た其賣聲勇ましく馳せ來る魚屋の魚も、尚ほ古しと稱し、豫め其時節を計りて、舟を品川沖

に出し置き、鰹を積みし押送船の來るを見れば、直に漕ぎ寄せて、金一兩を投げ入る。舟子それを知りて、一尾の鰹を酬ゆれば、曳々櫓を早めて、急ぎ漕ぎ歸る、これを稱して眞の初鰹喰と言ふ。左れども文化年中に至りては、此風全く止みて、唯往時の豪擧を傳唱するに過ぎず。其頃は初鰹の値段、目の下一尺四五寸の物にして、金百疋くらゐ、追々盛漁となるに從ひ、其價漸次下落して二百五十文ばかりとなる。爾かも此に至りては、最早唯の鰹のみ、初鰹にはあらず、伊勢屋と雖も、時に之れを味ふことあらん。誠なるかな。

鎌倉の海より出でし初鰹皆武藏野のはらにこそ入れ

去るにても江戸人の初鰹を珍重するは、何時の頃より始まりたるか。天文六年の夏、小田原の近海に、多くの釣舟出づ、遠く望めは、片々たる竹葉の水上に泛べるが如し。城主北條左京大夫氏綱小舟を其間に浮べて、酒を酌みつゝ、釣魚の狀を觀覽す、會々一魚あり、跳つて舟中に入る、氏綱取つて見れば鰹なり、

『悦ばしや勝負にかつをぞ』

と祝し、これを下物として、又酒を傾け、歡興一入深し。

かつをの瑞、果して驗あり、此年七月中旬、氏綱自から將として川越城を攻め、上杉五郎朝定を走らして、其城を略し、終に武州を定む。

是れより小田原將士の戰場に臨む時は、專ら鰹を用ひて、門出を祝す。

江戸の北條氏に領有せらるゝこと六十二年、江戸人の初鰹を賞翫するもの、蓋し其遺風ならんと云ふ。

左れども江戸人は江戸土着の人にあらずして、諸國移入の人なり、混して德川氏領有以後のことなれば、小田原の遺風傳來せしと云ふは、如何あるべきか。

顧ふに江戸人は任俠にして、負けぬ氣を有するもの、かつをと言へる名の無性に氣に入り、終に之れを喰はざるを恥とするの風習を作り出せるものなるべし。

味の外に味あり江戸の初鰹

九八　奉行所の茶屋

町奉行は江戸の行政、司法、警察を掌りしものにして、市長、警視總監、裁判官及び典獄を兼ねたるもの丶如く、其權重く、其威亦た强し。

奉行は一人の時あり、三人の時ありしと雖も、概ね二人を以て、常制となし、之れを南北の二ヶ所に分つ。

南奉行所は鍛冶橋內に在り、即ち今の有樂座の在るところ。

北奉行所は呉服橋內に在りしことあれども、多くの場合、常盤橋內に在り、今の鐵道廳の在るところ。

町奉行の元祖は板倉四郎右衛門勝重にして、其特に有名なるは、大岡越前守忠相、これに亞ぐは遠山左衛門尉景元なること、苟も芝居を見るもの丶皆知るところ。

町奉行と言へば、最も恐ろしきもの丶一つにして、奉行所と言へば、又最も嫌やなるもの丶一つなり。然るに此奉行所の茶屋に、一の名物ありと言ふに至りては、名物其物よりも、先づ一驚を喫せざるを得ず。

名物とは何ぞや、石燒豆腐即ち是れなり。此兩奉行所の腰掛に、三軒づ丶の茶屋あり、今の監獄前の差入屋の如し。

公事訴訟人の出頭する時は、先づ茶屋より荒莚を借り受く、其損料一枚に付二十四文。茶を汲んで出だす、其茶代若干文。

頓て午時となれば、持參の辨當を開きて、酒を呑み、飯を喫す、此時、茶屋より出だすは、例の石燒豆腐、風味殊に佳なりとして、公事訴訟人の皆舌を皷するところ。

當時、公事訴訟人の辨當は、中々大層の物にして、其饌餘のものは、皆茶屋に殘し置きて去る、特に名主の如きは、歸途、必ず茶屋に寄りて、酒宴を開くを例とす。彼の石燒豆腐は、其殘りの酒に浸し置くが故に、其風味殊に佳なるものなりと云ふ。

斯かる狀況なれば、茶屋の利益も少からず、其株を讓る時は、七十四五兩より、高きは百兩に上ることも亦た有り。

然るに寛政三年四月六日、南奉行池田筑後守長惠、北奉行初鹿野河内守信興の時、此制を改め、茶、敷物は公儀より之れを給し、腰掛へ酒肴を持參するを禁ず。但し斯くては茶屋は其利益を失ふが故に、一軒に對して金百七十兩づゝを與へ、尚ほ爾來給金として金二兩二分、飯米代として金六兩づゝを給することゝせり。隨て名物の石燒豆腐、亦た跡を絕ちしなるべし。

淺草の溜にも美人あり、奉行所の茶屋にも名物ありと言ふに至りては、亦た以て珍とすべし。

九九　御早の速力

往時は今の如き郵便制度の設けこそなけれ、公儀并に諸侯の爲めには、之れに似たる仕組もありしなり、即ち驛傳の法是れなり。

日本橋に大傳馬町あり、小傳馬町あり、大傳馬鹽町あり、小傳馬上町あり、四谷にも、赤坂にも傳馬町あり、傳馬役所あるが故に此名あり。

傳馬役所は總て御用狀の往復、御用荷の運送を掌るものにして、取りも直さず公儀の郵便并に小包なんどを取扱ふに外ならず。傳馬役は其町の名主之れを勤む、天正十八年八月、家康の入國するや、寶田村及び千代田村の農民佐久間平八、馬込勘解由等人夫及び傳馬を率ゐて出で迎ふ、家康其志を賞して、道中傳馬役となす。

大傳馬町の傳馬役は、佐久間平八之れを勤む、平八の故郷參州に退隱するに及びて、馬込勘解由これに代る。

傳馬役は世襲なり、勘解由の子を平左衛門と曰ひ、平左衛門の子を又勘解由と曰ふ、是れより隔代に平左衛門、勘解由と稱し、時としては平介と名乘ることあり。其邸宅は即ち役所にして、大傳馬町二丁目北側に在り、冠木門あり表玄關ありて、其構へ堂々たり。

此傳馬役の取扱ふ中に、早打御狀箱と言ふものあり、最も急速を要するものにして、俗に御早と稱ふ。

御早は道中を宿次に送達するものにして、江戸老中屋敷と、京都所司代屋敷との間を、元の二十四時、今の四十八時間、即ち僅々二晝夜にして達するなり、奔馳鳥よりも早しと謂ふべし。

御狀は小葛籠に入れて、棒先に結び付く、或は特に紙幟を葛籠に立つることあり、人足は總て二人なり、一人は葛籠、一人は高張提灯を持つ。

途中には種々の特權あり、大諸侯の行列に逢ふとも、御先長刀の來らざる内は、此行列を横切つて走せ行く。

若し川止めに會へば、川明きの先頭第一に渡り、半時の後、定飛脚亦た渡り、其れより

武家、町人と順々に渡る、時としては御早の越したる後、又暫時にして川止めとなることあり。

老中又所司代の屋敷に達する時は、草鞋の儘、駈け入りて、御状箱を渡すを法とすと云ふ。

傳馬一日の行程凡そ七十里を準とすること、孝德天皇以來の制なり、江戸、京都間を二晝夜にして達するもの、之れに基づく。

（附言）　將軍家光曾て食傷に惱み、醫官治法を誤りて、人事不省に陷ること一晝夜に及び、其危篤を京都に報ずるもの頻々たり、然るに翌日忽ち快癒せしを以て、又其事を京都に報す、此時は人心の動搖せんことを虞れ、大急ぎに急ぎて、十八時にて達す、即ち今の三十六時間なり。

一〇〇　罪人の引廻

傳馬役所の職掌の一として、重罪人の市中引廻しに用ふる乘馬を供給するを例とす。

凡そ斬罪、火刑、獄門、磔刑等の重罪人は、多くは市中を引廻したる上にて、死刑に行ふ。

市中引廻しとは言へども、江戸の八百八町を盡く引廻すものにはあらず。

普通の斬罪は、牢獄の構内に於て行ふものにして、是等は先づ小傳馬町牢屋敷の裏門、俗に謂はゆる地獄門より出で、鐵砲町、本石町二丁目、十軒店、室町、日本橋、四日市、江戸橋、荒布橋、親父橋、新材木町、田所町、人形町通より、又牢屋敷裏門より入りて、刑場に就く。

火刑、磔刑は、鈴ヶ森か、小塚原かに於て行ふ。

鈴ヶ森の分は、前記の道筋を日本橋より直に鈴ヶ森に向ひ、小塚原の分は、本石町二丁目より神田に向ふもあり、或は人形町通より直に小塚原に向ふもありて、一定せず。

彼の天和二年二月、火刑に行はれたる八百屋お七は、日本橋より鈴ヶ森に送られ、享保十二年十二月、獄門に行はれたる白子屋お熊並に手代忠七は、小塚原に送られしなり。

此引廻しに用ふる乘場は、駄馬にして、其時、馬屋に居合せしものを用ふ。此馬、其跡も廢馬とせられず、其儘荷物運搬の爲めに使用せらる。左れども市民は此馬に自

家の物品を積み載するを嫌ふが故に、必ず不淨拂ひの法を行ふ。其は引廻しの用の濟みたる後、先づ一ッ橋門外に曳き來り、公儀御用の薪木を積みて、同じ門內なる御搗屋の御臺所へ持ち込む。斯く公儀の御用を勤むる時は、是れにて死罪人の穢れを拂へることゝなり、其れより市中諸家の荷物を付けて、運送を行ふことゝす。

罪人引廻しの道筋は、僅か二十町ばかりの間に過ぎずと雖も、牢獄の位置が位置なれば、江戸の市中目貫の場所を選りに選つて、通過することゝなれるなり。今ならば見物人の爲めに、電車も止まる騷ぎなるべし。

一〇一　傳馬町の牢屋

(一)

雀は化して蛤となり、薯蕷は變じて鰻となる、牢屋の跡變じて精舍の地となるも亦た此類か。

今の小傳馬町一丁目に於ける大安樂寺の在る所は、實に往時四人の爲めには大苦

痛所たりし牢屋の跡なり。牢屋は天正以來、常盤橋外に在りしを、慶長年間に至りて、此處に移す。

牢屋奉行を石出帶刀と曰ふ、其下に同心四十人、下男三十人ありて、之れに屬す。帶刀は本多圖書常政なるものゝ裔なり、家康に仕へて驍名あり、會ゝ群盗關東に横行し、諸民皆之れに苦しむ、帶刀乃ち命を奉じて盡く捕斬す。家康囚人を馭するは、勇武帶刀の如きものならざるべからずとし、更に牢屋奉行となして、三百俵を給す。是れより牢屋奉行は世襲となり、子孫代々帶刀と稱す。

牢屋に數種あり、揚座敷、揚屋、大牢、二間牢、百姓牢、女牢の外、別に溜あり、郡代牢あり、刑期終りたるも、引取人なきものゝ爲めに、人足寄場なるものあり。

揚座敷は五百石以下、御目見以上の旗本を入るゝ所にして、中に疊を敷く、但し五百石以上のものは、總て御預けとなす。

揚屋は御目見以下の御家人、及び大名、旗本の家臣、僧侶等を入る、揚屋以下は總て莚を敷く。

大牢、二間牢、百姓牢は、皆庶人を入るゝ所なり、但し大牢は戸籍あるものを入れ、二間

牢は無宿のものを入る、故に又無宿牢とも言ふ、百姓牢は其名の如く農民のみを入る。

女牢は言ふまでもなく婦女子を入るゝ所なり。

以上の諸牢は、皆小傳馬町の牢屋内に在り。

溜は病人、幼者を置く所にして、淺草及び品川に在り。

郡代牢は馬喰町代官所支配内の農民を置く所にして、本所に在り。

人足寄場は佃島に在り、寄場は寄場奉行の支配に係りて、牢屋奉行に屬せず。

牢屋は元と土藏造りにして、三方を壁とし、前の一方を格子とせり、然るに囚人の苦痛甚だしきを以て、天和三年、新に揚座敷を建築せし時、四方格子に改む。囚人の衣類は、毎年五月、九月の兩度に給與し、食物は朝夕の二度にして、汁と菜とを添ふ、但し揚座敷のものは、本膳、坪平つきなり。行水は毎月數度行はしめ、月代は毎年七月、十二月の兩度に行ふ、牢名主のみは特に一ケ月に一度行ふを許す。囚人若し疾病に罹る時は、醫師に診察せしめて、藥を與へ、或は溜に送りて加養せしむ。

牢内は夜中一點の燈火をも備へず、室内暗黑にして、物色をも辨せず、隨つて恐るべ

き慘虐は、此夜陰に於て行はるゝを常とす。

囚人の仲間に憎まるゝもの、若くは疾病に罹りて、他の厄介となるものは、大抵暗黒なる夜陰を以て其虐殺する所となる。 其手段は、當人を蒲團にて包み、逆まに立て置きて殺すことあり、或は板間に押し伏せ、手拭又は衣類を口中に突込みて其呼吸を塞ぎ、一人其上に跨り、胸落の所へ、ドンと尻餅を舂きて殺すことあり、眞に此世の地獄に異ならず。

（二）

囚人の中に、名主、添役、角役、二番役、三番役、四番役、五番役、本役、本役助、詰の番、詰の助番等あり、これを牢役人と曰ふ。

名主は重罪人にあらざる囚人中より選拔し、他は名主之れを指名す。

外に隅の隱居、詰の隱居、穴の隱居、客分等あり、隅の隱居は、曾て入牢せしことあり、名主を勤めて、牢内の作法に心得あるもの、其他は牢役人に知己あるか、又は多くの金錢を持ち來れるものを以て、之れに充つ。 實にも地獄の沙汰も金次第、始めて入牢

するもの、金錢を持參すれば、厚遇せられ、持參せざれば、則ち虐遇せらる、其命を繋ぐ蔓なるを以て、之れを稱してツルと言ふ。ツルを牢内に持ち入るは、獄法の禁ずるところ、入牢の際、一々嚴重の檢査を行ひ、之れを所持するものは、盡く取り上げらる、左れども此事情を知るものは、如何にもして密に持ち込まんとし、或は帶の中へ縫け込むものあり、或は襟の中へ縫ひ入るゝものあり、是等は一檢して忽ちに發見せらる。中には二朱金を肛門の中に入れて來るものあり、此の如き疑ひあるものは、梅干を呑ます時は、直に放出すると云ふ。

左れば法嚴にして、術愈々巧みとなり、多くはツルを腹中に呑み來る、是等は入牢後三日目位にして排出するが故に、便を漉して之れを取る。

ツルは名主及び牢役人の所得となす、獄中尙ほ此金儲けの法あり。

(三)

此に囚人入牢の光景を見るべき活ける事例あり。

長州の士吉田寅次郎、松陰と號す、安政三年三月二十八日、伊豆の下田に於て米艦に

搭乘せんとし、事露はれて逮捕せられ、四月十五日、送られて江戸に來り、北奉行所に於て、一應訊問の上、揚屋入を命ぜらる。奉行所に於て、飯及び味噌、白湯を給せられ、之れを喫して後、玄關より轎に乘じ、牢屋同心に護られて、小傳馬町の獄舍に到る。時に日既に晡る、閻魔堂と稱する所に於て、氏名年齢を問ひ、奉行所の送狀を照らして、外鞘の外戸中に入れらる、鍵役

『御吟味筋は何事ぞ。』

と問ひ、松陰

『米艦に乘じて、五大洲を周遊せんと欲し、事露はれて捕へらる。』

と答ふ、是れより二三の問答ありて後、當番

『揚屋には法度あり、金銀、刄物、書物、火道具類を持ち入ることと相成らず、何も持ち居らざるか。』

と問ひ、張番に命じて、一々衣類を點檢せしめ、終れば、鍵役

『東口揚屋。』

と呼び、彼れ

『ハーイ。』
と答ふれば、鍵役又
『揚屋入が一人ある。』
と告ぐ、彼れ又
『ハーイ。』
と答ふれば、鍵役重ねて
『北の御掛りにて、松平大膳大夫家來杉正一厄介吉田寅次郎、二十五歲。』
と呼ぶ、彼れ又
『ハーイ。』
と答ふれば、鍵役尙ほ
『此囚人は御掛より手當のことを申來る、厚く手當を致し遣はすべし。』
と命ずれば、彼れ又
『ハーイ。』
と答ふ、これを手當囚人と稱す、斯くて揚屋の戸前を開きて、中に入るれば、其處は板

間なり、囚人松陰を此處に伏せしめ、衣服を以て、其頭を掩へば、名主キメ板を以て、其背を撃つこと一回、

『御掛は誰ぞ。』

と問ふ、松陰

『井戸對馬守。』

と答ふれば、名主

『御吟味筋は何事ぞ。』

と問ふ、松陰

『米艦に乘じて、海外を周遊せんとせしも、事成らずして捕へらる。』

と答ふれば、名主

『善く聞け、日本一三奉行入込東口揚屋とは此處ぞ、命の蔓は何百兩持ち來りしか。』

と問ふ、松陰

『下田に於て縛に就ける時、所持品は悉く沒收せられて、身には一錢もなし。』

と答ふれば、名主大に怒りて、

『奉行に慈悲ありとも、獄中に慈悲なくば、何とて一命を繋がるべきや、己れ命は何ともなきか。』

と詰る、松陰

『去りとて今更如何にとも詮方なし、且や我等は固より死罪を覚悟するもの、一命を捨つるは何ともなし。』

と答ふれば、名主心折れて、色を和らげ、

『朋友なり、親戚なりに、書面を送りて、金銭を求め得るの道あるか。』

と問ふ、松陰

『屹度とは受合はれがたきも、其道なきにもあらず。』

と答ふれば、名主

『然らば明日急に書面を出せよ。』

と言ひ、又其背を撃つこと二回にして止む。

衆皆松陰の履歴を聞かんことを望む、松陰具に之れを語れば、何れも感激せざるはなし。

名主添役に日命と言へる僧あり、側より松陰に向つて、

『夷人の船に入り、夷將の首を取つて來らば、死すとも面目あらん、汝の如きは夷人の憐みを請はんとするもの、卑劣も亦た甚だし。』

と難ず、翌朝、松陰書を白井小助に贈りて、若干の金子を取り寄すれば、其効目は的面、忽ち御客となり、若隱居となり、更に上つて假坐隱居となり、又上つて二番役となり、終に進んで添役となる、是に至りては、日命上人復た顏色なし。

松陰の投せられたる東口揚屋の牢役人並に其坐席は左の如し。

見張り　疊を積みて高くす

名主

角役或は角隱居

穴の假坐隱居或は穴の若隱居或は穴の御客

前戸

板間

同

水流シ

添役

二番役

本番　若隱居或假坐隱居

同　御客

同　向通り

同

三間

二間半

白龍魚腹すれば豫且に困める、松陰先生入獄すれば、亦た狗鼠輩の下風に拜跪せざるべからず、爾かも其

『獄中、法制嚴密、名分井然、甚だ樂むべし。』

と言ふを見れば、獄裏亦た自から樂地ありて存するものか、又奇、又妙。

一〇二　囚人の釋放

牢屋火災の時は、三日間を期して、囚人を釋放す、これ明曆大火の際、牢屋奉行石出帶刀の開きたる先例にして、其事最も記するに足るものあり。

時しも明曆三年正月十八日の午の刻、猛風砂塵を捲きて、乾坤濛々、晝も猶ほ夜の如き折りしも、忽ちけたゝましき警鐘亂打の聲、滿都に響き渡る、これぞ本郷丸山本妙寺より起れる世にも名高き振袖火事なりける。

本郷と日本橋とは、南北相隔つること數十町、ヨモ此處まではとの油斷は大敵、燎原の火勢、猛烈防ぐべからず、酉の刻の頃には、早や紅炎小傳馬町に襲ひ來つて、素破やと言ふ內、忽ち牢舍の一角に燃え移る。時に囚人の牢舍に繫がるゝもの凡そ百二

三十人。彼れも人なり、爭かで見殺すに忍びん、奉行石出帶刀、急に援け出さんとす。左れども牢には錠あり、鍵は町奉行の手に在り、其指揮を請へる間には、牢も人も皆灰燼と化し去らん。援けんか、越權を奈何、援けざらんか、不仁を奈何。兎せん角せん、事急にして、今は思慮の暇だにあらず、帶刀忽ち奮然として號ぶ、

『好し、我れ死して、彼等を援けん、後日若し御咎めあらば、我れ腹を切つて、罪を謝せんまでぞ。』

思慮頓に決すれば、部下の同心に向ひて、

『疾く牢の戸前を砕けよ、疾く〳〵撃砕けよ。』

と命ず、牢々の鎖鑰は咄嗟に撃破せられて、囚人は早くも庭上に引き出さる、帶刀儼然として、

『如何に面々、能く承れよ、我等一命に掛けて、汝等を放し遣はすべきぞ、疾く〳〵淺草新寺町の善慶寺に參れ、三日の中に還り來らば、恩典を與へん、若し還らずんば、嚴刑に處すべきぞ。』

と告げ、門を開きて、ソレと指揮すれば、囚人皆バラ〳〵と淺草見付の方に馳せ行く。

見付の番人、見て破獄なりと思ひ、急に門扉を鎖して、通行を禁ず。囚人今は進むこと能はず、見付の石垣より河中に飛び入り〳〵、辛くも死を免かれて、善慶寺に入る。實にや彼れも亦た人、何どか恩を感ぜざらん、翌十九日、唯一兩人の外は盡く還り來る。

帶刀乃ち狀を具し、旨を請うて、死一等を減じ、其歸らざるものは、後ち捕へて斬に處す。幕府其機宜の處置を稱して、復た帶刀の專斷を咎めず。

大火の際、囚人を釋放するの例、是より始まる。

（附言）此時の帶刀は連歌を善くして、常軒と號す。

一〇三　無宿島の由來

（一）

人足寄場とは、刑期滿つるも、引取人なきものを置く所なること、小傳馬町の牢屋の項に掲ぐる所の如し。元と此人足寄場は、無宿の者に家屋を與へ、無職の者に職業を授くるの制度にして、實に火附盜賊改加役長谷川平藏宣雄の發案に係る。

平藏は世に名高き稲葉小僧を召捕りたる人にして、賞罰正しく、慈心深く、頓智の裁判亦た多くして、世に今大岡殿と稱せらる。平藏市中に放火あり、盗難あるは、全く無宿者、若くは薦被りと稱する乞丐の徒の多きに基づくを察し、放火、盗難の跡を絶たんと欲せば、先づ是等の徒を狩り盡して、正業に就かしむるに若かずと信じ、寛政二年二月、閣老松平越中守定信に建言して、此人足寄場の制を設く。平藏先づ佃島の脇に一萬六千餘坪の洲あるを見立てゝ、此處を人足寄場と定め、役所及び無宿者を入るべき長屋を建築し、此年五月に至りて成る。平藏乃ち市中を徘徊せる無宿者及び乞丐の徒を捕へ來り、定信より交附せし、

『其方共罪之なき者に付、佐州表へ差遣はさる可きの處、此度厚き御仁惠を以て、加役人足に致し、揚場へ遣はし候、銘々仕覺え候手業申付候、舊來の志を改め、實意に立歸り、職業出精致し、元手にも有付候樣致す可く候、身元見屆候て、年月の多少に拘らず、地所下され、江戸出生の者は其場所へ店を持たせ、家業を致させ候、尤も公儀よりも職業道具下され候、又其始末により、相應の御手當之ある可く候、若し又御仁惠をも辨へず、申付に背き、職業不精候か、或は惡事等之れあるに於ては、重き

御仕置に申付く可き者也。』

との書付を讀み聞かせ、且つ

一、博奕致候者、惡巧致候者之ある段申聞候者へは、其始末により御褒美。

一、盜賊致候者死罪。

一、徒黨箇間敷事致候者同斷。

一、寄場逃去候者同斷。

一、寄場に於て博奕致候者同斷。

但手合掛り候者も其始末にて輕罪。

一、申付相用ひず、職業不精致候者遠島。

但輕きは佐州又は豆州の島へ差遣はす可く候。

との規則を申渡し、終りて彼の洲に送る、無宿者を置く所なるを以て、俗に之れを呼んで無宿島と曰ふ。

(附言) 深川油堀に住せし代官大草太郎左衛門罪ありて遠島に處せらろ、因りて其家屋を移して、人足寄場の役所幷に長屋となし、其後次第に建て繼ぎしものなりと云ふ。寛永十九年、天下大饑饉の時、諸民窮困して、乞食となり。

赤裸々の上に、薦を被りて、路頭に臥す。世俗是れより乞兒を稱して薦被りと言ふ。

（二）

無宿者も、薦被りも、島に送らるれば、加役人足と稱せらる。此人足は面々の仕馴れたる業に就かしむ、隨つて其職業は千差萬別にして、大工あり、左官あり屋根職あり、紙漉職あり、豆腐屋あり、炭團屋ありて、一々數へ盡しがたし。大工には大工の道具を與へ、左官には左官の道具を給して、夫々の職業に就かしむ。桶職には檜木の木片など與へて、小盥、小桶の類を作らしむ。紙漉職には諸役所にて不用となりたる反古類を受取り來り、之れを原料として鼠半切を漉かしむ。ヨク〳〵不職のものには、藁を給して、繩を綯はしむ。商人に卸すべきは卸し、役所に納むべきは納む。諸役所にて使用せる鼠半切の如きは、多く此加役人足の製品に係る。

斯くて其工錢は之れを積み立て、相當の元手となりたる時、各々其出生の地に於て正業に就かしめ、家業の道具は其儘本人に賜ふ、是等の經費は如何にして支辨せし

やと言ふに、當時、錢の相場、非常に下落し、特に寛政三年四月には、一兩に付六貫二百文にまで低落す、平藏此に見る所あり、人足寄場に於て、錢を買入れしに、一兩日にして、忽ち五貫三百文に騰貴す、平藏其機に乘じて、先に買入れたる錢を悉く賣拂ひ、其得たる利益を以て、此れに充つ、機敏驚くに堪へたり。

此制度の行はれてより、刑餘の身にして、他に引取人なく、且つ再犯の虞あるものは、盡く此島に送りて、就業せしむ。是れより市中に遊民なく、乞兒なく、隨つて放火、盜難の類、亦た著しく減少するに至る、長谷川平藏の功、亦た偉なりと謂ふべし。

平藏は本役を以て、人足寄場の支配をなすこと三年、寛政四年に至りて、御先手に轉ぜらるゝと同時に、其功勞を賞して物を賜ふ。平藏は斯く御先手に轉ぜしも、尚ほ時々見廻はるべきの命ありて、引續き寄場の職務に關與すること五ヶ年、寛政八年の頃、病んで歿す。平藏の職を解かれてより、御徒目付村田鐵太郎之れに代る、寄場奉行の名稱、此時より始まる。

平藏は本所の花町に住し、本所の平藏樣とて世に隱れなし。幕府平藏の今大岡殿と稱せらるゝのみならず、又其材幹の用ふべきを知りて、これを町奉行となさんと

するの意なきにあらず、左れども其持高の少なく、其家格の卑きを以て、終に其沙汰なかりしと云ふ、惜むべきかな。今平藏の人となりを知るに便せん爲め、其逸事の一節を記さん。

一〇四　本所の平藏樣

人足寄場の制を設けて、無宿の者に宿を與へ、無職の者に職を授けたる火附盜賊改加役長谷川平藏とは如何なる人ぞや。

其詳傳は之れを知るを得ざれば、唯一の逸話を揭げて、其爲人の一斑を知るに便せん。本所三ツ目邊に、平藏と言へる大工あり、京都に出稼ぎすること二三年、歸るに臨みて、知己の甲乙に向ひ、

『若し我れを便りて、江戸に下らん時には、本所にて平藏と尋ね玉へ、直ぐに知れ申さん。』

と告ぐ、これぞ一時の戲言とも知らず、一人の大工、

『京都の稼ぎも思はしからねば、一つ本所の平さんを便り、江戸にて一稼ぎ稼ぎて

見ん。』

と思ひ立ち、遙る〱江戸に下りて、本所に到り、但ある家に就て、

『モシ〱平藏さんと言ふ人の宅は、何の邊か敎へ玉へ。』

と問ふ、其人

『本所と言へば、甚だ廣し、唯平藏さんとばかりにては、知れやうなし町名は御存知なきや。』

と問ひ返す、大工

『左れば町名などは何と申すか、一向存じ申さず、本所にて平藏と言へば、知らざるものなしと承はり、其れを便りに尋ね來つるなり。』

と答ふれば、其人首を上下に掉ること數度、

『本所にて、知らざるものなき平藏様ならば、長谷川様の外にあらず、定めて彼の御方を尋ぬるものならん。』

と思ひ込み、

『それなら花町に到りて、尋ね玉へ、直ぐに知れ申さん。』

と告げて、其道筋を敎へ示せば、大工辱しと一禮して立ち去り、道を聞き〳〵、三之橋の北手なる花町に尋ね行きて、
『平藏さんの御宅は。』
と問へば、成程直ぐに分りて、
『其はツイ向ふの御宅なり。』
とて門長屋ある一邸を指さし示す、大工首を傾けつゝ、
『ハテナ這は大工らしき構へにてはなきが、定めて此屋敷の內に居るならん。』
と思ひ、ツカ〳〵と門內に入らんとする時、忽ち
『こりや待て、何處へ參る。』
と一喝せしは、左もいかめしげなる門番なり、大工ハツと小腰を屈めて、
『私は平藏さんに用事ありて、京都より參りしもの、一寸御逢はせ下さるやう。』
と言ひも了らず、門番赫と怒りて、
『オノレ平藏さんとは、何たる無禮ぞ、あれ搦め取れや。』
と犇めき立つ、此事早くも奥に聞ゆれば、

『其者何か仔細あらん、繩打つに及ばず、其儘連れ來れ。』

との指圖に、わなゝく大工を押へて、白洲に押し据ゆ、ツカ〱と出で來れる役人、チッと大工を見遣りつゝ、

『上方より平藏に逢はんとて、尋ね來れるは、其方なるや、平藏とは此方なり。』

と告ぐ、これぞ當時「本所の平藏樣」と言はるゝ長谷川平藏其人。

大工恐る〱首をあげて、一目見るより、忽ちハッと驚きて、聲も出でず、唯わなゝく

と打ち顫ふ、平藏此體を見て、言葉を和らげ、

『遠路はる〲と尋ね來しには、何か仔細あるべし、具さに申せ。』

と諭せば、大工恐る〱委細の事情を申立つ、平藏早くも

『扨は彼の平藏とやらん言へる奴、此者に戯れしならん。』

と思ひ、更に

『好し〱、明日は其方の尋ぬる平藏に逢はせ遣はさん、今日は緩る〱休息致せ。』

と告げて、明部屋に泊め置き、早速

『本所にて平藏と名乘る者は、明日六ツ時、罷り出づ可し。』

との配符を廻せば、平藏と名乘るもの凡そ五十人ばかり、皆何事かと訝かりつゝ、翌日早朝、平藏の宅に集まり來る、平藏一同を白洲へ呼び入れて、
『其方共は平藏と申すものか。』
と問へば、一同聲を揃へて、
『へイ〳〵〳〵。』
と答ふるさま、宛がら落語のおちの如し、平藏彼の京都の大工を呼出し、
『其方の尋ぬる平藏、必ず此内に在るべし、能く見よ。』
と告ぐ、大工一人づゝ見遣るに、幼者あり、老人ありて、それと思ふ人もあらず、最後に至りて、漸く彼の大工の平藏を見出だし、
『我が尋ぬるは、彼の者にて候。』
と言ふ、平藏乃ち他の平藏を還へして、彼の平藏一人を殘し、
『こりや平藏、此者はる〳〵其方を便りて、尋ね來りし間、引渡し遣はす、厚く世話致し取らすべし、等閑の致方あるに於ては免すまじきぞ、相應の有付あらば、屹と屆出づべし。』

と嚴重に申渡す、大工の平藏大に恐れ入り、早速彼の者を引取り歸へりて、厚く世話せしと云ふ。

此大工の平藏は飄輕者なり、花町の近傍に住みて、世人の長谷川平藏の事を、本所の平藏樣と言ふを知る、京都を去る時、其事を思ひ出で〻、一寸洒落れたる積りなりしに、其を眞に受くるものありて、斯かる喜劇を演ぜしなり。去るにても平藏の處置、計り得て妙なり、當時稱して今大岡殿と言ひしも亦た宜なり。

一〇五　明和の大火

明和九年とはめいわくの年となる、かつぎ屋の多き江戸の市民、『扨も緣喜惡し、何か變りしこともあらん。』と早や年の始めより、眉を顰め頭を惱ます、杞憂空しからず、果して明曆にも劣らぬ大火災あり。

二月二十九日は、朝より西南の風、烈しく吹き荒みて、砂烟天を掩ひ、日光亦た明を失

ふ、諸人

『斯かる日に、火事にてもあらば大變なり。』

と危惧する折りしも、午の上刻、目黒行人坂の天台宗上圓寺より火を發す、これぞ長五郎坊主眞秀と言へる惡徒の放てるもの。

警鐘亂打の聲に、素破や火事ぞと立ち騷ぐも、火も烟も皆烈風の爲めに地を這うて、空には騰らず、

『火元は何處ぞ、火事はいづこぞ。』

と驚き、惑ふ間もあらせず、猛火は家を舐め、藏を呑みて、倏忽の間に、永峰町通りに燒け出で、一方は白金より三田新網町邊を襲ひ、一方は麻布より狸穴、飯倉を掠め、兩火又合して一つとなり、其幅十町ばかりとなりて、芝の久保町に押し行き、臼杵藩主稻葉侯の邸に移ると齊しく、火勢一層の猛烈を加へて、櫻田、虎の門より丸の內に侵入し、大小諸侯の邸第を燒き盡して、日比谷、馬場先、櫻田、和田倉、神田橋、常盤橋の諸門を燒き拂ひ、一方日本橋に入れるものは、南は通三四丁目西側、元四日市町、萬町、西河岸邊より、南傳馬町、中橋を限りて、上槇町まで、北は本町、石町邊を燒き拂ひ、一方神田に

入るものは、神田橋外の武家を燒き盡して、小川町入口、駿河臺、昌平橋、筋違門より外神田に出で、神田明神、聖堂、湯島天神を舐めて、上野を襲ひ、更に轉じて、車坂、廣小路、御徒町、三味線堀、坂本、入谷、金杉、箕輪、小塚原、吉原、千住より大橋向の掃部宿まで燒け拔け、尙ほも下谷廣德寺村より新堀、阿部川町、鳥越邊、本願寺、淺草寺、傳法院の境內、馬町、新鳥越、橋場に燃え拔く。

此夜亥の刻の頃ひ、別に本鄕田町より火を失して、東北に燒け進み、晝の火と二つに分れて、森川宿、追分、駒込、白山、雞聲ヶ窪入口、鰻繩手、土物店、千駄木入口、根津、谷中感應寺、芋坂、根岸に至り、東叡山を取卷きて、家なき方に燒け出づ。

其翌晦日巳の刻に至りて、風位北に變し、更に東に轉し、火災忽ち逆轉して、今まで燒け殘りたる大傳馬町、馬喰町二丁目、濱町、堺町、葺屋町、小網町、大坂町、田所町、難波町、住吉町、伊勢町、駿河町、室町、日本橋、中橋、京橋にまで延燒す、會〻大雨降り過ぎて、風止み、火も亦た鎭まる、時に未の刻。

猛火荒れ廻ること一晝夜、日吉神社、神田明神、湯島天神、本願寺、天德寺等を始めとして、神社佛閣の烏有に歸せしもの少からず、武家民家の燒失せしもの、長六里、幅一里

に及び、死者傷者、勝げて算ふべからず、死屍の糜爛せるもの、此處に十人、彼處に五人、枕を並べて倒るゝ狀、慘の又慘。
盜兒時を得て出沒し、巧みに財寶を掠めて遁げ去り、間々見付けられて、半死半生の憂目に逢ふものあり。
漸く四五日を經て、繩を張り、板を建つ、左れども餘燼二十日を過ぐるも、尙ほ滅せず、夜々諸所より紅炎を噴く、滿目荒凉、曠野の如し。
明曆の大火は、家並も疎にして、構造も亦た粗なり、今は防火線もあり、除火地もあるに拘はらず、尙ほ其延燒此の如し、諸人皆舌を捲きて、猛火の慘に驚き怖る。
雪中庵蓼太横山町に住す、此火災に遭うて、深川六間堀要津寺中の芭蕉庵に遁れ、早速筆を執りて、
　緋ざくらを忘れて靑き柳かな
との一句を賦し、見舞に來れる人々に句を乞ひ、百韻に充てゝ、夜を明かせしと云ふ。
此年十一月二十五日、元を安永と改めらる、誰人の詠み出でけん、一の落首あり、曰く
　年號は安く永くとかはれども諸色たかくて今に明和九

一〇六 天明の饑饉

（一）

事物各〻由る所あり、天明七年の大饑饉亦た然り。天明の國音、天命と通ず、皇天何を怒りてか連りに嚴譴を降し玉へる。元年の秋には、關東諸州に洪水ありて、江戶の橋々、多く損ず。二年七月十四日の夜には、大地震あり、小田原最も甚だし。三年の秋には、淺間山の噴火あり、上野、下野、信濃、美濃、武藏、下總の諸州に、焦土を降らし、熱湯を流して、田畑の荒蕪となりし處少からず。此年奥羽の二州、亦た五穀稔らず、餓莩途に截つるの慘狀を呈す。

四年には、諸國饑饉にして、時疫亦た行はれ、米價騰貴して、一兩に三斗二三升に至る五年には、夏より秋に至り、旱天打續きて、米麥共に損害を被る。

六年正月には、江戶に大火あり、七月には、又洪水ありて、其被害頗る甚だし。

此の如く連年天災に天災を加へ、凶作に凶作を重ねたる結果、愈〻江戶に此饑饉の

大椿事を演出し來る。

天明七年の春より、府内の米價次第に騰貴し、初めは百文に白米六合なりしに、五合となり、四合となり、四五月の交に及んでは、更に騰りて三合となり、麥、大豆、小豆、粟、黍、稗の類、亦た隨つて騰る。然るに商賈は利の上にも利を得んと欲し、逸早く諸方の米麥を買ひ〆めて、賣り出さず、仲買、小賣の商人亦た之れに倣ひ、堅く藏めて賣らんともせず。府内の賤民、今は露命を繫ぐに由なく、何れも名主、月行事を以て、此由を町奉行に訴へ出で、

『舂米商の面々、米を隱して賣り申さず、一同唯餓死するの外は候はず、あはれ彼等を諭して、常の如くに賣り出さしめ玉へ。』

と請ふ、時の町奉行は曲淵甲斐守影漸、山村信濃守良旺にして、甲斐守は故參なり。甲斐守米商に就て調査する所あり、頓て願人一同を召して、

『汝等の願ひに依りて、舂米商人を穿鑿せしかど、彼等にも亦た貯蓄の米なしと言へり、實にも商人の習ひ、有るべき米ならば、賣らぬ筈とてもなからん、此上は糧を食して、秋まで取り續く外はなかるべし、我れ其法を誨へん、先づ味噌豆の能く熬

たるを桝の底にて押すときは、碎けて二つとなる、これに麥なり、稗なり、野菜なりを加へて、炊ぎて喫べよ、腹持ちの好きものなれば、一日一食にても事足るべし。』と告げ、更に微笑を含んで、『併し以前の饑饉には、猫一疋三匁づゝも致したり、今年はまだ其れ程の事はなきぞ。』

と諭せしさま、宛から猫にても喰へと言はんばかりに聞ゆ。一同これに服せず、後方に在るもの、何か惡體を吐きしも、人數多くして其誰れたるを知ること能はず、甲斐守大に怒りて、其儘一同を逐ひ立つ、これぞ人氣の荒立つ始めなりける。

（二）

府内の舂米商も、事の公儀に聞えたればにや、一同相謀りて、ポツ〳〵と賣り始む。左れども一人毎に百文乃至二百文づゝの外は賣り渡さず、其れすら天明より巳の刻までとか、又は巳の刻より正午までなど、時間に制限を立つるが故に、老若男女の

店頭に來り集まるもの、黑山の如く、人を押し除け、突き除けて、己れ先づ買はんとし、撲つ、蹴る、泣く、喚くなんど、其喧噪雜沓言ふばかりなし。

それもホンの纔かの間、後には何れの米屋も、皆札を出だして賣らず。麥を買はんとすれども、麥を得ず、野菜を買はんとすれども、其價亦た貴し。細民何れもハタと困窮し、漸く昆布、荒布、鹿角菜などを食して、日を送る。

越後屋呉服店を始め、多くの小僧を使用せる大店にては、飯米を減ぜん爲め、毎日、薩摩芋を蒸かして、半切桶に入れ、店の隅々に置きて、小僧等の隨意に食するに任す。

或る兵法家の如きは、其妻と與に避穀の法を修して、十餘日の間、絶食するに至る。

人すら此の如し、況して犬、猫の如きは、何處をあさるも食を得ず、僅かに草を索めてこれを啖ふ、皆羸々として肉落ち、骨立つ、其狀見るさへ最と哀れ。

（三）

米商の行動は、著るしく諸民の激昂を招き、奉行の處置、亦た頗る諸民の反感を來す、『お上の御威光を以てするも、尙ほ米なしとあつては、如何にも安心なりがたし。』

と唱へて、沙上に偶語するもの少からず、人心日一日よりして、不穩を加へ來り、五月十九日の夜、俄然暴發して、多勢の暴民、不意に赤坂中の舂米屋に襲擊を加ふ。俠客の輩、其指揮を掌りけん、烏合の衆ながらも、自から規率あり。東西には番人を置きて、往來人の燈火を滅せしめ、屋內に入るものは、

『火の元を氣を付けよ。』

と叫びつゝ、家財道具を破壞し、米麥雜穀を運出す、進退駈引、一に拍子木を以て指揮す。

中にも火消屋敷の下なる伊勢屋茂兵衛方にては、夥しき米穀を大道に運び來り、盡く俵を切つて、山の如くに積み上ぐ、往來のもの皆米を踏んで、其上を過ぐ。

裏傳馬町の米商を兼營せる木綿屋にても、亦た多くの米俵を解きて、大道に撒布し木綿を取つて、下水に叩き込む。

此暴行、夜半に始まり、夜明に至りて漸く止む。

翌二十日には、晝の七つ時、即ち午後四時を以て、京橋南傳馬町二丁目の萬屋作兵衛方を襲ふ。作兵衛方は通稱を萬作と曰ひ、米穀仲買問屋を營む、此日多數の暴民、ド

ッと鯨波を揚ぐると齊しく、押し入り、各〻手鳶の類を以て、器具を破壞し始む。然るに豫て警戒やしけん、二階は梯子を引きて登り得ず、暴民の一人、逸早く梯子を屋根に掛け、窓の筋がねを外して闖入し、米穀は悉く大道へ投け出し、衣類、夜着、布團雛人形なんどは、皆ズタ〳〵に引き裂き、打ち壞はす。頓て、鉦拍子木を合圖に、暫時休憩せし上、又再び破壞し始む。表の方には、見物の男女來り集まるもの數百人、町内にては木戸を打ちて、人を入れず、三四町の間、往來全く杜絕す。

此暴行、暮の六ッ半、即ち午後七時に至りて止む、附近の米商、亦た破壞されしも、其損害の程度、萬作ほどにはあらず。

二十一日よりは、夜となく、晝となく、市中の米商と言ふ米商には、盡く襲擊を加へて少しも容赦せず。

數寄屋橋門外に佐倉侯堀田相模守の邸に出入する米商あり、其足輕數十人、堀田家の看板を着し、棒を突きて警護す。暴民群れ來りて、鯨波を揚ぐれば、足輕大に怖れて、我れ先きに逃げ去る、暴民ドッと押入りて、思ふさまに破壞し、家族は命から〳〵逃げ延ぶ。

（四）

初めは唯米商のみを破壞せしに、後には質商、酒商其他の諸商人をも襲撃す、芝三田豐田町の海保、仙波、麻布の堀木、銀座の大阪屋八兵衞傳馬町の大丸屋、神田の玉河等亦た害を被る。

外神田の津輕屋三右衞門亦た襲撃せらる、左れども津輕侯の足輕之れを銃撃して數人を傷けし爲め、終に盡く散じ去る。

淺草御藏前に兒玉屋と言へる藏宿あり、暴民の隣家を襲撃せるに驚き、家人打寄りて、態とがらくた道具を破壞し、暴民に向ひて、

『此宅は我等受持ちて破壞すべし、各〻は先きへ進まれよ。』

と言へば、暴民これに從うて、皆先きに進み、爲めに兒玉屋は其災を免かる、其他酒食を振舞うて、破壞を免がれしもの亦た多し。

暴民暴と雖も、固と奸商を懲らすの意に出づ、故に其初めは一粒の米と雖も、これを奪はず。

然るに漸次其增長するに隨ひ、盜賊の徒之れに混じて、金銀衣服を奪取するに至り、其性質終に一變し來る。

此暴民の中に、十四五歲の少年あり、其容貌卑しからず、常に衆に先だちて進み、櫓に手を掛くるや否や、ヒラリと屋上に跳び上り、二階に闖入して奮鬪す、人々見て舌を卷き、

『これ人間業にはあらず、必定天狗なるべし。』

と稱して牛若小僧と呼ぶ、これぞ大工の子、身體矯捷にして膂力あり、梁を傳ふこと鼠の如きもの。

（五）

暴動愈〻擴大すれば、市民は兢々として生を聊んぜず、皆戶を閉ぢて業を休む。町奉行曲淵甲斐守命じて暴民を逮捕せしむれども、西に向へば東に顯はれ、北に向へば、南に出づ、出沒隱見常なく、集まれば暴民となり、散すれば良民となるを以て、容易に捕縛すること能はず、因りて

『暴民襲ひ來らば搦め取るべく、若し手に餘らば、擊ち殺し、斬り殺すとも苦しからず。』

との旨を令す、町々の家主、是れより竹槍を作り、夜は暮六つより路次を閉ざし、店番を設けて、嚴重に備ふ、其狀如何にも物々し。然るに暴民一たび來り襲へば、店番は拍子木だも鳴し得ず、家主は竹槍を携へて、ワナ〳〵と路次內に顫へ居たるなどの奇談あり。

兩町奉行は與力、同心を隨へ、乘馬にて市中を巡警すれども、暴民尙ほ辟易せず、山の手邊に於ては、却て武家を襲擊せんとするの說あり、何れも銃劍を取つて、之れに備ふ。今は府內の秩序も亂れ、安寧も亦た保つべからず、其狀亂世の如し。

五月二十三日、幕府河野勝左衞門、柴田三右衞門、安部平吉、鈴木彈正少弼、武藤庄兵衞、小野次郞右衞門、安藤又兵衞、松平庄左衞門、長谷川平藏、奧村忠太郞の御先手十組に命じ、部下を率ゐて嚴重に巡邏せしめ、町奉行曲淵甲斐守を西丸御留守居に轉じて、石河土佐守政明を其後任となし、尙ほ郡代伊奈半左衞門を拔擢して、米穀運送の惣奉行となし、其善後の方策を畫せしむ。

（六）

伊奈家は世々關東の郡代として令名あり、當主半左衛門は二十四歳の弱年なれども、夙に賢才の聞えあり、今回特に從五位下、攝津守に任ぜられて、窮民を綏撫せしめらる。

六月十二日、半左衞門先づ町役人を役所に召集し、自から白洲に臨みて、

『此度の饑饉に就ては、近々の內御救助あるべし、既に役人を所々に差遣し、天下の御威光を以て、津々浦々へ仰渡されたれば、不日必ず廻米あらん、何れも安心の上今暫くの處、如何樣にもして取續くべし、尤も極めて難澁のものは、町役人に於て何とか取計ひの道を立つべし、不肖の我等、斯かる台命を蒙むる上は、一命に懸けても、一統の難儀を救ひ遣はすべし。』

と申渡せば、町役人等

『先日の甲斐守殿の仰渡されとは、雲泥の違ひなり、扨も有り難きことかな。』

とて、思はず落淚せしものさへあり、半左衞門先づ公儀よりの下賜金二十萬兩の內

二萬兩を以て、窮民一人に付米五合、銀三匁二分づゝを頒つ、其總人員三十七萬五千人。

斯くて焦眉の急を救ひ、追々集まり來れる米穀は、小判一兩に付米二斗の相場に買ひ入れ、其半價を以て、市民に賣り渡す。

其場所は芝田町、數寄屋橋門外、神田川、柳橋、深川、仙臺堀等にして、先づ一日一人に付米五合、麥四合づゝ五日分、其後は米五合、麥五合より一升づゝ五日分を交附す。

町役人舟車を用意し、人夫を引率して來り町內の人數に照らして、之れを受取り歸るが故に、規率能く立ちて、左まで混雜せず。

其代金は次に受取るとき、前の分を上納す、上納しがたきものには、延納を許す。

右の米麥は町內にて舂き上げたる上、配當するものあり、其舂賃麥一石に付一貫文の割合なり。

又其儘に配當するものあり、是等は銘々に一升德利に入れ、細き棒にて舂き精ぐ。

江戸の市中到る處道路の兩側に莚を敷きて、麥を乾さゞるなく、田園氣分、八百八町の間に充溢す。

是に於て暴民忽ち跡を潜め、民心亦た日ならずして靜謐に歸し、宛から大風の凪ぎたる跡の如し、其翌年の春より、

思ひ出したよ去年の五月德利で米ついたこともある。

との小歌、里巷の間に流行す、後の有司須らく紳に書すべし。

(附言) 伯爵勝安芳君は其幼時、天保饑饉の時、毎朝此德利舂きをなし、之れを炊ぎて、父母に供するを例とす、爲めに其手は豆だらけなりしと云ふ。

一〇七　永代橋の墜落

(一)

永代橋の墜落は、江戸に於ける大椿事中の一に數ふべし。

深川富岡八幡宮の神事は、山王、神田の兩祭に次ぐべき盛典にして、大母衣の練物の如きは、實に其呼物の一なりき。

安永以降、本社再建の爲めに、神事を中止すること年久し、文化四年八月十五日は、其神殿新に成り、且つ三十四年目の祭禮なるを以て、氏子各町の意氣込み大方ならず、

各〻競うて山車、曳物を出さんとす。

七月下旬より、早くも祭典の番附を賣り歩けば、忽ち府內一般の大評判となり、我れ先きに見物せんとて、皆手具脛引いて、當日の來るを待ち構ふ。

當時深川靈岸町の淨心寺に於て、身延山日蓮大菩薩の開張あり、其賑ひ亦た言はん方なく、當日は彌やが上にも府內の人數を、此方面に吸收せんとす、其雜沓左こそと思ひ遣らる。

然るに待ちに待ちたる十五日は、雨天の爲めに延期となり、愈〻十九日を以て擧行せらる。 此延期の爲めに意氣沮喪するどころか、一層焦きに焦きたる府內の老若男女、當日は早や早朝より、我れも〳〵と永代橋の方へ押し行く。

會〻今の午前十時、橋下を通る貴重の船あり、番人、繩を橋の袂に張りて、一切諸人の通行を許さゞること小半時。

此間、北より、南より、西より、永代橋の西詰に來り集まるもの、宛から雲霞の如し。 頓て番人の繩を引くと齊しく、待ち詫びたる幾千萬の大衆、潮の湧くが如くに、ドッと橋上に押し寄す、折りも折り、一番の山車、橋東を通過すれば、橋上の男女、

『それ山車ぞ。』

とワッショイ〳〵、足も空に押し行く、細く、長き假橋の、爭でか此無限の重量に堪へ得ん、忽ち橋の東詰一間を殘して、長さ十二間ばかり、メリ〳〵と二つに折れて、ドッと水中に崩れ落つ。數百人の男女橋と與に轉び落ち、浮きつ沈みつ、悲鳴を揚げて、救助を叫ぶ。

橋上の男女、これはと驚きて引き返さんとす、左れども跡より〳〵押し寄せ來りて、止めんに由なく、續いてゾロ〳〵と落ち込むもの、又數十人。それと見たる一人の武士、犇と橋桁にしがみ付きつゝ、サッと刀を引拔き、一聲

『斬るぞ。』

と叫んで、高く打ち揮る、

『ソレ拔いたぞ。』

と附近の男女、死を極めて跡へ引けば、此勢ひに押されて、橋上の通行、ピタと止まり、爲めに死を免かれたるもの、幾千人なるを知らず。

去るにても此刀を拔きたる武士は何人ぞ、是れなん南町奉行組の同心渡邊小右衞

門其人。

（二）

不運の下にも不運あり、時しも橋下に差し懸かれる一隻の家根船、ドッと落つる橋に押されて、無慘や其儘奈落の底に沈む。　叫喚の聲、悲鳴の聲、一時に起りて、宛から河水も湧き立つばかり。

兩御船手組は言ふに及ばず、佃島の漁夫にも命じて、救助船を出だせること總て百四十四隻。　水夫、漁夫各〻手に信かせ、當るに任かせて、片端より引き揚ぐ、兩御船手組の諸人、奮勵努力最も勉む。

死屍の流るゝものは、小なる錨に綱を着けたるを投げ掛け〳〵、之れを引つ掛けて舟中に引き揚げ、其沈めるもの、流れしものは、網を投じて引き揚ぐ。　折りしも雨餘にして、水濁り、流加はり、特に退潮に際して、諸船の進退、諸人の活動、自から自由ならず、今浮きたる死屍の、早や忽ちに其姿を沒するものも少からず。　其救ひ上げたるものには、幸に無事なるあり、負傷せるあり、既に絕息せるものも亦た多し。

永代橋東の空地に、葭簀を張り、醫師此處に出張して、傷者、死者に手當を加ふ。醫師は大車輪なり、何れも裸體となりて、腰に印籠を振ら下げ、菰、藁の類を焚きて、死體を炙り、其蘇息せるものには、氣付藥を與ふ。

無數の見物、潮の如くに押し寄すれば、五條の泥繩を張りて、之れを制止し、唯心當りのものゝみを入る。此日より翌日に掛けて引き揚げたるもの總て七百八十人、其內三百四十八人は存命し、四百四十八人は死す。

東岸の御船手組屋敷前には、老若男女の死骸を積むこと山の如し、死體引渡しを請ふものあれども、容易に其何人たるを見分くること能はず、後には絹服は絹服、綿服は綿服、老人は老人、幼者は幼者と分つて、之れを置く。

生者を尋ぬるもの、手に〱鉦を打ち、太鼓を叩きつゝ、其名を呼ぶ、喧囂彌やが上に甚だし、因りて提灯、合印を以て搜索せしむ。夜に入りては、江戶の町々より「何某迎」と書したる紙幟を樹てゝ、押し寄するもの雲霞の如く、時刻愈〻移れば、其迎ひの迎ひ、二番手、三番手と逐ひ駈け〱馳せ來るもの、幾萬人と言ふ數を知らず。

此騒ぎにて大橋に廻るもの多く、此橋亦た危險となりしを以て、急に往來を止め、兩

國橋亦た人を計りて通行を許す。大川の兩岸は人と燈火とを以て埋められ、煌々たる火影と、囂々たる呼聲と相映發して、一大戰場の如し。一橋墜落の變事、忽ち江戸全市の驚擾となる。

（附言）永代の橋杭六本、深く地中に入ること一丈三尺に及ぶ、十餘日を經て、種々工風すれども拔けず、金輪際地から生えたるが如くなりしと云ふ、以て如何に橋上の重量僅かに加はりしかを知るべし。

（三）

永代橋の墜落に就ては、種々の悲劇と與に、又種々の喜劇あり。

本鄕に住める麹屋の主人、深川の祭禮を見んとて、兩國橋の此方、米澤町より村松町に差し懸りし時、不圖心付けば、懷中の紙入れ何時の間にか紛失して見えず。『扨は掏兒に取られしならん、懷中の金は二兩二分ばかりもありつらんに、これ取られては、祭を見るも詮なし。』と思ひ、本意なくも、其儘我家に歸り來りて、自棄半分に打ち臥す。夕方に至りて、不圖目を覺ませば、人々の驚き語る聲々、耳に聒まし、何事の起りしぞと怪み問へば、永

代橋墜落して、人々數多死せしと云ふに、時刻を聞けば、丁度其身の渡るべき刻限に當る。

『あら嬉れしや、我れ紙入を取られずば、其儘永代橋に往きて死すべき所を、纔かの金にて、一命を拾ひたるこそ仕合せなれ、やれ〱。』

と悦びて、妻子にも語り、近所の人々にも語る。 其翌日に至り、突然奉行所より主人の死體引渡すべければ、早々出頭すべしとの命あり、

『ハテ訝かしや、本人は此通り無事なるに、死體を引渡さんとは合點往かず、定めて何かの間違ひなるべし、兎も角も出頭せん。』

と急ぎ奉行所へ馳せ付けて、自分は此通り溺死せざる旨を申立つれば、役人

『然らば此品物に覺えなきや。』

と言ひつゝ、紙入を示す、麹屋の主人手に取つて見れば、正しく昨日紛失せし品にして、の中には二兩二分の金子其儘あり。 主人此品は昨日永代橋に行く途中紛失せしより、餘儀なく歸宅せし旨を語れば、役人ハタと横手を打ち、

『それにて讀めたり、此紙入、あれなる屍體の懷中に在り、中を檢むれば、其方の住所

氏名を記したる書付ありたれば、正しく其方の屍體ならんと思ひしに、扨はアノもの、其方の紙入を掏り取り、其儘深川に赴く途中、永代橋墜落の爲めに、横死を遂げたるものならん、好し〳〵、懷中物は其方に下げ遣はす。』
と申渡されて、麹屋の主人は夢かとばかりに悦び、一命は助かる金子は戻る、イヤ有り難い〳〵と言ひ續けつゝ、我家に歸り來る、實にも命冥加の男かな。

（四）

龜澤町八百屋の娘、亦た永代橋より墜ちて死す、其父母死骸を受取りて、家に歸り、一家打寄りて、一夜を泣き明かし、扨て天明けて、能く見れば、
『ヤヽ着物は同じやうなれども、襦袢が全く別なり、左樣言へば、顏も違ふぞ。』
その騷ぎ、兎角して更に眞の娘の死骸を取り換へ來り、又々一夜を嘆き明かして、菩提寺に葬る。
驚愕と混雜との餘りに、斯かる間違の出で來ぬること、滑稽に似て、實は悲慘の極。

（五）

銀座一丁目に三穗屋と言へる人形店あり、其隱居の觀月と言ふもの、平生和歌を嗜みて、諷詠自から娛しむ、これも永代橋より落ちて死せしを、翌日に至りて其死體を發見す、目を閉ぢ、手を合せて、つゆ苦しみたる狀もなきに、觀る人日頃の心掛左こそと稱へ合はざるはなし、多き屍骸の中にも、斯かる殊勝の態なるは復たと無かりしとなん。

（六）

ヨク〳〵死神にまつはられしとは、此事ならん、兩國橋の東にて、麥飯を炊きて商へる男、近きあたりの賣卜者を伴ひ、深川の祭見んとて、態々兩國橋を西に渡り、更に靈岸島より永代橋を東に渡らんとして、二人倶に溺れ死す。賣卜者身の上を知らず、麥飯屋亦た釜より吹き出づる泡よりも脆く消えしこそ果敢なけれ。

(七)

芝の七曲に、吉澤屋善助と呼ぶ七十餘の老人あり、畠の畝成と言へる狂歌師の父なり、七歳の孫を負うて見物に赴き、今や既に橋の半を過ぐ。孫俄かに泣き喚めきて、踏ん反りかへり、去なん歸らんとせがみて止まず、善助歩まんにも歩まれず、

『モウ直き其處よ、善き物買ひ與へん。』

など諭し賺かせども、尚ほ〳〵泣き立つるに、善助詮方なくして、跡へ引き還へせし時、橋ドウと墜ちて、一命を助かる。

善助は日頃法華經を信ぜし故、定めて其御利益ならんと人々言ひ囃す。

(八)

丸屋三九郎と呼べるは、廻船問屋の元祖にして、佐賀町河岸に其專屬の船宿あり。

仙臺石の卷の親船釆女丸の船頭佐兵衛と言へるもの、折節品川に入船せしに、祭禮

中は休業の爲め、此船宿に泊り込み、二三名の舟子と與に、祝酒を傾くる折りしも、此椿事の起りしを聞きて、盃を投げ捨て、

『それ助けよ。』

と言ひさま、河岸へ馳せ出でゝ、手早く傳馬を漕ぎ出し、一老人の死骸を見て、急ぎ舟中に引き揚ぐれば、思ひも寄らぬ伯父の德次なり。佐兵衞大に驚きて、種々介抱せしに、德次漸く息を吹き返へし、不圖佐兵衞を見るより、

『ヤヽ、わりや佐兵衞、たきは居るか、小太郎は何うした。』

と言ひつゝ、四邊を見廻はす、たきとは佐兵衞の長女、小太郎とは長男なり、佐兵衞怪みつゝ、徐かに故を問へば、德次

『われの今年正月下旬、石の卷を出帆せしより、五ケ月經ち、七ケ月過ぐれども、何の音沙汰とてもなく、特に今年は海上風波荒く、諸船の行衞不明となりしもの少からねば、憂慮に堪へず、親類とも相談の上、兎も角も江戸へ行きて、容子を尋ねんと思ひ極めて、たき、小太郎の兩人を連れて、國元を出發し、日數を重ねて、今日漸う江戸に着き、群集と與に永代橋に差し掛りし時、圖らずも橋落ちて、三人共に水に溺れ

しなり。』

と物語る、佐兵衛大に驚きて、其處此處と捜索すれども、更に見えず、たきは翌日死體となりて浮き上り、小太郎も亦た三日目に漸く浮き上る。

徳次見て大に悲み、終に病氣となりて、これも間もなく歿す、因りて三人の死體を淺草高原町東陽寺に葬むる。

佐兵衛は我が爲めに三人の死したるを悲み、終に船頭を止めて、船の命の親とも謂ふべき綱屋となり、綱打場を松村町に設け、名をも綱屋徳次と改めて、三人の菩提を弔ふ。

（九）

四谷傳馬町一丁目に高島屋平助と言へる桐油職あり、御三家を始め諸侯、麾下に出入して、出入町人頭となり、別けて紀州家に於ては扶持をも賜はり、名字帶刀をも許さる。

伊豫西條の城主松平左京大夫は紀州家の支藩なり、平助亦た出入して、常に其拂米

を引き受く。

こぼれ米は、これを掃き寄せて、長屋の貧困のものに施し、砂まじりの米は、我家の屋上に雀堂と言ふを造りて、これに入れ置く、群雀日々に來りて啄み、嬉々として戯むる。

深川八幡の祭禮の日、平助亦た行きて見物せんと欲し、朝の内に用事を仕舞ひて、我家を立ち出でんとす。

群雀飛び去り、飛び來りて、軒に噪ぎ、棟に鳴き、其狀何事をか訴ふるものゝ如し。平助屋上に出でゝ、樣子を見れども、其敵たるべき鳶も居らず烏も居らず、

『如何なれば斯く噪ぐにや。』

と思ひつゝ、其儘我家を立ち出づ、群雀尙ほも逐ひ來りて鳴き立て、半藏門を入る頃には、近く頭上に來りて噪ぐ。

平助先きを急げば、別に心にも掛けず、尙ほも進んで永代橋に到り、群集に押されて橋上に向ふ。

群雀今は眼を突かんばかりに噪ぎて瞼を開くこと能はず、暫し躊躇する内に、橋落

ちて、喧嘩々々と叫び、抜いた〳〵と罵る聲と與に、ドウと跡へ押し戻されて、辛くも一命を助かる。

これぞ正しく雀の日頃の恩を報いたるもの、平助大に悦びて、是より尚も餌を與へ、子孫に至るまで堅く此風を改めず。

（一〇）

小川町の猪飼某と言へる兄弟、一僕を從へて、永代橋を過ぐる時、悽まじき音して、橋板崩れ落ちんとす、兄弟慌てゝ前の方へ飛びさる途端、橋ドウと落ちて、僕は水に溺る、兄弟危き命を拾ひて宅へ歸り來り、

『下部は死しつらん、不憫の事しけり、明日は往きて、死骸を求め遣はすべし。』

と語り合ひ、僕の親を呼びて、其事を語れば、痛く嘆き悲みて立ち歸る、亥の刻の頃ひ、ホト〳〵と門を叩くものあり、戸を開けて内に入るれば、彼の僕なり、衣は濡れて、身はわなゝく、

『如何にせしぞ。』

と問へば、

『水に落ちて、辛き目に逢ひしも、人に助けられて、漸うに歸り來たれり。』

と答ふ、兄弟

『そは目出たきことぞ。』

と悦びつゝ、且見れば、僕の懷中に物あり、

『そは何ぞ。』

と問へば、僕

『これは水に落入りたる時、人の屍骸の上にありたれば、拾ひ取りたるもの、これ御覽ぜよ。』

と答へて、取り出せるは紙入二つ、中に錢四百文あり、淺間しきは人の心、死に瀕して尙ほ此慾あり。

（一一）

深川高橋邊の土船の船頭、永代橋よりザンブと落ちしも平氣の平左、溺るゝ二人の

女子を助けて、安々と陸に上がる、これぞ藏前邊の伊勢屋の姉妹娘、翌日

『昨日は御蔭さまにて。』

と金子、米、其他の品々車に積んで贈り來れば、多勢悲嘆せるが中に、獨り此船頭のみは大ホク〳〵。

（三）

最後に少しく目先の變りたる一話を掲ぐべし。

京橋水谷町に材木を商ふ藤兵衛と言へるものあり、先頃より銀座二丁目に、手拭、小片物の店を開きて、妾を圍ひ置く。藤兵衛の妻、うす〳〵聞きて、妬ましさ言はん方なく、それとなく手先の小僧を入れて、樣子を探らしむ。十九日は藤兵衛彼の妾を携へて、深川に行かんとする由を聞くより、妻の腹立たしさ大方ならず、それとは言はず、遽たゞしく髮を結ひ、衣を改めて、藤兵衛に向ひ、

『イザ祭見に參らん、伴ひ玉へ、若し醜きものを率ておはするが煩さく思さば、留守して居玉へ。』

と言ひ貽り、一人の小厮を具して、ブイと我家を立ち出づ。藤兵衛は妾との約あれども、妻に先を越されて、今は我家を出づることもならず。

『嘸や彼のもの〻待つらんに。』

と思ひ〳〵、鬱々として我家に在り、午過ぐる頃ひ、永代橋の落ちて人數多溺れしと聞くより、流石に胸悸ろき、先づ人を走らして、容子を探らしむれば、妻は死して、小厮のみ無事なり、亡體を見れば、憎かりし事も忘れて、最と哀れに覺え、

『あゝ彼のものだに置かずば、斯かることにはなるまじきを、不憫のものよ。』

と思へば、一滴の熱涙、ポタリと我が袖に落つ。不思議やな、其夜より妻の姿、彼の女の許に、あり〳〵と現はれて、左も怨めしげに打ちまもる狀、怖ろしさ言はん方なし、次の夜も、また次の夜も現はるれば、宅にても囁き、あたりにても言ひ騷ぐほどに、其七日に當る日の夕方、京橋の方より、幾千ともなき蜂、群がり來りて、ドッと彼の女の店に集まり、口々にぶん〳〵に唸る聲、遠雷の如し。

店のもの大に驚き、兎角して逐ひ拂ふに、又南を指して飛び行く、

『これも妻の亡靈ならん。』

と近所の人々、皆噂し合ひて、恐れ顫かざるはなし。
何處やらん曾我廼家の筋書めけども、其實情を推し量れば、淺ましきが中にもまた
哀れ一入深し、溺れまじきは水よりも、色にてそあれ。

(附言) 往時は兩國橋、新大橋、永代橋、吾妻橋を四大橋と曰ふ、此内兩國橋のみ本普請にして、他の三橋は假普請なり、橋の兩詰に假小屋ありて、往來人は武家の外二文づゝの橋錢を取立つ、此度永代橋の落橋後、四橋とも本普請となし、且つ一般に橋錢を廢す。

一〇八　安政の大地震

江戸に於ては、正保四年にも大震あり、元祿十六年にも大震あり、天明二年にも亦た大震あり、爾かも安政二年の大震より甚だしきはなく、慘なるはなし。
時は十月二日、朝來時々細雨あり、夜に入りて雨止めども、天色尚ほ迷濛たり。
亥の刻を過ぐる頃ひ、轟然たる音響の起ると齊しく、大地俄然として震動し、大廈高樓、搖れに搖れて、掀飜船よりも烈し、素破や地震ぞ、寢るもの、寢ざるもの、一齊に驚き起きて、逃れ出でんとす、左れども家搖りて起つこと能はず、僅かに起てども、歩むこ

と叶はず、倒けつ、轉びつ、辛うじて屋外に遁れ出づ。少しく後れて、まご〳〵するものは、家潰れ、軒傾き、梁に打たれ、壁に押されて、死するもの、傷つくもの、其數を知らず。其身は幸に遁れ出づるも、父母を失ひ、妻子を失ひ、兄弟姉妹を失ひて、痛哭號泣する聲、巷街に充ち渡る。續いて震動すること三十餘度、大地は海上の如く、波瀾止みては又起る。

既にして火災諸所より起り、遠きもの、近きもの、大なるもの、小なるもの、東より、西より、南北より、一時に競ひ起りて、身は既に火災の中に包まる、往古日本武尊の燒討に逢はせ給へるも、斯くやと思はるゝばかり。

三十六ヶ所の見附々々は、一として破損せざるはなく、城內亦た石垣は崩れ、城壁は落つ。

諸侯の甲第を始めとして、士民の家屋は、殆と皆轉倒し、崩落し、貨財什寶の破碎し、燒燬せるもの、擧げて算ふべからず、全市一瞬に滅して、天地亦た此時に盡きなんとす。貴人は庭中に席を設け、庶民は路頭に疊を布きて、夜を明かせども、震災に、火災に、幾たびか魂を消し、肝を潰して、戰々兢々生きたる心地とてもあらず。

上野の大佛は、首落ちて碎け、不忍の石橋は崩れ落つ、谷中天王寺の五重塔は九輪のみ折れて落ち、淺草の五重塔も九輪のみ傾く、境內の堂社多く潰れしも、本堂、二王門、雷門は幸に恙なし、深川の三十三間堂は三分の二ばかり潰れ、本所五つ目の五百羅漢寺は、羅漢堂も、天王殿も潰れ、本堂も、三匝堂も大破に及ぶ、總じて神社は割合に恙なく、寺院は增上寺、靑松寺を始め多く災を被る。

此夜潰家より發火せしもの、大手門前酒井侯邸內、西丸下內藤侯邸內、八重洲河岸遠藤侯邸內、日比谷幸橋門內、本多侯邸內、品川臺場、不忍境內、濱町水野侯邸內、築地蜂須賀侯邸內、橋場金座下吹所、淺草駒形町、淺草寺境內、吉原等數十ヶ所に及び、翌朝八時頃に至りて漸く止む、其燒失の場所は、平均二町幅にて、長さ二里十九町餘に及ぶ。損害の最も大なるは、本所、深川、下谷茅町、山谷等にして、每戸悉く崩潰し、僅かに破材損木を集めて、假屋を營めるも、食ふに物なく、着るに衣なく、空しく焦土に立ちつゝ、歔欷流涕するのみ。

日本橋本町、石町、大傳馬町、小傳馬町、馬喰町及び神田邊の去冬、今春の火災に罹りたるものは、其家屋の新築に係るが爲めに、其被害甚だ少なく、僅かに土藏の壁の潰落

せしに過ぎず。

町會所よりは、日々野宿の貧民に握飯を給し、幕府にては諸所に救助小屋を建てゝ、窮民を收容し、富民亦た種々の救助を行ふ。

災後、酒肆、食舖の營業、大に衰頽し、絃歌皷吹の聲、市に絶つ。

木材は大に騰貴し、職人、人夫の賃錢亦た昂騰せしを以て、幕府嚴重に制限を加ふ。

十二月七日夕方より雪降り、災餘の窮民、復た寒苦に泣く。

初震より十月晦日までに、震動すること百二十餘度、死者四千二百九十三人、傷者二千七百五十九人、水戸の傑士戸田蓬軒、藤田東湖亦た此災に死す。

一〇九　安政のころり

コロリの初めて江戸に流行せしは、文政二年の夏に在り、爾かも其最も慘毒を逞うせるものを、安政五年の秋なりとす。

コロリとは今のコレラ病なり、此病に罹るもの、ころり〳〵と死するより、誰れ言ふとなくコロリと稱へ始む、其音の洋名コレラに似たるも亦た妙なる哉。

此夏、降雨多くして、炎威烈しからず、秋に至りても、快晴の日少なく、陰濕にして、兎角に冷氣がちなり。

偶〻暴瀉の病、駿州邊より流行し始めて、七月下旬、江戸に侵入し來り、芝の海邊、鐵砲洲、佃島、靈岸島等の沿海地方を襲うて、家々皆これに罹らざるはなし。

八月初旬よりは、益〻蔓延して、江戸の全市に及び、餘勢進んで近郊の農村を惱ます。

此病に罹るもの、初めは嘔氣を催し、吐瀉して後續いて瀉痢し、手足厥冷し、蹇瘦して終に絶命す、間々數刻にして蘇生するものあり。大抵賤民に多くして、貴人に少なく、壯者に多くして、老人に少なく、小兒に少なきなり。最初は一町に五人七人に止まりしもの次第に加はりて、後には軒別に侵され、擧家枕を並べて臥するものさへ少からず、中には道路に這ひ出でゝ倒るゝもの亦たあり。

醫師は籃輿を飛ばして、東西に奔走し、殆ど寢食すべき暇とてもあらず、平生雀羅を張りし庸醫の門すら、今は藥餌を乞ふもの群を成す。官府亦た藥法を選んで、汎く貴賤一般に示す。

市中にては往々鎭守の神輿、獅子頭を擔ぎ出して、妖蘖を攘ふ、此年七月、將軍家定の

薨去あり、時恰も鳴物停止中なるを以て、笛を吹き、太皷を打つこと能はず、唯閭巷に齋竹を立て、軒頭に注連を張り、提灯を連ねて、敬虔の意を表するに過ぎず。祈禱、禁厭は、到る處盛んに行はれ、節分の如くに豆を撒くものあり、正月の如くに門松を建つるものあり、御厄攘ひませうと呼び歩く乞丐の徒、亦た多く出づ。天狗の示現を得れば、疫病を免かるゝと稱し、羽團扇に擬へて、八ッ手の葉を、軒端に吊り下ぐるもの亦た少からず。魚類を食すれば、病を速ぐと稱して、之れを食するものなく、漁者は爲めに活業を失ひ、飮食店亦た寂寥を極む、就中鰯には毒ありと言ひ傳へて、潑剌たる鮮魚と雖も、これを求むるものなく、鷄卵、蔬菜の類、皆爲めに價を增す。

死者續々出づれば、棺を作るものの最も繁忙を極め、晝夜製作すれども、尙ほ引き足らず、普通の大工を雇うて作り立つ、棺の價爲めに騰貴して、奇利を得たりと雖も、亦た此病に斃れて、己れ其棺に入るものの往々にして有り。寺院は何れも葬儀に忙殺せられ、別けて小塚原、深川靈巖寺、桐ヶ谷、四谷、狼谷、落合村、其他三昧の寺院は、棺を積むこと山の如く、其混雜言ふべからず、番號を附して、順々に茶毗に附するに、或は數旬

を要するに至り、紛々たる臭氣四邊に充つ。
日本橋、永代橋、兩國橋の如き要路、及び淺草、下谷、谷中、三田、四谷の如き寺院多き所は郊送の輿、陸續として引きも切らず、日本橋畔に於ては、百に餘れる日亦た多し。
九月初旬より、病勢漸く減退し、十月に至りて、全く終熄す、死者凡そ二萬八千餘人、内火葬に附せしもの九千九百餘人。

狂歌師には六朶園、燕栗園、俳人には西馬、得蕪、狂句點者には五代綠亭川柳、小說作者には山東京山、柳下亭種員、樂亭西馬、浮世繪師には一立齋廣重、講釋師には貞山、淨瑠璃語には三世淸元延壽太夫、三味線彈には杵屋六左衞門、鶴澤才次等、其道に名あるもの、多くこれに死す。
ころりの兇暴虎狼よりも甚だし。

一二〇 德川家の宗旨

織田信長は禪宗なり、豊臣秀吉は眞言宗なり、家康は乃ち淨土宗にして、江戸入國の初め、增上寺を以て、香華院と定め、淺草寺を以て、祈禱所と定む。 寬永元年、天海僧正

の上野寬永寺を建てゝ、江城の鬼門鎭護となすに及び、更に之れを以て天下の祈禱所となす。寬永寺は天台宗なり、天台宗を以て、祈禱所となすに至りては、淨土宗たる增上寺の甚だ悅ばざる所ならん。

果せる哉、將軍家光の廟を東叡山に營まんとするに及んで、增上寺の抗議あり、幕府決して香華院を變せざるべき言質を與へて、纔かに其異議を緩和す。左れども德川家は是れより淨土宗を信ずると與に、又天台宗をも信ず。

之れに反して日蓮宗は、曾て德川家の信仰を蒙むらず、却て其壓迫を受けたること、一二にして止まらず。彼の元祿四年四月、不受不施の法門を受持するの故を以て、谷中の感應寺、三田の中道寺、碑文谷の法華寺、四谷の自證寺、千駄ヶ谷の寂光寺の五僧を遠流に處し、尙ほ此五ヶ寺を改めて、天台宗となし、且つ上野寬永寺の配下となせしが如きは、其壓迫の最も甚だしきものと謂ふべし。

古來日蓮宗として有名なりし大久保家の如き、三戸南部家の如き、將た池上家の如き、何れも天台宗に改宗せしは、實に此時の事なりとす。然るに同じ德川家にても紀州家は、其祖賴宣の生母養珠院、即ち於萬殿の深く日蓮宗に歸衣せしが故に、世々

日蓮宗を信奉す、池上本門寺を以て、婦人の香華院となせしが如き、以て其然るを見るべし。將軍吉宗は紀州家より入つて大統を受けたるの人なり、常に狩野探幽の畫を評して、

『探幽の技は、優に南無妙法蓮華經の境に入れり。』

と賞嘆せりと言ふの一事を見ても、其法華經を醍醐の至味となせるを知るべし、正しく是れ日蓮宗中の人たるを疑はず。

吉宗の夫人寛德院の墓も、本門寺に在り、側室深德院の墓も、亦た本門寺に在り、其死せる夫人、側室、既に法華經の信者たり、其活ける侍妾中、亦た法華經の信者あるべく、吉宗の承統と同時に、幕府の大奥に對して、一乘妙典の種子を下したるや、又疑ふべからず。

將軍家齊は實に吉宗の曾孫なり、其一橋家より入つて、將軍家治の後を承くるに及んで、深く法華經を信じ、或は中山法華經寺を選びて、祈禱所となし、或は鎌倉妙法寺の住職を延きて、說法を聞く。

家齊又谷中感應寺を日蓮宗に復せんと欲するの志あり、爾かも上野寛永寺の異議

を中立つるに會うて果さず、家齊乃ち感應寺を改めて、天王寺と稱せしめ、江戸附近の地を相して、新に感應寺を建立することゝし、鼠山なる安藤對馬守の下屋敷を以て其敷地と定む。其翌五年九月、地所の引渡を終り、六年の秋を以て地固めを行ふ、池上本門寺專ら其經營の任に當る。江戸附近の老幼男女、各々綺羅を飾り旗幟を立て、來りて工事を助け、庶民の四方より來觀するもの、亦た雲霞の如し、信徒中の篤志なるもの、或は飯を施し、或は茶を施す、其光景宛ら祭日に異ならず。尋で土木を起し、七年に至りて、本堂先づ成る、因りて十二月十二日を以て、入佛式を行ふ、池上を發し、江戸の町々を巡りて、新感應寺に入る、送迎の群集、其幾萬なるを知らず。八年十月、初めて會式を行ふ、是れより堀の內、江古田、鼠山、雜司ヶ谷の祖師と順次歷巡するの便を得て、更に一層の殷賑を加ふ。

既にして鐘樓、皷樓、中門、敷石等、次を逐うて、次第に成る。土地の廣さ總て六萬二千六百二十二坪、中門の內外には、櫻を栽ゑ、楓を植ゑて、春秋遊觀の地となす、之に要せし費用、金一萬千四百四十七兩、銀十二匁八分五厘及び米千百三十五石四斗八升。八年四月九日に至りて、幕府特に三十石の御朱印を賜ふ。遠近の信徒大に悅び、千

部經を讀誦するあり、石燈籠、手水鉢を奉納するあり、梵鐘を寄附せんとするもの亦た在り。

總門の內外には、茶屋あり、酒屋あり、蕎麥屋、料理屋あり、民家亦た次第に建築せられて、行く〳〵四谷より連續するに至らんとす。

是に於てか日蓮宗の僧俗、何れも手を額にして、正法の廣宣流布せんことを期待せしに、意外なる變化は、倏忽として其頭上に降れり。

是れより先き天保七年九月、將軍家齊軍職を其子家慶に讓りて、西城に老し、越えて十二年閏正月、疾んで薨ず、今まで幕威に恐れて屛息せし寬永寺、增上寺等の徒、之れを機として、大に暗中に飛躍するあり、其運動頗る功を奏して、幕議終に俄然として變ず。

此年十月五日の夜、寺社奉行の役人、多勢入り來り、門前の商家に對して、二日以內に悉く取拂ふべき旨の嚴命を傳ふ、人々驚愕措かず、眞に寢耳に水の感あり。其翌六日朝、役人復た來りて、住僧に對面し、思召と稱して、御朱印を召上ぐ。今は奈何ともすべからず、諸商家先づ退轉し、感應寺亦た尋で悉く破毀せらる。

荒野一たび變じて伽藍となり、伽藍二たび變じて復た荒野となる、觀來れば、殆ど蜃氣樓の乍ち現じて、又乍ち滅するに似たり。

『幕府既に正法に敵す、其亡ぶる近きに在らん。』

とは、當時誰れ言ふとなく流傳せるところ、果せる哉、幕威是れより年一年に衰へ、爾來未だ三十年ならずして、幕府終に亡びしこそ不思議なれ。

一一 武藏野の名殘

「今日もまた荻の末葉を空に見て、露わけくらす武藏野の原」とは、參議經雅の詠ずるところ、能く武藏野の原の廣く、且つ其蘆荻の高きを言ひ顯はせるものと謂ふべし。更科日記は菅原道眞六世の孫右中辨孝標の女の治安元年、父の任國上總より京都に上りし時の日記なり、事は今より八百九十七年前に在り。其中に、

『今は武藏の國になりぬ、殊にをかしき所も見えず、海も砂子白くなどもなく、濃泥のやうにて、紫生ふと聞く野も、蘆荻のみ高く生ひて、馬に乘りて、弓もたるすゑ見えぬまで、高く生ひ茂りて、中を別け行くに、たけしばといふ寺あり。』

との一節あり、其濃泥のやうなる海邊を過ぎしと言ふより推せば、隅田の川を渡りて、淺草の方より、今の江戸城の南大手、櫻田の海濱を打ち過ぎ、それより芝に入りて竹芝寺のありしと云ふ伊皿子に到りしなるべし。此あたり蘆荻茂り〳〵て馬上の人よりも尙高かりしを見るべきなり。齋藤彥麿の弘化四年に著はせる神代餘波と言へる書を見るに、

『芝金杉橋のこなた、左の方橋臺の餘地に、徑二尺ばかりのすゝき一株あり、いにしへの武藏野のなごり也といひ傳へたりしを、文化の火の災に燒けし故に、其後は右の方の餘地に移したるを、又後の火災に燒けて、絕え果てたり、今武藏野の名ごりとて、入間郡にあるをのみ人しれど、さるちいさき事にはあらず。』

との一項あり、徑二尺ばかりとは、一株の大さにして、此れより數十本の薄叢生せるものなるべけれど、入間郡の如く小さきものにあらずと言ふを見れば、兎に角太く、高き薄なりしこと、疑ふべからず。

文化の火事に殘りて、其後の火災に失せたりと云ふ、其後とは何時の火事にや、文政四年正月十八日、芝新網町より出火、大火となると云ふを見れば、或は此時に燒けた

るならんか。文政四年と言へば、今より九十七年前の事なり、左らば古老の中にも親しく見たるはなからん。今有らば、差向き「武藏野名殘の薄」など標示せられんものを、燒けて跡なきに至れること、最と惜しき心地しぬれ。

二三　洋風の輸入

天下の形勢、截然として兩分せしこと、幕府の季年の如くに顯著なるはなからん。當時、江戸は開國の根據となり、京都は攘夷の淵叢となる。江戸に於ては開國の外、口にするものなく、京都に於ては攘夷の外、口にするものなし。若し江戸に於て攘夷を說くものあらば、其首は忽ちに飛ばん、京都に於て開國を論ずるものあらば、其息の根は又忽ちに止まるべし。

江戸と京都と、其意見の相異なること、雪と墨との如く、其形勢の相反すること、水と火との如し、如何なる偉人傑士ありとも、之れを調和せんこと、到底企て及ぶべきところにあらず。

一橋中納言慶喜後見職として京都に在り、文久三年五月、攘夷の勅命を奉じて、江戸

に歸り來り、其途中、外國奉行淺野伊賀守、山口信濃守を神奈川に召して、故を語れば、二人

『京都の形勢は如何にもあれ、江戸に於ては、今時攘夷を申さんものは候はず、萬一左樣の儀を仰せられなば、御身の上こそ心元なう候へ。』

と答ふ、去りともと思へる慶喜、其儘江戸に歸り來りて、命を閣老に傳ふれども、皆冷然として取合はず。慶喜窘窮して、終に勅命を辭し、併せて後見職を辭せんとするに至る、亦た以て東西の形勢、如何に背馳せるやを知るべし。

『秋來ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞ驚かれぬる。』

實にや歌人は目に見えぬ秋聲にさへ驚く、況してや目に見ゆる洋風の續々輸入し來るに、天下誰れかは世態の變遷に感ぜざらん。當時、江戸に於ては、啻に文物制度の輸入せるのみならず、飲食器具の類、亦た輸入し來りて、之れを販ぐもの、次第に增加し來る。慶應の初年には、西洋の絹布、毛布を賣るものあり、椅子其他の器具を賣るものあり、牛肉店は諸所に開店せらるゝのみならず、西洋風の家作を模擬して、西洋料理を開店せるものさへあり。

攘夷の勅命を奉じたる慶喜君其人の如きも、眞先に豚を食して、豚一の尊稱を博し、黑羽城主大關肥後守增裕君の如きは、待子夫人と與に乘馬にて、江戶市中を乘り廻はし、早速

夫婦して江戶町々を乘りあるき
異國を眞似る馬鹿の大關

との落首を贏ち得たるを見ても、如何に洋風の滔々として侵入し來りしやを知るべきなり。

斯る天地に住みて、斯る空氣を呼吸せんもの、假令先見達識の士にあらざるも、亦た攘夷の意見を排して、開國の政策を執るや當然なり。

江戶と京都との形勢、全然相反せしこと偶然ならずと謂ふべし。

一一三　奠都の當時

禁苑日麗かにして、老松影清く、瑤池水暖かにして、仙鶴聲高し、是ぞ君が代長かれと祝ふ千代田の城。

指を據ふれば、五十年の昔、幕府新に倒れて、王政古に復す、方に是れ大に天下の耳目を一新せざるべからざるの秋。

會ゝ奥羽の地亂る、明治元年正月、參與大久保利通一篇の書を上つり、帝都を大阪に遷して、親征せさせ給はんことを奏す、是れ實に千古の卓見たり。既にして四月十一日、德川氏終に江戸城を開く、參與江藤新平、大木喬任の三人乃ち

『今や德川慶喜恭順の意を表す、宜しく江戸城を以て、東京となし、以て東方經營の治所と定め、行く〳〵は東西兩京の間に、鐵路を敷きて、交通に便せらるべし、庶幾はくは將來皇國兩分の憂を免がれ候はん。』

この議を建つ、之れを前者に比すれば、更に一層の卓見たり。

朝廷一たび利通の議を納れ、閏四月五日、大砲天覽と稱して、聖駕大阪城に幸し給ふ、尋で親征の議止み、越えて八日、復た京都に還幸せさせ給ふ。江戸遷都の機運は愈ゝ促進し來れり、六月十九日、參與木戸孝允、大木喬任の二人、命を奉じて、江戸に赴き、東征大總督有栖川熾仁親王及び大監察使三條、實美軍務局判事大村益次郎と與に熟議する所あり、七月十七日、終に

朕今萬機を親裁し、億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎭、四方輻輳の地、宜しく親臨以て其政を視るべし、因て自今江戸を稱して、東京とせん、是朕の海內一家、東西同視する所以なり、衆庶此意を體せよ。

との詔書を煥發せさせ給ふ、天下の耳目を一新せんと欲せば、固より此曠古の英斷なかるべからず。

是に於て九月二十一日、聖駕京都を發し、十月十三日未の刻、鹵簿肅々として千代田城に入らせ給ふ。此日天氣晴朗にして、長空一碧、復た纖翳なし、沿道の士民道路に跪坐して、盛儀を拜觀し、皆帝者の尊嚴無比なるに感じ奉つらざるはあらず。皇威の覃ぶ所、奥羽忽ちに平定す、主上乃ち江戸城を以て、皇居と定め、改めて東京城と稱させ給ふ。

草の武藏野、變じて花のお江戸となり、花のお江戸、又變じて瓊の宮居となり、錦の都となる。

聖駕此處に駐まらせ給ふこと三閱月、十二月八日、東京御發輦、二十二日、京都に御着輦あらせ給ふ。

此間、先帝の御祭典あり、立后の御大禮あり。明治二年三月七日再び京都を發し、二十八日、東京に着かせ給ひ、永く九鼎を定めさせ給ふ。周舊邦と雖も、其命維新なり、是れより舊制を改めて、百度を張り、新政を施して、萬民を撫し給ふ、武威八紘に耀きて、聖徳六合に洽く、名にし負ふ千代田の宮居の太柱、千秋萬古搖ぎなきこそ畏けれ。

一一四　地名の由來

江戸の地名、橋名等に就ては、夫々に由來あらんも、一々知れがたし、今諸書に散見せるものを搔き集めて、左に記さん。

◎**江戸**　の江は川、戸は湊、即ち川の湊なり、隅田川の河口に在る湊と言ふの義なりと云ふ、諸說あれども、此說最も要領を得たるが如し。

▲**麴町**　は數軒の麴屋ありしが故に此名ありと云へども、往時は此あたりを國府方とも言ひ、又小路町と書きたることもあり、旁々國府、即ち今の府中への道筋に當るが故に、國府路と稱せしならんとの說あり、麻布笄橋を國府路

橋の轉訛なりと云ふよりは、允當の説なり。

△常盤橋　は元と大橋と云ふ、家光将軍の時、江戸城の大手に當るを以て、佳名を撰び「色かへぬ松によそへて東路の常盤の橋にかゝる藤波」との古歌に因みて、常盤橋と改む。

△一ツ橋　は徳川家康入國の時、大なる丸木の一ツ橋を架けしより名づく、松平伊豆守信綱の邸、其門内に在りしより、伊豆橋とも稱ふ。

△竹橋　北條氏康の時、佐竹彦四郎なるもの、父攝津守の軍忠に依りて、上總國椎津城を賜はり、其身は江戸二の曲輪に置かれ、家中のものは神田に置かる、因りて其橋を佐竹橋と稱へしを、後ち稱呼の便に依り、略して竹橋と言ひしなり、下谷竹町も恐らく此筆法ならん。

△呉服橋　は橋外に呉服師後藤縫殿助の宅ありしに由りて稱ふ、後藤橋と呼びたることもあり。

△數寄屋橋　は數寄屋町に出づる所に在り、此町には數寄の道に通ぜし織田有樂齋入道長益の屋敷ありしに由りて名づく。

△大炊殿橋　とは神田橋の事なり、橋内に土井大炊頭利勝の邸ありしに由りて稱ふ。

△水道橋　此橋の東手に並びて、神田上水の大樋ありしが故に此名あり、駒込吉祥寺の今の處に移る以前、此橋の東北に在り、其表門の通りに當れる橋なるが故に、吉祥寺橋と稱せしことあり。

△半藏門　とは其門外に物頭役服部半藏正成部下の屋敷ありしに由りて名づく、紀尾井町井伊邸に半藏山あり、亦た服部半藏に因めるもの。

△小田原門　とは外櫻田門の事を云ふ、北條氏綱の江戸城を攻め落せし時、此門より入りしに由りて稱ふ、德川家康の入國するに及んで、此稱を廢す。

△錢瓶橋　元祿四年、其橋畔より永樂錢の入りし瓶を掘り出せしに由りて名づく。

△永樂町　とは前項に揭ぐる永樂錢に因みて名づけしもの。

△道三橋　今大路道三（延壽院）と言へる官醫の宅ありしに由る。

△八代洲河岸　はヤヨウスなるものゝ居住せしに由る、當時、南蠻寺即ち耶蘇敎會堂の在りしものゝ如し。

△日比谷　は漁師町にて、篊を建てゝ、魚を取りしに依り、此名あり、芝口を日比谷と言ひしは、右日比谷の漁民を移せし所なるに由る。

△霞ケ關　は古昔關所の在りし處、遠く望めば、雲霞を隔つるが如くなりしを以て名づく。

△辨慶橋　城中の辨慶櫓は、京都の大工辨慶小左衞門の作りしもの、辨慶堀は小左衞門の繩張りせしものなるが故に、此名あり、辨慶橋も亦た然らん、西東の諸侯、其工事に與かりしに由り、西塔の辨慶に因みて名づくとの說は、隨分苦しき附會なり。

△紀尾井坂　は紀州、尾張、井伊の邸ありしに由りて名づく。

△牛ケ淵　とは九段坂脇の堀を曰ふ、錢を積みたる牛車落ちて、其牛死す、因りて此名あり。

△三年坂 とは市ケ谷門より、六番町へ上る坂を言ふ、往時、藥王山三念寺と言へる寺ありしに由りて名づく、此寺後ち本鄕元町に移る。

△餅木坂 は飯田坂と中坂との間に在り、此坂中なる青山七右衛門屋敷裏に冬青樹の大木ありしに由りて、此名あり。

△辰之口 は江戸城内堀の水の吐口なるに由りて稱ふ。

△有樂町 は數寄屋橋外なる織田有樂齋入道長益の邸址を有樂原と言ひしに基づく。

△草摺引横町 とは内山下町と内幸町との間、即ち日本勸業銀行と仁壽生命保險會社との間の筋を言ふ、北に南部美濃守の邸あり、南に伊東修理大夫の邸あり、兩家の役所、鶴の丸と庵に木爪なるよりの洒落なり。

△大名小路 とは有樂町報知社の前より中央停車場の前に通ずる道路を言ふ、諸侯の邸第ありしに由る、但し以前は諸侯の邸第多き所は、皆大名小路と稱ふ、唯此處のみにあらず。

△雉子橋 朝鮮の信使、始めて江戸に來りし時、遠人を饗するには雉子に優る好物なしとて、諸國より多く雉子を集む、其鳥屋の側に在りし橋なるに由りて、雉子橋と稱ふ。

△皂角河岸 とは參謀本部の前河岸を言ふ、加藤清正の邸第を建築せし時、皂角を植ゑしに由りて名づく。

▲日本橋 は全國の諸侯に課して、海を埋め川を掘りて架せしに依り、日本中のもの之れを架せしとて、誰れ言ふとなく日本橋と呼ぶ、終に日本

國中里程の基點となりしも奇と謂ふべし。

△龍閑橋　及び龍閑川は、寛永年間、傳通院定譽上人の建てたる龍閑寺に因みて名づく、此寺後ち小日向水道町に移る、今金富町五番地に在り。

△傳馬町　は傳馬役、即ち、驛傳を掌るもの丶居りし處。

△旅籠町　は旅人宿の在りし處なるが故に名づく。

△馬喰町　は高木源兵衛、富田半七と言へる伯樂頭の居りしに由る。

△兩國橋　は武藏と下總との兩國に架せらる丶を以て稱す。

△鎧橋　茅場町と小網町、蠣殻町との間を、鎧の渡と言ふ、源頼義の奥州に下る時、此所に來りしに、俄に風吹き、波起りしを以て、鎧を沈めて、龍神に祈る、因りて此名あり、鎧橋の名亦た此れに基づく。

△兜町　牧野侯の邸内に、甲塚あり、頼義の甲を納めし所なりと云ふ、兜町の名、此れより起る。

△茅場町　神田にて茅を商ふものを移せしより、茅場町と稱す、後ち此地の繁昌するに及び、更に本所に移され、其處をも又茅場町と呼ぶ。

△小網町　は佃島漁夫の網干場あり、毎朝錢瓶橋の夜詰より歸る時、此處に小網一つ宛を干したるに由りて名づく。

△駿河町は富士を眞正面に望みしが故に此名あり「名月や富士見ゆるかと駿河町」

△安針町は三浦安針事ウイリヤム、アダムスなるもの、居住せしより名づく。

△矢の倉は横山町二丁目中程より、大阪町、立花町、村松町、折曲りて兩國橋の際まで、大なる倉ありて、此れに矢を藏め置きしより名づく。

△海賊橋は本材木町の坂本町との間に在り、海賊奉行向井將監の屋敷ありしに由るものにして、一に將監橋とも云ふ、海賊奉行とは即ち軍艦奉行なり、今は海運橋と改む。

△一石橋　此橋の北に金座の後藤庄三郎あり、南に呉服師の後藤縫殿助あり、五斗、五斗、合せて一石と言ふの洒落なり、又此橋上より呉服橋、鍛冶橋、日本橋、江戸橋、常盤橋、錢瓶橋、道三橋を一覽するを得るが故に、之れに一石橋をも加へて、八橋又は八見橋とも稱す。

△花町とは新大坂町の舊稱なり、西本願寺別院の横山町二丁目東側に在りし頃、樒の花を賣る家多く有りしに由る。

△親父橋　慶長年間、庄司甚右衛門の日本橋に吉原遊廓を開きし時、同業者其年長なるを以て、皆親父々々と呼ぶ、甚右衛門遊客の便を計りて、此橋を架す、因りて親父橋と稱す。

△照降町とは小舟町三丁目の俗稱なり、雪駄屋と傘屋と軒を並べたるが故に、此稱あり。

△富澤町　鳶澤甚内と言へるもの、此地を賜はりて、古物市を開設せしが故に、鳶澤町と呼ぶ、後ち甚内の姓を富澤と改むるに及んで、又富澤町と稱ふ。

△永久橋 は濱町に在り、元祿の頃、此邊は永井、久世の兩家のみにして、此橋亦た兩家にて架設す、故に其頭字を取りて、橋名となす。

△京橋

日本橋より京に上る第一の橋なるを以て名づく、其川を京橋川と言ひ、其附近の地を京橋と稱ふ。

△采女町 は享保の頃まで、松平采女正の屋敷の在りし處、後ち原となりて、采女ヶ原と言ひ、更に町家となりて、今の名稱となる。

△靈巖島 は寛永元年、雄譽靈巖和尚の海邊を埋めて、精舍を建てし處、因りて島を靈巖島と言ひ、寺を靈巖寺と曰ふ、其當時ゆら〳〵と搖ぎしが故に、蒟蒻島と稱す、萬治二年に至りて、寺を深川に移さる。

△八丁堀 は寛永年中、海賊橋より松屋橋、彈正橋までの川通りを、船舶通行の爲めに開く、其長さ八丁あるが故に、此稱あり。

△五輪町 とは中橋上槇町北の方の舊稱なり、多くの石屋ありしが故に、此名あり、明暦の大火後、石屋も失せ町名も亦た廢る。

△築地 は明暦の大火後、木挽町の海岸を埋立てたる處。

△鐵砲洲 は寛永年間、南北八町の地を畵して、大砲の演習を行はしめたるに由りて名づく。

△佃島 は天正年間、攝州佃島の漁夫三十四人の來りて住居せし處。

△石川島は石川八左衞門の拜領せし地なるに由りて名づく。

△八官町の名稱は唐人八官なるもの丶住居せしに由りて起る。

△紀國橋の名は紀州の藏屋敷、其橋東に在りしに基づく。

△金春は南金六町は金春七郎の屋敷ありしに起因す。

△銀座は京橋より起りて、四丁目に至るまでを言ふ、慶長十七年六月、銀座を設けて、銀貨を鑄造せしより、終に町名となる。

△岡崎町は岡崎の人岡崎十左衞門なるもの、來り住して、名主となりしに由る。

△和泉町は和泉三郎兵衞と言へる魚市場商人の宰領せる處。

△木挽町は江戸城改築の時、木挽職の居りたる所なり。

△尾張町加賀町、出雲町、因幡町、山城町等は、慶長八年、之れを埋立てたる諸侯の國名を取りて命じたるもの。

△五郎兵衞町彌左衞門町、惣十郎町、金六町等は、名主の名前を其儘町名に呼びたるなり。

△越前堀は福井藩主松平越前守の屋敷ありしに由る。

▲芝

に就ては諸説あれども、此邊武藏野の末にて、芝生の地なりしに由りて名づくとの說、允當なるを覺ゆ。

△**三島町** は増上寺と神明との横迴りを言ふ、鍋島、久留島、福島の三邸、此處に在りしに由る。

△**新網町** 寛文六年、金杉の海手百餘間の地を拜領して、網干場を設く、因りて新網町と名づく。

△**三光町** 白金に專心寺と言へる淨土宗の寺院あり、寺中に三葉の松あり、土民三鈷の松と曰ふ、是れより其附近の坂を稱す、後ち三光坂と書し、轉じて町名となる。

△**新錢座** 寛文十三年、新錢鑄造所の設けられし處。

△**宇田川町** は上杉朝興の臣宇田川和泉守の子喜兵衞の沒落後、開拓せし處、子孫相繼ぎて名主を勤む。

△**伊皿子** は歸化の明人伊皿子の住居せし處。因りて之れを町名となし、邦訓に依りて、いさらごと呼ぶ。

△**城山町** は熊谷直實の城跡なりと言ひ傳ふ、神谷町に熊谷橋と稱する石橋あるを見れば、何れ熊谷姓の人、此處に居りしものならん。

△**四國町** は薩州、筑後、阿波、伊豫の四國の藩邸ありしに由りて名づく。

△**三田** は御田にして、上代皇室の御領地なりしならん。

△**綱坂** は渡邊綱の出生地なりとの說あれども、信じがたし。

△二本榎は二本の榎ありしが故に名づく、一里塚の跡なりと云ふ。

▲麻布。とは麻生なり、淺茅生なり、茅萱の生ひし原なるが故に名づく。

△日ケ窪は六本木より南に下る坂にして、日受け好き故、日南窪と言ひしを、世人呼び好き儘、日ケ窪と言ふに至りしなりと云ふ。

△三河臺は松平參河守の邸第ありしが故に名づく。

△十番 元祿十一年、新堀堀割の時、區域を分つて、一番より十番に及ぶ、此處は十番に當りしより、自から地名となる。

△市兵衞町は慶長十九年の頃まで、畑地として、其名主を市兵衞と言ひしに由る。

△我善坊谷は秀忠將軍の夫人崇源院を火葬せし時、龕前堂を建てし處にして、龕前堂谷轉して我善坊谷となりしならんと云ふ。

△南部坂は今井臺より氷川臺へ登る坂なり、往時南部家の屋敷ありしに由りて名づく。

△狸穴坂は讀んで字の如く、狸、貉などの巣窟なりしが故なり、荻生徂徠の南留別志には、まみ穴と云ふ所は、古金ほりたる穴なり、まみはまぶの事なり、享保六年の頃、黄金のやうなる砂出でたれども、未だ年の足らぬ金なりとて、掘らずなりぬと記せり、此處の事あるべし。

△笄橋 往時此地を鴻ケ谷村と言ひ、其橋を鴻ケ谷橋と言ひしが轉訛せしならんと云ふ。

▲**赤坂**。は元と一ッ木の小名なり、赤土の坂なりしが故に名づく、今は此邊の總名となる。

△**一ッ木** は人繼なり、往時驛傳の地にして、人馬を繼ぎ立てたるより、人繼と言ふ、此地に在りし氷川神社に神木の銀杏一株あり、人繼と一ッ木と邦音相同じきに依りて、一ッ木と改めしと言ひ傳ふ。

△**靈南坂** は慶長年中、佛日山東禪寺と言へる寺あり、其開基を靈南上人と言ひしより、此名あり、此寺後ちに下高輪に移る。

△**ねぶと横町** 江戸見坂の上に、陽泉寺、澄泉寺と稱する兩寺あり、其間をねぶと横町と言ひしは、ようこちやうとの間に言ふ穢い洒落なり。

△**横太原** は鮫ケ橋の上の崖に、權太僧都の古碑あるに由る、此碑に曆應二年乙卯八月九日と刻しあり、安鎭大權現と崇む。

△**紀伊國坂** は紀州邸の前に在るが故に名づく。

△**青山** は青山常陸介忠成に邸地を賜はりしより起ると云ふ、左れども其以前より既に青山街道の名あり、相州大山街道なれば、大山轉じて青山となりしならんとの說あり。

△**福吉町** は福岡藩主黑田家と人吉藩主相良家の邸あるより、福岡の福と、人吉の吉とを取りて、其町名となす。

▲**四谷** は四方に谷ありしに由りて名づくと言へど、左にあらず、往古は武藏野に續きたる曠野にして、梅屋、木屋、茶屋、布屋と言へる四軒の旅人宿あり、因りて、四ツ家と言ひしを、四谷と轉ずるに至りしなり。

△**伊賀町** は旗下の一團たる伊賀衆の邸宅ありしに由る。

△**忍町** は寛永十年、松平伊豆守信綱に忍の城を賜はると與に、城番の面々を召還して、邸宅を賜はりしより、此名あり。

△**信濃町** は信濃原とも言ひ、永井原とも言ふ、永井信濃守尙政の邸ありしに由る。

△**大木戸** は往時關門の在りし所なるに由りて稱ふ。

△**右京町** は大久保右京の屋敷ありしに基づく。

△**左門町** は諏訪左門の屋敷ありしに由りて稱す。

▲**牛込** とは牛の牧場の在りし所なり、馬込、駒込は馬の牧場なりしと同じ、込とは集まるの義なり。

△**市ケ谷** ば一ヶ谷なり、此處より四谷まで、四つの谷ありしさの說あり、其れにしては二ケ谷もなく、三ケ谷もなし。

△神樂坂　は赤城神社の神樂堂の在りし處なりと言ひ傳ふ。

△榎町　は昔時榎の大木ありしに由りて名づく。

△左内坂　は其名主を代々島田左内と言ひしに由る、安永の頃の左内は、酒を嗜みて、狂名を酒の上熟寢と稱す。

△淨瑠璃坂　淨瑠璃の曲は、義經の牛若と言ひし時より、奥州に下りしまでを、十二段に述べしものにて、世に源氏十二段と稱ふ、之れを六段づゝに切りて、上り八島、下り八島と言ひ、淨瑠璃姬の事を第一とすれば、總稱して淨瑠璃の曲と言ふ、此坂に紀州の家老水野土佐守の邸あり、其長屋六段ありしが故に、斯くは呼び倣せるなり。

△破損町　は小普請方の拜領せし地なり、小普請奉行は一に破損奉行と言ひ、破損の修覆を掌る、故に此名あり。

△山伏町　は往時山伏の居住せし所なるを以て名づく。

△鰻坂　は拂方町と市ケ谷砂土原町三丁目との間の坂を言ふ、細く長くして、ウネ〳〵と屈曲せるより、此名あり。

△矢來　酒井讃岐守忠勝の邸ありて、其周圍に矢來、即ち木柵を繞らせるに由りて稱ふ。

△山吹里　は太田道灌の狩に出て、農家に立ち寄りて、蓑を借らんとせし時、少女の山吹の枝を折りて出だせる所なりと言ひ傳ふ。

▲小石川 は元巣鴨村より流れ出づる谷端川の末なり、小石あるよりの名にして、頓て町名となりしならん、加賀國石川郡より白山權現を勸請せしより、小石川と稱せしとは、附會の說なるべし。

△關口 は神田上水の關口に在るより稱ふ。

△水道町 は神田上水の水道に當れるが故に名づく。

△切支丹坂 は茗荷谷第六天町より同心町へ登る小坂を言ふ、宗門奉行井上筑後守の下屋敷に牢屋を作り切支丹宗門の徒を監禁せしが故に、此名あり。

△安藤坂 は其西手に安藤侯の屋敷ありしに由りて稱す。

△富坂 は元と鳶坂と言ふ、元祿の頃、鳶、烏を捕へ、此坂中に小屋を建てゝ養ひ置き、後ち遠國へ遣はして放ちしより、此名あり。

△大塚 安藤對馬守の屋敷の東方森川小左衞門の屋敷内に大なる古塚ありしより、此名あり。

△傾城ケ窪 一に雞聲ケ窪と書す、何處ともなく雞聲の聞えしより、此名起ると云ふ。

▲本郷 は湯島の本郷なるが故に、此稱ありとの說あり。

△弓町 元和の頃、城より鬼門に當るを以て、御弓組六組を此處に置き、毎日的場に於て、弓を射せしむ、因りて御弓町と稱す、寛永中、鬼門に東叡山を建てゝより、此弓組他所へ移さる。

△向ケ岡 は忍ケ岡より池を隔てゝ相向ふ岡の義なり。

△團子坂 は本と汐見坂と言ふ、團子屋ありて、世に知られ、終に坂名となる。

△駒込 とは往時馬の牧場ありしより起る。

△追分 とは板橋へ向ふ路と、飛鳥山へ行く道との分岐點なるに因りて名づく。

△森川町 は森川金右衞門氏俊の屋敷ありしに由る。

△壹岐坂 は小笠原壹岐守の下屋敷ありしより稱せらる。

△御茶の水 は其崖下に清泉湧出し、將軍家の御茶の水となりしが故に、此稱あり。

△昌平橋 は元と一口橋とも言ひ、相生橋とも言ふ、元祿四年正月、湯島の聖堂成ると與に、魯の昌平郷に取りて、昌平橋と改め、聖堂の東の坂をも、昌平坂と稱す。

▲神田 は往古伊勢大神宮の神田の在りし處。

△駿河臺 を元と神田山と言ひ、神田臺とも稱ふ、駿河在番の諸士を此處に移せしより、今の名に改む。

△皂角坂 は水道橋より駿河臺に登る坂を言ふ、昔時皂角多かりしに由りて稱せらる。

△鈴木町 は鈴木姓の人、軒を並べて住めるが故なるべし、享保七年の繪圖に、鈴木嘉右衛門、鈴木九太夫、鈴木左門鈴木平左衛門などの屋敷あり。

△目鏡橋 萬世橋は一に筋違橋と言ひ、目鏡橋とも言ふ、其橋斜に架り、又其橋臺兩個の半圓を描きて、目鏡の如くなりしを以てなり、今は架け換へられて、兩つながら其實を失ふ。

△小川町 は德川家康の入國前、水道町の邊より、神田を經て、常盤橋の方に流るゝ小川ありしに由る。

△今川小路 は高家今川氏の邸ありしに由る。

△甲賀町 は江州出身の甲賀組の居りたる處。

△臺所町 は幕府の御臺所役人の屋敷ありしに因りて稱せらる。

△柳原 は享保年間、其堤上に柳を植ゑられしより、此名あり。

△和泉橋 は其橋北に藤堂和泉守の邸敷ありしに由りて稱せらる。

▲下谷 とは上野、湯島の下なる低地と言ふの義なり。

△上野 は以前藤堂高虎の屋敷にして、其居城伊賀の上野の名を移せしものなりとの說あれども、上野の名は、既に其前より在り、ツマリ下谷に對する上野、即ち高臺の義なるべしと云ふ。

△三橋　は中央及び左右に三橋相並びて、架せられたるに由る、但し中央は将軍家通行の橋にして、御橋と言ひしより、ミハシと呼ぶに至りしならん。

△山下　は解釋を費やすまでもなく、上野山下の義ならん。

△御徒町　は旗本御徒士の屋敷多きに基づく。

▲淺草

とは茅萱生ひ茂れる武藏野の中にても、草の淺かりし所なるより、此名あり。

△向柳原　とは柳原の向ふ岸に在るが故に名づく。

△三味線堀　は其形の似たるより名つく、附近に三筋町あるが故の名にはあらず、三筋町とは三條の道路相並べるよりの名なり。

△藏前　とは鳥越橋の北、黑船町に至るまでの通りを言ふ、其東側に幕府の米藏ありしに由る。

△並木町　は奥州街道にして、松並木ありし故、此名あり。

△天文橋　は福富町より藏前に出づる所に在り、天文臺の在りし所なるに依りて稱ふ。

△堀田原　とは今の壽町の邊を言ふ、堀田加賀守の邸址なりしに由る。

△手向野　とは鳥越の邊の舊名なり、往時刑場の在りし處にして、往來の人、香華を手向けたるに由る。

△眞土山はミツチ山なり、金龍來り住みしより此名起ると言ふは、如何のものにや。

△橋場は昔時橋を架けたる處、源賴朝の舟橋を架けしも、太田道灌の假橋を架けしも、倶に此あたりなるべし。

△日本堤は明曆の大火後、遊女町を移す時、東西の諸侯に課して築かしめしより名づくとも言ひ、六十六日にて成功せしより、六十六所に擬して日本堤と名づけしとも言ふ。

△孔雀長屋日本堤より田町へ下る所、土手に沿うて長屋あり、寬文の頃、此長屋の尻に美くしき娘ありしを、孔雀の尾に玉あるに比して、孔雀長屋と呼び來る。

▲深川・は往時海濱の茅野なりしに、攝津の人深川八郎右衞門なるもの此處を開拓せしより、家康命じて深川村と稱せしめ、子孫世々里正となる。

△船藏前は幕府の大船安宅丸以下の官船を入れたる船藏の前に當るより名つく。

△安宅町は安宅丸を解きて燒き捨て、其灰を埋めし處なるに由る。

△越中島は榊原越中守の別邸地たりしより名つく。

△數矢町は三十三間堂の所在地にして、數矢を射たる所なるに因りて、此名あり。

▲本所・は元と本庄と言ふ、江東を牛島と稱したることありて、牛島の本庄の

義なり、元祿の頃、本所と改む。

△向島　は隅田川を隔てゝ向ふに在るよりの名なるべし。

江戸懷古錄　終

大正七年四月廿八日印刷
大正七年五月參日發行
大正七年九月九日再版發行

江戸懷古錄奥附
定價金貳圓五拾錢

不許複製

著作者　熊田宗次郎
東京市神田區今川小路一丁目六番地
發行者　菊池秋四郎
東京市神田區錦町一丁目十九番地
發賣者　小川菊松
東京市神田區美土代町二丁目一番地
印刷者　横山喜助
東京市神田區美土代町二丁目一番地
印刷所　活文舍

東京市神田區今川小路一丁目六番地
發行所　奠都記念會
東京市神田區錦町一丁目十九番地
發賣所　誠文堂書店